吉田松陰全集

第十二巻

山口縣教育會編纂

編輯校訂委員　廣瀬豊
玖村敏雄
西川平吉

松陰神社（東京市世田谷區若林）

吉田松陰全集　第十二卷目次

宋元明鑑紀奉使抄……一
外蕃通略……八三
雜纂・補遺……一一五
山鹿氏墓碑　弘化四年五月十八日……一一七
覺　嘉永四、五年（カ）……一一九
茶　對　嘉永五年……一一九
獄中雜詠稿　安政二年（カ）……一二〇
松下村塾規則　安政四年（カ）……一二一
月の畫の贊　安政四年八月……一二二
作詩圖解　安政四年……一二三

山鹿素行著述目錄　安政四、五年(カ)……一二四
代筆草稿　安政五年……一二四
覺　書　安政五年七月二十四日……一二六
囚奴自問　安政五年十一月二十七日……一二七
某事件相談書　安政五年……一二九
覺　悟　安政六年二月頃……一三二
覺　書　安政六年五月(カ)……一三五
曾てなん心計りに　年代不明……一三六
人の車に乘る者は云々　年代不明……一三六
石本龜齡君墓碑銘　安政三年……一三八
六二八　月性宛　安政二年十二月二十二日……一四〇
六二九　月性宛　安政四年九月十日……一四二
六三〇　横山重五郎宛　安政四、五年頃……一四四

關係雜纂……………………………………一四五
依田學海日記　安政六年十月……………………………一四七
吉田寅次郎（唱義聞見錄拔萃）……………………………一四八
小幡高政談　明治三十九年以前……………………………一五二
松村介石所說　大正十三年二月某日……………………………一五三
松陰先生の令妹を訪ふ　明治四十一年九月……………………………一五四
家庭の人としての吉田松陰　大正二年一月……………………………一六八
鷗磻釣餘鈔　明治二十四年……………………………一七七
松下村塾零話　明治三十年……………………………一八七
渡邊蒿藏談話第一　大正五年七月八日……………………………二〇〇
渡邊蒿藏談話第二　昭和六年四月……………………………二〇四
渡邊蒿藏問答錄　昭和八年八月十三日……………………………二〇五
杉恬齋（百合之助）先生傳……………………………二一三

太夫人實成院行狀（杉瀧子傳）……二三五
玉木正韞（文之進）先生傳……二四三
竹院和尚傳……二六九
杉民治傳……二八九
關係人物略傳……三一七
解題……一

宋元明鑑紀奉使抄

宋元明鑑紀奉使抄序

大丈夫使を四方に奉じ、事に隨ひて專對し、君命を辱しめざる者は、實に千百世の美談にして、余の以て稱道せんと欲する所なり。余嘗て劉子政(一)の說苑を讀みしに奉使の篇あり。其の言に曰く、「春秋の辭、相反するもの四あり。既に曰く、大夫は遂事なし、擅に事を生ずるを得ずと。又曰く、境を出でて以て社稷を安んじ國家を利すべきものは、則ち之れを專にして可なりと。既に曰く、大夫君命を以て出づれば、進退大夫に在りと。又曰く、君命を以て出でて喪を聞けば、徐行して反らずと」。因つて論述する所あり。要は亦皆專對して辱しめざるの道なり。但だ其の載する所の事實寥々幾くもなきを恨むのみ。通鑑(二)を讀むに及び、蘇武(三)・鄭衆(四)の匈奴に使し、班超(五)の鄯善・于闐に使し、燕の梁琛(六)の苻秦に使し、魏の李順(七)・于什門の涼・燕に使し、唐の顏眞卿(八)の李希烈に使し、後唐の姚坤の契丹に使するの類を觀て、其の事を慕ひ、其の人を尙

(一) 漢の劉向、字は子政。漢室の一族にして、文辭に通達し、擧げられて、宣帝・元帝・成帝の間に中郎・光祿大夫・中壘校尉等に歷任す。封事を上ること幾回なるを知らず。常に奸人に沮まる。說苑は其の著、君道、臣道等二十篇を揭げ、史上の逸話傳說を錄して人主の戒に供したるなり

(二) 資治通鑑、司馬光著

(三) 第七卷八五頁參照

(四) 後漢の人、字は仲師永平の初め節を持して匈奴に使し、拜せず。單于怒りしめ屈せず、

び、謂へらく、是れ所謂專對して辱しめざる者なるかと。因つて抄して一書と爲し、說苑の未だ備はらざる所を補ひ、以て後世の外國に使する者に貽らんと欲し、而して未だ暇あらざるなり。

宋の蘇明允(一)言へるあり。「大丈夫、將たるを得ずとも、使となりて口舌の間に折衝するを得ば足れり」と。方今洋賊の猖獗、日一日より甚し。而して議者方に講和を以て至計と爲すこと、趙氏(二)と異るなし。則ち名將ありと雖も、將た何の用ふる所ぞ。獨だ口舌に折衝し、驕膽を破り、姦謀を挫くことのみ、尙ほ爲すべきなり。近ごろ聞く、測海の議(三)、或は將に國使を發して夷國に遣はさんとすと。是れ誠に吾が國起仆の機、榮辱の會、安んぞ專對の才を擇びて不辱の功を成さざるを得んや。

吾れ絀して幽囚となり、時事を傳聞し、空拳を張り、憂目を㒼らし、孤憤洩らす所なし。偶〻宋元通鑑(四)・明朝紀事(五)を得、隨讀隨抄、積みて一冊子を爲す。噫、富弼・楊善の專對、洪皓(六)ら三人の辱しめざる、前に光にして後に烈、夫の蘇・鄭・班・梁・于・顏・姚と比して愧づるなきもの、而して其の他も皆一時の節臣烈士、宜しく仰ぎて以

使命を果す

(五) 第七巻二九五頁頭註參照。超鄯善に使せしに、偶〻匈奴の使も亦その地に至る。鄯善の王匈奴を恐れ、超を疎んず。超乃ち匈奴の使を斬りて王を威服せしむ。于窴に使せし際も、その王匈奴の使を斬りて降る

(六) 前燕の廣平の人、慕容暐の時に大鴻臚即ち外交使臣を以て長安に使せしに、苻堅の態度野鄙辭禮なし。これを責めて改めしむ

(七) 李順は字は德正、才策あり、涼州に使し、于什門は北燕の馮跋を諭しに行

て則を取るべき所なり。亦以て說苑の續と爲すべきか。其の間怯懦命を辱しめ、姦詐國を賣る者の若き、則ち亦戒と爲す所以なり。（七）盧懷忠・沈括・黃中・蔡哲ら諸人の敵地を審かにし敵情を索めし者に至りては、則ち余の素志（八）遂ぐる能はずして、特に奉使者に望む所なるのみ。

夫れ所謂辱しめざるものは必死自ら分とするに在り、專對するものは國家を利し敵の心を服するに在り。敵地を審かにし敵情を索むるものは、擊目觸耳、心の存する所、智も亦至る。而して專對・審索の二者は變に應じ機に投じ、初めより定體なし。辱しめざるものに至りてはこれを平素に蘊み、これを方寸に藏め、至要至切、至簡至易、苟も是に得るあらば、怯懦姦詐固より亦戒むるに足るなきものあり。是れ余が抄を爲すの大指なり。而して上下二十二代、其の事浩瀚なり。余、將に往〻徧搜周索し、以て之れを補はんとす。今特だ其の一斑を示すのみ。然りと雖も苟も其の人に非ざれば、所謂（九）多しと雖も亦奚を以て爲す者ぞ。而して固より奉使に益なきなり。因つて名づけて宋元明鑑紀奉使抄と爲し、且つ之れが序を爲る。

きて拘留二十四年、何れも功ありて太武帝の賞讃する所となる

（八）第七卷四六頁參照

（一）名は洵、老泉と號す。ここに引ける語は唐宋八家文卷十七「石昌言が北使となるを送る引」に出づ

（二）宋主の姓。宋の契丹と和を主とせるを云ふ

（三）安政二年三月二十七日米國船より日本近海測量許可願あり、幕府狼狽議定まらず、或は使節を米國に派遣して拒絕すべしとの議ありしをいふ

（四）明の薛應旂編、宋の太祖建隆元年

安政三年丙辰三月十三日

二十一回猛士

より元の順帝至正二年に至る四百八十二年間の記事

（五）明朝紀事本末、清の谷應泰編、八十巻

（六）洪晧・張邵・朱弁。

（七）後出

（八）海外探索の志

（九）論語子路篇第五章に、「四方に使して專對すること能はずんば、多しと雖も亦奚を以て爲さん」と出づ。多しと雖も一向取るに足らざるをいふ

宋元資治通鑑

宋紀一　太祖

乾德元年春正月、盧懷忠(一)を遣はして荊南に使せしめ、之れに謂つて曰く、「江陵の人情の去就、山川の向背、我れ盡く之れを知らんと欲す」と。懷忠還りて言す、「高繼沖(二)の甲兵整へりと雖も、而も控弦(三)三萬に過ぎず。年穀登れりと雖も、民暴斂に困しめり。南は長沙に邇く、東は建康(四)を距て、西巴蜀に迫り、北朝廷を奉じ、其の勢、日に給するに暇あらず。之れを取ること易きなり」と。

(五)○人情の去就、山川の向背、是れ等の事、君命なしと雖も奉使者の固より宜しく知るべき所なり。

宋紀三　太宗

(一) 河間の人、宋の太祖に從ひ軍功あり。還りて判四方館事となり、江陵府に知たり。後江南に使し還るとき途に卒す

(二) 五代の時荊南に主たりしが、後宋に歸す

(三) 戰に堪ふるものをいふ

(四) 建業といひしことあり、今の南京

(五) 以下○符號を附し、一字下げに組みたる文、松陰の評なり

太平興國二年、辛仲甫(一)を遣はして契丹に報ぜしむ。契丹の主、問ひて曰く、「聞く、中朝に党進(二)といふ者あり、眞に驍將なりと」。仲甫曰く、「名將甚だ多し、進の如きは鷹犬の材、何ぞ數ふるに勝ふべけんや」と。契丹の主、頗る之れを留めんと欲す。仲甫曰く、「信以て命と成す。義留まるべからず、死あるのみ」と。契丹、禮を厚くして遺り還す。

○党進の對、國體を重んずる所以なり。信義の言、使命を奉ずる所以なり。使此くの如くにして、君命を辱しめざるなり。而して其の本は則ち死あるのみ。唯だ其れ死あるのみ。契丹、安んぞ禮を厚くして遺り還さざるを得んや。

宋紀六　眞宗

景德元年冬十月、閤門祗候曹利用(三)を遣はして契丹の軍に詣らしむ。帝、之れに語げて曰く、「契丹の南來は、地を求めずんば則ち賂を邀むるのみ。關南(四)の地、中國に歸すること已に久し、許すべからず。漢玉帛(五)を以て單于に賜ふことは故事あり」と。利用、

(一) 字は之翰、學を好み、吏事を能くす。太祖群臣誰れか文武兼ね全き者なるを問ふ。趙普答ふるに仲甫を以てす。使して契丹より還り、給事中・參知政事に累拜す。
(二) 開寶中、太原を征するに從ひ功あり、累進して忠武軍節度使に至る。平常は溫和なるも甲冑を被るごとに毛髮竪立すといふ。
(三) 字は用之、慷慨にして志操あり。契丹の軍に使して和議を定め、歸りて樞密使・同平章事に累拜し、左僕射兼侍中を加へらる。章獻后朝に臨

契丹を憤り色平かならず。對へて曰く、「彼れ妄りに求むる所あらば、臣敢へて生還せず」と。帝、其の言を壯なりとす。

○色平かならず。生還せず。是くの如き者を以て使と爲すべし。

契丹、其の臣韓杞を遣はし、書を持して曹利用と倶に來りて盟を請はしむ。利用言す、「契丹、關南の地を得んと欲す」と。帝曰く、「言ふ所の地を歸すの事名なし。若し必ず邀求せば、朕當に決戰すべし。若し金帛を欲せば、朝廷の體、固より亦傷るなし」と。寇準(六)、賂ふに貨財を以てするを欲せず、且つ其の臣を稱せんことを邀め、及び幽・薊の地を獻ぜしめんと欲す。會〻準を譖る者あり。準、已むを得ず、乃ち其の成を許す。復た曹利用を遣はして契丹の軍に如き、歳幣を議せしむ。帝曰く、「必ず已むを得ずんば百萬と雖も亦可なり」と。準、之れを聞き、利用を召して幄に至らしめ、謂つて曰く、「勅旨ありと雖も、汝の許す所三十萬を過ぎなば、吾れ汝を斬らん」と。利用、契丹の軍に至る。蕭太后(七)、利用に謂つて曰く、「晉(八)、我れに關南を畀へしに、周の世宗(九)之れを取れり。今宜しく還さるべきなり」と。利用曰く、「晉・周の事は我が朝知

むや中人と貴戚と權を爭ひ、利用、内侍の構ふる所となり、房州に貶せられて縊死す。天下これを寃とす

(四) 函谷關以南、今の河北省、山西省の地域、古の雲・朔・寰・涿・新等諸州の所在地

(五) 漢の高帝、劉敬をして宗室の女公主を奉じ、單于の閼氏と爲さしめ、歳に匈奴に絮繒酒米酒を奉ずることゝし、約して昆弟となり、以て和親す。これらの事實をいふならん

(六) 當時の重臣、正議を持して讓らず、契丹をして臣

らず、歳ごとに金帛を求め、以て軍を佐けしむる若きは尙ほ帝意の可否を知らず。地を割くの請は我れ敢へて以て聞かず」と。契丹の政事舍人高正始、遽かに前みて曰く、「我れ衆を引きて以て來り、故地を復せんことを圖る。若し止だ金帛を得て歸るのみならば、吾れ吾が國人に愧づ」と。利用曰く、「子、盍ぞ契丹の爲めに熟計せざる。契丹をして子が言を用ひしめば、恐らくは兵を連ね釁を結び、國の利に非ざるなり」と。契丹猶ほ關南を覘ひ、其の監門衞大將軍姚柬之を遣はし、書を持して復た議せしむ。帝許さず、而して去る。曹利用、竟に銀十萬兩・絹二十萬匹を以て約を成して還る。

○朝廷に決戰の二字あり、使者の膽萬倍す。然れども「當」(一)の一字、已に是れ「百萬と雖も」の根なり。惜しいかな。

準を譖る者亦何の心ぞ。趙宋の强弱をして一言の下に判ぜしむ。萬世の後まで其の肉を食はんと欲す。

弱宋の事、固より言ふに足らず。然れども賂を邀むれば則ち和し、地を求むれば則ち戰ふ、君臣已に定論あり。後來の、議未だ決せずして遽かに行かしむるの比に非

と稱せしめんことを主張せるなり

(七) 契丹の主隆緒の母

(八) 晉の高祖石敬塘、契丹の援によりて帝と稱し幽・薊・涿・檀・雲・朔等十六州を割きて與ふ

(九) 後周の二代、諱は榮、本姓柴氏、北漢に勝ち、後蜀を平らげ、後唐を降し、契丹を攻めて莫・瀛・易諸州を得て、關南を平ぐ

(一) 前出「當に決戰すべし」の當の字をさす。當にすべしといふのみにて、實に決戰の意あらず、即ち百萬金を與ふるも可なりといふの根基ここにあり

ず。是れ北宋たる所以なり。
高正始に答ふる、語温かく、理明かに、氣烈し。契丹、已に心折く。

宋紀八　仁宗

天聖九年夏六月、契丹の隆緒[二]死す。秋七月丙午、契丹來りて哀を告ぐ。龍圖閣待制孔[三]道輔を遣はして契丹に使せしむ。燕の使者優人、文宣王[四]を以て（演）戲を爲す。道輔、艴然として徑ちに出づ。虜使主客の者邀へて還り坐せしめ、且つ謝せしむ。道輔、色を正して曰く、「中國と北朝と好を通ずるは禮文を以て相接す。今俳優の徒、先聖を侮慢す、而して之れを禁ぜざるは北朝の過なり。何ぞ謝することを爲さん」と。是に至り、益〻禮重きを加ふ。道輔は孔子四十五世の孫なり。

○氣烈しく詞正し。先聖[五]夾谷の遺風あり。契丹安んぞ禮重きを加へざるを得んや。辛仲甫の事、又此れと類す。大抵の奉使、敵國の敬憚する所となるに非ずんば、則ち上は必ず國命を辱しめ、下は必ず其の身を危くす。

（二）契丹の主なり
（三）字は原魯、召されて左正言となる。命を受くるの日、曹利用を論ず。性硬直彈劾避くる所なし。後出でて鄆州に知たり
（四）孔子の謚
（五）魯の定公の時、孔子大司寇たり。定公齊の景公と夾谷に會せるに、孔子之れに從ひ、大いに景公の無禮を尤め、其の膽を拉ぐ。史記の孔子世家參照

宋紀九　仁宗

康定元年、知制誥韓琦(一)、蜀に使して歸り、西師の形勢を論ずること甚だ悉せり。

○韓公、蜀に使す、心を用ふること知るべし。

慶曆元年三月、趙元昊(二)の范仲淹(三)に答ふる書、語不遜多し。仲淹、來使に對ひて之れを焚く。（仲淹、時に永興軍に知たり。）

○使に對ひて書を焚く。乃ち范公たる所以なり。幣(四)を焚きし者を去らしむると大いに異なり。是れ奉使に非ざれども、類に觸れて抄出す。下是くの如きもの甚だ多し。

二年、契丹の主、南侵の意あり。蕭特末・劉六符を遣はし來り書を致して故地を取らんとし、及び師を興して夏(五)を伐つこと、及び沿邊に水澤を疏濬し、兵戍を增益するの故を問はしむ。富弼(六)をして接伴使と爲し、迎へて之れを勞はしむ。特末、疾に託して拜せず。弼曰く、「吾れ嘗て北に使せしとき、病みて車中に臥せしが、命を聞きて輙ち起てり。今子拜せざるは何ぞや」と。特末等、矍然として起ちて拜す。弼、懷を開

(一) 字は稚圭、宋代有數の名臣。趙元昊の反するや、范仲淹とともに兵間にあること久しく、賊の心膽を寒からしめ、名一時に重し。英宗の時右僕射に拜せられ、魏國公に封ぜらる。國策を決し社　の臣たり。知制誥は天子の詔令を知する大官

(二) 興州に居り、夏・銀・綏・宥等十三州を據有して大夏皇帝と僭號して入寇す。

(三) 學者にして名臣。天下に先つて憂へ、天下に後れて樂しむを以て志とす。官は參知政事に至る。邊人語を爲して曰

く、軍中一韓（琦）あり、西賊之れを聞きて心膽寒し。軍中一范（仲淹）あり、西賊之れを聞きて膽を驚破す」と

（四） 不明

（五） 西夏の太守趙元昊を伐つのこと

（六） 河南の人、字は彥國。名臣。仁宗の時、契丹に使し、和戰の利害を辨じ、南北の民をして兵革を見しめざりしこと數十年、還つて樞密副使に拜せらる。至和年中、相となる。王安石と合はずして致仕す。韓國王に封ぜられ、卒して文忠と謚せらる

（七） 夷狄を

いて與に語る。特末、感悅して亦復た其の情を隱さず、密かに其の主の得んと欲する所のゝのを以て告げ、且つ曰く、「之れに從ふべし、然らずんば一事を以て之れを塞がん」と。弼、具さに以て聞す。帝唯だ歲幣を增すことを許し、或は宗室の女を以て其の子に嫁せしめんとし、弼をして報聘せしむ。弼、命を得て卽ち入りて對し、叩頭して曰く、「主憂ひ臣辱しめらる、臣敢へて其の死を愛しまず」と。帝、爲めに色を動かす。弼を樞密直學士に進む。弼、辭して曰く、「國家急あり、義として勞を憚らず。奈何ぞ逆め官爵を以て之れに賂らん」と。遂に往く。

○夏を伐ち、澤を疏し、戍を益すこと、皆以て南使の名と爲すべし。小を以て大に交はり、弱を以て强に交はる、其の難きこと是くの如し。故に人と交はらんと欲せば、必ず先づ自ら强大に爲せ。然らずんば則ち命に堪へざらん。

命を聞きて輒ち起つは禮なり。懷を開いて與に語るは信なり。而して北虜をして嬰然として起ちて拜し、其の情を隱さざらしむ。富公、人より高きこと一等なり。世或は謂へらく、（七）犬羊信なし、安んぞ禮義を知らんと。是くの如き者は以て鬪將と爲

すべくも、以て使者と爲すべからず。

富弼還りて復た契丹に至る、契丹の主宗眞を見て、言ひて曰く、「兩朝の人主、父子好（よしみ）を繼ぐこと四十年に垂（なんなん）とするに、一旦にして地を割かんことを求むるは何ぞや」。契丹の主曰く、「南朝約に違ひ、雁門(一)を塞ぎ、塘水を增し、城隍を治め、民兵を籍す。將に以て何をか爲さんとする。群臣兵を擧げて南せんと請へども、吾れ謂へらく、使を遣はし地を求めしむるに若（し）かず、求めて獲ずんば、兵を擧げんも未だ晩（おそ）からずと」。弼曰く、「北朝は章聖皇帝（眞宗）の大德を忘れしか。澶淵（せんえん）(二)の役、苟も諸將の言に從はば、北兵脫（のが）るるを得たる者なからん。且つ北朝中國と好を通ずるときは、則ち人主其の利を專らにして、臣下獲る所なく、若し兵を用ふるときは、則ち利臣下に歸して、人主其の禍に任ず。故に兵を用ひんことを勸むる者は皆身の爲めに謀るのみ」と。契丹の主驚きて曰く、「何の謂ぞや」。弼曰く、「晉の高祖(三)、天を欺き君に叛き、末帝のとき昏亂し、土宇狹小にして上下離叛せり。故に契丹の全師獨り克（か）てり。然れども虜、金幣を獲て、諸臣の家を充牣（じゅうじん）せしめ、而して壯士健馬物故するもの大半なり。今中國は

指す

(一) 今山西省中北部代縣の北、長城の關門あり

(二) 契丹入寇す。眞宗、寇準の議によりて澶淵に親征し、大いに契丹を挫きて、之れを退却せしむ。事は景德元年にあり

(三) 石敬塘。末帝は石敬唐に嗣ぎて立てる出帝のこと

提封萬里、精兵百萬、法令修明にして、上下心を一にす。北朝兵を用ひんと欲するも、能く其の必勝を保せんや。就ひ共れ勝つとも、亡ふ所の士馬は、群臣之れに當るか、抑〻人主之れに當るか。若し通好絶たずんば、歳幣盡く人主に歸す、群臣何ぞ利せん」と。契丹の主大いに悟り、首肯すること之れを久しうす。弼又曰く、「雁門を塞ぐは元昊に備ふるなり。塘水は何承矩[四]に始まる、事は通好の前に在り。城隍は皆舊を修め、民兵も亦闕を補ふのみ。約に違ふに非ざるなり」。契丹の主曰く、「卿の言なかりせば、吾れ其の詳を知らざらん。然りと雖も吾が祖宗の故地は當に還さるべきなり」。弼曰く、「晉、盧龍[五]を以て契丹に賂し、周の世宗復た關南の地を取れるは、皆異代の事なり。若し各〻地を求めば、豈に北朝の利ならんや」と。既に退く。劉六符曰く、「君主金幣を受くるを恥ぢ、堅く十縣を欲す、何如」。弼曰く、「本朝の皇帝嘗て言へらく、祖宗の爲めに國を守る、豈に敢へて妄りに土地を以て人に與へんや。北朝の欲する所は租賦に過ぎざるのみ、朕多く兩朝の赤子を殺すに忍びず、已れを屈して幣を増し以て之れに代へたり。若し必ず地を得んと欲せば、是れ志盟を敗るに在り、此れを假り

（四）太宗の時の河北治邊屯田使、眞宗の時、齊州の團練使たり

（五）盧陵節度使劉仁恭のこと

て辭と爲さんのみ。澶淵の盟、天地鬼神、其れ欺くべけんや」と。六符、其の介に謂つて曰く、「南朝の皇帝心を存すること此くの如くんば大いに善し。當に共に奏して兩主の意を通ぜしむべし」と。明日、契丹の主、弼を召して同じく獵す。弼の馬を引きて自ら近づき、謂つて曰く、「地を得ば則ち歡好久しかるべし」と。弼、反覆其の不可の狀を陳じ、且つ言ふ、「北朝は既に地を得るを以て榮と爲し、南朝は地を失ふを以て辱と爲す。兄弟の國、豈に一は榮一は辱ならしむべけんや」と。獵罷む。六符曰く、「吾が主、公の榮辱の言を聞き、意甚だ感悟す。今は惟だ結婚の議すべきあるのみ」と。弼曰く、「結婚は嫌隙を生じ易し。本朝の長公主(一)出でて降するも、齎し送るは十萬緡に過ぎず。豈に歲幣無窮の利なるに若かんや」と。契丹の主、弼に諭し還らしめて曰く、「卿の再び至るを俟ち、當に一事を擇びて之れを受くべし、卿其れ遂に誓書を以て來れ」と。弼、還り具さに以て帝に白す。帝、復た弼をして和親・增幣の二議及び誓書を持して契丹に往かしめ、且つ命じて口傳の詞を政府より受けしむ。既に行き、樂壽(二)に次す。副使張茂實に謂つて曰く、「吾れ使となりて國書を見ず、脫し書

(一) 天子の女を公主といふ

(二) 縣名、今河北省中部の獻縣の地。隋末長樂王都せしを以てこの名あり

詞と口傳と異らば、吾が事敗れん」と。啓き視れば果して同じからず。馳せて都に還り、晡時を以て入りて見えて曰く、「政府故らに此れを爲して以て臣を陷れんとす。臣が死は惜しむに足らず、國事を如何せん」と。遂に書を易へて行く。九月、弼、契丹に至りしに、復た婚を議せず、專ら幣を增さんと欲す。且つ曰く、「南朝既に我れの歲幣を增す、其の我れに遺るの辭、當に獻と曰ふべし」と。弼曰く、「南朝兄たり、豈に兄の弟に獻ずることあらんや」。契丹の主曰く、「然らば則ち納の字と爲せ」。弼曰く、「亦不可なり」。契丹の主曰く、「南朝既に厚幣を以て我れに遺る、是れ我れを懼るるなり。一字に於て何かあらん。若し我れ兵を擁して南せば、悔なきを得んや」。弼曰く、「本朝は南北の民を兼愛す、故に己れを屈して幣を增せるなり。何ぞ名づけて懼（三）るると爲さん。或は已むを得ずして兵を用ひば、則ち當に曲直を以て勝負を爲すべし。使臣の知る所に非ざるなり」と。契丹の主曰く、「卿固執することなかれ、古之れあり」。弼曰く、「古より唯だ唐の高祖のみ兵を突厥に借る。當時贈遺するに或は獻納と稱せり。然れども後に頡利（四）が太宗の擒ふる所となりてよりは、豈に復た此の禮あらんや」

（三）懼るることを名目として增幣するに非ずとなり。

（四）突厥の頡利可汗のこと。頡利政を亂り、突厥の他の部族叛く。唐の太宗、將軍李靖を遣はしてこれを破り、遂に擒にす。

と。聲色倶に厲し。契丹の主、奪ふべからざるを知り、乃ち曰く、「吾れ當に自ら人を遣はし之れを議せしむべし」と。乃ち增幣の誓書を留めて、耶律仁先(一)・劉六符をして誓書を持し、弼と倶に來り、且つ獻納の二字を議せしむ。弼至り、入りて對して曰く、「二字は臣死を以て之れを拒み、虜の氣折けたり、許すことなかるべし」と。帝、竟に納の字を以て之れに許す。是に於て歲幣銀絹各〻十萬匹兩を增し、送りて白溝に至り、仍りて梁適(二)を遣はして誓書を持し、仁先と與に契丹に如き之れを報ぜしむ。契丹亦使を遣はし再び誓書を致し、來りて兵を撤せしを報ず。是れより通好故の如し。

○富公が契丹を折く、言言皆契丹の爲めに長策を畫す。是を以て契丹の心誠に信服す。富公の及ぶべからざる所以、此に在り。約に違ふの四事を辨ずること極めて明晰、獻納の二字を論ずること極めて激厲、使の是くの如きものありて、而も遂に幣を增し納を稱す。仁宗の罪大なり。

景德(三)の約は銀十萬、絹二十萬、共に三十萬なりしに、今各〻十萬を增す。則ち前と通じて五十萬なり。

(一) 北院樞密副使の官に在り

(二) 當時宋の知制誥たり

(三) 眞宗の年號、其の時の契約なり

「若し各〻地を求めば、豈に北朝の利ならんや」の一語甚だ透る。近ごろ河路(四)の魯使に對して蝦夷の地界を論ずる、蓋し亦此の意を祖とす。

富弼を以て翰林學士と爲す。辭して拜せず。弼、始めて命を受けて契丹に使するとき、一女の卒するを聞き、再び往くとき一男の生るるを聞けども、皆顧みず。家書を得るも未だ嘗て發かず。輙ち之れを焚きて曰く、「徒らに人意を亂す」と。是に於て帝復た樞密直學士の命を申ねしも、弼辭す。又翰林學士に除せしに、弼、懇ろに辭して曰く、「歳幣を増すは臣が本意に非ず、特だ方に元昊を討つを以て、未だ與に角するに暇あらず、故に敢へて死を以て爭はざるなり。安んぞ敢へて賞を受けんや」と。

啓(五)、呱々として泣けども、予れ子とせずとは、禹の水土を平ぐる所以なり。而して富公は則ちこれに過ぐるものあり。幣を増すは則ち仁宗の罪にして、而して爭はざるを以て賞を辭せしは、又所謂罪(六)を負ひ慝を引くものか。

宋紀十三　神宗

(四) 幕府の勘定奉行川路聖謨。安政元年プチャーチン長崎に來るや、大目付筒井政憲と共に長崎に急行して折衝し、接見十數回、遂に我が主張を貫徹し、露使をして空しく退帆せしむ

(五) 啓は禹の子、禹治水に奔走して之れを子として顧念する暇なかりき

(六) 書經大禹謨に出づ。罪慝を一身に引受けること

熙寧二年、夏主秉常、安遠・塞門の二砦を納れんことを請ひ、以て綏州を乞ふ。詔して將に之れを許さんとす。郭逵(一)上言して曰く、「此れ正に商於(二)六百里の策なり。先づ二砦を交ふるに非ずんば、綏を與ふべからず」と。朝議以て然りと爲す。夏主其の臣罔萌訛をして來り言はしめ、先づ綏を得んと欲す。逵、趙卨(三)等に命じて夏に如き、納るる所の二砦を交へ、且つ地界を定めしめんとす。罔萌訛對して曰く、「朝廷本と二砦を得んと欲す、地界は約する所に非ず」。卨曰く、「然らば則ち塞門・安遠は二牆堠のみ、安んぞ之れを用ひん。二砦の北、舊と三十六堡あり、且つ長城の嶺を以て界と爲す。西平王祥符移す所の書、固よりあり」。罔萌訛、語塞がる。卨、夏人の盟を渝ふるを以て、請ひて綏州に城き、以て二砦と易へず。之れに從ふ。

○地を易へ界を定むるに、張儀の故智を祖とするもの多し。愚は黠詐を受け、弱は强の爲めに劫かさる。察せざるべからざるなり。趙卨、故書を以て證と爲し、綏州に城くに及び、二砦と易へず。策の得たるものなり。

(一) 字は仲通、范仲淹の麾下、戰功を以て書樞密院事に累官す。哲宗の時左武衛上將軍を以て致仕して卒す。當時鄜延宣撫たり

(二) 張儀が楚もし齊に絕たば秦の商於の土地六百里を獻ぜんと欺き說きし故事

(三) 字は公才、延州に知たりし時、夏を破るの策を獻す。龍圖閣直學士に進む

宋紀十五　神宗

熙寧七年、遼、(即ち契丹)河東路の沿邊に戍壘(四)を増修し、舗舍を起すを以て、蔚・應・朔の三州界内に侵入し、林牙蕭禧をして來らしめ、毀徹を行ひ別に界至を立てんことを言(まう)し乞はしむ。禧の歸るや、帝、面諭するに、三州の地界は官を遣はすを俟ちて、北朝の官と境上に卽(つ)きて之れを議せんことを以てす。遂に太常少卿劉忱に詔して遼に如(ゆ)かしむ。遼、樞密副使蕭素を遣はして忱と代州の境上に會せしむ。

(四) 宋が戍壘を増し舗舍を起せるを以て、それを名として遼の侵入し來れるなり

宋紀十六　神宗

熙寧八年三月庚子、劉忱等、蕭素と大黄平に會し、三たび議して決する能はず。虜初め蔚・朔・應三州分水嶺の土隴を指して界と爲す。忱、之れと行き視るに及び、土隴なし。乃ち但だ云ふ、「分水嶺を以て界と爲さん」と。凡そ山皆分水あり。虜の意、(五)是に至りて罔(あざむ)きて取るを可とするなり。相持すること之れを久しうす。是に至りて遼主復た蕭禧を遣はし來り、忱等の遷延を以て言を爲す。乃ち韓縝(かんしん)(六)に命じて忱等に代り、

(五) 宋元通鑑には「至時可以罔取也」に作る

(六) 字は玉汝、元豐中、樞密院事に知たり。哲宗の時、尚書右僕射に拜せられ、蔡確の姦状を暴す。太子太保を以て致仕す

遼使と議せしむ。縝、禧と爭ひ辨じて或は夜分に至る。禧、分水嶺の說を執りて變ぜず。館に留まり、肯へて辭せずして曰く、「必ず請ふところを得て後に反らん」と。帝已むを得ず、先づ知制誥沈括(一)を遣はして報聘せしむ。括、樞密院に詣り、故牘を閱して、頃歲議する所の疆地書を得たるに、古長城を指して分界と爲す。今爭ふ所乃ち黃嵬山(二)は相遠ざかること三十餘里なり。表して之れを論ず。帝喜びて曰く、「大臣殊に本末を究めず、幾ど國事を誤る」と。乃ち括に白金千兩を賜ひて行かしむ。括、遼に至る。遼の相、楊益戒、與に議して屈せしむる能はず。謾りに曰く、「數里の地忍びずして輕〻しく好を絕つや」。括、曰く、「師は直なるを壯と爲し、曲なるを老と爲す。今北朝先君の大信を棄て、威を以て其の民を用ふ、我が朝の不利に非ざるなり」と。凡そ六たび會して竟に奪ふべからず(三)。乃ち還る。括、道に在りて、其の山川の險易迂直、風俗の淳龐、人情の向背を圖し、契丹に使するの圖を爲りて之れを上る。

○「罔きて取るを可とするなり」、「相持すること之れを久しうす」、「遷延を以て言を爲す」、「必ず請ふところを得て後に反らん」と。古今虜情、一の如し。

(一) 字は存中、契丹に使し歸りて翰林學士に拜せられ出でて宣州を謫す。光祿少卿を以て卒す

(二) 黃河の東に在り

(三) 沈括の意志を奪ふこと能はざるなり

（四）宋元通鑑によれば、この前文に「韓縝をして河東にゆきて、地を割きて以て遼にあたへんことを詔す」と出づ。
（五）王安石、當時宰相たり
（六）孔子の語を用ふ。論語先進篇に出づ

古の牘を閲するは界を定むるの要著、山川を圖するは奉使の佳事。

秋七月、遼使(四)疆事を爭ひ議す。決せず。帝、安石(五)に問ふ。安石、帝に勸めて曰く、「將に之れを取らんと欲せば、必ず姑く之れを與へよ」と。是に於て詔して分水嶺を界と爲す。禧、乃ち去る。戊子、天章閣待制韓縝を遣はして河東に如き、新疆を割きて之れを與へしむ。凡そ東西地を失ふこと七百里、遂に異日興兵の端を爲す。

○安石の一言、地を失ふこと七百里、又興兵の端を爲す。是の故に夫(六)の佞者を惡む。大抵兩國、事を議する、能く久しきを持する者必ず克つ。獻納の二字、富弼、死を以て之れを爭へるに、何如ぞ仁宗卽ち之れを許したる。長城の分界、沈括六たび會して奪はれざるに、何如ぞ神宗卽ち之れを與へたる。名分の一字も、國體の存する所、封疆の尺地も、祖宗の遺す所、寧んぞ死を以て守らざるべけんや。

宋紀二十四　徽宗

（七）石敬塘の建てし晉

宣和四年、初め朝廷の金と約する、但だ石晉(七)の契丹に賂せし故地のみを求めて、平・

營・灤の三州、乃ち劉仁恭(一)の契丹に獻じて以て援を求めたるものを思はず。既にして王黼(二)悔いて併せて之れを得んと欲せしが、金主肯ぜず。趙良嗣(三)、金に往くに及び、金主、蒲家奴をして良嗣を責むるに、兵を出すに期を失ひたるを以てせしめ、（是れより先き宋金と遼を夾攻することを約せり）且つ曰く、「今更に元の約を論ぜず、特だ燕京・薊・景・檀・順・涿・易の六州を與へん」と。良嗣言ふ、「元の約は山前山後の十七州なりしに、今乃ち此くの如し、信義安くにか在る」と。抗辯すること數四、金人從はず。良嗣乃ち其の使李靖と偕に來る、止だ山前六州を許すのみ。十二月戊子、帝復た良嗣をして之れを送り、且つ營・平・灤の三州を求めしむ。

○趙良嗣の言、聽くべきものあり。然れども遂に國命を辱しむ、則ち善使と稱するに足らず。蓋し朝廷怯懦にして、良嗣、本意を盡す能はざりしか。

金主、燕京に至る。是に於て遼の五京皆金の有となる。金主、騎兵を遣はして趙良嗣を送り還らしめ、且つ遼の俘を獻ず。

(一) 唐の僖宗の時、晋王李克用に表せられて、盧龍の節度使たり
(二) 宣和の時、相たり
(三) もと燕人馬植なり。宋に歸し金と結び遼を攻むるの策を獻ず。姓を趙氏と賜ひ祕書丞と爲す。金に使し歸りて光祿大夫となる。胡舜陟に劾せられ誅せらる

宣和五年、金、使を遣はし來る。趙良嗣、復た燕に至り、金主と燕京・西京の地を議す。金主曰く、「若し宋必ず平・灤等の州を欲せば、則ち燕京を幷せて與へざらん」と。因つて答書を以て先づ良嗣に示す。良嗣讀みて、燕京は本朝(四)の兵力を用ひて攻め下せり、其の租稅は當に本朝に輸すべしといふに至る。良嗣因つて曰く、「租稅は地に隨ふ。豈に其の地を與へて其の租稅を與へざるものあらんや」と。粘沒喝(五)曰く、「燕京は我れより之れを得たり、則ち當に我れに歸すべし。大國熟計せよ。若し早く與へられずんば、請ふ速かに涿・易の師を追ひて我が疆に留まることなからしめん」と。是に於て李靖等を遣はして良嗣と偕に來らしむ。靖、既に入りて對し、遂に王黼を見る。黼、靖に謂ひて曰く、「租稅は約に非ざるなり」と。上の意、新交の好(よしみ)を以て銀絹を以て之れに充てんと欲す。靖、復た去年の歲幣を請ふ。帝亦特に之れを許す。仍りて良嗣に命じて靖と偕に使せしむ。

○王黼、初め猶ほ能く約に非ざるなりの答を爲す。終りに何ぞ乃ち幣を許して稅に代

(四) 金をさす

(五) 金の完顏宗翰なり。粘沒喝は本名、遼を伐つて功あり。屢〻宋を侵す。卒して秦王に封ぜらる

へ、畫疆を議し、使を遣はして交易せしめたる。小人の恆なき、何ぞ恃むに足らんや。

三月、趙良嗣、燕に至り、金主に謂つて曰く、「本朝(一)、大國に狥(したが)ふこと多し。豈に平・灤の一事、相從ふ能はざるか」と。金主曰く、「平・灤を邊鎭と作(な)さんと欲す、得べからざるなり」と。遂に租税を議す。金主曰く、「燕の租六百萬、止(た)だ一百萬を取らん。然らずんば我れに涿・易の舊疆及び常勝軍(二)を還せ。我れ且つ兵を提げて邊を按ぜん」と。良嗣曰く、「本朝自ら兵を以て涿・易を下す。今乃ち爾(しか)せんと云ふは豈に曲直なからんや」と。且つ言ふ、「御筆に十萬を許すも、二十萬に至りては敢へて擅(ほしいまま)に增さざれ(とあり)」と。乃ち良嗣をして歸り報ぜしめ、金主之れに謂つて曰く、「半月を過ぎて至らずんば、吾れ兵を提げて往かん」と。時に左企弓(三)嘗て詩を以て金主に獻じて曰く、「君王聽くなかれ燕を捐つるの議、一寸の山河は一寸の金」と。故に金人初めの約に背かんと欲し、要求して已まず。良嗣行きて雄州に至り、金の書を以て遞奏す。其の略に言へらく、「貴朝(四)の兵夾攻(五)に克(か)たず、特に己れの力に因りて燕

(一) 本朝は金を指し、大國は宋を指す

(二) 宋、金と同盟して遼を攻めし時、遼の郭藥師常勝軍を領して來り宋に降れるもの

(三) 字は君財。初め遼に仕へて樞密院事に知たり、後に金に仕ふ。金の太祖、燕を宋に與へんとせし時に詩を獻じて諫む。ここに出づるもの即ちそれなり。太祖聽かず。後に叛將張覺に殺さる

(四) 宋をさす

(五) 遼を夾攻するのことを指す

を下す、税に拘はる所以なり。今燕の管內に據れば、每年の租六百萬貫なり。良嗣等稱す、御筆二十萬を許し、以上は敢へて自ら專にせざれと。其の平・灤等の州は許の限りに在らず。倘し僥求を務め、信義を終へ難くば、仍りて速かに界を過ゆるの兵を追はん」と。王黼、功の速かに成らんことを欲し、乃ち請ひて復た良嗣をして雄州より再び往かしめ、遼人の舊歲幣四十萬を許すの外、每歲更に燕京の代稅(六)一百萬緡を加へしめ、畫疆と使を遣はして正旦・生辰を賀すること、榷場(七)を置きて交易せしむることを議するに及び、金主大いに喜び、遂に銀朮可等をして誓書の草を持して來らしめ、許すに燕京及び六州の來歸を以てす。而れども山後の諸州及び西北一帶、接連の山川は許與の限りに在らずと。帝、意を曲げて之れに從ひ、盧益・趙良嗣を遣はして誓書を持し往かしむ。涿州に至る。金谷神等先づ書を索めて之れを觀、其の字畫謹まざるを言ひて之れを易へしむ。益、言ふ、「帝の親書にして尊崇を大國に示す所以なり」と。金人聽かず、凡そ汴京に至るまで更に易ふること數四なり。金人又言ふ、「近ごろ燕人趙溫訊等の南朝(八)に逃出するあり、須らく先づ還すべし。方に燕の地と交

(六) 燕京を返すにつきての代りとなるべき稅
(七) 官營の貿易所なり
(八) 宋を指す

ふるを議すべし」と。良嗣、宣撫司に諭し、溫訊を金に縛送せしむ。既に至る。粘沒喝、其の縛を釋きて之れを用ふ。金人又粮を求む。良嗣、許すに二十萬石を以てす。

○「半月を過ぎて至らずんば、吾れ兵を提げて往かん」。一句虛喝、以て弱宋の膽を破るに足る。

左企弓の二句、甚だ雄なり。女眞(一)能く是れあり。宋人固より及ばざるなり。

王黼の良嗣をして雄州より再び往かしめしは、所謂速かならんと欲して達せざるものなり。約既に定まり、更に三辱を取る、使臣の罪大なり。而して粮を求むるは、趙溫訊を縛送せしに因るなり。溫訊を求むるは、四たび書を易へしに因るなり。而して書を易へんことを求むるは、又先づ書を示したるに因るなり。一著已に誤り、萬敗之れに隨ふ。然れども其の本は則ち使臣死を畏るるが故なり、朝廷戰を憚るが故なり。

宣和七年、大常少卿傅察(二)、金に使す、賀正使たり。境上に至り、斡离不(三)の兵に遇ふ。之れを脅かして拜し且つ降らしめんとす。拜せず。左右之れを捽(と)り地に伏せしむ。

(一) 金なり

(二) 字は公晦、大觀の進士、宰相蔡京妻はすに女を以てせんとす、答へず。吏部員外郎を以て金使に伴ひ、韓城鎭に至る道にして害に遇ふ。忠肅と諡せらる

(三) 金の太祖の第二子完顏宗望

愈々植立し反復論辯して屈せず。遂に害に遇ふ。

○屈せず、拜せず、千古凜然たり。使なるかな、使なるかな。

宋紀二十六　欽宗

靖康元年、斡离不の軍汴城(四)に至り、牟駝岡に據る。吳孝民をして來り言はしめて曰く、「上皇(五)の朝の事は已に往けり、必ずしも計らず。今少帝金と別に誓書を立て好を結ぶ。乃ち親王・宰相を遣はして軍前に詣らしめて可なり」と。帝因つて大臣の使すべき者を求む。李綱(六)行かんことを請ふ。帝、許さずして李梲に命ず。綱曰く、「安危此の一擧に在り。臣恐る、李梲の怯懦國事を誤らんことを」と。聽かず、遂に梲に命じて金軍に使せしむ。梲至る。斡离不、兵を盛んにし南向(七)して坐す。梲、北面再拜し膝行して前む。恐怖膽を喪ひ、其の言ふ所を失ふ。斡离不、之れに謂つて曰く、「汝が家の京城破らんこと頃刻に在り、兵を斂めて攻めざる所以のものは、徒だ少帝の故を以て趙氏の宗社を存せんと欲すればなり、我が恩大なり。今若し和を議せんと欲せば、當

(四) 宋の都、今の開封なり

(五) 徽宗

(六) 靖康の時の兵部侍郞、主戰論者。高宗即位するや宰相となる。內治外征を修講し、力めて恢復を圖る。卒して忠定と謚せらる。第十一卷二〇九頁參照

(七) 天子の臣下に對するときの禮

に金百萬兩(一)・銀五十萬兩・牛馬萬頭・表段百萬匹(二)を輸し、金帝を尊んで伯父と爲し、燕・雲の人の漢に在る者を歸し、中山・太原・河間三鎭の地を割き、而して宰相・親王を以て質と爲すべし。大軍を送りて河を過り(三)、乃ち退かんのみ」と。因つて事目一紙を出し、梲に付し遣り還す。梲等、唯々として敢へて一言を措かず。遂に金使蕭三寶・耶律中・王汭等と偕に來る。

○李梲の怯懦、何の奉使に取る所あらん。之れを抄せるは、使を命ずるに人を擇ばざれば、國事を誤ること此に至るを示す所以なり。奉使恥を知らざれば、國命を辱しむること此に至るを示す所以なり。大抵美を言ひて醜を言はざれば、則ち戒むる所なく、醜を言ひて美を言はざれば、則ち法る所なし。此の抄、本と美事を言ふを主とすれども、一二醜事に及ぶは皆後の宜しく戒むべき所なり。

帝、人を遣はし使を奉じ、營を刼かすは朝廷の意に非ざるを辯ぜんと欲す。時に姚平仲(四)、夜金の營を刼かし、李綱出でて救ふ。大臣皆行くを欲せず、宇文虛中(五)命を承け、慨然として往く。宇文虛中、鋒鏑を冒して金の營に至り、風埃に露坐して、巳より申に至る。金人矢を

(一) 宋元通鑑及び十八史略には金五百萬兩・銀五千萬兩に作る
(二) 綵布の表衣となすべきもの
(三) 黄河
(四) 字は希晏。世々西陲の大將たり。夏人と戰ひて欽宗に賞せられしも、後に功成らずして亡命して靑城山・大面山に入りて穴居す。この當時統制官たり。金の營を攻めて勝たず、帝、驚懼して行營を廢し、宰相李綱を罷めて金に謝す
(五) 大觀の進士、中書舍人。宋の南渡後金に留められ、翰林學士知制誥に累官

注ぎ刃を露はし、周匝して之れを圍む。久しくして乃ち康王（名は構、時に金軍に往きて質たり）に見ゆることを得たり。次日、王に侍して金の幕府に至り、斡离不を見る。辭語不遜、禮節倨傲にして、暮に抵り、王汭をして虚中を隨へて城に入らしむ。

○宇文虚中、遂に身を女眞に失ふ、素より言ふに足るものなし。特だ大臣皆行くを欲せず、獨り慨然として往くの一節取るべし。且つ鋒鏑を冒して風埃に坐すること、之れを抄して以て奉使の多艱なるを示すのみ。

す。金人國師と號す。謀反すと誣ひられ、全家焚死す。宋其の故國を忘れざるを以て肅愍と謚す

宋紀二十七　高宗

(六)建炎元年、河東割地使劉鞈(七)、金の營に至る。金人、僕射韓正をして之れを僧舍に館せしめ、謂つて曰く、「國相君を知る、今君を用ひん」と。鞈曰く、「生を偸みて以て二姓に事ふるは、死するあるも爲さざるなり」。正曰く、「軍中異姓(八)を立てんことを議し、君を以て正代と爲さんと欲す。其の徒死せんよりは北に去りて富貴を取らんには若かじ」と。鞈、天を仰ぎ大呼して曰く、「是れ有りや」と。乃ち片紙に書して曰く、「貞

(六) 以下の事宋元通鑑には一年前の欽宗靖康二年の條に出づ

(七) 崇安の人、字は仲偃、紹聖の進士。金に使して縊死す。忠顯と謚せらる

(八) 宋主趙氏以外の者を立てて趙氏に代らしめんとなり

（一）宋の大官なり

（二）進士を以て太宰に累官す。李梲使せしときの金との約により宋の康王質となりて行くに副として從ふ。靖康の初め、金人汴京を陷れ、二帝を執へて北に去り、邦昌を册立して楚帝と爲す。高宗の卽位に及び死を賜ふ。

（三）字は稽仲、大觀の進士。靖康の時金軍南下するや、鄧州南道都總管となり、二子を率ゐて勤王の兵を擧ぐ。徽宗北に擄し去らるるや、これに從ひ、道中食はず、遂に吭を扼して死す。

女二夫に事へず、忠臣二君に事へず。況や主辱しめられ臣死するをや。順なるを以て正しと爲すは妾婦の道なり。此れ予の必ず死する所以なるか」と。親信を持たせ歸らし、其の子子羽等に報ぜしめ、卽ち沐浴して衣を更へ、巵酒を酹みて縊る。金人其の忠を嘆じ、之れを寺西の岡上に瘞め、牕壁に遍題し、以て其の處を識す。凡そ八十日にして乃ち斂に就く。顏色生けるが如し。（遍、當に徧に作るべし。）

○明の劉寅曰く、「間者敵に至り、良金美女其の前後に在るあり、刀鋸鼎鑊其の左右に在るあれば、死を畏れ、財を貪るの二心交幷し、則ち將に隱諱を吐盡して、以て人に告ぐるもの之れあらんとす」と。余、奉使に於ても亦云ふ。今異姓を立つるの誘、啻に金と女とのみならず、沐浴して之れ縊れ、鼎鑊を待たず。烈なるかな劉韐、千歳と雖も猶ほ生けるがごとし。豈に獨だ八十日にして止まんや。

吳幵（一）・莫儔、復た百官を召し異姓を立てんことを議す。遂に張邦昌（二）の名を以て議狀に入る。張叔夜（三）、肯へて狀に署せず。金人、叔夜及び孫傅を執へて軍中に置く。粘沒喝、叔夜を召し之れを紿きて曰く、「孫傅、異姓を立てず、已に之れを殺せり。公は年老

忠文と謚せらる

(四)張邦昌等相を罷められて後に相となる
(五)欽宗
(六)字は正道。欽宗の朝に自ら其の才を薦め、兵部侍郎に除せらる。高宗の時命を奉じ、屢金に使す。金人之れを脅かすに官を以てするに及び、竟に受けず、迫られて死す。後愍節と謚せらる

大家なり。豈に傅と同じく死すべけんや」と。叔夜曰く、「世々國恩を受く、義當に之れと與に存亡すべし。今日の事、死あるのみ」と。金人皆之れを義とす。

○叔夜は奉使に非ざれども、特に事の相類するを以て、此に抄す。是れ亦奉使の法なり。

簽書樞密院事忠文公張叔夜、金軍に自殺す。叔夜、既に北に遷るや、道中惟だ時に水を飲むのみ、義として其の粟を食はず。白溝に至る、御者曰く、「界河を過ぎたり」と。叔夜、乃ち矍然として起ち、天を仰いで大呼し、遂に復た語らず。明日、吭を扼して死す。何㮚(四)・孫傅は後に淵聖帝(五)に從ひて燕山に至り、亦相繼ぎて卒す。

○惟だ水を飲むのみ、粟を食はず、遂に吭を扼して死す。烈士なるかな。何㮚・孫傅の淵聖に從ひて死に至るも、亦臣たるに負かざるなり。

宋紀二十八　高宗

十一月壬辰、朝奉郎王倫(六)を遣はして金に使せしむ。時に能く專對する者を選びて金に

使し、（一）二帝の起居を問へるなり。乃ち倫に刑部侍郎を假し、大金通問使に充て、閤門舍人朱弁を之れに副たらしむ。（二）雲中に至り、粘沒喝を見て事を議す。時に金方に大學して南下す。倫、邀へ說くこと百端す。粘沒喝聽かず、館に就かしめ、之れを守るに兵を以てす。

○朱弁、此に始まる。

之れを守るに兵を以てす、亦奉使の類なり。

建炎二年、宇文虛中、時に韶州に竄せらる。會〻詔して絕域に使する者を求む。虛中、詔に應ず。乃ち資政殿大學士に復し、祈請使に充つ。臣を稱して表を金に奉る。金人方に兵を興して南侵し、已に王倫・朱弁を留めたり。虛中至る、金人之れを遣り歸さんとす。虛中曰く、「命を奉じて北に來り二帝を請はんことを求む。二帝未だ還らず、虛中も歸るべからず」と。遂に留まる。時に金國初めて建ち、制度草創、頗る虛中の才藝あるを愛し、每に官爵を加ふ。虛中即ち之れを受け、遂に韓昉（三）と制を掌る。

○異しきかな、宇文虛中の人となりや。大臣行くを欲せざるとき、則ち慨然として往

（一）北に擄し去られし徽宗・欽宗
（二）山西省大同附近の地名
（三）燕京の人、字は公美。金に仕へて禮部尚書に至り、制度禮文等多く定む。參知政事に拜し、鄆國公に封ぜられて致仕す

き、鋒鏑を冒し、風埃に坐し、未だ怯色を見ず。詔して絶域に使する者を求むれば、則ち詔に應ず。二帝未だ還らざれば則ち肯へて歸らず。似たるかな。(四)官爵を受け、其の制を掌るは何の心ぞや。虚中の如きは實に姦詐の雄なり。

宋紀二十九　高宗

建炎三年五月、帝、徽猷閣待制洪皓(四)を遣はして金に如かしめ、粘沒喝に書を遣りて、尊號を去り、金の正朔を用ひ、藩臣に比せんことを願ふ。時に所在盜梗り、皓、艱難百端して太原に達するを得たり。留まること一年、遣りて雲中に至らしむ。粘沒喝、皓に迫りて劉豫(六)に仕へしむ。皓曰く、「萬里命を啣んで、兩宮を奉じて南歸するを得ず。恨むらくは力、逆豫を磔にする能はざるを。之れに事ふるに忍びんや。留まるも亦死し、豫に仕へざるも亦死す。生を狗鼠の間に偸むを願はず。願はくは鼎鑊に就いて悔なけん」と。粘沒喝怒り、將に之れを殺さんとす。旁一校曰く、「此れ眞の忠臣なり」と。目もて劍士を止め、皓の爲めに跪きて請ひ、冷山(七)に流遞するを得たり。

(四) 表面忠臣に似たりとなり

(五) 字は光弼、政和の進士。金に使して幾んど死せんとす。屢〻敵情を以て上達す。留まること十五年にして還る。後秦檜に忤ひ出でて袁州に知たり、以て卒す。忠宣と謚す

(六) 景州の人、建炎の初め濟南に知たり。款を金に納る。册せられて皇帝となり、國を大齊と號す。紹興中宋に入寇して敗らる。金これを以て迫りてさらしめ、曹王と爲す。年六十五にして卒す。僭號八年

(七) 一名冷

○洪皓、此に始まる。狗鼠と雖も猶ほ眞の忠臣たるを知りて、敢へて害を加へず。則ち當日の風節想ふべきのみ。

六月、帝、金人復た來るを以て、乃ち工部尚書崔縱(一)を遣はし、金に使し幷せて二帝に通問せしむ。縱、金に至り首として大義を以て金人を責め、二帝を還さんことを請ふ。金人怒り、之れを窮荒に徙す。縱、少(いさゝか)も屈せず、竟に死す。

○崔縱も亦洪皓・張邵・朱弁の流なり。惜しいかな、其の早く死して紹興(二)十三年に及ばざること。然れども屈せずして死す、亦何ぞ恨みん。

八月、時に金人の南侵を聞く。而して洪皓・崔縱未だ復(かへ)るを得ず。帝、使して師を緩くすべき者を求め、乃ち京東轉運判官杜時亮及び修武郎宋汝をして爲めに金師に使し、以て和を請はしむ。書を粘沒喝に致して曰く、「古の國家を有(たも)ちて危亡に迫るものは守(まもる)と奔(はしる)とに過ぎざるのみ。今守を以てせんには則ち人なく、奔を以てせんには則ち地なし。此れ諰々然(しゝぜん)として惟だ閣下の哀まれんこと冀ふのみ。故に前には連りに書を奉じ、舊號を削り去らんことを願へり。是れ天地の間、皆大金國にして、尊きこと二上

鵰山、契丹の黃龍府（今の奉天省開元以北、吉林全境等を含む地域）にあり

(一) 臨川の人、字は元矩、政和の進士。丞議郎に累官す。金に使し、節を守りて死す

(二) 和議成りて洪皓・張邵等金より還るを得たり

なければなり。亦何ぞ必ず師を勞し、遠く渉りて後快と爲さんや」と。

○國書の辭命斯くの如きに至る。千歲の後、讀む者痛恨に堪へず、抄する者羞恥に堪へず。當時の君相、果して何の心ぞや。苟も恨みて恥づるを知らば、則ち術なきを得んや。抑〻使臣たる者、此の書を持して往く。往くと雖も尙ほ何をか言はんや。而も且つ靦然として往く。其の人知るべきのみ。

九月、直龍圖閣張邵(三)、金に使し撻懶(四)を見る。邵に拜せんことを命ず。邵曰く、「監軍と邵とは南北の朝の從臣なり。拜禮なし」と。且つ書を具して言ふ、「兵は强弱に在らず、曲直に在り。天未だ宋を厭はざるに、而も金は乃ち地を裂きて劉豫を封じ、復た兵を窮しめて已まず。曲在るあり」と。撻懶、怒りて國書を取りて去り、邵を密州に送り、祚山の砦に囚す。

○張邵、此に始まる。

金、令を下し、民の漢服を禁じ、又髡髮せしむ。式の如くせざる者は之れを殺す。故の知眞定府李邈(五)執へられて三年、金人、滄州に知たらしめんと欲す。邈、笑つて答へ

(三) 字は才彥、宣和上舍第に登る。金に使し囚せられて死に瀕すること屢〻なれども、屈せず。和議成りて還り、累官して池州に知たり。邵の金より歸るや、上言して秦檜の忠節を言ふ。

(四) 金の將、下に監軍とはこれを指す

(五) 字は彥思、宣和中勸州に知たり。時に童貫、金と連ねて契丹を攻めんとす。邈、上書して其の不可をいひ、官を免ぜらる。復た嚴州に知たり。金人京師を侵す。邈戰ひて執へられて害に遭ふ

ず。髡髪令下るに及びて、邈、憤りて之れを詬る。虜、其の口を撾撃すれば、猶ほ血を吮ひ之れを噀く。遂に害に遇ふ。邈、將に死せんとするや、顏色變ぜず、南向し拜し訖りて死に就く。燕人之れが爲めに流涕す。事聞す。謚して忠莊と曰ふ。

○李邈の忠莊、謚する所に愧ぢず。因つて張叔夜の例に仍りて之れを抄す。噫、一笑一詆、一噀一拜、忠なるかな、莊なるかな。

宋紀三十　高宗

建炎四年秋七月乙卯、金、將に劉豫を立てんとし、二帝を五國城に徙す。上京(一)を去ること東北千里なり。北に徙り月を踰え、太上皇后鄭氏崩ず。洪皓、雲中より密かに人を遣はして書を奏し桃・梨・栗(二)・麪等を以て獻ず。二帝始めて帝(三)即位の實を知る。

○洪皓の奏獻、予と雖も亦泣く。當時二帝の泣、何如ぞや。是れ小事と雖も、予豈に漏らして抄せざるに忍びんや。

冬十月辛未、金人秦檜を縱し還らしむ。檜、二帝に從ひ燕に至りしとき、金主、檜を

(一) 今の吉林省阿城の南四里の地にありしといふ
(二) 宋元通鑑には粟に作る
(三) 高宗を指す

以て撻懶に賜ひ、其れを任用せしむ。撻懶之れを信じ、南侵するに及び、以て參謀軍事と爲し、又以て隨軍轉運使と爲す。撻懶、楚州を攻むるや、檜、妻の王氏と軍中より漣水軍に趨く。自ら言ふ、「金人の已れを監する者を殺し、舟を奪ひて來る」と。行在に赴かんと欲し、遂に海に航して越州に至る。帝、命じて先づ宰執に見えしむ。檜、首として言す、「如し天下無事ならんことを欲せば、須らく是れ南は自ら南、北は自ら北とすべし」と。檜、入りて對し、首めに草する所の撻懶に與へて和を求むるの書を奏す。帝、輔臣に謂つて曰く、「檜、朴忠人に過ぐ、朕之れを得て喜びて寐ねず、既に二帝の消息を聞き、又一佳士を得たり」と。遂に禮部尙書に拜す。是れより先き、朝廷數〻使を金に遣はすと雖も、但だ且つ守り且つ和するのみなりしが、意を專らにし敵と仇を解き兵を息めんとするは、則ち檜より始まる。蓋し檜首めより和議を倡ふ、故に撻懶陰に之れを縱して還らしめたるなり。

○外國より還れる者は、固より當に才に隨ひ勞に隨ひて之れを用ふべし。今高宗は則ち(四)其の用ふる所となる。危きこと甚しきかな。國に定論なければ、奸邪乘じて入るを

(四) 秦檜に利用せらるるに至りしをいふ。

得る、何ぞ獨り宋のみならんや。「檜首めより和議を倡ふ、故に撻懶陰に之れを縱して還らしめたるなり」とは、獨り史官の言のみに非ず、當時已に確說あり。

宋紀三十一　高宗

紹興二年九月壬戌、王倫、金より還る。倫、旣に留めらるること久し。粘沒喝、烏陵思謀をして倫を見しむ。語、契丹の時事に及ぶ。倫、久しく困しみて歸らんことを懷ふ。乃ち和議を爲さんことを倡へ、思謀に謂つて曰く、「海上の盟(一)、兩國兄弟を約し、萬世變ずるなし。雲中の役(二)、我れ實に師を饋りて贊成せり。厥の後、兵を擧げて以て吾が國に禍す、果して先大聖の意か。況や古に亙りて自ら南北に分たるるをや。主上恭勤、英俊並び用ひ、必ず古に復せんことを期す。盍ぞ久遠の謀を思はざる。我が二帝太母を歸し、我が土疆を復し、南北の赤子をして塗炭に致すなからしめば、亦以て先大聖の靈を慰むるに足らん。幸に執事之れを贊せよ」と。思謀、沈思して曰く、「君の言是なり、歸りて當に盡く之れを達すべし」と。是に及びて、粘沒喝忽ち館中

(一) 宋、徽宗の朝に、馬政を遣はし、海道より金主阿骨打の居る所の阿芝川、淶流河に至らしめ、遼を夾攻するの議を定め、兄弟の約を結びしを指すならん

(二) 金、宋と約して遼を攻めてその中京を陷るるや、遼主雲中に奔る。金これを攻めて亡ぼす。これを指すか

に至り、倫と和を議し、之れを縦して歸り報ぜしむ。倫至り入りて對す。言ふ、「金人情僞甚だ悉せり」と。帝、之れを優奬す。時方に劉豫(三)を討ぜんことを議し、和議中(四)格すること、之れを久しうす。乃ち潘致堯を以て通問使と爲し、復た金に如かしむ。

○王倫、久しく困しみて歸らんことを懷ふ、故に和議を爲さんことを倡ふ。然らば則ち和議は倫の本志に非ず、已むを得ざるなり。余因つて謂へらく、難に堪ふる能はず、家を忘るる能はざる者は、以て使と爲すべからざるなりと。

言ふ、情僞甚だ悉せりと。故に人奪ふこと能はず。利を先にし、義を後にするの世、必ず是の事あり。抑ゝ又朝廷情僞を悉さざるの過なり。

紹興三年五月壬戌、潘致堯、金に使し還つて言す、「金、再び重臣を遣はし以て信を取らんことを欲す」と。遂に師を出すの議を寢む。丁卯、韓肖胄(五)及び胡松年(六)を遣はし、金に往きて和を議せしむ。齊に至る。劉豫、臣禮もて見えしめんと欲す。肖胄、應ぜず。松年曰く、「均しく宋の臣たり」と。遂に長揖して拜せず。豫、屈せしむる能はず。

○一節亦奇なり。抄せざるべからざるなり。

(三) 當時金に擁立せられて帝と稱し、國を大齊と號す。都を汴に遷す

(四) 中止に同じ

(五) 韓琦の曾孫、紹興の初め僉書樞密院事に拜し、通問使として金に至る。金人其の家世を知り甚だこれを重んず。還りて紹興府に知たり。尋いで祠を奉ず。元穆と謚せらる

(六) 字は茂老、屢ゝ金に使す。還りて吏部尚書に拜す。岳飛襄漢を收復するや、松年をして守禦の事を圖らしむ。松年戰鑑の四利を條陳す。權參知

政事となり、專ら戰艦を治めしが、疾を以て卒す
（一）字は文季、范純仁の外孫。金に使するや、金人行臺左丞を授くるも、辭して止む。眞定に卒す。忠潔と諡す
（二）喪服の最も重きもの
（三）文を作りての意

宋紀三十二　高宗

紹興五年夏四月甲子、大皇上帝、金に崩ず。時に兵部侍郎司馬朴（一）、奉使朱弁と燕山に在り、之れを聞きて共に制服を議す。弁、先づ請はんと欲す。朴曰く、「臣子となりて父君の喪を聞かば、當に其の哀を致すべし。尙ほ何をか請はん。設（も）し請ひて許されずば奈何（いかん）」と。遂に斬衰（ざんさい）（二）を服して朝夕哭す。金人之れを義として責めず。洪皓、冷山に在りて之れを聞き、北向泣血し、文を操（と）り（三）て以て祭る。其の詞激烈、聞く者涕を揮ふ。

○請ひて許されずと雖も、猶ほ且つ之れを服する者は朱弁其の人なり。許されずと雖も、必ず之れを服し、請ふに事なき者は司馬朴の見なり。文を操りて之れを祭るに至りては更に哀しむべし。之れを要するに三人は眞に壯烈の士なるかな。

宋紀三十三　高宗

紹興八年、劉錡(四)大いに兀朮(五)を順昌に敗る。兀朮遂に汴に還る。既にして洪皓金より密かに順昌の捷（劉錡、兀朮を敗る）を奏す。金人震恐して魄を喪ひ、燕の重寶珍器悉く徙して北す。意、燕以南を捐てて之れを棄てんと欲するなり。故に議者謂へらく、是の時諸將心を協せ、路を分ちて追討せば、則ち兀朮擒にすべく、汴京復すべきに、而も王師亟かに還り、自ら機會を失ふ。良に惜しむべきなりと。

○敵國に在りて密かに敵情を奏する者は最も國に功あり。然れども國乘ずること能はず、徒らに議者の憾みを増すのみ。悲しいかな。

宋紀三十四　高宗

紹興十一年、秦檜、岳飛を殺す。洪皓、金に在り、蠟書を以て奏すらく、「金人の畏服する所の者は惟だ飛のみ。父を以て(六)之れを呼ぶに至る。其の死を聞くに及び、諸酋酒を酌みて相賀す」と。

○虜情、火を見るが如し。高宗の眊昧其れ遂に曉すべからざるか。

(四) 高宗の初め隴右の都護となり、夏と戰ひ屢ゝ勝つ。夏人、兒啼けば之れを怖れしめて曰く、劉都護來ると。紹興中金兵順昌を圍む。錡撃つて大いに之れを敗る。後に江淮浙西制置使となりしも疾を以て罷めんことを求む。召還せられて、萬壽觀に提擧たり。卒して武穆と諡す

(五) 金の將

(六) 宋元通鑑は岳爺の二字に作る

紹興十三年秋七月、行人洪皓・張邵・朱弁、金より還る。建炎より以來、使を奉じて金に如き拘囚せらるる者三十餘人、多くは已に物故し、惟だ三人のみ和議成るを以て歸るを許さる。已にして金人七騎を遣はして之れを追ふ。淮(一)に及びて皓等已に舟中に在り。皓、冷山に居り、會寧(二)を距ること二百里、地苦だ寒く穴居百餘家、陳王谷神(三)の聚落なり。谷神、皓を敬ひ、其の子に教へしむ。或は二年、衣食を給せず。盛夏には麤布を衣す。常て大いに雪ふり、薪盡く、馬矢(四)を以て火を燃し、麪を煨きて之れを食す。或ひと蜀を取るの策を獻ず。谷神、特に以て皓に問ふ。皓、力めて之れを折く。谷神、意を南侵に鋭くして曰く、「孰れか謂ふ海大なりと。我が力乾かすべし、但だ天地をして相拍たしむる能はざるのみ」と。皓、復た之れを辨ず。谷神怒りて曰く、「汝和事の官となりて口硬きこと此くの如し。汝を殺すこと能はずと謂ふか」。皓曰く、「自ら當に死すべきを分とす。顧ふに大國、行人を殺すの名を受くるなからんや。願はくは之れを水に投じ、淵に墜つるを以て辭と爲して可なり」と。谷神、之れを義として止む。皓、屢〻諜者に因りて敵情を審奏し、且つ力めて和議の計に非ざるを言

(一) 水の名、河南省の桐柏山より出で、東流して安徽省境に入る
(二) 今の吉林省阿城の南に定められし金の都城にして上京となす
(三) 宋元通鑑には悟室に作る。以下同じ
(四) 馬糞のこと

（五）二帝とともに擄去せられて北にあり。高宗の母　（六）間諜

（七）宋元通鑑には首鼠に作り、宋史紀事本末には首尾に作る

ひ、師を興して進撃せんことを乞ふ。常て韋太后（五）の書を求め、間（六）を遣りて持ち歸らしむ。帝大いに喜びて曰く、「朕、太后の寧否を知らざること殆ど二十年。遣使百輩なりと雖も、此の一書に如かず」と。貴族名家の子、金に流落する者に遇ふ毎に、力を盡し極めて之れを救ふ。金に留まること十五年にして還る。入りて內殿に對し、郡を求めて母を養はんといふ。帝曰く、「卿の忠日月を貫き、志君を忘れざる、蘇武と雖も過ぐる能はず。豈に朕を捨てて去るべけんや」と。邵は柞山に囚へられて年を踰え、劉豫に送りて之れを用ひしむ。邵、豫を見て長揖するのみ。又豫を呼んで殿院と爲し、責むるに君臣の大義を以てし、詞氣倶に厲し。豫、怒りて獄に械む。之れを久しうして復た金に送り、之れを燕山の僧寺に拘す。從者皆之く所を知るなし。邵、又書を以て金に言ひて曰く、「劉豫、大國の勢を挾みて、日夜南侵す。勝たざるときは則ち首（七）尾兩端、勝つときは則ち鷹を養ふが如し、飽けば則ち颺り去らん。終に大國の利に非ず」と。金人、之れを會寧に徙す。還りて入り見ゆるに及び、祕書修撰、主管佑神觀に除せらる。弁は王倫に副として金に使す。既に館に就くや、之れを守るに兵を以て

す。之れを久しうして、金將に和を議せんとし、一人を遣はして書を受けて還らしむるに當り、弁と倫と策を探りて去留を決せんと欲す。弁曰く、「吾れの來る固より自ら必死を分とす。豈に應に今日幸を覬ひて先きに歸るべけんや。願はくは正使書を受けて歸り、天子に報じ、兩國の好を成し、早く四海の養を兩宮に申べんことを。則ち吾れ骨を外國に暴すと雖も、猶ほ生けるの年のごとからん」と。倫、將に歸らんとす。弁、謂つて曰く、「古の使者は節（一）あり、以て信と爲す。今節なくして印あり、印も亦信なり。願はくは之れを留め、弁をして抱きて以て死するを得しめば、死すとも腐せず」と。倫、解きて以て弁に授く。弁、受けて之れを懷き、臥起與に俱にす。金人弁に迫りて劉豫に仕へしめんとし、且つ之れを誘ひて曰く、「此れ南歸の漸なり」と。弁曰く、「豫は國賊なり、吾れ嘗て其の肉を食はざるを恨む。又北面して之れに臣たるに忍びんや。吾れ死あらんのみ」と。金人怒りて其の餼遺を絕ち以て之れを困しむ。弁、固く驛門に拒み、飢を忍びて盡くるを待ち、誓つて屈するを爲さず。金人感動して禮を致すこと初めの如し。之れを久しうして復た其の官を易へんと欲す。弁曰く、

（一）符節、わりふのこと

「吾が官本朝より受く。死あるのみ。誓つて易へて以て吾が君を辱しめざるなり」と。又書を以て洪皓に決(二)して曰く、「行人を殺すこと細事に非ず。吾れ之れに遇ふは命なり。要は當に生を舍てて以て義を全うすべきのみ」と。乃ち酒を具へ、掠せられし士夫を召す。飲半ば酣にして之れに語げて曰く、「已に近郊某寺の地を得たり。一旦命を畢して國に報ぜば、諸公幸はくは我れを其の處に瘞め其の上に題して大宋通問副使朱公の墓と曰はば、我れに於て幸なり」と。衆皆泣下り能く仰ぎ視るなし。弁、談笑自若として曰く、「是れ臣子の常、諸君何ぞ悲しむや」と。粘沒喝の死するに及び、弁金の虚實を密疏して曰く、「此れ失ふべからざるの時なり」と。李發をして間行して歸り報ぜしむ。王倫還りて、弁徽宗大行(三)を奉送するの文を以て獻と爲す。帝之れを讀みて感泣し、其の親屬五人を官す。丞相張浚に謂つて曰く、「弁歸るの日、當に禁林(四)を以て之れに處らしむべし」と。還るに及び、入りて便殿に見ゆ。弁、謝し且つ曰く、「陛下金人と和を講じ、上、梓宮(五)を返し、次に太母(六)を迎ふ。此れ皆時を知り機を知るの明なり。然れども時運にして往らば或は固執し難からん。機動けば變あり、宜

(二) 訣別

(三) 天子崩御して未だ諡を奉らざる間の稱

(四) 翰林院の別稱

(五) 天子の棺。ここは金にて歿せる大上皇帝徽宗の柩を指す

(六) 太后韋氏

しく未兆に鑑みるべし。盟は守るべくして、詭詐の心は宜しく嘿して以て之れを待つべく、兵は息むべくして、消弭の術は宜しく詳かに以て之れを講ずべし。金人黷武を以て至德と爲し、苟安を以て太平と爲し、民を虐げて民を恤まず、地を廣めて德を廣めず。此れ皆天中興の勢を助くるなり。時と機との若きは陛下既に始めより知る。願はくは厥の終りを圖れ」と。帝曰く、「善し」と。

○洪皓・張邵・朱弁三人の事、事々言々悲しむべく慕ふべきは、讀者自ら知る。今必ずしも評せず。朱批(一)を下せる處、幸に一々低徊せよ。

王倫、久しく困しみて歸らんことを懷ふ、故に和議を爲さんことを倡ふ。三人は必死自ら分とし、生還せざるを誓ふ。之れを讀みて死を以て國に報ぜんことを思はざる者は禽獸なり。一死を畏れて萬辱を受け、百年の身を顧みて萬劫の名を失ひ、稗米の軀を顧みて丘山の義を捨つ。何ぞ古今の禽獸多きや。且つ王倫となりて生くる、生何の樂しむ所ぞ。三人となりて死する、死何の悲しむ所ぞ。悲樂常を失ふは、禽獸すら猶ほ且つ或は然らざらん。

(一) 右側の批點を指す

紹興二十一年、巫伋を以て金國祈請使と爲し、金に至らしむ。首めに靖康帝(二)を迎へて國に歸らんことを請ふ。金主曰く、「知らず歸りて後何處にか頓放する」と。伋、唯唯として退く。

○使にして此くの如くんば、木偶にだも如かず。古の所謂專對する能はざる者、未だ此くの如きの甚しきはあらざるなり。

紹興二十八年冬十月、金主亮、人を遣はして汴京の宮室を營建せしむ。國子司業黃中(三)、使して還り上言す、「金人の汴京を治するは必ず居を徙し以て我れに迫らんと欲するなり。早く之れが備を爲さざるべからず。若し果して汴に至らば、則ち壯士健馬數日ならずして境に及ぶべし」と。

○黃中は善く敵國を觀たる者。

紹興二十九年夏五月、禮部侍郎孫道夫(四)、金に使して還る。金主亮、之れに謂つて曰く、

(二) 欽宗

(三) 邵武の人、字は通老。紹興の廷試に第二位たり、起居郎に除せらる。金に使して還り防禦の方略を陳べ、官は給事中を兼ぬ。卒して簡肅と諡す

(四) 張浚の薦により秘書正字に除せられ、蜀州に知たり。禮部侍郎に累遷す。官に居ること三十餘年、俸給多く書籍に置く。性剛直、喜んで人の短を面折す

「歸りて爾が帝に白せ。我が上國に事ふる、多く不誠あり。今略ぼ二事を擧げん。爾が民逃れて我が境に入る者あれば、邊吏皆即ち發還すれども、我が民叛きて爾が境に入る者ありて、有司之れを索むれば、往々詞に托して發はさざる、一なり。爾、沿邊に於て鞍馬を盜買し戰備に備ふる、二なり」と。蓋し南侵せんと欲す、故に先づ此の二事を設けて辭と爲すなり。道夫還りて具さに之れを奏す。帝曰く、「朝廷之れを待つ甚だ厚し。彼れ何の名を以て兵端と爲さん」。道夫曰く、「彼れ身其の君を弑して(一)之れが位を奪ふ。兵を興すに豈に有名を問はんや」と。帝に對する毎に輙ち武事を言ふ。

○道夫、辯折して虜の膽を破らず。惜しむべし。而れども還りて具さに之れを奏するは則ち善し。帝に對する毎に輙ち武事を言ふは尤も善し。兵を興すに豈に有名を問はんやといふに至りては、古今の虜情一句にして道ひ盡す。

(一) 金主亮は熙宗を弑して自立す

宋紀三十六　高宗

紹興三十年八月、賀允中、金に使す。還りて言す、「金人必ず盟に畔かん、宜しく之

れが備を爲すべし」と。

九月、李寶[二]、嘗て金に陷りしが身を拔きて海道より來り歸る。是に至りて召對し、詢ふに北事を以てす。歷々數ふるが如し。乃ち官を授け、平江に於て海舟を督して捍禦せしむ。

紹興三十二年、金の高忠建、臨安に至り、使を遣はして報聘し、且つ卽位[三]を賀せんことを議す。工部侍郎張闡、遣使の命を嚴にし、敵國の禮を正さんことを請ふ。彼れ或は從はずんば則ち戰あるのみ。是くの如くんば則ち中國の威以て復た振ふべしと。帝、之れを然りとす。遂に起居舍人洪邁を賀登極使に充つ。帝、執政に謂つて曰く、「向の日の講和は本と梓宮・太后の爲めなれば、已れを屈し辭を卑くすと雖も憚らざる所ありき。今兩國の盟已に絕つ。宜しく名を正し境を畫すべく、朝儀歲幣當に先づ之れを定むべし」と。邁、乃ち接伴禮十有四事を奏す。既にして忠建事ふるに臣禮を以てせんことを責め、及び新復州郡を取らんとす。陳襄伯[四]、義を以て之れを折き、乃ち止む。邁の行書、敵國の禮を用ふ。帝手札もて邁に賜ひて曰く、「祖宗の陵寢、隔闊な

(二) 河北の人、金人盟に反きて將に海道より浙江を襲はんとす。高宗命じて浙西路副總管に任ず。大いに金軍に勝つ

(三) 金主亮死して雍卽位す

(四) 宋元通鑑・宋史紀事本末ともに陳康伯に作る

ること三十年、時を以て灑掃祭祀することを得ず、心實に之れを痛む。若し彼れ能く(一)河南の地を以て歸さるれば、必ず尊に居ること故の如くなるを欲せんや。正に復た已れを屈するも亦何の惜しむ所ぞ」と。邁、奏して言ふ、「山東(二)の兵未だ解けず、則ち兩國の好成らず」と。燕に至る。金閤門、圖書、式の如くならざるを見、抑して表中に于いて陪臣の二字に改めしめ、朝見の儀は必ず舊禮を用ひんことを欲す。邁、執りて可かず。金、使館を鎖すこと三日、水漿通ぜず。金主を見るに及び、語不遜なり。邁を留めんと欲す。張浩(三)可かず、乃ち遣り還す。邁は皓の季子なり。

○余、幼より洪邁に容齋隨筆あるを聞くも、未だ其の書を見ず。謂へらく、博聞强識の人のみと。此れを觀れば則ち洪邁は信に夷狄に使して國體を辱しめざる者なり。且つ其の預め十四事を奏する、學問の功虚しからず。苟も能く是くの如くならば、他人と雖も吾れ敬せざるを得ず。又況や洪皓の子なるをや。

國の削弱なる、堂々たる中國(四)を以て自ら居る者にして、平日犬羊視するものと交はり、敵國の禮すら且つ用ふる能はず。悲しいかな、悲しいかな。

(一) 宋元通鑑・宋史紀事本末ともに河北に作る

(二) 紹興三十二年正月、山東の人耿京兵を起して東平を復し、中原に豪傑並び起る。耿京自ら東平節度使を稱す

(三) 金の天會の進士、官太師に至る。南陽郡王に封ぜらる

(四) 支那を指すも、ここは又日本の現狀を暗示せるもの

宋紀三十七　孝宗

隆興元年八月、紇石烈志寧(五)、書を以て三省密院に貽りて云ふ、「故疆・歲幣舊の如くし、及び臣を稱し、中原歸正の人を還さば、卽ち兵を止めん。然らずんば當に農隙を俟ち、往きて戰ふべし」と。乃ち盧仲賢を遣はし報を持して金の師に如きて云はしむ、「海・泗・唐・鄧の州は乃ち正隆(六)渝盟の後、本朝未だ使を遣はさざるの前に之れを得たり。歲幣に至りては固より較ふ所に非ず。第だ兩淮凋瘵の餘、恐らくは未だ數の如くならざらん」と。仲賢、陛辭(七)す。帝、戒むるに四郡を許すなからんことを以てす。而るに湯思退(八)、命じて之れを許さしむ。張浚奏す、「仲賢、小人にして多妄なり、委信すべからず」と。聽かず。既にして廷臣に命じて金使言ふ所の四事を議せしむるに、其の說一ならず。帝曰く、「四州・歲幣は與ふべし、名分と歸正人とは從ふべからざるなり」と。

○奸臣每に使者の多妄を利す。天子の許さざる所、輙ち命じて之れを許さしむ。苟も

（五）本名撒葛輦、金の副元帥たり。世祖即位するや篤幹、帝と稱す。志寧撃つて之れを破る。右丞相を拜し、金源郡王に封ぜらる

（六）金主亮の時の年號。渝盟のこと前出

（七）臣下天子に別れて國門を出づること

（八）秦檜に附して參知政事に累官す。右僕射となりて罷めしが、隆興の初め相に復す。金人に許すに四郡を以てす。太學生等の上書して思退を斬らんことを請ふに至り憂ひ悸れて死す

仲賢の多妄なるに非ずんば、思退、奸なりと雖も、何ぞ能く爲さん。四郡とは卽ち海・泗・唐・鄧の四州なり。孝宗初めに「許すなかれ」と云ひ、後に「與ふべし」と云ふ。然らば則ち孝宗も亦多妄なり。何ぞ仲賢の多妄なるを咎めん。

地を割き幣を納るる、宋人習以て常となり、復た甚しくは怪しまず。國事此に至る、猶ほ何ぞ言ふに足らん。

十一月己丑、盧仲賢、宿州に至る。僕散忠義(一)、之れを懼れしむるに威を以てす。仲賢、皇恐(くわうきやう)して言ふ、「歸りて當に命を稟(う)くべし」と。遂に忠義を以て三省密院に書を遺(おく)り來り上らしむ。其れに四事を畫定す。一、通書叔姪(二)を稱せんことを欲す。二、唐・鄧・海・泗の四州を得んと欲す。三、歲幣銀絹の數、舊の如くせんことを欲す。四、彼れの叛臣及び歸正人を歸さんことを欲すと。仲賢還る。帝大いに悔ゆ。湯思退奏す、「王之望を以て金國通問使に充て、龍大淵を之れに副とし、四州を割棄するを許し、歲幣の半ばを減ぜんことを求めん」と。右正言陳良翰言ふ、「前に使を遣はして已に命を辱しむ。大臣前失を悔いず、而して復た王之望を遣はさば、是れ金人一兵を折(くじ)かずし

(一) 金の熙宗の時の博州の防禦使、世宗立ちて尙書右丞に拜す。卒して武莊と諡す

(二) 金を叔とし、宋を姪と書すべしとなり

て、坐ながらに四千里要害の地を收めん。決して四郡を許すべからざるなり。歲幣の若きは則ち陵寢を得るを俟ちて然る後に與ふるも、庶はくは名ありと爲さん。今議未だ決せずして之望遽かに行かば、恐らくは其れ國を辱しめんこと、仲賢に止まらざらん。願はくは先づ一介を馳せ往かしめ、議決するを俟ちて然る後に行かんも未だ晩からざるなり」と。帝、乃ち手づから王之望等に詔し、一行の禮物を幷せ、並びに回りて命を境上に待たしむ。而して胡昉をして金に諭すに四州割くべからざるの意を以てせしめ、如し必ず四州を得んとせば則ち當に使を追還し和議を罷むべしと。

○李綱言ふ、「李棁怯懦なり、必ず國事を誤らん」と。欽宗聽かず。棁、果して事目を受けて敢へて一言を措かず。張浚奏す、「仲賢多妄なり、委信すべからず」と。孝宗從はず。仲賢、果して四事を承けて、惶恐して來り上る。二賢の說、二主の惑を解く能はず。惜しいかな。

議未だ決せずして使遽かに行く、今古の誤着なること一言にて道ひ盡す。孝宗之れを聽き、王之望を止め、胡昉を遣はす、則ち稍や人意を強うす。

隆興二年春二月、胡昉、金に至る。金人、信を失ふを以て之れを執へ、已にして還す。

八月、宗正少卿魏杞(一)をして金に使して和を議せしむ。書に稱す、「姪大宋皇帝某再拜して、叔大金皇帝に歲幣二十を奉る」と。杞に面諭して曰く、「今使を遣はすは、一に名を正し、二に師を退かしめ、三に歲幣を減じ、四に歸附人を發せざらしめんためなり」と。杞、十七事を條陳して、問對に擬す。帝、事に隨ひて畫可す。陛辭して、奏して曰く、「臣、旨を將つて疆を出づ。豈に敢へて勉めざらんや。萬一厭くなくんば、願はくは速かに兵を加へられんことを」と。帝、之れを善しとす。

○兄弟(二)の獻納、富弼死を以て之れを爭ふ。今則ち叔姪もて拜奉す。冠履倒置、其れ之れを何とか謂はん。慶曆より此に至るまで百二十年、國の降隊、坂を下るの車の如し。魏杞、問に擬し、畫可して行き、願はくは速かに兵を加へられんことをと。斯れ衰世の善使なるかな。

冬十月、金の僕散忠義等遂に淮を渡らんことを議す。魏杞行きて盱眙(三)に次る。忠義、趙房長をして杞の來る所以の意を問はしめ、國書を覩さんことを求む。杞曰く、「書

(一) 字は南夫、紹興の進士。金に使し還りて參知政事・右僕射に遷り、樞密使を兼ぬ。遂に相たり。後端明殿學士を以て祠を奉じ致仕す

(二) 前出一八頁參照

(三) 今は縣名となる。安徽省東北部、洪澤湖西南岸

は御封なり、主に見えて當に廷授すべし」と。房長馳せて白す。忠義、國書、式の如くならざるを疑ひ、又商秦の地を割くこと、及び歸正人のことを求め、且つ歳幣二十萬を欲す。杞以て聞す。帝命じて盡く初式に依り、四州を割くことを許し、歳幣亦其の數の如くし、再び國書を易ふ。忠義猶ほ未だ欲する所の如くならざるを以て、十一月乙酉、遂に兵を分ちて楚州を犯す。

○「書は御封なり、當に廷授すべし」と。一語甚だ壯、趙良嗣に過ぐること萬々なり。然れども良嗣四たび國書を易へ、而して魏杞も亦再び國書を易へたれば、則ち五十步百步の差のみ。惜しいかな。

乾道元年三月、魏杞、金に至る。金の館伴張恭愈、國書に大宋と稱せるを以て、杞を脅かし大の字を去らしむ。杞、之れを拒み、且つ言ふ、「天子神聖にして才傑奮起し、人々敵愾の意あり。北朝兵を用ふとも、能く必勝を保せんや」と。金の君臣環聽して拱竦す。金主、歳幣を損すこと、歸正人を發せざることを許し、元帥府に命じ、兵を罷めて分戍せしむ。杞、卒に敵國の禮を正して還る。帝、慰藉すること甚だ厚し。

○陛辭して帝に奏するに、則ち曰く、「願はくは速かに兵を加へられんことを」と。金人、大の字を脅かし去らしむれば、則ち曰く、「北朝兵を用ふとも、能く必勝を保せんや」と。魏公の胸中、甲兵百萬、是れ敵國の禮を正して還る所以なり。

乾道六年閏月、起居郎范成大(一)を以て、金國祈請使と爲し、陵寢(りょうしん)の地を求め、及び更に受書の禮を定めしむ。紹興中、金の使者至る。書を捧げ殿に升(のぼ)り、北面して榻前(たふぜん)に立ち、跪き進む。帝、榻を降りて書を受け、以て內侍に授く。金主初めて立ち、使者至りしとき、陳康伯、伴使をして書を取りて以て進ましむ。湯思退、國に當る(二)に及び、復た紹興の故事に循(したが)ふ。帝、意(こころ)に之れを悔ゆ。故に成大をして口づから以て請を爲さしむ。成大、金に至り、密草の奏に具さに受書の式を言ひ、之れを懷にして入り、初め國書を進む。辭氣慷慨、金の君臣方に傾聽す。成大忽ち奏して曰く、「兩國既に叔姪となりて、受書の禮未だ稱(かな)はず。臣疏あり」と。笏に搢(さしはさ)みて之れを出す。金主大いに駭きて曰く、「此れ豈に書を獻ずる處ならんや」と。左右、笏標を以て之れを起す。成大、屹として動かず、必ず書を達せしめんと欲す。既にして館所に歸る。金人紛然

(一) 字は致能、石湖と號す。紹興の進士。金に使し、還りて中書舍人に除せられ參知政事に擢んでらる。卒して文穆と諡せらる。尤も詩に巧にして石湖集あり

(二) 國事を執るに當りての意

たり。其の太子允恭、成大を殺さんと欲せしも、或ひと之れを止めんことを勸む。竟に節を得て歸る。其の復書の略に云々。是に於て二事(三)皆功を成すなし。

○篠崎(しのざき)(四)承弼曰く、「嘗て范石湖の詩を讀みて謂へらく、其の人必ず一嗜好に專らにして、詩を以て命と爲すものならんと。其の傳を閱するに及び、其の金に使して禮を爭ふ、正氣浩然として節を全うして還る。是れ其の志、豈に區々として詩を以て名を成さんと欲するものならんや」と。噫、世孰(た)れか石湖の詩を讀まざらん。而れども石湖の志を以て志と爲す者は蓋し鮮(すくな)し。抑〻二事の功なきものは、亦議未だ決せずして遽かに行かしめたるの過なり。而して使たる者此に慮らざるは則ち疎なり。然れども石湖の屹として動かざる、其の志固より取るべきなり。

宋紀三十八　孝宗

淳熙二年秋九月、帝、執政に諭して、使を選び、河南の陵寢の地を求めしむ。葉衡(五)奏す、「左司諫湯邦彥口辯あり、宜しく使すべし」と。

(三) 陵寢の地を求むること。受書の禮を正すのこと。この二事を指す

(四) 小竹の號にて知らる。德川中期の儒者

(五) 字は夢錫、紹興の進士。參知政事・右丞相、兼樞密使たり。湯邦彥の譖する所となりて罷めらる。邦彥罪を得るに及びて、官に復す

○口辯ある者、何の益あらん。膽力ある者、乃ち用ふべきのみ。

淳熙三年、湯邦彦、金に至る。金人拒みて納れず。旬餘にして乃ち引見す。道を夾むの士、皆弦を控へ刃を露はす。邦彦怖れて一辭を措く能はずして還る。是れより陵寢の議、遂に息む。

○一詞だも措く能はず、則ち口辯を併せて有るなし。

宋紀四十一　寧宗

開禧三年、方信孺(一)、奉使金國通謝國信所參議官となり、濠州に至る。金の紇石烈子仁、之れを獄に置き、刃を露はして之れを環守し、其の薪水を絶ち、要むるに五事を以てす。信孺曰く、「俘を反し幣を歸るは可なり、首謀を縛送するは古より之れなし。藩を稱し地を割くは則ち臣子の敢へて言ふ所に非ず」と。子仁怒りて曰く、「若生還を望まずや」と。信孺曰く、「吾れ命を將つて國門を出づる時、已に生死を度外に置く」と。子仁、遣りて汴に至らしめ、完顏宗浩を見しむ。出でて傳舍に就く。宗浩、命を

(一) 番禺縣尉に補せらる。金に使し口舌を以て强敵を折く。河東運轉判官に至りて終る

將ふ者をして來らしめて堅く五說を持す。信孺、辯對して少しも屈せず。宗浩、詰ること能はず。授くるに書を以てして曰く、「和と戰とは再び至るを俟ちて之れを決せん」と。信孺還る。朝廷、林拱辰を以て通謝使と爲し、信孺と與に國書誓草を持せしめ、及び通謝百萬緡を許す。信孺、汴に至る。宗浩、信孺が曲折建白せず、遽かに誓書を以て來るを怒り、誅戮禁錮の語あり。信孺爲めに動かず。命を將ふ者曰く、「(一)此れ犒軍了すべきに非ず」と。別に事目を出して以て之れを示す。信孺曰く、「歲幣再び增すべからず。故に代ふるに通謝錢を以てせり。今此れを得て彼れを求む、吾れ首を隕すあるのみ」と。會〻興州の遺師、(三)大散關を復す。宗浩、益〻之れを疑ひ、乃ち信孺を遣り還す。(四)韓侂冑、敵の欲する所のものを問ふ。信孺言ふ、「敵の欲する所のもの五事なり。一に兩淮を割くこと、二に歲幣を增すこと、三に歸正人を索むること、四に軍を犒ふの銀、五は敢へて言はず」と。侂冑、固く之れを問ふ。信孺徐ろに曰く、「太師の頭を欲するのみ」と。侂冑大いに怒り、信孺の三官を奪ひ臨江軍に居住せしむ。信孺三たび金の師に使し、口舌を以て强敵を折く。敵人、計屈し情見はる。未だ

(一) 軍をねぎらふための賠償として不足なりの意
(三) 河南省西部消水の流域にあり
(四) 韓琦の曾孫、寧宗の立つに當りて與りて力あり、時に威福を弄す。太師平章軍國事を以て平原郡王に封ぜらる。班、丞相の上にあり、僭妄軌なし。金人其の首を欲す。嘉定の初め斬りて其の首を金に遺る。下文に太師の頭云々とあるはこれを指すなり

卽ち和せずと雖も、然も已に成說あり。

○口舌を以て强敵を折く、其の功是くの如し。老泉謂はく、「大丈夫將たるを得ずとも、使となりて口舌の間に折衝するを得ば足れり」と。正に此れを謂ふなり。

宋紀四十七　理宗

淳祐元年、蒙古、月里麻思を使とし來りて和を議せしむ。從行者七十餘人。月里麻思曰く、「吾れ汝等と命を奉じて南下す、楚人詐多し、倘し害に遇はば當に死すべし、君命を辱しむるなかれ」と。已にして馳せて淮上に抵る。守將、兵を以て之れを脅かして曰く、「爾が命我れに在り、生死は頃刻の間のみ。若し能く降らば、官爵立どころに致すべし。然らずんば必ず汝を貸さざらん」。月里麻思曰く、「吾れ節を持して南に來り、以て國好を通ず。汝我れを誘ふに不義を以てす、死あるのみ」と。守將、其の逼るべからざるを知り、乃ち之れを長沙の飛虎寨に囚ふ。

○夷狄亦人あり。以て使の法と爲すべし。

宋紀四十九　理宗

景定元年、蒙古忽必烈既に立ち、來りて好を修めんと欲す。王文統(一)、素と郝經(二)の重名あるを忌み、經を遣はさんことを請ふ。秋七月、遂に翰林侍讀學士を以て、國信使に充てられ、來りて卽位を告げ、且つ前日和を請ふの議を徵す。文統、復た陰かに李璮(三)に屬し、師を潛めて宋を侵し、手を假りて經を害せんと欲す。經、宿州に至り、其の副を遣はし、入國の日期を請はしむ。報ぜられず。書を宰相及び淮師李庭芝に遣はす。而して賈似道(四)、經至りて謀泄れんこと（似道、和を議し臣を稱し幣を納るるの事を匿し、諸路の大捷を以て聞す）を恐れ、竟に眞州の忠勇軍の營に拘留す。經、數〻書を帝及び執政に上れども、皆報ぜられず。驛吏、棘垣、戶を鑰し晝夜守邏し以て經を動かさんと欲す。經、屈せず。但だ其の下に語げて曰く、「死生進退は其の彼れに在るに聽す。身を屈し命を辱しむるは我れ終に能はず。汝等不幸なり、宜しく死を忍びて以て待つべし。之れを天の時人の事に揆るに宋の祚遠からじ」と。

(一) 字は以道、元の世祖に仕ふ。初め李璮の幕府にありて軍旅の事皆謀りて決す。宋の漣・海の二郡を取るは文統の謀なり。後李璮の反するや與に謀りて誅せらる

(二) 元の世祖の經書の師なり。世祖卽位して翰林侍讀學士と爲す。國使に充てられ、宋に使し、留められて屈せず。十六年にして歸る。卒して文忠と諡せらる

(三) 李全の子、全の死後を襲ぎて益都行省となる。世祖の朝、江淮大都督を加へらる。山東を專制する三

○郝經亦太だ艱し。內は則ち文統あり、外は則ち似道あり。

宋紀五十一　帝㬎

德祐元年、元主復た郝經の弟庸等をして來りて經の所在を問はしむ。詔して總管段佑を遣はし禮を以て經を送らしむ。經、道に病み、燕に至りて卒す。經、人となり氣節を尙び、學を爲すに有用を務む。留めらるるに及び、續後漢書及び易春秋外傳の諸書を撰す。從者皆學書に通ず、佐の苟宗道、後亦國子祭酒に至る。

○郝經屈せず、學ぶ所に負かず。是れ必ずしも論ぜず。留められて書を著はし、從者を教ふること、余の最も悦ぶ所なり。

宋紀五十二　端宗

景炎元年、楊應奎(一)、還りて言ふ、「元の伯顏(二)、執政と面のあたり議せんと欲す」と。太后乃ち天祥(三)を以て右丞相兼樞密使と爲し、吳堅と偕に往かしむ。天祥、辭して拜せ

十餘年の後叛して誅せるる

(四)　宋の台州の人、姉が理宗の妃たるを以て丞相となる。後に元に屈し、彈劾せられて殺さる

(一)　字は文煥、官は知府に至る。嘉靖の間致仕して歸る。海岱集の著あり

(二)　元の右丞相。時に南下して都城近くに迫る。宋の賈餘慶等三宮を奉じて以て降る

(三)　文天祥

ざりしが、遂に行く。因つて伯顏に說きて曰く、「北朝若し宋を以て與國と爲さば、請ふ兵を平江或は嘉江(四)に退けんことを。然る後に歲幣を議し、金帛を與へ、師を犒はん。北朝全兵以て還るは策の上なり。若し其の宗社を毀らんと欲せば、則ち淮・浙・閩・廣尙ほ多く未だ下らず、利鈍未だ知るべからず。兵連り禍結ぶこと、必ず此れより始まらん」と。伯顏、北詔(五)を以て辭と爲し、天祥の擧動常ならざるを顧ひて、異志あるを疑ひ、之れを軍中に留め、堅を遣り還す。天祥怒り數〻歸らんことを請ひて曰く、「我れの此に來るは兩國の大事の爲めなり。何の故に我れを留むる」と。伯顏の曰く、「怒るなかれ、君、宋の大臣たり、責任輕きに非ず。今日の事正しく當に我れと之れを共にすべし」と。忙古台・唆都をして館伴たらしめ、之れを羈縻す。

○是の時に當りて、宋國勢極まりて爲すべからず。而も天祥の語氣撓まざる、是くの如し。是れ亦正氣の磅礴たるものなり。

元の伯顏嘗て文天祥を引き、吳堅等と同坐す。天祥、賈餘慶の國を賣れるを面斥(六)し、且つ伯顏の信を失へるを責む。呂文煥、旁より諭して之れを解く。天祥、文煥及び其

(四) 宋元通鑑。宋史紀事本末ともに嘉興に作る

(五) 北朝元主の詔なりと稱して辭とせるなり

(六) 第三卷三〇七頁參照

の姪師孟を幷せ斥け、「父子兄弟、國の厚恩を受け、死を以て國に報ゆる能はず、乃ち族を合せて逆を爲し、尙ほ何をか言ふ」と。文煥等慚ぢ恚る。伯顏、遂に天祥を拘へ、祈請使に隨ひて北行せしむ。

○賈餘慶・呂文煥・師孟、是の時胸中の苦惱、其れ如何なりしか。徐ろにして之れを思へば、則ち秉彝の良、勃然沛然として忠孝勝げて用ふべからざらん。德川氏の臣井伊直政(一)の石川數正(二)を罵れるは、正に此れと同じ。

曹利用・富弼より文天祥に至るまで、使者十數人、虜膽を破り、國體を重んぜし者多し。皆以て後の法と爲すべし。若し其の納幣・割地・卑辭・屈禮を以て恥辱と爲せば、則ち弱宋の事固より言ふに足らず。而して獨り使臣のみ罪すべからざるなり。

同紀　帝昺

祥興二年冬十月、文天祥、燕に至り屈せず。元人之れを囚ふ。初め厓山の破るる、張(三)弘範等置酒大會す。天祥に謂つて曰く、「國亡び、丞相(四)の忠孝盡きぬ。能く心を改め、

(一) 直政、秀吉の母氏を送りて京師に至る。秀吉之れを饗し、石川數正舊僚なるを以て接伴せしむ。直政曰く、此の夫や累世の舊主に叛きて殿下に屬す。義と共に坐すべからず。願はくは之れを卻けんことをと。第三卷三〇七頁參照

(二) 德川氏の世臣なりしが、秀吉の勢熾なるを見て、天正十三年大阪に奔る。秀吉禮せず。十四年和泉國に封ず。後ち秀吉數正のために乞ひて家康に謁見せしむ。十八年信州深志城に封ぜられ、十萬石を

宋に事ふるものを以て今に事へば、將に宰相たるを失はざらんとす」と。天祥、泫然として泣下りて曰く、「國亡びて救ふこと能はず、人臣たる者死して餘罪あり。況や敢へて其の死を逃れて其の心を貳にせんや」と。弘範之れを義とし、使を遣はして護送せしむ。天祥、燕に赴き、道に吉州を經、痛恨して食はざること八日、猶ほ生く。乃ち復た食す。十月、燕に至る。館人の供張甚だ盛んなり。天祥、寢處せず、坐して旦に達す。遂に兵馬司に移し、卒を設けて之れを守らしむ。既にして丞相博羅等、樞密院に召見し、拜せしめんとす。天祥、長揖して屈せず。博羅曰く、「古より宗廟土地を以て人に與へて、而して復た逃るる者あるか」と。天祥曰く、「國を奉じて人に與ふるは、是れ國を賣るの臣なり。國を賣る者は利する所ありて之れを爲す、必ず去らじ。去る者は必ず國を賣る者に非ざるなり。予前に宰相に代へられしも（その役を）拜せず、使を軍前に奉じ、尋いで拘執せらる。已にして賊臣ありて國を獻ず。國亡ぶれば當に死すべし。死せざる所以のものは、度宗の二子浙東に在り、老母、廣に在りしを以ての故のみ」と。博羅曰く、「德祐の嗣君を棄てて二王を立つるは忠か」と。

貪む
（三）元の世祖の時都元帥たり。宋を侵し、文天祥を執へ、張世傑・陸秀夫を破り、宋を亡ぼす。卒して獻武と謚せらる
（四）文天祥を指す
（五）今の江西省吉安縣
（六）文天祥鎭江より脫し歸れるを指す
（七）賈餘慶等が燕に留まりて脫し歸らざるが如きをいふ
（八）帝㬎なり。德祐はその年號
（九）益王・廣王の二人を立てて、廣王を都元帥、益王を副元帥となす。益王即ち後の端宗なり

天祥曰く、「此の時に當りては社稷を重しと爲し、君を輕しと爲す。吾れ別に君を立つるは宗廟社稷の爲めに計るなり。懷・愍(一)に從ひて北するものは忠に非ず、元帝に從ふを忠と爲す。徽・欽(二)に從ひて北するものは忠に非ず、高宗に從ふを忠と爲す」と。博羅、語塞がる。忽ち曰く、「晉の元帝・宋の高宗は皆命を受くる所あり。二王、正を以てせず、是れ簒へるなり」。天祥曰く、「景炎(三)は乃ち度宗の長子にして、德祐の親兄なり。尙ほ正しからずと謂ふべけんや。德祐位を去るの後に登極す。簒ふと謂ふべからず。陳丞相(四)宜中太后の命を以て二王を奉じて宮を出づ。命を受くる所なしと謂ふべからず」と。博羅等皆辭なし。但だ命を受くるなきを以て解を爲すのみ。天祥曰く、「天之れを與へ、人之れに歸せば、傳受の命なしと雖も推戴擁立亦何ぞ不可ならん」。博羅怒りて曰く、「爾、二王を立てて、竟に何の功をか成せる」。天祥曰く、「君を立てて以て宗社を存す。一日存すれば則ち臣子一日の責を盡す。何の功か之れあらん」。曰く、「既に其の不可なるを知る、何ぞ必ず爲せし」。天祥曰く、「父母疾あり、爲すべからずと雖も藥を下さざるの理なし。吾が心を盡すのみ。救ふべからざるは則ち天命

(一) 西晉の懷帝・愍帝。劉聰晉の洛陽を陷れ、懷帝を平陽に遷し、愍帝長安に卽位す。聰又長安を陷れ、瑯琊王建康に卽位す。これ東晉の元帝なり

(二) 宋の徽宗・欽宗。靖康の變に北に拉せられ、高宗卽位す。前出參照

(三) 端宗の年號

(四) 陳宜中、字は與權、寶祐年中黃鏞等六人と丁大全を排斥して貶せらる。時に六君子と號せらる。德祐の初めに樞密院事に知たり、右丞相に拜す。益王立ちて左丞相となり、王を奉じて占

城に赴かんとし、先づ行きて歸る能はず。元の兵に追はれ、遂に邏羅に逃れ死す

なり。今日、天祥此に至る、死あるのみ、何ぞ必ずしも多言せんや」と。博羅、之れを殺さんと欲す。而して元主及び大臣可かず。張弘範、病中より亦表奏す。「天祥、事ふる所に忠なり。願はくは釋して殺すことなかれ」と。乃ち之れを囚ふ。

○文天祥の燕に至るは奉使に非ざるなり。特だ趙宋結局の一掉は全く文天祥に在り、文天祥結局の一掉は全く燕に至るに在るを以て、吾れ得て漏さざるなり。抑〻臣あること是くの如く、而も亡を救ふなきは、之れを辨ずる（五）こと早く辨ぜざればなり。吾れ亦文天祥の爲めに其の不遇を悲しみ、尤も趙宋の爲めに其の不幸を悲しむのみ。

（五）かかる名臣を辨知すること遲きに起因すとなり

元紀四　成宗

大德二年、駙馬高唐王闊里吉思、勝に乘じ北ぐるを逐ふ。馬蹶きて敵（指す所を詳かにせず、蓋し北邊の虜ならん）の執ふる所となる。誘ひて降らしめんとす。屈せず。又之れに妻すに女を以てせんと欲す。闊里吉思毅然として曰く、「我れは天子の壻なり。天子の命に非ずして再び娶るべけんや」と。竟に屈せずして死す。

○亦使に非ずと雖も、以て使の法と爲すべし。

元紀十　順帝

至正十三年、張士誠(一)、高郵に據りて王を稱し、國を大周と號し、元を天祐と建つ。已にして詔あり、之れを赦す。使至れども入るを得ず。賊紿きて言ふ、「李知府(二)を請ひて乃ち命を受けん」と。行省(三)、李齊を强ひて往かしむ。至れば則ち齊を獄に下す。齊、辨說百端すと雖も、而も士誠本と降意なし。士誠、齊を呼びて跪かしむ。齊、叱して曰く、「吾が膝鐵の如し、豈に賊の爲めに屈せんや」と。士誠、曳き倒して其の膝を搥碎して之れを殺す。

○鐵の如きの膝なき者は以て使となるべからず。

元紀十三　順帝

至正十五年(四)、初め或は謂ふ、張士誠、降意ありと。集賢待制烏馬兒(五)・孫撝を遣はし、

（一）元末兵を起し、誠王と稱し、國を大周と號す。明將徐達に擒へられて自ら縊死す

（二）李齊、字は公平。高郵府に知たり。故に知府といへるなり

（三）行中書省のこと、全國に十一を置きて統御す

（四）宋元通鑑には十六年の條に出づ

（五）宋元通鑑によれば、集賢待制は孫撝にして、烏馬兒は翰林待制なり。但し松陰この人名を一人と誤認せり

詔を持して往いて之れを諭さしむ。士誠、之れを一室に拘し、迫りて降らしめんとす。詬り斥けて絶たず。士誠、平江に徙るに及び、擒、士誠の部將張茂先といふ者と謀り、人を遣はして鎭南王と約せしめ、日を刻して兵を進め、高郵を復せんとす。語泄れ遂に害に遇ふ。

○既に敵の拘する所となりて、猶ほ能く鎭南と約し高郵を復せんことを謀る。人、斯の膽力志氣あらば、天下爲すべからざるの地なく、爲すべからざるの時なからん。成敗に至りては天なり。我れ固より論ぜざるなり。

有宋三百年、蒙古百五十年、而して奉使の人、宋獨り盛んなりと爲す。其の國弱きに因り、毎に制を强虜に受くと雖も、使聘の相望む、抑々亦學問氣節の美尙ぶべしと爲す。故に國に在りては宜しく宋の弱きを以て戒と爲すべく、使に在りては宜しく宋の盛んなるを以て法と爲すべし。蒙古の人にては、月里麻思・郝經は載せて宋紀の中に在り、李齊と烏馬兒孫擒(六)と四人のみ。闊里吉思は與らず。

(六) 孫擒一人のことなるべきに、松陰この人名を一人とせし誤に基く

明朝紀事本末

巻の十一　太祖、夏を平ぐ

元の順帝至正二十六年九月己亥、夏主、明昇(一)、使を遣はして來聘す。使者自ら言ふ、「其の國、東に瞿塘三峽の險あり。北に劍閣棧道の阻あり。古人謂へらく、一夫之れを守れば百人過ぐるなしと。而して西に成都を控へ、沃壤千里、財富み利饒かにして、實に天府の國なり」と。太祖笑ひて曰く、「蜀人、德を修め、民を保んずるを以て本と爲さずして、山川の險を恃み、其の富饒を誇る。此れ豈に天より降りしか」と。使者退く。太祖、因つて侍臣に語りて曰く、「吾れ平日事を爲す、只だ實を務むるを要とし、浮僞を尙ばず。此の人其の主の善を稱述する能はずして、但だ其の國の險を誇る、固より奉使の職を失へり。吾れ常に使を四方に遣はす、其の言語に謹しみ、誇大を爲すなからんことを戒め、笑を人に遺さんことを恐る。蜀の使者の謬妄の如きは當に以て戒と爲すべきなり」と。參知政事蔡哲(二)を遣はし往いて蜀に報ぜしむ。哲、畫工

(一) 玉珍の子、十歳にして父の後を嗣ぎ帝位を僭す。諸大臣皆粗暴にして、洪武年中に至り、明の太祖に從はず、兵敗れて面縛せられ降る。尋いで高麗に徙さる

(二) 始め陳友諒に仕へしが、尋いで太祖に歸す。蜀に使し、還りて後侍御史となる

を挾みて同に往き、其の山川の險易を圖して以て獻ず。太祖覽て之れを嘉し、遂に道を取り蜀を伐つの張本と爲す。

○夏の使も亦能く言ふ者なり。但だ明祖は高きこと一著、故に其の笑となる。奉使の難き、是に於て知るべし。抑〻明祖の言は奉使者奉じて以て令甲(三)と爲して可なり。近來墨・魯諸夷の使皆畫工を挾みて來る、彼れ蓋し以て常と爲す。而して其の狡謀寧んぞ憎まざるべけんや。

(三) 法令の第一條

卷の十二　太祖、滇を平ぐ

太祖洪武六年冬十二月、詔使王禕(四)、雲南に殺さる。禕、初め雲南に至り、元の梁王の君臣を見、諭すに版圖を奉じて、職方(五)に歸せんことを以てす。梁王省みず。別室に館せしむること數日、梁の君臣頗る降意あり。改めて禕を館し、厚く之れを待つ。會〻元の太子沙漠に自立し、使脫脫をして西蕃より糧を雲南に徵し、兵を連ねて我れを拒がんことを謀る。脫脫、梁王の二心あるを覘知し、迫りて朝使を殺し以て其の意を固

(四) 明の太祖の時南康府に知たり、惠政多し。元史を修め宋濂と共に總裁たり。雲南に於て節に死す。忠文と諡せらる

(五) 官名、四方の土地並びに職貢を司る。明代は職方淸吏司と稱す

うせしめんことを欲す。梁王、兩可を持して決せず、禕を民間に匿す。脱脱之れを聞き、梁王を誚めて曰く、「國家顚覆するも救ふこと能はず、反つて他人に附せんと欲するか」と。馬を躍らして去らんと欲す。梁王已むを得ず禕を出し、脱脱と相見しむ。脱脱、禕を屈せしめんと欲す。禕、罵りて曰く、「天命汝の元に訖りて、我が朝實に之れに代る。爝火の餘燼、尙ほ日月と光を爭はんと欲するか。我れ命を將ふの使臣なり、豈に爾が爲めに屈せんや」と。梁王を顧みて曰く、「爾、朝に我れを殺さば大兵夕に至らん」と。竟に害せらる。地藏寺の北に瘞む。（梁王は把匝剌瓦爾密なり。）

○王禕の雲南に使する、其の功、隨何の(一)九江に使せしに及ばずと雖も、亦明の使たるに愧ぢず。斯ち亦以て使の法と爲すべし。脱脱に至りては則ち反つて善く隨何の術を用ふる者、夷狄亦人あるかな。

卷の二十二　安南の叛服

宣宗の宣德元年、賊、鎭城に迫る。平州の知州何忠(二)、奏を懷にして潛かに王師を請ひ、

(一) 漢の高祖の謁者たり。九江に使し、王の黥布に說き、楚に畔きて漢に歸せしむ

(二) 江陵の人、字は廷臣。永樂の進士。出でて平州に知たり。民その政に安んず。忠節と謚す

夜歩走して城を出づること二百餘里、賊の得る所となる。賊喜んで曰く、「何知州、名を聞くこと久し」と。共に酒を擧げ忠に酌みて曰く、「能く我れに從はば、同じく富貴を享けん」と。忠、地に唾して罵りて曰く、「賊奴、吾れは天朝の臣なり。豈に汝が犬彘の食を食はんや」と。杯を奪ひ擲ちて賊の面に中つ。流血頤に盈つ。遂に害に遇ふ。（賊は豕利なり。）

○杯を奪ひて面に擲ち、流血頤に盈つ。何等の愉快ぞ。何知州の一死、千歲人意を强うす。

卷の三十一　浙閩の盜を平ぐ

英宗の正統十四年、初め賊勢甚だ迫る。僉事陶成、之れを招諭せんことを請ふ。乃ち僕隸四五人を從へ、徑に賊巢に抵り、諭すに禍福を以てす、言詞懇惻なり。賊黨環動して悚聽し、多く其の黨を率ゐて降る。

○懇惻誨諭せば、或は其の惑を回すべし。是れ亦民を視ること傷つくが如きの道なり。(二)

(二) 孟子離婁下篇第二十章（第三卷二一四頁）參照

必ず已むを得ずして後、草薙禽獮(一)亦未だ晩しと爲さず。

巻の三十三　景帝登極して守禦す

景帝の景泰元年秋七月、李實(二)を以て禮部右侍郎と爲して正使に充て、羅綺を大理寺少卿と爲して副使に充て、馬顯を指揮使を授けて通使と爲す。上、左順門に御し、實等を召し、面諭して曰く、「爾等、脫脫不花(三)・也先を見ば、言を立つるに體あれ」と。上、書を脫脫不花可汗(四)に遺り、復た璽書を降して也先及び阿剌を諭す。時に閣臣及び府部の諸臣は上の意を承け、止だ兵を息め和を講ぜんことを言ひ、上皇(五)を迎復するの意に及ばず。實等行き、十七日を以て也先の營に至る。既に也先を見、璽書を讀み畢る。乃ち引きて上皇に見はしむ。日暮、實等、也先の營に宿す。也先曰く、「皇上此に在れども、吾が輩之れを用ふる所なし。使を南朝に遣はす毎に來り迎へしむるに、竟に至らざるは何ぞや」と。實等、反覆上皇を奉迎せんと欲するの意を譬曉す。也先曰く、「南朝汝を遣はして通問せしむ、奉迎せしむるに非ざるなり。若し歸らば亟か

(一) 草を刈り鳥を捕ふる如く征伐すること

(二) 正統の進士、口辯あり。也先に使して還り、湖廣巡撫に擢んでらる。奉仕錄あり

(三) 韃靼の部長。瓦剌(オイラート)の脫懽、衆望の脫脫不花にあるを見て之れを立て、自ら丞相となる。脫懽死して後はその子也先政を專らにし、脫脫不花は有名無實なり。明帝之れに厚く報じ達々可汗と稱す。也先その甥を立てんとし、脫脫不花聽かず。遂に也先の殺すところとなる

（四）夷狄の君長の稱
（五）明の英宗、これより先き也先に執へられて北に連れ去らる。景帝は卽ちその弟なり
（六）蒙古王家の後裔と稱し、有名なるアジヤ統一者チムールの後裔
（七）字は思敬、正統の時禮部左侍郎、後也先に使し上皇を迎ふ。興濟伯に封ぜらる。第七卷二六九頁參照
（八）英宗の時也先入寇す。王振親征をすゝめて土木（北支懷來縣の西方）に駐し遂に也先のために大いに敗らる
（九）也先を

に大臣を遣はし來れ」と。實等、遂に辭して歸る。伯顏帖木兒(チムール)（六）、實に速かに來りて和好を成さんことを約し、且つ也先の幼子を指して曰く、「此れ朝廷と姻を議する者なり」と。實、敢へて對へず。實未だ京に至らざるに、會〻(たまく)脫脫不花も亦使を遣はして和を請はしむ。右都御史楊善（七）、慨然として行かんことを請ふ。人皆善を危(あやぶ)む。善曰く、「上皇沙漠に在り。此れ臣たる者命を效(いた)すの秋(とき)なり」と。中書舍人趙榮も亦往かんことを請ふ。乃ち善等を遣はし往かしむ。道に實に遇ふ。實、告ぐるに故を以てす。善曰く、「之れを得たり。卽ち勅書に無き所、權(はか)りて以て事を集(な)すべきなり」と。實、既に朝に還り、具さに也先の情及び上皇起居の狀を述ぶ。楊善、既に境を出づ。也先、善(なかよ)き所の田民といふ者をして館伴と爲し來り迎へしめ、且つ探る所あり。帳中に飲み、善に謂つて曰く、「我れも亦中國の人にして此に留めらる。前に土木の役（八）（土木の變に、瓦剌の也先、先づ英宗を擁し去る。（松陰自註））、六師抑〻何ぞ弱かりしや」。善曰く、「此の時に當りて、六師の勁きもの悉く南征し、而して中ごろ貴人振（振とは王振なり。（松陰自註））、太上を邀へて故里（九）に幸せんと欲し、止(た)だ扈從のみにて、一も備を爲さず、故に潰(つひ)えたり。然りと雖も、彼れ幸にして勝てるも未だ福たるを見ず。今は南征の士

悉く歸りて二十萬可なり。又中外の材官技撃を募りて三十萬を得、悉く教ふるに神鎗火砲藥弩を以てし、射れば百歩の外に命中し、人馬を洞し、復た七札を穿つ。又言者の計を用ひ、沿邊の要害には皆金錐三尺を隱し、値ふ所の蹄立ちどころに穿ち、刺客林立して夜營幕を度ること猿猱の若し。而れども皆已めたり。之れを置くも用なきなり」。「問ふ、何を以て用なしと言ふ」。曰く、「和議成り、方に且つ歡飲すること兄弟の若し、而ち又何の用あらん」と。其の人悉く以て也先に語ぐ。二十九日、也先の營に至るに、其の出でて獵するに値ふ。八月初二日、也先と相見る。也先、馬價を減(一)ずるの故を問ふ。善曰く、「往時は外使三十人に過ぎざりしに、今は多くして三千餘人に至る。即ち稗子も賚へざる者なく、金帛器服、絡繹として道に載す。而るを豈に薄しと言ふを得んや」。也先曰く、「然らば則ち奈何ぞ我が使を留め、我れに帛を予ふる、時に剪裂して幅不足のものあるや」。善曰く、「帛の剪裂して不足なるものありしは、通事之れを爲せるなり。事(二)露はれて誅せり。即ち進むる所の馬に劣弱なるあり、而して貂皮の敝れたる、豈に太師意とせんや。使臣從ふる所の人に至りては奸盜を爲

指す

（一）これより先き正統十四年春、也先使二千人を遣はし馬を上らんことを要求す。使者三千と詐稱す。王振その詐を怒りて馬價を減ず。これにより和好を失す

（二）也先を指す

（三）釜鍋の類を支那より買るの事。從來明朝にて外民族に武器を賣らざるを以て、釜鍋の類を買ひ取りて武器に作りかへしなり

し、他所にて或は害に遇ふ。中國之れを留むるも何の用あらん」。也先又市釜（三）の事を問ふ。善言ふ、「此れ小民の市易、朝廷豈に知らんや」と。善因つて累朝恩遇の厚き忘るべからざるを歴述し、且つ言ふ、「天道生を好む、今兵を縱つて殺掠せば、上、天の怒りを干めん」と。反覆辯論すること數千百言なり。也先喜ぶ。也先問ふ、「上皇還らば更に臨御するや否や」。善言ふ、「天位已に定まる、再び易ふるを得ず」と。也先問ふ、「古の堯舜の事如何に」。善言ふ、「堯は位を舜に讓る。今日は兄位を弟に讓る」と。也先、悅服す。平章昂克問ふ、「善、迎復せんと欲して來りしに、何をか操れる」と。善言ふ、「若し賄を操りて來り迎へば、後人爾を以て賄を貪りて上皇を歸すとせん。今操る所なくして歸さば、之れを史冊に書し、後世皆稱述せん」と。也先、其の言を然りとして曰く、「史中好し書を爲すこと」と。善を引いて上皇に見えしむ。明日、也先、宴を設け、上皇を其の營に餞す。善、侍す。也先、妻妾と與に次を以て起ちて壽を爲す。酒中、善をして坐せしむ。上皇亦曰く、「太師の言に從ひて坐せよ」と。善曰く、「草野と雖も敢へて君臣の禮を失はず」と。也先顧み歎みて曰く、「中國

禮あり」と。酒を罷め、上皇を送りて出づ。明日、使臣を宴す。又明日、伯顏帖木兒、宴を設けて上皇を餞す。又明日、亦使臣を宴す。又明日癸酉、上皇の駕行る。

○楊善專對の才、固より言を待たず。其の所謂「勅書に無き所、權りて以て事を集すべきなり」とは、卽ち春秋に「(一)境を出でて以て社稷を安んじ、國家を利すべきものは、則ち之れを專にして可なり」の說なるのみ。此の意、使臣たる者知らざるべからざるなり。然れども是れ言ひ易からず。「(二)大夫は遂事なし。擅に事を生ずるを得ず」とは、是れ其の經なり。但し是の時の若きは、景帝既に立ち、甚しくは上皇の還るを欲せず。脫脫、方に上皇を擁留し、以て奇貨と爲す。楊善此れに處す、其の難きこと知るべし。權りて以て事を集さざるを得ざる所以なり。

「草野と雖も敢へて君臣の禮を失はず」と。是れ固より正義のみ。而して大いに夷狄の心を服するに足るものあり。然らば則ち人臣の其の主に(三)傲るは、以て夷狄に視すべからざるなり。

紀事本末には尙ほ壬午(四)殉難・甲申(五)殉難の二篇あり。事、奉使に關するに非ずと雖も、

(一) 前出三頁參照
(二) 前出三頁參照
(三) 德川氏の朝廷に傲れるを諷す
(四) 明の二代惠帝の建文四年壬午、燕王棣、金陵に迫り、自立して北京に帝位に即く。永樂帝成祖これなり。時に惠帝に殉ぜるもの方孝孺等名臣あり。第六卷七三頁參照
(五) 明十六代毅宗の崇禎十七年甲申三月、賊主李自成京師を陷れ、毅宗自經す。群臣節に死す。第六卷七四頁參照

並びに皆節烈屈せず、死を守り道を善くし、毫も遺憾なきものなり。其の全文を錄してこれを卷尾に置き、以て一書の後勁と爲さば、則ち未だ必ずしも奉使に益なくんばあらざるなり。

丙辰三月十二日評し畢る。

二十一回猛士藤寅

外蕃通略

外蕃通略敍

人臣に外交なきは古の道なり。武臣、國を擅にしてより、古道漸く廢れ、足利義滿の如きは國王もて自ら處り、臣を外域に稱するに至る。人臣の悖、是に至りて極まれり。德川氏、既に豐臣に代りて天下を宰割し、凡百の制度多く足利に步趨す。然れども足利の罪は人能く之れを言ふも、德川の非は孰れか敢へて之れを議せん。固に隱居放言の士に待つあるなり。吾れ頃ろ（一）外蕃通書を讀み、具さに德川氏の外國と交通するの文書を見るを得て、蓋し蹙然として安からざるものあり。顧ふに其の書たる、幕吏の著はす所、明かに其の非を知りて而も極議すること能はざるは、勢なり。吾れ故に其の略を摭ひ、書するに王法を以てし、鑑を萬世に垂る。噫、我れも亦人なり、氣血あり、性命あり、身を顧み家を惜しまざるに非ず。放言何ぞ其れ樂しみて爲す所ならん。然れども當今四海の勢、交通往來して將に華夷內外を分つなからんとす。而して

（一）近藤守重の著、守重は通稱重藏、德川末期の北境探檢者、樺太より千島列島に至り、擇捉島の一角に大日本惠土呂府の標木を立つ。功を以て、勘定役より書物奉行、大阪弓奉行となる

吾が大八洲の　御宇天皇は久し。假し征夷(一)をして國王もて自ら處らしむれば、則ち內は固より僭踰に嫌あり、外亦卑屈に過ぐるあり、並びに吾が國の體に非ざるなり。近者征夷の魯西亞・米利幹に賜へる諸書、少しく此に慮るものあるが若くなれども而も未だし。當今四海率ね漢文を用ふること皇國と異るなし。則ち昔の侏離(二)鴃舌、今は則ち彬々たる同文なり。是に於て私に名號を立てて、曰く某帝國なり、某王國なり、某公爵なり、某侯爵なりと。夫れ侏離鴃舌の無禮は深く咎むるに足らざるのみ。一旦四海、御宇天皇の大八洲を指斥して王國日本と爲すものあらば、征夷府何を以て天下に答へ、何を以て天朝に謝せん。天下の士大夫亦何を以て自ら處らん。念を起して此に及べば、隱居放言之れ誠に已むべからざるなり。吾れ寧んぞ身家を顧惜するに暇あらんや。安政四年丁巳三月上巳(三)の日、病を力めて此れを書す。二十一回猛士

(一) 征夷大將軍たる德川氏を指す

(二) 野蠻人の言語をいふ

(三) 三月三日

外蕃通略

慶長十二年正月、朝鮮國主李昖(りえん)、始めて書を征夷府に奉り、和好の驗(しるし)と爲す。五月、大將軍源秀忠、復書を賜ふ。

書式　奉書に云ふ、「朝鮮國王李某、書を日本國王殿下に奉る」と。年は明(みん)の號を用ふ。賜書に云ふ、「日本國源某、朝鮮國王殿下に奉復す」と。末に龍集(四)干支を署す。後元和三年・寛永元年も、並びに此の式を用ふ。

(五)謹んで案ずるに、朝鮮、征夷府を稱して日本國王と爲せども、國王は　天朝の命ずる所に非ず。徳川氏又未だ嘗て封を異域に受けず。而して彼れ妄りに之れを稱するは足利氏の舊例を以てせるか。則ち深く責むるに足らず。獨り怪しむ、當時喩(さと)して之れを改めしめざりしことを。賜書に、單に干支を標(しる)して　天朝の年號を揭げざる、吾れ其の何の謂(いはれ)なるを知らず。朝鮮は原と　天朝に服屬す。今徳川氏

(四) 年號の下に記す語、龍は星の名、年に一度周行する故に一年を龍集といふ

(五)「謹んで案ずる云々」とある文、松陰の評文なり。以下同じ

と敵國(一)の禮を用ふるは、蓋し上に　天朝あるを以てのみ。然るに徒だ日本國王と稱するは、則ち其の義著ならず。往復とも若し明かに征夷府の官位を掲げなば、則ち名正しくして義著ならん。惜しいかな、議者未だ是れに及ばず。

元和三年五月、朝鮮國主李琿、三使を遣はして書を征夷府に奉り、以て好音を嗣ぐ。九月、大將軍源秀忠、復書を賜ふ。是に於て使聘始めて通ず。

寛永元年八月、朝鮮國主李倧、三使を遣はして書を征夷府に奉り、襲職(二)を賀す。十二月、大將軍源家光、復書を賜ふ。

謹んで案ずるに、賜書に云ふ、「余幸に日域を統領す」と。是れ外國をして　天朝あるを知らしめざるなり。宜しく改めて「詔ありて先職を襲ぐ」と稱すべし、乃ち可なり。朝鮮は明・淸に敬事するものにも非ざるに、動もすれば　天朝(三)と稱して以て誇揚に資せり。今、征夷府の忠を　天朝に竭す、豈に朝鮮の明・淸に於けるに比すべきならんや。而も外國に示すに敢へて　天朝と稱せざるに至りては、特に不可解と爲す。後家綱の賜書に云ふ、「慶に我れ繼述して國を治む」。綱吉の

(一)對等の力ある國の相互が用ふる對等の禮

(二)家光將軍職を襲げる賀なり

(三)朝鮮、明・淸を指して天朝と稱するなり

賜書に云ふ、「慶に我れ前業を繼ぐ」。家重の賜書に云ふ、「前緒を誕保す」。家治の賜書に云ふ、「前緒を承紹す」と。其の失並びに同じなり。

寛永十三年八月、朝鮮國主李倧、復た使を遣はして書を征夷府に奉り、襲職を賀す。十二月、大將軍源家光、復書を賜ふ。是れより先き、宗義成(四)の臣柳川調興、書印を僞造し、日本國の下に加ふるに王の字を以てせり。是に至りて事覺はれ、調興を流す。是を以て再び賀せしなり。足利氏の舊例、浮屠(ふと)をして書を草せしめしが、是の時、林(五)道春始めて事に預る。

書式　奉書に、改めて「書を日本國大君殿下に奉る」と爲す。賜書には始めて年號を書す。餘は舊(もと)の如し。後二十年、明暦元年・天和二年に及び、並びに同じ。正德元年の奉書に復た國王と稱し、享和四年以後は並(みな)大君と稱す。

寛永二十年二月、朝鮮國主李倧、使を遣はして書を征夷府に奉り、世子の降誕を賀す、(世子竹千代、後に家綱と命名す)且つ國主の祭文を捧げ、日光山に祀(まつり)せしむ。八月、大將軍源家光、復書を賜ふ。

(四) 德川初期の對馬府中の藩主。幕府朝鮮との交渉の任は宗氏をして當らしむ

(五) 德川幕府初期の儒官、名は信勝、羅山と號す。家康より家綱に及ぶ四代に歴仕し、朝鮮はじめ外交の文書は一切之れに任ず。著書百五十部。一世の大儒なり

明暦元年四月、朝鮮國主李淏、三使を遣はして書を征夷府に奉り、襲職を賀す、且つ日光山に祀せしむ。十月、大將軍源家綱、復書を賜ふ。

書式　是の時、朝鮮已に淸に降り、奉書に復た明の年號を用ひず、唯だ干支の年のみを稱す。

天和二年五月、朝鮮國主李焞、使を遣はして書を征夷府に奉り、襲職を賀す。九月、大將軍源綱吉、復書を賜ふ。

正德元年五月、朝鮮國主李焞、使を遣はして書を征夷府に奉り、襲職を賀す。十一月、大將軍源家宣、復書を賜ふ。

書式　賜書に、「日本國王源某」と稱す。新井璵(一)の筆なり。

謹んで案ずるに、日本國王と稱するは新井の愎に出でしこと、論なくして可なり。然れども前後の書式單に日本國奉書と稱するも、日本國大君と稱するも、並びに未だ其の甚しく當れるを見ず。況や前後改稱し、往復名を二にするをや。寧んぞ外蕃の咲とならざらんや。吾れ故に其の明かに征夷府の官位を揭げざるを惜しむ

(一)新井白石

なり。

享保四年四月、朝鮮國主李焞、三使を遣はして書を征夷府に奉り、襲職を賀す。十月、大將軍源吉宗、復書を賜ふ。

書式　賜書に、復た「日本國源某」と爲す。林[二]信充の筆なり。爾後復た改めず。

延享四年十一月、朝鮮國主李昑、使を遣はして書を征夷府に奉り、襲職を賀す。明年六月、大將軍源家重、復書を賜ふ。

寶曆十三年八月、朝鮮國主李昑、使を遣はして書を征夷府に奉り、襲職を賀す。明年三月、大將軍源家治、復書を賜ふ。

右、朝鮮國

謹んで案ずるに、德川氏の諸蕃に於ける、率ね互市して書信を通ずるに因るのみなれば、則ち吾れ姑く置きて論ぜず。獨り朝鮮は使を遣はし聘を通じ、事體頗る重し。而して其の來りて德川氏の爲めに襲職を賀するも、而も未だ嘗て　天朝の爲めに登極を賀せず。且つ德川氏亦未だ是れを以て　天朝に請ひて勅旨を奉ぜず。

（二）林家第四代。榴岡、又は復軒と號す。幕府の儒官。鳳岡の子。從五位大學頭

人臣外交の罪、德川氏其れ何を以て之れに辭あらんや。

慶長十三年、阿蘭陀國主某、書を征夷府に奉る。明年七月、前大將軍源家康、復書を賜ひ、且つ朱印(一)を船主に賜ひて云ふ、「阿蘭陀國の船日本に到らば、何れの浦たるを問はず、愛護して他なし」と。初め五年、蠻船一隻、和泉の堺の浦に到り互市を請ふ。(二)敎あり、江戸に引見す。船相模の浦賀を過ぎて毀れ、國に還ること能はず。船人阿蘭陀の耶揚子(三)・漢父利亞の安子(四)江戸に留まり、祿米・居宅を賜ふ。家康、時に或は召見し、問ふに異國の事を以てせり。是に至りて互市始めて通じ、船人皆返る。獨り耶揚子のみ化(五)を慕ひて去らず。

書式　奉書載せず。後の例、皆老中に呈するの書にして、直に大將軍に奉りしに非ざるなれば、是れ亦或は然りしならん。賜書に云ふ、「日本國主源某、阿蘭陀主殿下に復章す」と。末に年號を署せり。

謹んで按ずるに、世皆謂へらく、德川氏鎖國を以て定制と爲すと。大いに謬れり。初め織田信長國に當る時(六)、波爾杜瓦爾國始めて來りて市を開く。已にして稍く(七)邪

(一) 武將が政務執行の文書に捺したる朱肉の印より轉じて朱印を捺したる文書をいふ。なほ朱印狀により外國貿易を許可せられたる船舶を朱印船といへり

(二) 幕府の命令なり

(三) 本名は Jan Josten リーフデ號乘組員。江戸八重洲河岸に宅を賜ふ

(四) 本名は William Adams リーフデ號の航海士にして、我國に來れる最初のイギリス人。家康の信任を得、相模三浦郡に采地二百五十石を給せらる。因つて日本名を

三浦按針と稱す。又江戸日本橋に邸を賜ひ、按針町と稱せしむ。後平戸に住し英國商館のため盡力し、元和六年同地に歿す

（五）日本の風俗習慣等をいふ

（六）國家の當事者たりし時の意なり

（七）耶蘇教を指す

（八）元來獨逸人なれども、和蘭甲比丹に隨行して出島商館醫員として來る

教を弘む。豐臣秀吉に至り、峻絶して之れを嚴禁せしも、餘類未だ斷えず。阿蘭陀の來るや、其の情を稔察（ねんさつ）し、首（しゅ）として波爾杜瓦爾は謀を以て市利を私（わたくし）すと讒す。征夷府亦阿蘭陀の恭順を嘉（よみ）し、其の言を聽納す。元祿中、阿蘭陀の撿夫兒（ケンプェル）（八）江戸に覲し、書を著はして極めて鎖國の美を稱す、實は其の國の爲めに遊說せるなり。文化に至りて、征夷府魯西亞に書を賜ふに全く其の意を用ふ。是に於て世皆謂へらく、鎖國は德川氏の定制なりと。誠に其れ然らば、家康の時何ぞ諸蕃を待つの廣きや。

慶長十五年十一月、阿蘭陀國主某、書を征夷府の老中本多正純（まさずみ）に呈す。是の時、前將軍源家康、船使を駿府城に召見す。

慶長十七年二月、阿蘭陀國主の名代某、書を征夷府の老中本多正純に呈す。五月、正純、復書を與ふ。十月、前大將軍源家康、亦書を賜ひて之れに報ず。

謹んで案ずるに、老中に呈するも、實は征夷府に奉りしなり。故に前大將軍亦書を賜ひて之れに報ぜるなり。

元和三年八月、大將軍源秀忠、朱印を阿蘭陀の船主に賜ふ。慶長十四年の例の如し。
寛永四年九月、阿蘭陀國、書を征夷府に奉る。老中、其の無禮なるを以て之れを黜く。
寛永九年九月、阿蘭陀國、書を征夷府に呈す。老中土井利勝、復書を載せず。
延寳三年五月、阿蘭陀の頭目某、書を長崎奉行に呈す。亦復書を載せず。
安永八年、咬𠺕吧(一)の頭目、書二通を長崎奉行に呈す。並びに亦復書を載せず。

（一）ジャガタラの土稱、即ち蘭領バタヴイアのこと

右、阿蘭陀國

謹んで案ずるに、源家康國主もて自ら居り、私に外國と交る。其の罪固より夥し。然れども當時府中の老臣儒士、皆其の惡を逢迎せざるはなし。是れ獨り家康のみを罪すべからざるなり。況や家康威百蠻を懾れしめ、德異類を馴らし、克く征夷の職に任ぜるをや。其の　天朝に功ある、顧ふに亦大ならずや。抑〻阿蘭陀との通市は、今に至るも絕えず。彼れをして家康の時を追想するあらしめば、亦以て世變に感ずべきのみ。

慶長十五年七月、前大將軍源家康、明國廣東府の商船に賜ふに朱印を以てして云ふ、

「廣東府の商船日本に到らば、何れの國何れの島何れの浦を問はず、市易買賣するを許す」と。十二月、其の應天府(二)の商船周性如に賜ふに朱印を以てして云ふ、「性如の商船日本に到らば、何れの浦何れの津を問はず、應に護りて長崎に達せしむべし」と。

十二月、征夷府の老中本多正純、前大將軍源家康の教を奉じて書を明國福建府總督某に與へ、勘合(三)の符を求む。長崎奉行長谷川廣智亦書を與ふ。並びに報ぜられず。

書式　正純の書に云ふ、「日本國臣本多上野介藤原正純、旨を奉じて書を福建道總督軍務都察御史所に呈す」と。末署の歲は干支を舍く。書中、彼の國を指して中華と爲す。又日本國主源某の語あり。廣智の書に云ふ、「日本國長崎市舶使司長谷川左兵衛藤廣、(藤原廣智を約せるなり)謹んで書を福建道總督陳御史臺下に致す」と。書中、彼の國を指して貴國と爲し、又吾が國主源君と稱す。末に年號干支を署せず。蓋し闕文ならんのみ。

謹んで案ずるに、二書の書式固より道ふに足らず。然れども廣智猶ほ稍や正純に勝るものあるがごとし。漢土の人外國に贈るの文書に、每々其の地名を書して其

(二) 江蘇省江寧府の地、今の南京なり

(三) 主として明朝の時代に諸國往來の證に與へたる一種の符節。當時之れを與へられたる國國は日本・シヤム・爪哇・麻剌加等十數國に及べり

の國號を冠せず。是れ自ら彼の土の陋習にして、徒に己れの國あるを知りて世界に萬國あるを知らざるが故のみ。傚ふなくして可なり。吾れ謂へらく、外國人吾が國に到るとき、及び吾が國が屬國に示すときの文書には、單に地名のみを書して可なり。吾が國人外國に到るとき、及び吾が國が敵國に示すときの文書には、地名に國號を冠して可なりと。今明は敵國なり。故に書して日本國長崎と稱せしは當れり。

又案ずるに、吾れ正純・廣智の書を讀むに、意、足利の故事を襲ふに在り。勘合符を復せんとせしに、則ち彼れの報ぜざりしは、顧ふに吾れの幸なり。然らずんば家康と義滿と亦何ぞ擇ばん。

慶長十六年十一月、前大將軍源家康、明國の商船に賜ふに朱印を以てせしが、文佚す。蓋し其の廣東・應天に賜ひし例の如くなりしならん。

元和五年六月、明國浙直總兵官王某、書を征夷府に奉り、盜を靖め、邊を安んじ、以て商患を杜がんことを請ふ。其の使人單鳳翔等五十人、上京して必ず復書を得んと欲

す。明年六月、長崎奉行長谷川廣智、時に京師にあり、其の書の禮なきを以て府の教を奉じ、鳳翔等を所司代所に召し、諭して之れを卻く。

書式　奉書に云ふ、「將軍樣麾下」と。末に大明萬曆某年と署せり。

正保三年八月、明國主某、書を上りて援兵を請ふ。其の平虜侯鄭芝龍(一)、書を征夷府及び長崎奉行に奉りて重ねて其の意を言し、且つ其の妻孥を送還せんことを求む。十月、事江戸に聞す。未だ復答に及ばざるに、明兵敗れ、國主某奔り、援兵の議遂に輟む。十二月、明國總兵官崔芝、書を上りて援兵を請ふ。明年正月、征夷府、長崎奉行をして答へしめて曰く、「明國の勘合絶えて已に百年、復た通信の義なし。今請ふ所、輒く議すべからざるなり」と。

書式　上書に云ふ、「大明國某官臣崔某、泣血稽顙して奏す」。又云ふ、「特に奏楮を修め、これを殿下に馳す」と。結に云ふ、「謹んで具さに奏聞す」と。尾に其の年號を署せり。

謹んで按ずるに、崔芝は一總兵官のみ。身分を計らず、乃ち敢へて書を　天朝に

(一) 福建省南安縣の人、明の天啓三年、我が平戸に來り、田川氏を娶りて成功を生む。明の招撫を受け、兵を總ぶ。明亡び、唐王を擁して恢復を圖り、南安伯に封ぜられしが、兵敗れて清に降る

上る。且つ其の辭無禮なるものあり。是を以て征夷直に自ら之れに當り、又從ひて之れを拒む、似たり(一)。然れども明國の存亡、實に此の一擧に係れり。事、吾が國に關せずと雖も、明人の心亦悲しむべきのみ。

萬治元年、明國招討大將軍朱成功(二)、書を征夷府に奉り、以て舊好を締ぶ。七月、書、江戸府に達す。復書を賜はず。

書式　奉書に云ふ、「某官某、頓首拜啓して日國上將軍麾下に上る」と。

右、明國

慶長六年五月、安南國(三)都元帥某、書を征夷府に奉り、漂商を送還す。十月、大將軍源家康、復書を賜ふ。

書式　奉書に云ふ、「安南國天下總兵都元帥瑞國公、茲に屢〻家康公の貴意を蒙る」と。末に其の國の年號を署す。弘定二年　賜書に云ふ、「日本國源某、安南國某官某公に復章す」と。末に年號を署す。安南の諸書率ね多く是くの如し。

謹んで按ずるに、安南都元帥大都統は蓋し其の國主ならん。而して其の諸書、彼

(一) 外交の道に適ふに似たりとなり

(二) 鄭芝龍の子、母は田川氏、唐王姓を朱と賜ふ。芝龍清に降り、成功遁れて海島に入り、臺灣に據り、明の年號を奉じて之れを保つ

(三) 上代の百粤の地なり。現今は佛領印度支那に屬す

れ自ら其の姓名を載せず、甚しきは直に我が大將軍の諱を擧げて之れを稱するに至る。其の禮を失ふこと甚し。夫れ安南も亦漢文の國なり。（四）蟹字の比に非ず。當時、府議詰責せずして之れを措きたるは、何ぞや。

慶長七年、安南國大都統某、書を征夷府に奉る。書佚す。十月、大將軍源家康、復書及び兵器を賜ふ。

慶長八年五月、安南國大都統阮敬、書を征夷府に奉る。十月、大將軍源家康、復書及び朱印を賜ふ。朱印佚す。

慶長九年、安南國大都統某、書を征夷府に奉る。八月、大將軍源家康復書を賜ふ。

慶長十年五月、安南國大都統某、書を征夷府に奉る。九月、前大將軍源家康、復書・兵器を賜ふ。

書式　賜書に云ふ、「日本國從一位源某」と。

謹んで按ずるに、前後の書式、是れ獨り稍や善し。然れども明年安南の奉書に、「日本國本主一位源家康殿下」と爲せるは、則ち彼れ未だ從一位の然る所以を知

（四）横書文字卽ち歐文

らざるに似たり。蓋し聞く、安南は强臣僭踰し國二君の若し。其の元帥・都統或は君、或は臣、指定すべからずと。彼れ其の國を以て我が國を見る。宜なり、我が一位の國主に非ざるを知らざること。

慶長十一年五月、安南國大都統某、復た書を奉る。蓋し去年九月の賜書に報ずるなり。

九月、前大將軍源家康、書を賜ふ。蓋し五月の奉書に報ずるなり。通書に云ふ、「五月前に我が賜書あり、九月前に彼れの奉書あり」と。並びに闕く。恐らくは然らざらん

書式　賜書に云ふ、「日本國源某、安南國刺史足下に回章す」と。

謹んで按ずるに、六年より是に至るまで、安南と我が征夷府と、書信の往復、物貨の貿易、歲として之れなきはなし。其の書信は則ち皆貿易の事務にして、朝鮮聘使の比に非ざるなり。故に交甚だ密なりと雖も、事は則ち甚だ細く、言ふに足るものなし。安南每に其の沈楠を貨して、吾が利刀堅甲諸銅器と博ふ。是れ則ち吾れの失計なり。

慶長十七年五月、安南國大都統某、書を征夷府に奉る。

謹んで按ずるに、十一年の後、奉書始めて此(ここ)に見ゆ。然れども其の間貿易は蓋し絶えざるなり。

元和二年八月、大將軍源秀忠、交趾(かうち)(一)の商船に賜ふに朱印を以てす。交趾即ち安南。云はく、「交趾の商船、風に遭ひて漂ひ至らば、何れの地を問はず、愛護して他なし」と。

元和六年二月、征夷府の老中本多正純・土井利勝、書を安南國大都統某に與ふ。

謹んで案ずるに、是の後元祿七年に至るまで、安南國、書を征夷府及び長崎奉行に奉りしもの、又船商に示せしもの、凡そ十餘通。率ね復書を載せず。蓋し此れ(二)なかりしなり。安南の事、是に於てか漸(やや)く歇む。

寛永二年正月、大將軍源家光、府の老中酒井忠世・土井利勝・酒井忠勝をして復書を安南國主某に賜はしむ。奉書を載せず。又家光の書を載す。守重云ふ、「蓋し草成るも賜ふを果さざりしならん」と。

右、安南國

慶長十一年九月、前大將軍源家康、書を暹羅國主某に賜ふ。

慶長十五年七月、前大將軍源家康、書を暹羅國主某に賜ふ。是の時、本多正純、暹羅國臣某に復するの書あり、而して其の奉書を載せず。

(一) Cochin もと安南の一部なりしも、西暦一八六三年佛蘭西領となる

(二) 復書ありしも闕けたるに非ずして、復書を與へざりしならんとなり

元和七年四月、暹羅國主某、使を遣はして書を征夷府に奉る。九月、大將軍源秀忠、復書を賜ふ。時に尾張國の人山田長正(一)暹羅國に在り、亦書を府の老中土井利勝に呈し、使を遣はすの事を言ふ。利勝、答書を與ふ。

謹んで案ずるに、暹羅國との往復貿易、事體大いに安南に類す。其の國亦自ら其の年號を用ふ。但し國主自ら其の名を署す。安南に比し少しく禮ありと爲すのみ。

元和九年四月、暹羅國主某、使を遣はして書を征夷府に奉る。閏八月、大將軍源秀忠、復書を賜ふ。是れより先き七年、及び是の年、暹羅國の臣、征夷府の老中及び長崎奉行に呈するの書及び其の復書あり。是の後寛永二年三年、亦老中と往復の書あり。

寛永六年四月、暹羅國主某、使を遣はして書を征夷府に奉る。九月、大將軍源家光、復書を賜ふ。時に其の臣某及び山田長正、各〻書を老中に呈す。老中、答書を與ふ。

右、暹羅國

慶長八年、是れより先き、柬埔寨(カンボヂア)(二)國主某、蓋し書を征夷府に奉りしならん、書佚す正月、大將軍源家康、復書を賜ふ。四月、國主某復た書を府に奉る。十月、家康、復書を賜ふ。

（一）長正が寛永中奉りし淺間神社の額に當國生れとあれば駿河の人ならん。一說に尾張の生れといふ。通稱仁左衞門。駿府の商人に請ひて南洋に航し、臺灣より暹羅に入り、其の國の亂を平げ國王の婿となり、六昆王に封ぜらる。國王の歿するに及び、奸人の爲めに謀られて寛永十年毒殺せらる。長正今は長政に作る。

（二）唐書の所謂吉蔑なり。又甘澉浦只、甘孛智等にも作る。印度支那の西南部にあり。今は佛國の保護國

書式　奉書に云ふ、「東埔寨國の寡人、書もて日本國主の足下に拜奉す」と。末に大歲干支の年を署するも、年號なし。

謹んで案ずるに、東埔寨、特に使を遣はして書を奉らしめしに非ず。書は皆吾が國の商船に附せしなり。其の事、安南・暹羅に較ぶれば更に輕し。而して往復益〻繁く、一歲に二三次に至るものあり。

慶長十年四月、東埔寨國主某、再び書を征夷府に奉る。九月十月十一月、前大將軍源家康、復書を賜ふ。

慶長十一年三月、東埔寨國臣某等、書を征夷府に奉る。八月、前大將軍源家康、復書を賜ふ。

謹んで按ずるに、諸蕃の國臣、直に書を征夷府に奉るものは、無禮と爲して之れを卻け、或は其の下官に代答を命じて不可あるなし。今大將軍の復書を煩はすは、豈に其の國の陋にして與に較するに足らざるを以て、姑く(三)不治を以て之れを治するものか。

(三) 癒えざるものとして處置すること。その無禮を責むるも甲斐なきを以て、當初より望を絕ちてこれに當れるならんとなり

九月、前大將軍源家康、書を柬埔寨國主某に賜ふ。

慶長十三年四月、柬埔寨國主某、及び其の臣某、書を征夷府に奉る。八月、前大將軍源家康、並びに復書を賜ひ、且つ制札を賜ひて曰く、「凡そ國人其の國に到り悪逆なる者あらば、其の國、法を以て之れを處すとも、吾れ恨なきなり」と。

慶長十五年四月、柬埔寨國主某、書を征夷府に奉る。七月、前大將軍源家康、復書を賜ふ。是の後寛永四年、長崎奉行長谷川廣智、書を其の宗室及び其の臣某に與ふ。享保十二年・元文五年・寛保二年、其の臣並びに書を征夷府に奉る。並びに復書を載せず。柬埔寨の事、斯に止む。

書式　柬埔寨の諸奉書、並單に干支を署す。獨り享保・元文の二書のみ、天運の號を署す。守重云ふ、「柬埔寨は原と横文の國にして、年號あるに非ず。是れ蓋し漢人を倩ひて漢文を作らしめ、從つて美號(一)を設けしのみならん」と。

謹んで案ずるに、享保・元文・寛保の三書、文に據りて之れを攷ふるに、皆征夷府に奉れるものなり。而るに守重以て長崎奉行に呈せしものと爲すは、蓋し見る

（一）立派なる年號

所あるならん。今姑(しばら)く之れに從ふ。

右、柬埔寨國

慶長十一年八月、前大將軍源家康、書を占城國(二)主某に賜ふ。十二年、僧承兌をして書を其の執事に與へしむ。十四年、長崎奉行長谷川廣智、書を其の國主某に與ふ。

右、占城國

慶長四年、太泥國(三)封海王某、書を奉る。七月、內大臣源家康、復書を賜ふ。七年、太泥國の林隱麟、書を奉る。八月、內大臣源家康、復書を賜ふ。十一年、太泥國主某、書を奉る。八月、大將軍源家康、復書を賜ふ。以上奉書三通、並びに佚す。

右、太泥國 太泥は古の渤泥なり

慶長十一年十二月、(前)大將軍源家康、書を田彈(ダタン)(四)國主某に賜ふ。

右、田彈國 守重云ふ、田彈疑ふらくは番丹(五)の誤りか

慶長六年十月、內大臣源家康、復書を呂宋(ルソン)(六)國に賜ふ。

慶長七年八月、內大臣源家康、復書を呂宋國の太守に賜ふ。九月、家康、書を呂宋國

(二) 安南の南部にありし國、周代の越裳、唐代占不勞(チャンプラ)または占婆(チャンパ)といひ、都城を占城とす。後周の時占城國といふ。明代に安南に滅さる

(三) 明・清時代に今のシヤム國のパタニを呼びし名

(四) 馬來半島西岸に近き小島、奇楠香の產地といふ

(五) ジヤワの都城にして、海濱の大府

(六) フイリツピン群島中の最大の島、初め西班牙領なり

主某に賜ふ。

慶長八年正月、大納言源秀忠、復書を呂宋國主某に賜ふ。

書式　賜書に云ふ、「日本國大納言源某、呂宋國主麾下に奉復す」と。時に秀忠未だ將軍に任ぜざるなり。奉書三次、並びに載せず、以て其の式を見るなきなり。

慶長九年、呂宋國主某、書を征夷府に奉る。復書を載せず。

書式　末に西土壹千陸百單肆年と署す。乃ち洋曆なり。

謹んで按ずるに、奉書に洋曆を用ふ。乃ち知る、前後國主と稱する所のもの、皆伊斯巴尼亞（イスパニヤ）の頭目なり。當時、府議徒らに互市の利を貪りて復た名義の當を顧みず。是を以て是れ等の事に於て一も問ふ所なし。其の國體を失ふや大なり。

慶長十一年正月、薩摩等の國主島津義弘、書を呂宋國主某、及び其の巴禮王某に復す。並びに載せず。

慶長十三年五月、呂宋國守護某、書を征夷府兩將軍に奉る。八月、前大將軍源家康・大將軍源秀忠、並びに復書を賜ふ。時に呂宋の船、府教を奉じ相模の浦賀に至る。家

康、朱印二通を賜ひて言へるあり、「凡そ國人其の國に到り、或は惡逆なる者あらば、其の國、これを法に處すとも、吾れ恨なきなり」と。

書式　秀忠の賜書に云ふ、「日本國征夷大將軍源某、呂宋國主の麾下に呈報す」と。

謹んで案ずるに、是の時前將軍尚ほ在り、秀忠姑く其の官職を署し、以て之れを別(わか)てるのみ。國主もて自ら處るは之れ義に非ざるを覺(さと)れるに非ざるなり。十七年、五和(一)・天川に書を賜ふも亦同じ。然れども官を署せるは則ち誠に後の程式と爲すべし。但だ呂宋と五和・天川とは並びに同文の國に非ず、恐らくは吾が國の名分に達する能はざりしならん。獨り朝鮮の書式、議未だ是に及ばざりしを惜しむ。

慶長十四年七月・十月、前大將軍源家康、復書を呂宋國に賜ふ。並びに奉書を載せず。家康又呂宋の船主に制令を賜ひて云はく、「呂宋の船濃毘須蠻(ノビスパン)(二)に至らんとし、或は賊船に遭ひ、或は逆風に遇ひ、以て吾が國に漂到せば、此の書印を檢して救護を加ふるものなり」と。

慶長十六年九月、前大將軍源家康、書を呂宋國主某に賜ふ。

慶長十七年、彼れの六月、呂宋國某、書を征夷府及び其の老中本多正純・後藤光次(三) 光次何官の人たるか未だ攷へず

(一) 後出一〇九頁參照

(二) ヌエヴァエスパニヤともいふ。メキシコのスペイン植民地たりし時の稱

(三) 德川幕府金座の創設者、家康の貨財顧問たり。寛永二年歿す

に奉る。前將軍源家康及び正純・光次、並びに復書を賜ふ。

書式　奉書に云ふ、「民希蠟(一)王、系蠟(二)國皇帝某の命を欽奉す。鎭守呂宋東洋總評事、兼輿宜力郎云々」。

謹んで按ずるに、民希蠟は蓋し伊斯巴尼亞の命を奉じて呂宋を鎭守する者、前後稱する所の國主とは卽ち此の類のみ。要するに彼れに在りては人臣たり。小夷の臣、乃ち敢へて書もて征夷府に達す、頗る與に敵體(てきたい)を爲すを嫌(いと)ふ。其の極、夷主將に　天朝を視て同輩と爲さんとす。是れ識者の懼るる所にして、今人の講ぜざる所なり。

慶長十八年、(彼れの五月)呂宋國主某、書を征夷府に奉る。某及び其の臣某、又本多正純・後藤光次(正純・光次是れより先き、蓋し往書ありしも載せざりしならん)に復す。九月、前大將軍源家康、復書を賜ふ。正純・光次亦書を與ふ。

書式　家康の賜書には、國主某を呂宋國王と爲し、正純・光次の書には、其の臣某を呂宋國の執事と爲す。

(一) 不明
(二) 不明

右、呂宋國

柬埔寨・占城・太泥・田彈及び呂宋は所謂國主決して眞の國主に非ず、率ね西歐置く所の頭目に係る。今皆以て國主と爲すもの、因(ちなみ)に舊文に仍り、疑以て疑を傳へしならん。

慶長十四年七月、前大將軍源家康、朱印を天川(三)國に賜ふ。

慶長十六年九月、前大將軍源家康、朱印を五和(四)國に賜ふ。

慶長十七年八月、薩摩の國主島津家久、書を作りて南蠻國より來れる船主及び其の國老に復す。(五)又長谷川廣智・後藤光次往書あり、並びに年月を載せず。是の年六月、五和國の某等、天川國の某等、共に六人並びに書を征夷府に奉り、又書を府の老中本多正純及び後藤光次に呈す。九月、前大將軍源家康・大將軍源秀忠、復書を五和に賜ひ、正純・光次をして各〻復書を與へしむ。

書式　五和の奉書に云ふ、「西域の國署五和王事」と。天川云ふ、「西域國臣奉行天川港知府事」と。

(三) 澳門のこと、支那廣東省珠江灣西南岸にあり。ポルトガルの領土

(四) 印度デッカン半島の西岸にあり、ポルトガル領。臥亞とも書けり

(五) この所罫にて圍める意不明

謹んで按ずるに、西域とは蓋し西洋を言ふなり。諸書並びに波爾杜瓦爾國置く所の五和・天川頭目の奉る所に係る。若し待つに一國を以てすれば則ち過てり。

元和七年、天川國、書を征夷府老中土井利勝に呈す。九月、利勝、復書を與ふ。

寛永十七年、加々爪忠隆（一）、（忠隆何官の人たるか未だ攷へず）書を阿瑪港に與へ、其の邪教を挾みて不軌を圖るを責め、永く之れと絶つ。

右、天川・五和兩國

謹んで案ずるに、天川、又阿瑪港に作り、五和又臥亞に作る。或は南蠻と總稱す。其の地褊小にして、素より一國に列するに足らず。特に當時波爾杜瓦爾これに據れるを以て、港を開き鎭を置き、四通貿易せしかば、誤り指して一國と爲せるのみ。他の呂宋諸地の若きも亦然り。而も大將軍必ず親ら書印を賜へるは、太だ重んぜるにあらずや。

慶長十七年六月、前大將軍源家康・大將軍秀忠、並びに復書を濃毘數般國主に賜ひて（奉書に載せず）謂はく、「唯だ物貨の貿易を許すのみにして、切に異教を傳ふるを禁ず」と。

（一）忠澄の誤りか。寛永十一年命を以て長崎に赴き耶蘇蠻舶を檢してこれを燒く。寛永十八年歿す

守重云ふ、「濃毘數般は卽ち伊斯巴尼亞なり」と。按ずるに、北亞墨利加洲に係る。其の國主は卽ち本國置く所の頭目にして、波爾杜瓦爾の天川・五和と事體全く同じ。後、寛永元年の來使も亦恐らくは其の國の使に非ざりしならん。

寛永元年三月、伊須波(イスパニア)の使、薩摩に來る。府議、長崎奉行長谷川廣智をして諭さしめて曰く、「往年許す所は貿易の一事のみなりしに、何ぞ乃ち邦禁を犯して邪法もて衆を誑(たぶらか)すことを爲す。吾れ爾(なんぢ)が國の聘使を受けざるなり」と。

右、濃毘數般國

慶長十四年七月、前大將軍源家康、朱印を伊祇利須(イギリス)に賜ひ、貿易を許す。事、阿蘭陀國の下に詳かなり。

慶長十八年、伊祇利須國主、書を征夷府に奉る。九月、前大將軍源家康、復書を賜ふ。時に朱印を賜ふ。其の中に言へるあり、云はく、「伊祇利須の船日本に到らば、何れの港を問はず、愛護して他なし」と。邸を江戸に賜ひ、地基(二)、其の請ふ所に任(まか)す。

元和二年八月、大將軍源秀忠、朱印を賜ふ。慶長十八年家康の賜ふ所と略ぼ同じ。

(二) 通商基地

延寶元年六月、征夷府、伊祇利須の來航を禁絶す。蓋し其の波爾杜瓦爾と交り結べるを惡めるなり。

右、伊祇利須國

謹んで按ずるに、伊祇利須は漢譯暎咭唎、四海多く之れを用ふ。故に今或は之れに仍る。暎咭唎は延寶に絶たれしが、文化には則ち來りて我が邊を擾し、而して安政(一)に親しまる。時なるかな。源家康・秀忠、好んで萬國と交通し、慶長・元和の際往來轉た盛んなりしが、寛永十三年、邪蘇の禁を申べ、乃ち始めて鎖國せり。近く癸丑(二)・甲寅來、暎咭唎及び魯西亞・米利幹・佛郎西の諸國、來るものは之れを親しみ、請ふ者は之れを許す。是を以て復た慶元の盛と爲すか。慶元の際、交通せしものは皆小島陋夷なりしかば、吾れの能く其の死命を制せし所なり。今の諸國は殆ど是くの如くならず。國勢に通ずる者は、蓋し其の然らざるを知るあらん。然りと雖も吾れの憂ふる所は名義の正しからざることなり。

外蕃通略終　三月六日稿具

(一) 安政二年八月二十三日、日英和親條約に調印す

(二) 嘉永六年・安政元年

跋

余頃ろ安中(あんなか)(三)侯著はす所の雨森(四)芳洲傳を讀むに、其の新井君美に與へて國王の事例を論ずるの書(五)を載す。云はく、「歷代の將家敢へて自ら王たらず、而れども、朝鮮稱するに殿下を以てするの書をば欣然愉納し、未だ嘗て之れが爲めに一辭あらず。是れ王を以て自ら居るなり」と。又云はく、「大君の稱、固(もと)より不穩に似たり。王を稱するの擧亦宜しきを失ふと爲す。後世、今日の羅山(六)を罪するものを以て執事(七)を罪することあらば、則ち吾れ執事の將(まさ)に何を以て自ら誘(ことよ)せんとするかを恐る」と。侯、又從つて之れを論じて曰く、「此の書、立言命意的確にして易ふべからず、凛然として秋霜烈日の如し」と。余向(さき)に通略を作り、意實に未だ自ら安んぜず、猶ほ遺議あるを恐れしに、此の傳を讀むに及び、余の言はんと欲する所、前人已に具さに之れを言へり。芳洲は近古の名儒なり。其の論當日に行はれざりしと雖も、今乃ち賢侯の取る所となる。則

(三) 板倉勝明、甘雨亭と號す。芳洲の傳は甘雨亭叢書に附載す

(四) 德川中期の儒者、元和七年生る。木下順庵に學びその推薦にて對馬侯に仕へ大に同藩の文教を興せり。寶永五年歿す。年八十六

(五) 「國王稱號論」と稱す。舊全集第八卷に「外蕃通略」の附錄として收めたり。尙この稱號論に松陰跋せし文あり。第四卷三〇四頁參照

(六) 林羅山、幕府の外交文書起草の任を受け、不敬の語を用ひしこと當時已に問題となり居り

ち吾れの論も亦由つて以て定まるべし。吾が意頓に強きこと十倍し、筆を提りて此れを書す。五月念八日、藤原矩方書す。

しなり

（七）新井白石を指す

雑纂・補遺

雑纂

山鹿氏墓碑　弘化四年五月十八日（原漢文）

山鹿氏墓

月海院殿瑚光淨珊居士墓

後　先考名は高祐、藤姓、山鹿氏、別號素行子、元和[一]壬戌の載（とし）八月庚戌に生れ、貞享乙丑の歳九月癸未に歿す。

孤子政實高基泣血稽顙立

石燈籠　[二]貞享乙丑歳九月癸未

（一）元和八年八月十六日生、貞享二年九月二十六日歿、年六十四

（二）現存の燈籠には「貞享二乙丑天九月廿六日」とあり

延寶五丁巳歳
慧光妙智大姉墓　孤哀子高興義昌泣血稽顙拜建之
十月十四日

山鹿修玄菴一貫貞以居士碑　　孤子高興泣血立

先考は天正乙酉九月庚申に生れ、寛文五乙巳秊十二月廿二甲戌日に沒す。嗚呼、哀しいかな。一生謹厚にして言を食まず、武業を勤めて忘れず、子孫を誨へて倦まず、能く賓客に接し、能く孤獨を恤む。終るに臨み更に平生の威儀に違はず、俄然として逝く。嗚呼、哀しいかな。蠢々たる子孫、福壽猶ほ望むべけんも、其の言行の如きは、竟に及ぶべからざるなり。故に石に勒して永く後昆を戒む。

寛文第六丙午秊春正月　日　　墮涙の餘滴を濺ぎ百拜謹誌す

弘化丁未二月十五日、工藤音之進(一)、牛込早稻田町雲居山宗三寺に遊びて之れを寫す。寺僧曰く、先生の裔は今素水と稱し、八丁堀桑名侯御屋鋪の近邊に家す。同年五月十八日、吉田大次郎、之れを松下村塾北窓の下に寫す。

(一) 松陰の兵學門下

覚　嘉永四、五年（カ）

一、熊本製緣頭（二）小尻

右、宮部へ聞合せの事、來原良藏より頼まれ候間、明日萬一も忘れ候はば、吾れ面目之れなく候事。

十日

（二）刀又は脇差の緣と頭と鐺のこと

茶對　嘉永五年

或ひと問ふ。子、茶法を學びしかと。吾れ對へて曰ふ。未だなるも、嘗て之れを聞けり。其の味や苦（にが）くして甘く、其の器や麤（そ）にして淸く、其の室や樸にして閑、其の庭や隘にして幽、其の交りや睦にして禮、能く樂しみて奢らず、此くの如きのみと。其れ之れに反くものは、吾れの知らざる所なり。　景山（三）

矩方云ふ、簡潔高古、至れり、盡せり。故に特に錄して呈す。（以上原漢文）

（三）水戸藩主德川齊昭、景山公といふ。この茶對の文、景山の作なり

來原(一)・壯太・坪井竹、皆英氣勃々の様子に候へども、僕は右に申す通り閉戸先生故、右の奴原へは隔世人の如し。

右、亡弟松陰東北遊歴中、手寫して贈れる所なり。今原本に依れば、禮の下「數〻會して費さず」の一句を脱す。是れ憾むべしと爲すのみ。明治丙申初夏、學圃(二)誌す。

獄中雜詠稿　安政二年(カ)

ち子髻の影の名ごりもみえぬなりひとり行くべき道を踏むとて
　右は富永(三)が寅が先日の歌(四)の意をよめるなり

○

紅の梅やまことの神ごころ擁護を仰ぐ暖き日の晴
世話任(まか)す今年は聟を貰ひ得て獨り手にくむ樂しみの酒
冷(つめた)しき風は下弦となればにや渡りそめにし雁のひとむれ

○

(一) 來原良藏・井上壯太郎・坪井竹槌
(二) 杉梅太郎
(三) 富永有隣
(四) 未詳

霞も霽れて玉垂れの內

梅花馥郁發ス二清香ヲ一

(五)摽（お）つるもの梅あり、其の實三四。

常盤なる松の緑の色添へて尙ほ幾千代の萬代やへむ

時を得て發（ひら）くや梅の二つ三つ色片へなる神の庭面

(五) 詩經召南、摽有梅の篇に「摽有レ梅、其實三兮」と出づ

松下村塾規則　安政四年（カ）

規則

一、兩親の命必ず背くべからず。

一、兩親へ必ず出入を告ぐべし。

一、晨起盥梳（くわんそ）、先祖を拜し、御城にむかひ拜し、東にむかひ　天朝を拜する事。假令（たとひ）病に臥すとも怠るべからず。

一、兄はもとより年長又は位高き人にはかならず順ひ敬ひ、無禮なる事なく、弟はい

ふもさらなり、品卑き年すくなき人を愛すべし。

一、塾中においてよろづ應對と進退とを切に禮儀を正しくすべし。

右は第一條より終五條に至り、違背あるべからず。若し背く者は第一條の科は必ず坐禪たるべし。其の他四條は輕重によりて罰あり。

月の畫の賛　安政四年八月

疑へば弦と晦とは惑ふらん月は年中圓くてござる

丁巳仲秋、松洞(一)をして月を寫さしめ、無逸(二)の東行するに贈る。

回(三)誌す

(一) 松浦龜太郎〔關傳〕
(二) 吉田榮太郎〔關傳〕
(三) 二十一回猛士の略

作詩圖解　安政四年

平起

起◐○○◐、●●○○◐韻

承◐○●◐○○◐、●○同

轉◐、●、◐○○◐○●、●、

結◐、○、◐●●○○韻

仄起

◐●◐○◐●◐

◐○◐●●○○

◐○◐●●○●

◐○(四)◐○◐●○

二四不同　二六同

禁ズ下三連ヲ　禁ズ孤平ヲ

○●◐○●

◐○◐●○

◐○◐●●

◐●●○○

◐○◐●●

◐●●○○

◐●●◐○●

◐●○◐●○

(四)●にてあるべきか

(五)品川彌二郎

松陰先生遺墨

(五)やじ十五歳の時書き與へられしものなり。慈親にも勝る高恩忘れならぬなり。

明治二十八年七月十七日　尊攘堂にて　やじ

山鹿素行著述目錄　安政四、五年(カ)

聖教要錄	い武教要錄	い山鹿語類	山鹿自警
四書諺解	手鏡要錄	武教本論	治教要錄
修教要錄	治平要錄	*修身要錄	*備教要錄
武教三等錄	謫居童問	い四書句讀	七書諺解
武事記	武教餘談	百結字類	中朝事實
古今戰略考	*武類全集(集一に書に作る)	兵法要鏡錄	*師弟問答
辨惑論	*足輕左右	*常用集(嘗カ)	*一騎武者受用
*子孫傳錄	○神武雄略(備)	修身受用抄	○*古戰折本職分記

*この符號編者の附せしものにして、素行の著述にあらずと思はるるものなり

代筆草稿　安政五年　(原漢文)

某月某日、外臣横山潔晴[一]、再拜して謹んで征夷府執政諸公閣下に白す。潔晴、外滿に在りて徼臣たり。頃ろ累りに墨夷の使江戸に入朝するを傳ふ。潔晴之れを聞き、慷慨切齒すること之れを久しうす。因つて諸公を咎めて曰く、征夷執政何ぞ恥を知らざるの甚しきや。古稱す。

恥の人に於けること。　以て士と爲すべからざること。　天下國家に王たるに於てをやのこと。　我が國に來るを得んや。

直說[*]　「胡澹菴、高宗に上る封事」を讀むこと。

右松陰吉田先生致身前年の遺墨たり、乃ち今を距る二十有四年なり。筆鋒凛として生氣あり、而して聲容亦猶ほ耳目の間に存す。特だ恨むらくは、從學せんと欲するも由なきのみ。今昔を術仰すれば感慨已むなし。謹んで數句を紙端に跋し、以てこれを吾が家の趙璧[二]に比す。然りと雖も天下の寶、當に天下の士と倶に之れを寶とすべし。故に它年設し其の人を得て之れを授與するときは、則ち何ぞ十五城の擾々たるを煩はさんや。想ふに先生亦當に首肯する所なるべし。

明治十四年三月念五　　門人横山幾謹んで跋す

（一）横山重五郎、後に幾太と云ふ。村塾門下生「關傳」

＊　この一行朱書

（二）戰國時代趙國の寶とせし美玉。秦この玉を欲し十五城と交換せんと欲す。藺相如これを抱きて秦に使し、秦の詐術を看破し、玉を完うして歸りしを以て有名なり

覺書　安政五年七月二十四日

御意の旨、御文中[一]に云ふ、「今日を異變の始めと心得、無二の覺悟を極むるに於ては本懷たるべし」。

右に付き戊午七月二十四日、松下塾に於て申し談じの件々左の如し。

一、同隊同伍は勿論、朋友知音志を合せ、御意に相叶ひ候樣、相互に氣を附け合ひ申すべく候事。

一、兵具並びに軍用金腰兵糧等の詮議の事。

一、家内無用の雜具賣拂ひ黃金に代ふる事。

一、飮食居所の費を省く事。

一、文武の諸藝出精の事。

右の外にも心附き次第、追々書入れ仕るべく候事。

寅次郎書

(一) 藩主敬親兵庫警衞の幕命を受けその地京師に近く特に任務の重大なるに鑑み、この年七月二十三日白書院に老臣を會して諭書を授け更に老臣の副書を附して藩士に諭示せしむ

囚奴自問　安政五年十一月二十七日

一、今日吾が輩默し候はば、政府遂に如何致さるべくや。
一、無事に來春も參府して、幕府の奸吏へ媚を獻じは致す間敷くや。
一、勤王の事、何如手を下し申すべくや。
一、主上の御憤慨、普天率土の人、傍観して相濟むべくや。
一、コンシュルの申分相調ひ候ては志士の面目之れあるべくや。
一、江戸へミニュストル置き候て害は之れなくや。
一、五港御貸し渡し、コンシュル留住、害は之れなくや。
一、妖教の禁破れ候て害は之れなくや。
一、勝手に交易相開け害は之れなくや。
一、右四條の害、幕府諸侯制すること能はざるに付き、　天朝にて御制し遊ばさるべく候へども、御力實に御不足なる故、及ばずながら吾が輩御力を添へ候心得宜しからず候や。

一、屈原は楚の忠臣に候や。

一、施全(一)は宋の烈士に候や。

某按ずるに、天下の人々皆々死を惧れ候より事爰に至り候。何となれば征夷(二)死を惧れ候故、違勅して虜に和し候。諸侯死を惧れ候故、違勅して幕に阿り候。然れば天下の事大抵相知れ候事にて、只今吾が輩のみ死を惧れざる故、政府へ抗論致し候。政府にも正議に非ずしては相濟まざる事遂に合點參り候はば、死を惧れざる樣に相成り、一國の公是相定まり申すべく、一國死を惧れず候はば、天下も漸々相定まり申すべく候。天下の公是相定まり死を惧れず候はば、四夷も辟易退避仕り申すべく候。此の事吾が方寸粲然に候處、此の議に障礙をなし候ものは不仁に與するの甚しき者にて、則ち國賊に御座候。元來　皇太神の神勅無になり候事を御嘆き思召せばこそ　主上の御苦勞遊ばされ候事にて、其の御苦勞を體し候へばこそ吾が輩かく迄精神を凝らし候事に候。幕吏　叡慮を沮み候心底は、即ち幕府吾が輩を制し候と同心底にて、死を惧るるより起り候國賊に候。已に國賊に相決し候上は、懇惻の忠告は失言の甚敷きものと

(一) 宋の錢塘の人。奸臣秦檜を刺さんとして失敗し、市に磔にせらる。第九巻四七九頁参照
(二) 幕府

覺悟仕り候。

十一月二十七日　　二十一回生藤矩方

日嗣の隆えまさんこと天壤と窮りなしと申すは神勅なり。只今幕府の處置にては日嗣の滅亡に至るなり。　天子様此處に御氣が付き候。恐れながら吾々も此處に氣が付き候。藩府の俗吏は暗に幕府の聲援をなすなり。今日は彦根(三)も間部も憎むに遑あらず候。

(三) 彦根は大老井伊直弼、間部詮勝は老中

(四) 恐らくは大原重德西下策關係書類ならん

○

某事件相談書(四)　安政五年

兼て御申し談じ致し置き候様、某卿何日着萩致され候。早々御出張然るべく存じ候。此の度天朝大變事に付き、某卿下向致され候。兼て勤王御深志の事故、態と御報知致し候間、早々御出萩然るべく候。委細は拜面の上申し述べく候。以上。

()

(一)中谷・來原・齋藤・淡水(あはみ)・佐八・富有・久保老人・雨野・中谷・粟屋・西圓・直八・利輔

彌二・市二・小助・吉善・河數・堀茂・圓妙・傳之助・三戸□(不明)・岡部・宇精・大谷茂・生田

岡村・李文・有吉・濱五・德民・退輔・益豐・靜齋・岡繁・赤忠・白小

櫻井・小島・高輌・福忠・秋良・山本

武人・野市・河內・山貞

口德　忠助　傳兵衛

久保・有隣・益豐・來原・佐八・前田(二)・道太」粟屋・小國・兼重・內藤萬里

○

(三)彈相　靱相　清侍　玉木　井與　宍戸　林稅　田北

一、一件書一冊綴るべき事

(一) 中谷正亮・來原良藏・齋藤榮藏・赤川淡水・佐世八十郎・富永有隣・久保五郎左衛門・天野清三郎・中谷茂十郎・粟谷與七・西圓(未詳)・時山直八・伊藤利輔(博文)・品川彌二郎・市二(未詳)・山縣小助(有朋)・吉村善作・河野數馬・堀茂・圓妙(二人未詳)・伊藤傳之助・三戸甚之助・岡部富太郎・宇野精藏・大谷茂樹・生田良佐・岡村豐熊(力)・李家某・有吉熊次郎・濱五(未詳)・增野德民・退輔(未詳)・益田豐三郎・伊藤靜齋・岡部繁之助・赤

川忠二郎・白井小助・櫻井某・小島權三郎（カ）・鈴木高衲・福井忠次郎・秋良敦之助・山本（未詳）・赤根武人・野村一之進・河内紀令・山貞（未詳）
（二）前田孫右衛門・中村道太郎・粟屋某・小國剛藏・兼重讓藏・内藤萬里助・口羽德輔・坂上忠助・難波傳兵衛
（三）益田彈正・浦靱負・清水圖書・玉木文之進・井上與七郎・宍戸九郎兵衛・林主税・田北太中

一、大會議の事
一、行府へ同道の事　久・世・村・赤・豐・松・小
一、隣留間（たまりのま）の事
一、行府會員　浦・内・前・兼・村・口・清・宍・井・田
一、上達
一、大臣召見
一、諸官　諸支配・諸奉行・諸代官
一、國府會議
一、國中大號
一、留守中　須佐（岡部富 謙藏 石見 須佐）　山口（小郡 岡繁 市）　戸田（へた） 宮市 貞 幸吉　赤間關（長崎 直八 小六）　阿月（大野 戸田）
一、出錄帳
肥後 小國 中谷
金出し　山根 十兩　小林 五十兩　菊屋 二十兩　二十四兩

直傳授無是（カ）　銃兵自ら募る　職人遣はすべし　高見杏庵　肥後大事

米出し　前田　大賀　森田

○一たび斃れて再起の色を見ず。*

*この一行は後日の書足しならん

覺悟　安政六年二月頃

一、君公御諫め仕り勤王致すべく候事。成れば榮寵を今日に辱うし、成らずば聲名を萬世に傳ふべし。

一、當御發駕之れあり候ては、來る御歸國までは先づ勤王攘夷は申し難き勢なり。其の内に　天朝・幕府の事片付き候時は、御當家何の面目あらん。吾が輩何の面目あらん。されば御發駕迄に是非身命差上ぐべき事。

尤も同志中一統皆打死仕り候とも、忠義の種は盡き申さざるに付き、御當家の御間欠げには相成り申さず候へども、若し後を氣遣ひ候人々は從駕東行もすべし、草野潛伏もすべし。

處置

一、大原策成就の手段、早々同志中三人程上京、神速に事を決すべし。三人の心當りの事、各〻工夫すべし。大抵なれば亡命は好まず候。無名の勇士尤も妙。

一、大原着、町宿にても可なり。小田村・久保・暴徒八人(一)、其の他同志の面々用達(ようたし)のため入込むべし。心當りの人物仙吉(二)・傳之助・和作・松助・小助・直八・德民・佐世彦七・來島又兵衛・桂小五郎・前田孫右衛門・宍戸九郎兵衛・中村道太郎・兼重讓藏

一、大原居所は靱負(三)殿謁見相濟みの上にて謀るべし。

一、彈正(四)殿・主殿殿・靱負殿相對急務たるべし。相對の上、京師へ飛脚

一、君公御相對の取計ひ方評議。御相對の上、同斷

君側の面々へ得(とく)と趣呑込ますべし。

一、大原世子へ急に有志の士兩三人附け遣はすべし。

是れは公儀へ召捕らるる覺悟にてゆくべし。

(一) 岡部富太郎・佐世八十郎・福原又四郎・有吉熊次郎・作間忠三郎・入江杉藏・吉田榮太郎・品川彌二郎。何れも松陰投獄の罪名を糾明し暴徒と目されて家囚を命ぜらる

(二) 岡仙吉・伊藤傳之助・野村和作・杉山松助・山縣小助(有朋)・時山直八・增野德民〔關傳〕

(三) 國相浦靱負〔關傳〕

(四) 益田彈正(行相)・佐世主殿(後の家老福原越後)

召捕られれば、長門浪人と唱へ然るべきか。
一、京邸留守人物選びの事。
一、京師手入れの一條、大原へ託すべし。
一、筑前・肥前・肥後・薩摩・久留米・柳川等へ達しの事。
是れは一人物を長崎へ遣はし、來原(一)同伴然るべく候。
一、御末家(二)・岩國は大臣呼出し然るべく候。
一、藝・備・因(三)・作等へ使者。
一、四國へ使者。
九州・四國・中國の三使者いづれもむざとは遣はすべからず。假令(たとへ)ば肥後長岡監物(けんもつ)など、柳川立花壹岐などへ便るべし。
一、久坂(四)・半井・高杉・松洞・中谷・尾寺・飯正
一、秋良(五)(あきら)・赤根父子・白井　大賀(六)・森田(七)
一、小國(八)・荻野・大谷

(一) 來原良藏當時直傳習生監督として長崎滞留中なり〔關傳〕
(二) 清末・長府・德山の三末家と支藩岩國吉川
(三) 因幡・美作
(四) 玄瑞・春軒・晉作・松浦龜太郎・正亮・新之丞・飯田正伯〔關傳〕
(五) 敦之助・赤根雅平・同武人・白井小助〔關傳〕
(六) 大賀幾助
(七) 森田忠助、松陰養母の實家黑川村豪農森田家の男なり
(八) 益田彈正臣下須佐居住の志士小國剛藏・荻野年太・大谷茂樹

の三人〔關傳〕

(九) 生田良佐、周防國大野村に居住す。家老毛利隱岐臣下の志士〔關傳〕

(一〇) 以下全部抹殺しあり

(一一) この覺書は松陰東送後その居室に殘り居りしものといふ。記載の論策はすべて第五卷戊午幽室文稿に出づ

一、生田(九)

一、大原卿下向の事に付き、幕府より嚴命之れあり、訊問致し候はゞ、公武合體、德川扶助の爲めなりと有體に申立つべく候。

(一〇)大原下向の事、全く不良を謀るに非ず。コンシュル申立の條々神國の御汚れと相成り候儀、殊に德川家不利の事に付き、朝廷にても深く宸慮を惱ませられ候處、其の所詮も之れなく、條約調印等も之れあり候事に付き、外樣家よりも重ねて赤心申立て然るべしとの事にて下向致され候譯に御座候。若し又幕府より理不盡に人數差越し、召捕り候はゞ、無法ものに付き一戰に及ぶとも苦しからず候。

覺書(一一)

安政六年五月(カ)

寅次郎儀是れ迄取調へ候論策書牘左の通り

一、狂夫の言

一、對策　附論　又論
一、愚論　續愚論
一、大義を議す
一、前田致遠に與ふる書
一、時勢論
一、大原三位公に上る書
一、嚴囚紀事
右の通りに御座候。以上。

曾てなん心計りに　（松陰自筆）

曾てなん嘆きつつ見し檜木葉を一年頼む色を見せてよ

○　年代不明　（原漢文）

人の車に乘る者は人の憂を載せ、人の衣を衣る者は人の患を懷き、人の食を食ふ者は人の事に死す。

右、韓淮陰(一)の語。食祿の士、宜しく常に座隅に貼り、晨夕觀省して以て警むる所を知るべし。

吉田虎謹書

(一) 韓信

補遺

石本龜齡君墓碑銘　安政三年　（原漢文）

古の孝子は水に溺れ火に入り、水火の難も辭せざるなり。安政乙卯十月二日、都下地震ひ物故數萬、石本龜齡君も亦之れに遭ひて卒す。享年五十。乃ち之れを白山心光寺に葬る。予曰く、君、古の孝子に愧ぢずと。初め地震ふの時、夜已に二鼓、君、人と碁を樓上に圍む。轟然一聲樓倒れ、地を距つること咫尺、其の人跳りて逃れ去る。君謂へらく、大夫人堂に在り、其れ之れを如何せん。寧ろ獨り生きんよりは、生くるなきに若かずと。遂に大夫人の室に趨き、相與に殞る。是の時に當りて、君亦跳り去れば則ち其の恙なきこと必せり。此れを捨てて彼れを取る、欲する所生より甚しきもの（一）ありしなり。他人より之れを觀れば、則ち奇禍なれども、君に於ては則ち芻豢の味と爲す。嗚呼、君至孝なりと謂ひつべし。君天資英敏、少にして美譽あり。嘗て贄を大

（一）孟子告子上篇第十章に出づ。第三卷三〇六頁參照

田錦城子の門に執り、又晴軒・它山の輩と相與に切劘し、居然一書生なり。後駸々として登庸せられ、下大夫となる。夙夜公に在り。然れども退食の暇には手卷を捨てず、又蟹行蚊脚の字を嗜む。故に蠻夷の形勢これを掌に指すが如し。其の他詩文書畫若安奕棋の技、慣習せざるはなし。蓋し天分人に過ぎ、多々益々辨ずるなり。君諱は爲延、字は龜齡、李蹊と號す。福田氏を娶り、男六人女四人を生む。其の嫡子勝强、蔭を以て上士となり秩四百石を襲ぐ。其の餘慶の盛んなること知るべし。予、文辭拙鄙、君の大孝を天下に發揚する能はず。蓋し黄絹(一)幼婦外孫齏臼の碑に愧づるあり。銘を爲りて曰く。

聖人有曰　　聖人いへるあり、
殺身成仁　　身を殺して仁を成すと。
天地崩裂　　天地崩れ裂く、
豈顧其身　　豈に其の身を顧みんや。
急往抱持　　急ぎ往いて抱持し、

(一)黄絹は色絲、色と糸とを合せば絕となる。幼婦は少女、少と女とを合せば妙となる。外孫は女の子、女と子とを合せば好となる。齏臼は辛を受く、辛と受とを合せば辤となる。此の八字にて絕妙好辤の四字となる。世說に出でたる魏の武帝と楊修との故事に本づく

殉于慈親　慈親に殉ず。
勿謂澆季　澆季と謂ふことなかれ、
世有若人　世かくのごとき人あり。

安政三年丙辰三月　二十一回生吉田寅

右、長州吉田松陰撰する所、吾が王父龜齢君墓碑銘、當時故ありて之れを鐫らず。先考曾て其の文を扁額に書したるものを獲、常に室に掲げ、誦讀敬を致す。王父の學問徳行、蓋し此の文に由りて傳ふべし。今其の七十五回忌辰に値ひ、不肖等胥ひ謀りて刻立す。竟に亦先考の志を成すものなり。因つて聊か其の顚末を書す。昭和四年十月石本祥吉・石本憲治・石本巳四雄・石本六哉・石本惠吉・石本寅三・石本五雄

六二八　月性宛　安政二年十二月二十二日　松陰在萩松本　月性在周防遠崎

(封) 呈清狂老師附啓　杉梅太郎(一)

家頑弟より縷々申し陳べ呉れ候樣賴み候故追啓

一、御贈與の盛篇(二)返復吟詠、大手筆。二十一回猛士此れを得て、死して不朽との事。

(一) 兄の名を假用す
(二) 第七卷一二二頁に「浮圖清狂、予に贈る長篇あり」と稱するもの。この長篇舊全集第四卷六三二頁に出づ

一、歳寒窓放言一讀(三)、鴻益を得候。虞老師の如きは古の所謂學人なるものなり。工に命じ一本を留め置き度き存念に御座候。

一、默霖へ走書し度く候へども、此の度の禁筆、其の例破り難き故、意に任せず候。且つ澁木を祭る文(四)、生をして九鼎より重からしむ。深く感銘等御便も御座候はば末幅へ御書入れ賴み奉り候との事。

一、禁足謝客、因つて筆を絶ち首を埋めて蠧となり、孤燈を伴とす。是れ舍弟近日の條制に御座候。御一咲、御一喝。

清狂上人　　梅太郎

金生(五)忠義志。䌓遭盛世棄。我亦斯人徒。命乎可安義。脫繫各東西。心期勵初志。利器修且藏。蠖屈待時至。如何不秀苗。中路零其翠。嘘唏豈獨今。百世足悲淚。

右、信濃の髯叟重輔金生を哭するの詩なり。髯叟の外姪北山安世錄して本藩在邸大番久保清太に寄せ、清太余に轉示す。余未だ髯叟を目せず(六)、然れども其の髯を

(三) 近江の高僧虞淵上人の著

(四) 第二巻三八一頁に出づ

(五) この詩象山の金子生を挽せしもの。第二巻三八四頁參照

(六) 兄梅太郎の名を假りしを以て、余とは兄を指す。余從つて象山と未だ一面なしといへるなり

搖かして毫を揮ふの時を想ふなり。

乙卯臘月念二　　學圃生誌す

默霖に贈るの高作、近來の名篇。余が弟輩も擊節嘆賞仕り候。

六二九　月性宛

安政四年九月十日　松陰在萩松本 月性在周防遠崎

上人再遊の計は如何。近日の尊狀絶えて承らず、甚だ案勞仕り候。奇人英士來訪もあるべし。如何如何。

有隣向に已に禁酒。頃ろ又事に因り煙管を折り去りし四生徒あり(一)、之れ亦一咲柄。僕爲めに小記を作る。

外蕃通略(二)御一見、御呵正是れ祈る。

御歸鄕後濶焉甚し。獅座彌々御安寧遙賀し奉り候。追々御開塾も相成り候や。囚奴無異、有隣(三)同居、人物蝟聚、是れに坐して奴も寸隙なく、日夕兀々罷り在り候。久しく音耗を闕きしも是れが爲めのみ。萬恕されよ。

（一）第四巻三三八頁「煙管を折るの記」參照
（二）本巻所載
（三）野山獄にての同囚富永有隣、この年七月獄を免され、松陰これを松下村塾に延きて賓師たらしむ〔關傳〕

亞夷登營、天下の事此に至るは癸丑の一誤着に由る事に御座候へば、今更怪しむに足らず候へども、俗人は俄かに驚膽仕り候。咲ふべし、愍むべし。松洞生人物貌寫の爲め去月十七日より發軔、(四)兩大津・赤馬關と出懸け申し候。追々御地へも罷り出づべく候に付き、宜敷く囑し奉り候。勿論生へ一書を附し置き候。受託候書類、倘ほ外にも錄呈仕り度きもの御座候へども、何分未だ及ぶ能はず、赧惶の至りに存じ奉り候。孰れ後鴻には附上すべく存じ奉り候。自ら慢りて人を責むる、頗る先賢に愧づるありには候へども、村塾寄題の御作且つ拙稿の高評、足を企てて待ち奉り候。安藝の木原(五)へ近來御文通ども成され候や。老翁彌々健在と遙察計りに御座候。昨今當地諏訪社祭日、稍や閑暇を得て此の書を作る。書、意を盡さざるなり。

九月十日　　　　二十一回生再拜

清狂上人座下

近日人あり、清流紀談(六)を示す。乃ち龍護老師の手澤、且つ虞淵の校補。旭氏敍中に大癡野山獄に在りし事などもあり。何か感ずる所あり。

(四) 前大津と先大津の兩郡、今の大津郡と豐浦郡の一部を含む。萩の西に連る地方

(五) 木原愼齋、老翁とはその父松桂〔關傳〕

(六) 第四卷三七四頁參照

(一)永政樂府四十五首、癸丑以來の事實大抵詩に入る。田原とあり、江戸人と見ゆ。頗る才子なり。御聞及びも候や。

上人上國遊稿は未だ御成就成されず候や。

六三〇　横山重五郎宛　安政四、五年頃　松陰在萩松本 横山在萩上野

拙著講孟劄記貴覧に呈し候。御高評の處賴み奉り候。

(一)第八巻五九二頁参照

關係雜纂

依田學海日記（一）　安政六年十月

安政六年

十月二十九日　川本三省と共に翁（藤森弘菴）の家に赴く。路に官府のこと尋ぬべき事ありて、八丁堀同心の吉本平三郎を訪ふ。六ツ過ぐる頃、翁の家にゆきてかく〳〵と打語る。

十一月八日　過ぐる日、川本三省と共に吉本平三郎といふ八丁堀同心の家にゆける時、さま〴〵の物語の次（ついで）に、平三郎云ふ、「過ぎし日死罪を命ぜられし吉田寅二郎の動止には人々感泣したり。奉行死罪のよしを讀み聞かせし後、畏り候よし恭敷（うやうやし）く御答申して、平日廳に出づる時に介添せる吏人に久しく勞をかけ候よしを言葉やさしくのべ、さて死刑にのぞみて鼻をかみ候はんとて心しづかに用意してうたれけるとなり。凡そ死刑に處せらるるもの是れ迄多しと雖も、かくまで從容たるは見

（一）漢學者、天保四年、佐倉藩士依田貞剛の二男として生る。名は朝宗、字は百川。藤森弘庵に學ぶ。藩の儒官となり、慶應三年には江戸邸留守役に補せらる。明治以後には演劇改良家として名あり

ず。多くは命をよみ聞かせらるる時、上氣して面色赤く、刑場に赴く時は腰立たず、左右より手をとり行くに、踵地につく事なし」と云へり。又賴三樹八郎と橋本左内とは初めより相知らず、囚はれし時も居所同じからず、只だ名のみ聞きて面を見ず。死刑を命ぜられし日に初めて對面して、相方寒暖の辭儀ありて、こたび重き刑に處せらる、されども覺悟の事に候へば少しも懼るべきに候はずと式代せしとなん。見るもの涙を流せりと云へり。

吉田寅次郎　（唱義聞見錄拔萃）

世古格太郎著(一)

名は寅、字義卿、松陰と稱す。長州の藩士杉百合之助次男なり。其の人短小にして脊かがみ、容貌醜く色黑く、高鼻にして痘痕あり。言語甚だ爽かにして、形狀溫柔に見えたり。江戸に出でて佐久間修理門人たり。

○嘉永癸丑の秋、東武より長崎へ往くとき、予が師足代翁(二)を訪ひたり。往年も一度來訪し、今度は再遊なり。其の時の話に、外夷の事に付き、國家の爲めに非常の功を心

（一）伊勢の人、安政大獄に連坐して江戸に拘致せられ、評定所にこれ訊問を受け、當時松陰を見聞したりといふ。但し昵近の關係あるに非ず、僅かに一見二聞したるのみなれば、この敍述もとより一々正鵠を得たる觀察に非ず。且つこの記錄後年のものなれば、記憶の誤りも多し。この唱義聞見錄を「維新史料」に收めたる編者野口勝一氏も「世古格太郎の唱義聞見錄は頗る當時の狀態を知るに足るべきものなり、然れども固是れ見聞に繫るを以

懸け、此の度は永訣に罷り出でたるよしをいへり。夫れより長崎へ往きたりしに、終に音信なかりき。

——（中略）——

○此の後國に蟄居して世に聞ゆる事もなかりしに、去る己未五月、予を關東へ護送しける人、六月歸路東海道にて、寅次郎を長州より護送するに逢ひたるに、輿中にて書を讀み居たりしとぞ。

○同年七月九日、予二度目評定所へ出でけるとき、同所門前にて殊の外立派なる黒腰の駕にて、長州の藩士大勢警固し來りける者あり、是れを聞くに吉田寅次郎なり。此の日寅次郎始めての吟味にて、予これを洩れ聞きけるに、吟味始まりし樣なれど、始めは何事とも慥かに聞えず。其の中に文通の事と思はれ、寅次郎いふには、菊池（三）へも往復致し候といへり。夫れより三奉行と互に大聲にて、殊の外荒々敷き爭論に及びし所、池田播州の聲にて、容易ならざる儀といふ聲ありけるに、寅次郎大聲にて罵りけるは、容易ならざる儀とは私より存ずるなり。始め水戸（四）・尾張・越前を倒しなされた

て或は事實に誤りあるを免かれず、其の誤の尤も甚しきは之れを改删し大抵は原文を存するを主となす」と云へり

（二）伊勢の神官、足代弘訓。訪問の時期正しくは癸丑六年の五月遊學東行のとき、同十二月長崎より東行の途中の二回なり

（三）未詳、誤りか

（四）幕府が安政五年七月五日、この三藩主に隱居謹愼の處罰を申し渡したるをさす

る、是れが誠に容易ならざる儀に候と呼ばはる聲も洩れたり。又池田大聲にて、何をいふとて叱りける樣に聞え、吉田も亦何か呼ばはりける聲するや否、直樣揚り屋申付くるとあり、怪しからぬ騷ぎにて白洲へ引落し、與力・同心諸所へ走り出で、繩携へ行き禁(いまし)めける樣子なりき。

○此の後十月十一日(一)、予評定所出のとき、寅次郎も吟味ありけれど、子細を聞かず、翌十二日も予と倶に吟味なりしかど、子細をきかず。同十六日評定所出の時、予と倶に出でたり。今日口書(くちがき)なるに、寅次郎に讀み聞かせの所、承服せざると見え、何か申立てけるに、池田播州大聲にて叱り、何違ふと申し、夫れより雙方甚敷き大聲にて爭論あり。後予が附添の役人に聞きければ、寅次郎口書相違の旨申立て、今日一人濟まず、控所に出でたるに、番人一人増して守りけるとなり。同月二十七日裁許の日、予目擊せるに、寅次郎は牢屋敷揚り屋より送り來り、假牢の內へ駕の儘、日下部裕之進・(二)勝野森之丞(三)と倶に入れたり。追々呼上げになりし時、吉田三人の最後に假牢を出で、上下(かみしも)を正し靜かに番所へ登りけるに、程なく申渡し始まるべき樣子にて、同心十人計

(一)松陰の評定所出廷は七月九日以後は、九月五日、十月五日、十月十六日、十月二十七日なれば、この所記載誤りあり

(二)薩藩士日下部伊三次の長子、勤王の士なり「開傳」

(三)正しくは勝野森之助。保三郎の兄なり「開傳」

り警固體にて一つ駕を假牢中より出し、白洲口に置き、騒がしき體にて待ちたり。予思ふに刑に行ふ者あるべし。此の時空輿の戸を開き、又假牢の戸をも開き、事を待ちて、やがて申渡しの聲聞え、松平伯州長き申渡しあり、終りに大聲にて、公儀も憚らず不屆の至りに付き死罪申付くると聞ゆるや否、白州騒がしく、一人の囚人を下袴計りにし、腕を捕へ、二三人にして白洲口より押出し來り、誠に囚人氣息荒々敷き體なりき。直ちに假牢に押入れ、立ちながら本繩に縛せり。予是れを視るに寅次郎なり。一人の同心寅次郎にいふ、御覺悟は宜うございますかと。寅次郎答へに、素より覺悟の事でございます、各方にも段々御世話に相成りましたといふや否、直ちに押出し、彼の駕に押込み、戸をしめると直樣彼の同心大勢取卷き、飛ぶが如くに出で行きたり。跡に殘りたる同心一兩人、予が駕の側にて申すには、ああ惜しき者なれども是非もなき事と歎息せり。吉田も斯の死刑に處せらるべしとは思はざりしにや、彼れ縛る時誠に氣息荒く切齒し、口角泡を出す如く、實に無念の顔色なりき。予が駕と假牢と隔つ事六尺計り、吉田の駕は其の間に置きたれば巨細に見る事を得て、心中實に悲慟長大

息に堪へざりし事なり。去る寅年後久敷く蟄居せし故か、此の時は總髪になり居たり。時に年三十歳なり。

○甲寅の年、著はす所急務策あり。其の篇を見しに、經歷して地理をはかりしに夷船侵入する時は泉州は平坦の地にして防ぐ事かたく、岸和田は小藩なり、紀州大藩なれども君幼弱にして國に人なし、加之內亂あり、頼むに足らずとて、京師の危を憂憤してこれを論ぜり。

○庚申(一)のとしに至り、何者(二)の所爲にか小塚原へ一夜の内に寅次郎の碑を建てたりしに、吏見付けて直ちに取拂ひになりしとなり。

小幡高政(三)談　　明治三十九年以前

奉行等幕府の役人は正面の上段に列坐、小幡は下段右脇横向に坐す。ややあつて松陰は潛戸から獄卒に導かれて入り、定めの席に就き、一揖して列坐の人々を見廻はす、鬚髪蓬々、眼光炯々として別人の如く一種の凄味あり。直ちに死罪申渡しの文讀み聞

(一)　萬延元年
(二)　建碑のことは第十一巻四三五頁以下参照。ここに記載の事亦誤りあり
(三)　もと通稱彦七といふ。長藩公用人。松陰刑死の當日、毛利藩代表者として評定所に出で、判決に立會ふ。
この談は小幡がその女小川三香（昭和五年九十五歳にて歿、萩修善女學校理事たり）に日頃の語り草として傳へたるものにして、田中眞治氏が小川女史より聞きて記せるものなり。高政は明治三十九年七月二十七日歿、年九十一

かせあり、「立ちませ」と促されて、松陰は起立し、小幡の方に向ひ微笑を含んで一禮し、再び潛戸を出づ。その直後朗々として吟誦の聲あり、曰く、「吾今爲レ國死。死不レ負ニ君親一。悠々天地事。鑑照在ニ明神一」と。時に幕吏等なほ座に在り、肅然襟を正して之れを聞く。小幡は肺肝を抉らるるの思あり。護卒亦傍より制止するを忘れたるものの如く、朗誦終りて我れに歸り、狼狽して駕籠に入らしめ、傳馬町の獄に急ぐ。(四)

(四) 前掲唱義聞見錄に松陰騒々しき振舞ありし如く記せられしは、實は辭世の吟誦なりしなり

松村介石所説(五)

大正十三年二月某日　松村介石

吉田松陰が江戸に於て首を斬られた其の最後の態度は、實に堂々たるものであつた。松陰の首を斬つた當の本人(六)は、先年まで居つて、四谷に居つた。其の人の話によると、愈〻首を斬る刹那の松陰の態度は眞にあつぱれなものであつたと云ふ事である。悠々として歩を運んで來て、役人共に一揖し、「御苦勞樣」と言つて端坐した。其の一絲亂れざる、堂々たる態度は、幕吏も深く感嘆した。

(五) 雜誌東洋文化第一號に出づ

(六) 山田淺右衞門なり

松陰先生の令妹を訪ふ(一)

明治四十一年九月　松宮丹畝

余が妹婿慈劍子、三谷少佐と親交あり、互ひに相往來して武を談ずること年既に久しく、妹も亦金澤に遊べるの時、少佐夫人の知を辱うせりと云ふ。(二)夫人は實に松陰先生の令姪にして、夫人の母君は兒玉未亡人卽ち松陰先生の令妹千代子刀自なり、刀自は波風荒き世路をこえ、齡まさに七十七、今や東京に在りて、淸くして靜かなる月日を送らせ給ふ。

花開き花散りて茲に幾春秋、松陰先生が義に殉じ給ひしより、計ふれば正しく半世紀、史を繙くもの誰れか當年を想うて、感慨を禁じ得るものぞ。余も亦思念措く能はず。九月下浣一日、三谷少佐を城南原宿に訪ひ、一たび刀自の高風を拜し、親しく懷往の物語を聞くの光榮を得んことを請へり。少佐夫人は快よく之れを諾せられ、余を導き、裏門を境として隣せる吉田家に到り、其の應接間に引かれたり。室內目に入る限りは、松陰先生の筆跡を石刷にせるもの、身はさながら五十年の昔長門萩の城下に運ばれた

(一) 明治四十一年十月發行、日本及日本人臨時增刊松陰號所載
(二) 富士子

るの想あり。間もなく廻椽側より入り來れる鶴髪の老婦人こそ、先生最愛の令妹たる刀自にてありたれ。應對は極めて神速、刀自はまづ「御見かけの如き老人、まして何一つ深く修めたるにはあらず、折角の御來訪に對し、聊かも酬ゆる所なきは恥しく感ずるなり。阿兄松陰の事は世に多く傳へられ、既に御聞及びならん、隨つて事珍らしき話とてはなきも、御尋ねの節々に遇はば、或は朧氣ながらも記憶を喚起して、御答へ仕るを得ることもあらんか。今初めて御目にかかることなれども、我が娘夫婦を通じて御妹婿とは心易き間柄、隨つて何となく御懷かしく覺ゆるなれ」と、いとも鄭重なる初對面の挨拶を賜へり。是れよりかず〳〵の御物語は余をして刻の移るをも忘れしめき。越えて七日余は刀自を訪ひ、再び見ゆるの幸を得たり。刀自が謙讓なる姿容の間に、すが〳〵しき氣象の程現れ、血を分けたる御兄妹、松陰先生の面影もかくやありしと偲ばる。

會話はまづ松陰先生の垂髫の頃に始まり、書冊に親しまるるの時に入れり。刀自は「斯様な御尋ねに接しては、慈親の膝下に侍りし七十餘年の昔が偲ばれ、已れも子供

の時にかへるが如し」とて、さも昔懷かしげに話し出されぬ。

阿兄松陰は幼少の頃より、「遊び」てふことは知らざりしものの如し。年頃の朋輩と伍して、紙鳶を上ぐるとか、獨樂を廻はすとかの戲に耽ることは絶えて之れなく、常に机に向ひて青表紙〔漢書〕を繙くか、筆管を操るかの外、他あらざりき。運動とか散歩をなせるかと云ふに、是れも極めて稀、我が記憶に遺るほどの事はついぞ無かりし。又別に寺子屋とか手習場とかに通ひたるにもあらず、實家の父〔杉氏〕及び叔父玉木氏に就きて學べるのみ。或る頃には晝夜とも叔父の許にて教を受けたり。玉木とは僅かに數百歩の近きこととて、三度の食事には宅に歸るを常とせり。

當時家兄梅太郎〔松陰先生の實兄杉翁の幼名〕と松陰とは、見る者誰れも羨まぬはなき程に仲善かりき。出づるにも共にし、歸るにも共にし、寢ぬるにも衾を共にし、食するには膳を共にす。たまさか膳を別々に供ふることあれば、一つ膳に取りなほしたる程なりき。影の形に伴ふ如く、松陰は兄に從ひ、其の命に逆ひたることは無かりしなり。梅太郎は寅次郎に二歳の長、自分は二歳の幼、年の隔り少なき爲め、

同胞中殊に三人は睦かりき。松陰も三人が互に語り勵みあへる少年の頃の事を、後しば／＼書遺れることもありしなり。

松陰先生は讀書の外、他に是れぞと云ふ嗜好を抱かざりし、ましてや酒色を近づくる等のことは絶えて無かりしなり。乃自語つて曰く、

松陰は別に酒を飲まず、煙草も喫はず、至つて謹直なりし。自から家塾を宰せる頃の事なりき。一日門生中に煙草を喫するもののあるを誓め、煙管をたづさふるものは悉く之れを已が前に出さしめ、松陰は更に之れを紙撚にて結び繋ぎ、天井より垂下し置けり。酒は固より口にせざりし故、甘き物・餅などを好める傾ありしやも知るべからざるも、さして是れが嗜好なりとは云ふを得ざる程にて、常に大食することを自ら戒めたり。されば格別食後の運動など今の者の如く心せざりしも、松陰が胃を害し腸を傷める等のことは是れ無かりし。三十年の生涯は短しと云はば短きも、一般より觀れば、妻を迎へ家を成すべき年なりしなり。されど松陰は年漸く長じて後は諸方に出遊し、其の國に居るの時は御咎めの身の上蟄居を申付けられたるもの

なれば、妻帶など云ふ相談は湧き出づべき由もなかりき。中には罪ありとせらるる身なれば、表沙汰に妻を娶る譯には行かざるも、せめて世話する婦人位を近づかしめては如何にやなど、親戚筋に話しくるる者もありし樣なれど、是れは其の情こそ親切なれ、松陰の心を知らざる人の言なれば、何人も之れを松陰に面たり告ぐるものはなかりし。松陰は生涯婦人に關係せることは無かりしなり。

松陰先生の生平が外柔なるも內剛なりしは、何事にも知らるるが、刀自は年少の折の事を語りて、

松陰が年少の頃、實父、又は叔父の許にて書を學ぶに、實父も叔父も極めて嚴格なる人なりしかば、三尺の童子に對するものと思はれざること屢〻なりしと。母の如き側に在りて流石に女心に之れを見るに忍びず、早く座を立ち退かば、かかる憂目に遇はざるものを、何故寅次郎は躊躇するにやと、はがゆく思ひしとか。かく松陰は極めて柔順にして、ただ〳〵命のままに是れ從ひ、唯だ其の及ばざらんことを恐れたり。されども外柔なる松陰は內はなか〳〵剛なりき。少年の時より心がアンパ

ク〔腕白〕なりし故、斯る大膽の事も企てしなれと、後に至り松陰の幼時を知るもの語り合ひたり。

云々。松陰先生の生平人と交はるや、少しも花やかなる所はなかりしも、爲す事一として暖く、且つ深からざるはなかりき。又客を遇するを好めり。刀自語つて曰く、松陰は顏には痘痕あり、世辭はつとめて用ひず、一見甚だ無愛想なる如く思はれたれど、一度、二度と話し合ふ者は、長幼の別なく松陰を慕ひ懷かざるはなかりき。松陰も相手に應じて、談話を試みたり。松陰は又好んで客を遇せり。御飯時には必らず御飯を出し、客をして空腹を忍んで談話をつづけしむる如きことは決して爲さざりき。珍羞佳肴なしとて、御飯時に御飯を進むるを差ひかふる如きことは無かりしなり。有合せ物のみにて出し、快く客と共に箸持つことを樂しめり。たまたま客を請することあるも、珍味を少しく用意するよりも、粗末なるものにても澤山に出すことを好めり。

刀自は更に語をつぎ、「是れは松陰の客を遇する仕方なるのみならず、現代の吉田も

其の風を襲ひ、自分も阿兄の感化を受けたり。今日ももはや時分なり。甚だ粗末にて失禮なれども、有合せにて夕食をすすめ申さん。實は此の老人〔刀自の事〕が臺所に行かざれば、無人のこととて、御汁一つ作ることを得ず、而も今自ら御相手を爲し居ることなれば、暫時失禮して退き用意せんと思へども、御客を獨り殘し置くも本意ならず、又御來訪の本意にも背く次第なれば、ただ〳〵有合せもの、是れは松陰風の饗應法と思召されよ」と。余は未だ曾て今日の如く、初對面の方より心置なき待遇を辱うしたることはあらざるなり。松陰先生が心を用ふるの厚き、其の門下知友に偉大の感化を及ぼしたるの偶然ならざるを覺りぬ。

十三四年前中學校に學べる時一先生より松陰先生に關する逸話を聞けり。其の中其の後再び耳にすることなく、又書冊にも見えざるものあり。

松陰先生の水戸〔?〕に出遊されたる時、先生彼の地にて急に袴を要せられたるを以て、一呉服店に赴き、見計ひ裁縫方をも頼まれたり。やがて約束の日到來せるを以て、松陰先生は右の呉服店に至り、之れを受取り、代價を支拂はるると共に、殘

餘の小切を渡し與れよと言はれたるに、手代はさも怪訝顔に「さる小切の殘餘はなし」と答へたり。松陰先生は物靜かに「さる筈はなかるべし、曩に購へるは尺寸若干、而して袴に要すべきは尺寸若干、那樣に考へ合すも殘餘あるべき譯柄にあらずや」と問ひかへされたるに、手代は辭に窮し「さる事仰せらるるからには一應裁縫職に就きて見參らすべし」と答へたり。此の問答を奥間に聞きゐたる主人は、殘りの小切を携へ出で來り、言葉柔かに「誠に以て相濟まぬ次第、店員共の不注意平に御容赦を請ふ」とて、之れを松陰先生に手渡しせんとせり。松陰先生は主人に對し、「店員の過誤とあらば聊かだも咎めまじ、されども商賣に貴むべきは、正直と云ふことにはあらざるか。殘りの小切は僅少なりと雖も、之れを譯なく客にかへさざるは、不富のことならずや。正直ならずして富み且つ榮ゆるは一時の事、苟も永く富と榮とを望まば、正直を是れ守りとせよ。此の小切は余にとりて別に要なし、更めて余より之れを呈せん」と述べたるに、主人は深く感泣し、先生の訓戒に遵ひ、誓つて將來正直を商賣の祕訣となさんと答へたり。先生も深く喜び辭し去られたり。

此の呉服店は其の後彼の地第一の正直商家として知られ、家運も隆興せりと云ふ。余は上述の逸話の實際にありしことなるや否やを刀自に質せるに、刀自は次の如く答へられたり。

こは初耳なり。随つて實際ありしことなるや否やも答へ難し。されども松陰の性格より察すれば、有り得べからざるの話にはあらざるなり。松陰は正直を重んずることと尋常に過ぎたり。而して「人の爲め」「人の爲め」てふ事を心懸けゐたれば、定めしさることもありしなるべし。

松陰が「人の爲め」に計りて親切なるは其の天性に出づ。林氏(一)に寓せる時、一夜出火に遭ひしことあり。松陰は懸命に其の家の荷物の取出しに働きたり。而も自分の物は手廻のものさへ顧みず、紀念として棄て難き物すら灰燼に歸せしめ、僅かに寢衣を纏へるのみなりき。後、人の松陰に聞きけるに、松陰は「苟も一家を有する以上は、何かにつけて重要の品多し、されば一物たりとも多く取出さんとつとめたり。自分の所持品の如きは自分にとりてこそ貴重にもあれ、言ふには足らざるなり」と

(一) 林眞人、松陰兵學の師〔關傳〕

答へたり。松陰の爲す所往々此くの如し。

俗間に云ふ、「夢の告げ」、「蟲の知らせ」が靈界に於ける感應なるや否やは、論議の餘地を存する問題なり。假りに「夢の告げ」、「蟲の知らせ」が事實と一致することあるも、是れは偶然の一致にして、其の一致なるものには、聯關の理由も事情も存せず、何等かの理由あるかに思惟するは「心の迷」に過ぎずと斷言して憚からざる者多しと雖も、是れに反し、說を立つる者も尠からず。此の說によれば今日の科學の進步は未だ充分に之れを說明するの域に達せざるも、「夢の告げ」、「蟲の知らせ」には深き道理を包み、必ずや聯關の事情を存すべしと。余は今斯る問題に就き、仔細の研究に入るを避くべしと雖も、松陰一家にも「靈界の感應」に關する物語あり。刀自は次の如く語れり。

阿兄寅次郎が「親思ふ心にまさる親心、今日の音づれ何と聞くらん」と歌ひし思出多きかの日に、いつしか今年も近よれり。思ひかへせば五十年の昔、我が實家は譬方なき悲慘にあへり。寅次郎は遠く送られて江戸に在り、此れすら憂き事の限りな

るに、長兄と季子とは枕を並べて病の床に臥しぬ。母は片時も季子の側を離れず、父も看護に身も心もつかれぬ。時に幸に兩人の病少しく緩めるあり。父も母もつかれはてたることとて、病床の側にて假睡したるが、直ちに醒めたり。母は父に語るらく、「今妙な夢を見たり、寅次郎がいとよき形色、九州を旅して歸りし際よりも元氣よき姿にて歸り來れり。あら嬉しや、珍らしやと聲をかけんとしたるに、忽然として寅次郎の影は消ゆると共に醒むれば夢なりし」と。父は母に語るらく、「余も亦夢より醒めたるなり。余は何の故かを知らざるも、わが首を切り落されたるに、誠に心地よかりき。首を切らるるとは斯くも愉快なるものかと思ひ感じたり」と。兩親は互に奇妙なる夢を見つるものかなと語りあひ、若しも松陰の身に異變もやあらざりしかと氣遣ひたるも、斯くとは想ひ到らざりき。是れより二十日餘りを經て、江戸より便あり、松陰は終に刑場の露と消えたりと。兩親は先きの日の夢を思ひ出し、指折り數ふれば、日も時も松陰の最期と寸分も違はざりき。母は更に往日の事を追懷して語れり。「寅次郎が野山の獄より江戸に護送せらるるに當り、忘れもせ

ぬ五月二十四日、一日の許しを得て實家に歸れり。其の節は尋ぬる人も尠からざりき。自分は寅次郎の湯を使ふ風呂場に至り、其の樣を見ながら二人にて心の內を語りぬ。〔親子の情愛さこそと思はる〕時に自分が、モ一度江戸より歸り、機嫌よき顏を見せ吳れよと言へるに對し、寅次郎は、母上よ、いと心易き事なり、必ず健康にて慈顏を拜すべきを誓ふと答へたり。されば其の誓を果さぬ(む)とて我が夢に入りて形色よき顏を見せしなるべし。孝心深き寅次郎のことなれば誠に然るべきなり」と。父も當日の夢の所以を解して言へり、「余が首を切られながら心地よく感じたるは、正しく寅次郎が刑場の露となれる際、何等心に煩なかりしを示せしなるべし」と。阿兄寅次郎の長へに逝きて歸らぬ旅路の第一步として、今の東京に往くや、寅次郎は再び萩の地を踏むこと難きを覺悟せしなるべきも、自分共は寅次郎の罪なきを知るより、必ずや赦され歸るべきを信じたり。

余が訪うて刀自の許にあるを聞かれてなるべきか、三谷夫人も刀自を音づれ給ひぬ。夫人は床上より風呂敷包を卓上に移し、「是れは叔父が母に寄せたる書簡集にて候。

文は廣く世に傳へられ書冊にも載せられたるべきも、叔父の眞筆はただ此れのみ、貴覽に供す」と言はれぬ。余は之れを拜するに、表紙には「松陰のふみ」と題せり。刀自は無限の感慨に堪へざるものの如く、濕へる兩眼を拭ひつつ語り出されぬ。

此の阿兄の書翰に對しては、慚愧の至りにて、之れに就き人様に物語るにも、誠に面ぶせき心地せらる。御覽の通り情愛に充ち滿てるのみか、斯ること迄もと思はる程に細やかなることまで注意しくれたり。而も阿兄の厚情に酬ゆること能はざりしは、何と申すべきかを知らざるなり。斯く綴ぢ本に張りつけたるは寅次郎が最期を遂げたる翌年、長兄が散逸せんことを恐れての注意による。自分は爾後、事ある毎に此の書翰集を繙き、我が身を戒むることとなしぬ。而も讀み行く間に、阿兄の深情に動かされ何時も涙なきを得ず。此の娘〔三谷夫人〕や姉〔三谷夫人の姉君〕は、子供の折書冊に何の意義を包むかを知らぬこととて、「母上は此の本を御覽になるといつも泣きますのね」など尋ねたり。〔刀自は側なる三谷夫人を顧みつつ御身は之れを記憶せるにやと笑ひながら尋ね給ひぬ〕此の他に書翰とは申すべからざ

るも、自分より送れる書翰の端に、左樣に云へども、是れは斯樣なりなど書添へたるもの數多ありき。忘れも難きは、「阿兄の誠はあきらかなり。罪なきに罪人となるには及ばじ、何卒心の程を其の上の方々に打あけ、早く赦されて歸られんことを待つ」など書送れるに對し、阿兄は其の拙翰の餘白に思ふ所を書きつけたり。此れ等の拙翰は阿兄が江戸に送らるる前日携へ來りて悉く自分に渡しくれたり。其の拙翰の一束は小抽斗に收め置きたるが、歳月の間にいづれにか失せぬ。今に至れば、深く氣をつけ保存すべかりしものをと口惜しく思へど詮なし。阿兄は常に妹共を戒むるに、心清ければよし、貧しきに富めるが如く見せ、破れたるを殊更に完つたかる如くに示さんとするは惡し、婦人たるものはよく〳〵心得べしと言ひにき。自分は今も尙ほ阿兄の聲が耳底に響くが如く覺ゆるなり。

刀自の過去も波瀾高く變化多かりき。殊に前原騷動の際の如きは悲劇中の悲劇なりき。少佐夫人は其の當時を物語つて審かなり。刀自の叔父玉木氏の門人前原一誠に與(くみ)し、同志の士多く斃れ、事總べて志と違ふ。玉木氏責を引き決する所あり、後山に上る。

刀自之れに從ふ。萩城下の慘憺たる光景は雙眸に入り來る。玉木氏は白刃と決心し之れを刀自に語る。刀自も亦之れを止めず、後顧の慮を抱かずして潔ぎよく責任をとらんことをすすむ。時に日は漸く暮れ、雨は今宵の如くしげかりしと。〔明治四十一年九月三十日記之〕

家庭の人としての吉田松陰(一)　大正二年一月　兒玉芳子

(一) 大正二年一月發行婦人の友所載

○松陰の幼年時代

私共の父は杉百合之助と申しまして、長兄を民治といひ、次兄は寅次郎即ち松陰で、叔父に當ります吉田大助の家を繼いだので御座います。

私共の一家は父をはじめ、矢張これも叔父に當ります玉木文之進と申すのも、塾を開いて居りましたやうなことで、誰れも青表紙を手にしないものはありませず、殊に兄の養家の吉田家は山鹿流の軍學の家であつたのでございます。松陰は私より二歳上の兄で御座いましたが、五つ六つの時分から手習ひや、書物を讀むのが好きで、他家の

子供達が大勢でいろ／＼な遊びをしてゐても、振り向きもせずに、ジツと書物を讀んでゐるといふ風であつたさうで御座います。偶に遊び事らしいことを致しますのが、屋敷の庭で、其の頃土圖と申しましたが、鏝などで土をねつて、山をこしらへたり、河の形を造つたり、つまり土でいろ／＼な圖を畫くと申したやうなことをして居つたといふことで御座います。母はいつでも、寅次郎は何處に一點小言のいひどころもない、實に手のかからぬ子だと申して喜んで居りました。

非常に親おもひで、優しい氣質で御座いましたから、父や母に心配をさせまい、氣を揉ませまいと、始終それを心がけて居たやうで御座います。着物などでも母が一枚こしらへて着せますと、何時までも母が着かへさせますまでは、默つて着て居ります。さうして其の構はぬ風と申しましたら、何時でも歩く時には、書物を澤山懷中に入れますので、着物の一方が曲つて仕舞つて、背筋の縫目が肩のところへ來て居るので御座います。叔母などが見かねまして、餘り醜いから書物は手で提げたら宜からうにと申しますと、手を明けておかぬと自由がきかぬなどと申しては、相變らず懷中をふく

らせて、肩を曲げて歩いて居りました。

○物に動ぜぬ氣象

極く幼さい時分から落ついた人でした。藩には上覽のお講義と申して、殿樣の御前に出て講義を致す時があるのでございますが、兄は十歲位の時から、每年それに出て居りました。

所が確か十二三歲の頃で御座いましたらう、殿樣から七書のお好みが出ましたさうで御座います。七書と申せば中々冊數も多いことで御座いますから、父や叔父などが心配して、せめて何處を出すといふことを仰せ下さつたならば、下稽古もしておいてやらうものを、あれだけの書物の中から何處が出るか分らぬのだから、首尾よくお講義が出來れば宜いが、といろ〳〵に氣を揉みますのを、兄は何構ひますものか、何處でも仰せの處をやりませうと、一向平氣で居りました。

其の翌日御前に出まして、開かれました處をスラ〳〵と、立派にお講義を致しましたとかで、殿樣からひどくお賞めに預かり、御褒美を戴いて歸つたことも御座います。

○他人の爲めに盡す

また兄は何事にでも自分を後にして、他人の爲めに盡すといふたちの人で御座いました。或る時吉田の門人で、そして吉田家の後見役を致して居りました林といふ家に泊りに參りましたが、折惡しく丁度その晩林家から火事が出ました。火事と聞くと、兄は直ぐに跳ね起きて、枕元に置いてあつた自分の大切なものは打すてて、他の室にかけて行き、林家の家財をドンドン運び出してやりました。後にその事が分りまして、先方では痛く氣の毒がられましたが、兄はあなたの方では大事な家を燒かれるのですから、一つでも餘計にものを出して上げたいと思ふのは人情でせう、そのために自分の少しばかりのものが燒けたと云つても不思議なことはありませんと云つて居りました。

○美はしい友愛

兄弟は澤山御座いますが、下はずつと年が隔つて居りまして、長兄と松陰と私とが二年違ひづつで御座いましたから、いつも三人で何か致しました。

長兄と松陰とはまた非常に仲がよう御座いまして、叔父の玉木の所へも兩人で勉强に參りました。夕方から兩人連れで參りましては、叔父の門弟に教授をして遣り、自分達も稽古を濟ませて、また兩人で朝の八時頃に歸つて參ります。御飯をいただきますのでも、兩人が首を寄せまして、それは〳〵親しいもので御座いました。

秋など屋敷續きの山に松茸が澤山出來ますので、今日は茸狩をしようかなどと申しまして、私と三人でよく其の山に參つて面白く遊んだことも御座います。長崎に參つたり、いろ〳〵國事に奔走致して居ります時でも、三人で樂しく遊んだ事を、よく夢に見て、其の時分を懷かしく思ふなどと手紙を私へ呉れました。思ひ出すほど優しい人でありました。

私は早く緣づきましたし、今の娘さん達のやうに何處へ嫁入つても、何時でも構はず生家に往き來をすると申すやうな、そんな事は中々出來も致しませず、また自身でも好みませんから、生家に參るやうなことは滅多に御座いませんので、兄は大層私を懷かしがつて呉れまして、時をり便りの序には、今度は何時來るか、來られる時には前

以て知らせてくれ、待つて居るからなどと申して參りました。お正月などの遊びでも、無意味なことをしないで、いろはたとへをするとか、歌かるたでも取つて、一字でも一句でも覺えて益するやうにせよなどと、よく教へて吳れました。

○最後の江戶行き

日は今一寸忘れましたが、兄が江戶へ護送されましたのは、確か安政六年の五月で御座いました。御承知の通りの勤王家で御座いますから、よもや殺されようなどとは、私共はじめ思ひも致しませんでしたが、それとても普通の旅ではないのですから、本當に名殘りが惜しまれてなりませんでした。

父は申すまでもなく、母も氣丈な人でしたから、心には定めし不安もあつたので御座いませうが、淚一滴こぼしもせず、私共に致しましても、たとへ如何なる事があるとも、斯る場合に淚をこぼすと申すことは、武士の家に生れた身として此の上もない恥かしい女々しいことと考へて居りますから、胸は裂けるほどに思ひましても、誰れも

泣きは致しませんでした。

丁度出立の前夜で御座いました。母が兄に向ひまして、「今江戸に行つても、どうかモウ一度無事な顔を見せて吳れよ」と申しますと、兄は莞爾と微笑みまして、「お母さん、見せませうとも、必ず息災な顔をお見せ申しますから、安心してお待ち下さい」と事もなげに答へて居りました。けれども自分では再び生きて歸るとは思はなかつたと見えて、チヤンと覺悟をしてゐたのでありました。

○生別死別を兼ぬ

それは、萩のずつと端れに松の木が一本御座います。昔は江戸へ行くといふことは、今の外國へ行くよりももつと大層なことに考へまして、家族は水杯をして別れたと申す位で御座いますから、誰れでも此の松の木の所まで參りますと、ア、これがモウ自分の國のはづれ(一)である、これからは他國の土を踏むのだと思つて、ホロリと致すさうで、それで此の松を昔から涙松と稱へて居ります。兄も其所まで參りますと、

かへらじと思ひ定めし旅なれば一しほぬるる涙松かな

(一) 城下町のはづれにて、國のはづれにあらず

と詠んだといふのでも分ります。

これは後に門弟から聞きましたので御座います。また門弟達にはたとへ松陰の肉體は死んで仕舞ふとも、魂魄は此の世に留つて、お前達の身に添うて、必ず私の此の精神を貫くと、申し聞かせて居つたと申すことで御座います。

⊙不思議の夢

兄は安政六年の十月二十七日に、小塚原[二]の露と消えたので御座いまして、年は丁度三十歳で御座いました。これも後に首を斬られたといふ便りを得まして、思ひ合したので御座いますが、十月の二十日に斬罪[三]に處するといふ沙汰が御座いましたさうで、丁度[四]二十六日の晩、卽ち斬られる前夜のことで御座います。國では長兄が病氣を致して居りましたので、母が枕邊で看護を致して居りまして、眠るともなく、うつ〳〵と致しましたところ、兄の松陰が、前年長崎から歸つて參りました時のやうな、それはそれは壯健な樣子で、さうして如何にも晴れやかな顏をして、母の前に坐つたさうで御座います。母は喜んで「オヽ」と申したはずみに眼が覺めますと、兄の姿はなく、全

(二) 正しくは江戸傳馬町獄にて刑死

(三) 十六日口書讀聞かせにより察知せるものにして、沙汰書は別になし

(四) 前出と相違す

く夢であつたことが分りました。

自分では不思議ではあるが、ただ夢と思ひますから、翌日の夕方になるまで默つて居つたさうで御座いますが、夕方に皆が寄り合ひましたから、思ひ出して話をすると、父も同じ時刻に床に入つて居りましたが、松陰が泰然自若として、少しも取り亂した樣もなく、實に見事にスパリと首を刎ねられた所を夢に見たと申すので御座いました。父母は勿論のこと、皆不思議なこともあるものだと、話し合つて居りましたが、その後いよ／＼悲しい報せを聞いたときに、兄の日頃の孝心から、別れます時に、母が今一度無事な顏を見せてくれよと申し、必ずお見せ申しますと云ひました其の言葉を果す爲めに、母にはさうした達者な顏を見せ、父には卑怯の樣もせず斯くして立派に斬られました、と其の樣子を見せて、兩親を安心させたものであらうと、打しめつて語り合ひました。(一)

親おもふ心にまさる親ごころ今日のおとづれ何ときくらん

といふ辭世を詠みましたのも、(二)此の夜であらうと思はれます。

(一) この話は前出の芳子の話と多少相違あり

(二) 實は十月二十日なり

肉身の情としては、兄が幕府の調べのあつた時に、尋常の答だけでおきましたならば、よし罪になるに致しましても、まづ遠島位であらうとは皆様もお考へになつて居られたさうで御座いますのに、ああいふ氣質の人ですから、何も彼も怯(お)めず臆せず、考へて居る事をきつぱり申し立てました爲めに、終に殺されて仕舞ひました。人間の壽命のことですから、何とも申されは致しませんが、私でさへ斯うして今日も壯健で居られるので御座いますから、兄も殺されたりなど致さなければ、或は今も生きて居たかも知れないなどと、折ふしは考へることも御座います。併しいふべきことを、きつぱり申し立てた處が、松陰(あに)の松陰(あに)たる處であらうと存じます。

鷗磻釣餘鈔

明治二十四年　　横山幾太(三)

○

一、黑船來りたるより人心洶々の際に方(あた)り、夫の船へ乘り込まんとして其の策成らず、幕府の囚人と爲り藩へ預けられ、萩の野山獄へ下らるるの時に於ては、實に其の膽

(三) 幼名重五郎、安政四年十七歳にして村塾に入門、同五年迄學ぶ。安政四年十一月二十四日附松浦無窮宛書(第四卷三八六頁)中に、村塾中、松本組と上野組(松本の隣村)の修業競爭のこと見ゆるも、その上野組の頭がこの横山なり。後年山口縣に郡長たり、隱退して明治三十九年歿、年六十六。この書は明治二十四年五十一歳の頃子孫のために書き殘せる隨筆にして、ここには松陰關係のもののみ抄出せり

略に驚かざる者無く、吉田先生の名、童孺婦豎も識らざる者無し。余は其の萩へ歸らるる時の狀を見ばやと、唐樋町札場（今の電信局の所）に至り居りしが、薄暮廣柳車（網乘り物、駕籠の上に網を掛けたる物）に乘り、警衞四五人も副ひて通られたり。

○

一、余年十七の時、松陰先生其の身元杉の家に預け（獄より出）られ居られ、近所の者私かに讀書を學ぶと聞き、天野御民（一）一日松下に遊び、或人の紹介にて謁を執りたる由を話する故、余もせめて先生の面目丈けにても見ばやと、天野に伴はれ松下杉家に至りしに、一人の面目醜陋なる人面會し、假名交りの書を授け、且つ取り歸り讀むべしと命ぜり。余歸路謂ふに吉田先生は未だ壯歲と聞くに似ず、且つ鬼神の如く非常人なる先生にしては、其の容貌言語一も人を動かすに足るものあるを見ずと、恠訝千萬なり。天野余の恠訝の狀あるを察してか、曰く、「今日の人は先生に非ず、富永有隣と云ふ人なり。先生漫りに他人に會するを嚴禁せらる。故に兩三日富永に學びたる後にあらざれば先生の室に至るを得ざるなり。余の先生に謁したりと云ふ

（一）當時冷泉雅次郎といふ〔關傳〕

も則ち今說く所の事の如し」と。是に於て余謂へらく、余は元來讀書の爲めならず、只だ先生の面目を觀んが爲めなり。其れも一步も松下へ未だ向はざれば已まん、既に松下に至る以上は先生に謁する迄往くべしと。明日又至る。既にして人あり、來り此方へ來るべしと報ず。至れば先生在り、其の容貌言語果して人に異なり。先生曰く、「勉むべし」。〔言語頗る丁寧なり、御勉强成されられい〕余拜して退き他の室にて例のカナ交りの書を讀む。〔七八人もあり〕先生突然余の前に坐し、余が讀む所の書を取り一節を讀み且つ曰く、「此の書は常陸帶と名づく、水戶人藤田彪の撰む所云々」。由つて諄々藤田の人となりを說き、且つ余は藤田に面會したり(二)、双髮〔ソーハツ〕〔時俗は元服の時なれば〕なりし等を話す。其の慇懃なる且つ一も自ら英雄を以て居り人を見る蟲蟻の如くする狀一點も無く、只だ僅かに年長と云ふ迄の如し。余大いに驚き喜懼措く能はず。自ら謂ふ、余は小丈夫一乳臭なり、然るに世の鬼神視し豪傑視する先生の圭角を設けず、傲慢の態を見ざる、諄々人を導くの風眞に掬すべく、之れを當時の苟も一經一能に通ずるの士に比するに、啻に霄壤の差

（二）面會したることなし、誤聞ならん

あるのみならず。此くの如き先生の薫陶を受けば、樗材或は一用を爲すを得べしと。欣然措く能はず、薄暮家に歸り、明日又至る。時に先生武教全書の講義を爲せり。余も亦之れを聽くを得たり。此の日暇を乞ふの時、先生曰く、「明朝六ツ時より外史の授讀を爲す、來るべし、且つ書籍無ければ此の方にあり」と。明朝至る。凡そ受讀者十人許りもやあらん。書籍は三四册位なりし。先生曰く、「外史は平氏を始めとすれども、長州人は毛利氏より始むべし云々」。側らに地圖を備へ置き、一々指導せり。又假令ば吉川公の愛宕山に上るの論と、小早川の合力して備中に會する論の如きに至れば、先生必ず卷を措き、人々をして其の意見を逑べしめ、且つ先生も亦示す處あり。故を以て毎朝僅かに拾枚位讀み了るに過ぎざれども、實に他の先生に學び百枚も素讀するに勝ること遠く益を得ること多かりし。嗚呼、人を教導誘掖する、世の及ぶ者あらざる處あり。先生は兵學師範家にして山鹿流なり。故に武教全書は其の家の傳書なり。又尤も子(一)を講ずるに長じたり。又人先生と呼ぶも師の故を以てなるべし。〔假令先生の如きにあらざるも師家なれば〕

（一）經史子集の中の子類を指す

一、先生毎に至誠而不動者未之有也の句を服膺せられたり。故に自ら反し自ら省し、漫りに大聲遽色（大義に關することは此の限りにあらず）等を見さず。凡庸人と語るにも必ず彼れをして其の云ふ所を終へしむるの風あり。授讀の聲凛々耳に徹し、必ず其の要領を示し、又人をして義の在る所を尋繹せしむ。

一、余の如き樗鷟の劣材を以て今日漸く大義を知り得るに至り、又筆硯を弄して所懐を陳ぶるを得るに至り、又今日に至る迄叨りに一郡の宰と爲り得たる者は、先生授讀の賜と云ふも不當の言にあらざるなり。然らざれば藩内黨議の際、又維新前後の劇變の時の如き、余輩が畢生、實に大にしては戰鬪（四境等の事總べて包含す）小にしては家計（種々の改革）、其の他變亂改革幾多の事變を經來り、猶ほ一郡の宰たるを得、一郡人の上に列するを得るを得べけんや。全く一窮漢一無頼生にして終らんのみ。父母先靈の厚庇は申す迄も無く、之れに次ぐ者は則ち此の賜なるべし。故に細縷を顧みず記載する此くの如し。其の年の事かとよ、廉徳様御在職中に贓吏あり、夫れを不注意にて檢印を捺したる過誤とて同時に御同僚五六人も同時に譴責

を御蒙り相成りたり。其の時先生詩を寄せらる。曰く、

殊無俗子擾吾惟　殊えて俗子の吾が惟を擾すなし、
日月容光秋影遲　日月の容光、秋影遲し。
幽囚讀書天下樂　幽囚讀書、天下の樂しみ、
卽今隨意使君窺　卽今隨意君をして窺はしむ。

○

一、久坂は兄を玄機(一)と稱し人材なりしが早く沒せり。故に弟を以て兄の跡を襲ぎ、其の頃は御醫者は（御醫者に限らず醫は總べて剃髮せり）剃髮するを以て制法なる故に、幼名秀二郎を改めて剃髮し玄瑞と號せり。平安湖(二)に成長する故、又其の幼なるときは平安古に吉松淳藏として私塾あり、之れに學びたるを以て、余等は其の幼なるときは能く知らざれども、其の名は萩中に聞え居たり。其の人は君子の風あり能く人を容る。性酷だ文才あり、音吐明晰鐘の如し。一見其の風采の衆に秀出するを知るに足れり。松陰先生の門に入るや、實に先生の之れを待つ、高杉に同じ、餘子及ばざるなり。久坂に就きて奇

(一) 蘭醫にして先覺者。安政元年三月歿、年三十五。贈正五位

(二) 萩の城に近き邊の地名。今は平安古と書す

談あり。久坂は幼より怙恃を喪したる人の由なり。單獨なるを以て先生其の妹を妻はせんとするの意あり。先生の同庚友に中谷正亮と云ふ人あり、此の人頗る學問を喜み性忠懿志趣あり、曾て其の父を喪し又其の母を喪す、各〻心喪三年を服せり。此の人每に先生の門に遊び、先生を師と敬事す。其の年齡既に先輩なるを以て人學な之れを同輩視せず。此の人先生の意を悟り、久坂に夫の妹氏を妻はすべきを以てす。久坂時尙ほ甚だ壯、拒むに夫の妹氏醜なるを以てせり。中谷儼然容を正して曰く、「之れは甚だ君に似合はざる言を聞くものかな、大丈夫の妻を妻とる、色を擇ぶべきか」と。久坂語塞がり遂に諾すと云ふ。當時中谷の媒妁は妙なりと傳へたり。中谷は松二郞と云ひしに、諸葛亮・楠正成を慕ひ、正亮と更めたり。久坂・高杉は各〻同庚にして天保十年か十一年の生れと覺ゆ。

（三）實は中谷の方一歲の少なり

（四）高杉天保十年生れにして、久坂に一歲の長たり

○

一、余が松下村塾に通學する時、折々極めて重厚なる風の人來學せり。來りたるときは十日間も二十日間も滯學し、又歸ると久しく來らず。其の人を問へば佐世八十郞

と云へり。書も政記(一)の類を授讀兼ねて講を聽く位なり。或日の朝先生曰く、「昨晩佐世來り唐紙を澤山持參し、揮毫を乞ひたる故書して與へたり、氣が紛れたり」と。余等當時先生は固より英傑なれども書は妙手の評も無し、唐紙澤山とは佐世と云ふ人も田舍漢なる故に流石純樸なりと謂へり。當時佐世は船木(二)邊に住み、其の風俗至つて素樸にてありし。之れ後に前原一誠の事なり。（前原彥太郎と更む。）

○

一、松陰先生嘗て云へり、曰く、「日本人孔子の教を學ぶは子路(三)より入るべし。書を習ふにも其の師の癖より入るは易し、則ち子路の風其の氣象日本の武士に取りて實に學ぶべきの好手本なり。夫の日本武士道の如き其の氣象甚だ好し、唯だ惜しむ道を知らざるのみ。之れを道に斟酌し一法を作り度きものなり」と。

一、松陰先生に從ひ日本外史を讀むの日、先生曰く、「外史國除(四)の二字は山陽に於て不服なり。何となれば、支那には假令ば伯禽を魯に封ず、其の後滅すれば國も隨つて除するなり。我が國の如きは六十餘州往昔より定まる所の國名なり。諸侯を封ず

(一) 日本政記、頼山陽の著

(二) 厚狹郡船木町

(三) 孔子門下に在りて至勇を以て聞ゆ。節を守りて死するや從容冠の纓を正して死す

(四) 毛利氏の終りに「秀秋卒す。嗣なし。國除かる。小早川氏遂に祀られず」とあるが如き場合の領地召上げに國除の字例を用ひしを指すなり

ると共に名づけたる國名にあらざるなり。然るに外史にして國除の字を書するは、研究を缺きたるなり」と。

○

一、松陰先生毎に孟子の至誠而不動者未之有也の句を服膺せられたりしが、或日の話に、余昔年江戸獄に繫がれ訟庭に於て鞠問を受けたるとき、佐久間象山翁余の故を以て問鞠を蒙れり。其の時幕吏も豫て象山の名あるを忌み居たる事なれば、隨分侮慢の説も吐きたり。然るに象山毫も爭はず、諄々大義の在る所を諭して已まず、恰も教師の頑生徒を諭すものの如し。余は盛んに大義を辨明し評論抗議せり。余は元と余の故を以て象山に迄連坐せしむるの氣の毒と云ふ心もありたれば、多少激烈慷慨に涉りたるべけれども、余は大いに象山の氣象に服したり。余は穩かに人を諭し自ら悟り自ら省みる所あらしむる様にと心掛くる者なり云々と云はれたり。道を見る眞切なりと云ふべし。經驗に富みたる實歷の語と云ふべきなり。

○

一、中村伊助、牛莊と號す。右手に病あり、毎に右手を袖にし君前にても出さず。其の病狀を知る者なし。其の風采實に道德氣韻の高き、一見既に推服するに至る。人擧な先生又は翁と號し敬禮せざる無し。左手書を善くし畫を善くす、世擧な之れを珍とす。其の講義字句に屑々たらず、能く人をして向ふ所を知らしむ。性酒を嗜む。余を以て見るに陶淵明一流の人物ならん。而して慷慨能く義を斷じ又材を愛す。松陰先生の幽囚するや、當時大家交通する者なし。牛莊翁は特に駕を抂げ之れを訪ひ奬勵を加へらる。故に先生も亦之れを尊敬せられたり。余今年(一)五十一歲、是れ迄面謁したる傑出家にては、德望の高きは牛莊翁、氣力衆に出で識見人に高きは松陰吉田先生、膽識世に秀で英雄の風あるは東行高杉氏、度量衆を容れ君子長者の風あるは久坂實甫・入江子遠、才氣煥發にして銳敏なるは吉田秀實、而して長井雅樂氏の風采も亦多く見ざる所なり。

一、松陰先生の論語を說かるるや、論語徵(二)に據り、專ら朱說に拘泥せられざりき。

一、松陰先生の話に、羽賀臺御狩の前浮言あり、曰く、生きたる猪を放ち君前にて遂

(一) 明治二十四年

(二) 荻生徂徠の著

に捕へ腰刀を以て斬殺せしめ、各々佩用せる刀の如何を試み、平生の心掛けを審判せらると。之れを以て各々競うて鋭利なる刀劍を用意したる由、云々。

一、又曰く、日本は武國なり、支那は文國なり。其の刑罰の酷なる、則ち其の文人文國の證なり。日本の如きは否らず、則ち武人武國の淳厚淡薄なる、□(ムシ)風を視るに足れり、云々。

松下村塾零話(三)

明治三十年　天野御民

予は幼時水戸の會澤安翁が及門遺範を讀みて、其の師藤田幽谷先生の事蹟を詳述せられたるに深く感じたりき。頃者(このごろ)偶然此の事を思ひ出して、松陰先生の松下村塾に於ける事どもを記述せんと思ひ立ちしが、奈何せん、予が先生に從學したるは僅かに一年有餘のみ、加之、予は此の時年甫めて十七八にして、何事も意に留めず、且つ先生沒後已に殆ど四十年、見聞したることも多くは遺亡したり。されども今世人の多く知らざることを思ひ出づる毎に、左に記載して天下後世に傳へんと欲す。又以て先生の平

(三) この書の原本を贈られたる杉民治翁は次の如く天野宛に返書を出し居れり。「松下村塾零話御垂示一讀愴然、往昔を追懷仕り候。能く瑣事迄御記憶詳細御記載成され、深く感銘し奉り候。一本寫取り置き度く候へども、其の暇を得ず候に付き、一應完璧仕り候。頓首。明治三十年九月二十三日。杉民治、天野御民樣」

素と村塾の模範の一斑を伺ふに足らん。豈に敢へて會翁の及門遺範に倣ふと謂はんや。序でに記す。本篇載する所總べて順序次第なし。唯だ思ひ出づるに隨ひて之れを書き列ねたるものなり。且つ予の文辭に拙きは固より世人の知悉せらるる所なり。今更辯ずる迄もなし、看者幸に之れを諒察せられよ。

明治三十年松下村塾の晩生　天野御民謹識

一、村塾は先生の叔父玉木翁〔文之進と稱す〕生徒を集めて教授せられたる時其の堂に扁名したるものなり。翁仕に就くに及びて、先生の外叔父久保翁(一)〔五郎右衛門と稱す〕邑の子弟を會し素讀筆札を授けられし時復た其の塾號を襲用せり。先生安政二年十二月獄を免されて家に錮せらる。(二)翌年七月許されて家學〔山鹿流の軍學〕を門人に教授するを得たり。是に於て來り學ぶ者頗る多し。(三)九月先生松下村塾記を作る。因つて其の號遂に先生の教場に移轉せり。村塾に揭ぐる松下村塾と書したる額(四)は梅田雲濱翁の筆なり。

（一）多くは五郎左衛門と云へり
（二）安政五年の誤りなり。第十一卷三二四頁參照
（三）安政三年。第四卷丙辰幽室文稿參照
（四）後出二〇六頁參照

一、先生の學固より朱子學を主とすと雖も、敢へて一に偏せず、其の論語を講ずるに當りても、諸注一見の便を以て、時としては論語徵集覽(五)を以てし、或は古注或は仁齋又は徂徠・王陽明の說を交へ、之れに已れの發明說を加へ、取捨折衷せられ、其の餘考證を主とせり。其の發明する所多く之れに據れり。

一、國朝の學に至りては、本居翁の古事記傳を主とせらるれども亦一に偏せず、水戸學・山陽翁の說も採り、或は野乘に徵せらるることあり。

一、西洋の事に至りては、清人魏源の海國圖志を初め、當時有らゆる譯書は悉く讀まれざるなし。

一、先生の書を解釋せらるるは、專ら文法より入る。經書の如きも講會の時屢〻文法を說かるることあり。論語學而第二章、其爲レ人孝弟の章を以て、詩の起承轉合を說き示さるる如き類多し。鹽谷世弘嘗て先生の著孫子評註を見て、其の文法より解釋を下されたるに深く感服したりと云ふ。蓋し先儒多く意義の解釋を先にして誤謬少なからざればなり。

(五) 松平賴寬著、二十一卷

一、先生徹夜讀書せらるることなし。然れども經書の講會歷史の會讀等夜に於て爲すときは、往々鷄鳴に達することあり。

一、先生睡眠の時間極めて短し。故に門人に書を授くるに當り、晝間と雖も疲勞して覺えず眠らるることあり。爾るときは暫時机に伏して一睡し、忽ち寤めて復た書を授く。

一、先生の歷史を讀まるるには常に地圖に照合し、古今の沿革彼我の遠近を詳かにす。依つて地理に精通せり。每に曰く、「地を離れて人なく、人を離れて事なし、人事を究めんと欲せば先づ地理を見よ」と。

一、先生每に門人に諭して曰く、「書を讀む者は其の精力の半ばを筆記に費すべし」と。故に先生は詩文稿の外抄錄積みて數十冊に及べり。其の指の筆の當る所固くして石の如し。諺に云ふ「タコ」が出來居れり、猶ほ裁縫を專らにする婦人の指に所謂豆の出來るが如し。

一、先生門人に作文は勸奬せらるれども、詩作は强ひて勵まされず、蓋し文章を能く

せざれば已れの意を達すること能はずと云ふにあり。詩は多くは風流に屬すればなり。曾て曰く、「詩聖と稱する杜子美の句に、穿花蛺蝶深々見、點水蜻蜓款々飛と、是れ等の閑言語をなすの暇なしと、古人も云ひたることあり」と話されたり。

一、先生時間を惜しみ、虚禮を貴ばず。曾て門人岡田耕作正月二日書を授かる爲め塾に至る。先生特に文を與へて之れを賞せられたり。耕作時に年甫めて十歲。

一、予は先生に從學する者の中に於て、最も記憶力に乏しき者なり。一日先生に問ひて曰く、「晩生記憶極めて薄し、例へば今日讀みたる書も、明日は忽ち遺忘す、如何して可からんや」。先生曰く、「夫れは至つて能きことなり。凡そ讀書は一時に通曉又は記憶せんことを望むべからず。例へば、初めには十八史略、次ぎには綱鑑、又其の亞ぎは通鑑と、追ひ〳〵に繰返し讀むときは、自然意義も解け漸々事實も諳記するに至るなり。始めより記憶力強き者は却つて之れを恃み、復習を怠り、遂に記憶薄き者にも劣るに至るものあり、學問にあれ事業にあれ決して急ぐべからず」と。

一、舊長州藩學校の級を四等に分つ〔小學校は此の外たること勿論なり〕、曰く、大

學生・入舍生・居寮生・舍長是れなり。或る時大學生若干名拔擢せられて入舍生に擧げらる。之れに加はらざる者大いに不平を抱き、教員に迫りて之れを論ぜんと欲す。先生之れを聞きて、其の二三人を戒め諭して曰く、「足下等將に云々せんとすと。之れ甚だ宜しからず。若し教員にして果して不公平あらんか、足下等愈〻勉强して選に遇ひし者の上に出づることを志すべし。然るときは教員焉んぞ其の儘に爲し置かんや。區々たる等級何ぞ爭ふに足らん。且つ足下等已に學校に入りて道を學ぶ。我が身に反省することを求めずして、騷々しくも教師に逼り議論せんとするは悖れるの甚しきなり」と。不平の生徒之れを聞きて大いに悟る所あり、其の事を止めり。

一、先生絕えて書畫骨董の娛樂なし、其の未だ塾を建てざる前、杉の家に在りて諸生を教授せらるるや、壁間常に木原松桂老人の書きたる三餘讀書七生滅賊の一幅を揭げたるのみにて、他と取り換へられたることなし。塾中には固より書幅の揭る所だになし。

一、先生酒を飲まず、煙草を喫せず。一日門人（一）と煙草の無用にして且つ害あることを論ず。是に於て高杉晉作等大いに感奮し、其の座に於て煙管を折り復た用ひず。又深く諸生を戒めて圍棊將棋等を禁ぜられき。

一、先生最も婦人教育に熱心し、常に其の良書なきを憂ふ。時に先生の外叔父久保翁隱居して詩書筆札を以て邑中の子弟を教授す。先生乃ち門人富永有隣をして曹大家の女誡七篇を譯述せしめ、之れを翁に致して子女に授けしむ。

一、先生毎に門人を諭して曰く、「凡そ學問は一に專らにして精通せんことを要す。決して雜駁に涉るべからず。晉の杜預が左氏傳に於ける、宋の司馬光が資治通鑑に於ける、本居宣長が古事記に於ける、皆畢生の心力を之れに盡せり。故に此の三氏は假令他の書を讀むも皆其の目的たる書の爲めに爲し、又他の著述あるも悉く其の餘力に出づるのみ。故に其の說明確にして卓越なること後人の得て及ぶ所に非ず」と。又嘗て經史子集皆な武教全書（先師の家學山鹿流の兵書なり）の註釋なりと云はれたるも、蓋し又其の意なり。

（一）事實に相違あり、第四卷三三八頁參照

一、先生每に門生に語りて曰く、「吾れ深く弘法・日蓮等の行爲を偉とす。蓋し彼れ等の奉ずる所の佛法を善とするに非ず、唯だ彼れ等は其の信ずる所の法を弘めんが爲めには奈何なる艱難をも厭はず、又毫も死生を顧みず、其の勇膽剛氣能く尋常人の企て及ぶ所に非ず。是を以て能く一宗を開き、永く後人の尊崇する所と爲れり。總べて一業を成さんと欲する者は此の勇奮果敢なかるべからず」と。

一、先生常に諸生を諭すに、毛遂(一)の公等碌々人に依つて事を成すの語を誦し、之れに加ふるに韓退之が(二)伯夷頌の獨立獨行世の毀譽褒貶を顧みざる氣魄なかるべからざるを以てせられたり。

一、先生曾て予に謂ひて曰く、「子は冷泉(三)古風大人の男なり、宜しく國學を修めて乃父の遺志を繼ぐべし。然れども今の和學者なるものが頑固にして奇怪を説くは吾れの取らざる所なり。之れを矯むるには吾れに從ひて漢學を爲すに如かず、博く學びて偏せざるこそ、學者の本領なれ」と。其の公平にして已が學派に異なる者を忌まざること此くの如し。

(一) 戰國時代趙の平原君の食客。他の食客十九人と共に楚に使して名を擧ぐ。十八史略參照
(二) 唐宋八家文に出づ
(三) 長藩の國學者にして又歌人として有名なり

一、先生嘗て門人に語りて曰く、「支那の金聖歎が水滸傳を著はすや、百餘の人を以て組み立てたり。我が邦の馬琴が八犬傳を著はすには僅か八名を以て編成せり、是れ馬琴の力優れる所なり」と。

一、先生爲永春水が著はす所のいろは文庫を讀みて其の評を下せり。惜しいかな、今其の原稿を紛失せり。予唯だ其の一を記憶せり。曰く、「狂訓の狂、何ぞ以て訓と爲すに足らん」と。（春水は狂訓亭と稱す）是れ其の概評と見て可ならん。先生讀書の該博にして、小說と雖も等閑に看過せざること此くの如し。

（四）德川時代の戯作者

一、友人馬島春海君、予の爲めに語りて曰く、吾れ十六七歳の頃瀧彌太郎氏と共に村塾に詣り、始めて先生に見え、束修を行ふ。曰く、「謹みて教授を乞ふ」。答へて曰く、「教授は能はざるも、君等と共に講究せん」と。已にして辭し去る。先生送りて昇降口に至る。吾れ等少年に對して其の謙遜なること此くの如し。越えて二日の夜、瀧氏と塾に至り通鑑を會讀す。已にして寅鐘（午前四時）を報ず。先生曰く、「今から寐るも無益なり。君等は詩を作るか、請ふ韻を分たん」と。時、窮陰に屬

す。各〻巨燵に仰臥して詩を按ず。暫くして先生韻字本を取り、數次忽ちにして長篇を賦す。其の時を惜しみ且つ勉强せらるること此くの如しと。

一、安政の頃、僧月性萩城に來り各寺に於て說教を爲し、專ら尊王攘夷の大義を講演す。先生予輩年少生徒をして行きて聽聞せしめ、以て志氣を鼓舞せしむ。

一、先生嚴冬の候と雖も襦袢袷羽織の外他を襲用せられたる事なし。蓋し寒暑に身を馴らし、豫め事ある日を慮れるなり。

一、先生諸生に諭して曰く、「書を讀みて已が感ずる所は抄錄して置くべし。今年の抄は明年の愚となり。明年の錄は明後年の拙を覺ゆべし。是れ智識の上達する徵なり。且つ抄錄は詩文を作るに、古事類例比喩を索引するに甚だ便利なり」と。之れに由りて門生皆先生に倣ひ、讀書の際所感あれば紙を裂きて唾を以て本の上欄に貼附し、一冊を讀み了る每に別冊に抄錄するを常と爲せり。

一、先生門人の稍々日本外史の如きを讀むに至れば勉めて無點本を讀ましむ。因つて譬を設けて曰く、「夫れ盲者には勉めて自ら杖を突きて獨步せしむべし。常に人に

手を引かれて行くときは終に獨歩すること能はざるに至らん。今や無點本を讀む者も初めの間は難を覺え讀みを誤ることも有らん、然れども後日力を得ること甚だ多し」と。

一、先生毎に論ずらく、人は到底忠孝兩全なること能はずと。蓋し密かに察する所先生東北出遊に一跌し、海外航行に再跌し、常に父母兄弟に憂苦を被らしめたるに由るに非ざるか。然も先生の君國に大忠にして又其の名を後世に揚げ、以て父母を顯はすのみならず、兄弟親族の名譽をも揚げたるは實に忠孝兩全なりと謂ふべし。

一、予曾て之れを聞く。森田節齋翁嘗て曰く、「吾が門下に於て及ばざる者三人あり、吉田寅次郎の膽其の一なり」と。

一、予又曾て之れを聞く。先生壯年外出するに當りて多く書籍を懷にせり。故に背章毎に左肩に偏す。又平素捻紙(一)を以て髻を束ねりと。其の邊幅を飾らずして學問に精勵なること概ね此くの如しと。

一、先生門人に書を授くるに當り、忠臣孝子身を殺し節に殉ずる等の事に至るときは、

（一）吉田庫三この上欄に記して曰く、「相違無實」と。再版以後の本書にこの項なし。蓋し杉民治の注意によりて削除せるなり

滿眼涙を含み、聲を顫はし、甚しきは熱涙點々書に滴るに至る。是れを以て門人も亦自ら感動して流涕するに至る。又逆臣君を窘ますが如きに至れば、目眥裂け、聲大にして、怒髮逆立するものの如し、弟子亦自ら之れを悪むの情を發す。

一、先生の國事に盡力せらるるには、天下の同志知己又は門人の各地に遊歷する者と、互に風說事情細大となく通報し之れを飛耳長目と題せる書册に編纂せり。故に身一室を出でずして京坂江戶其の他各地の形勢を詳悉し、隨つて之れが畫策を施さる。其の飛耳長目は卽ち今の新聞にこそ。

一、先生の交際極めて廣し、敢へて異同を撰ばず。故に單に學者に止まらず、醫師あり畫家あり武術家あり神官・僧侶あり、農工商に熱心又は熟達する者、凡そ一藝一能に秀でたる者は皆先生の家に出入せざるはなく、遠隔の人は常に書信を以て往復せり。

一、大津郡に烈婦登波なる者あり、千辛萬苦して父及び夫幷びに夫の弟妹四人の仇を報ず。蓋し登波は宮番と稱する者にして往昔××××と伍を同じうす。先生其の卑

しきも顧みず、招きて之れを家に致し、其の節義を賞譽し、爲めに其の傳を立つ。門人其の高義を感じ、各〻競ひて登波を招き、或は之れを饗し、或は之れに物を贈り、或は之れが書を求むるに至る。

一、先生獄を免されて其の父杉百合之助翁の家に錮せらる、後ち其の門人を教授することを許さる。依つて其の家事を助くる爲め米を臼す。凡そ萩地方の米を舂く器は臺柄（だいがら）と稱し、中央に鳥居といふものあり、之れを持ちて體を扶く。搗者は鳥居の後方に在り、助手は前に立つ。先生鳥居の上に見臺を拵へ、門人をして助手と爲し書を授く。予も數〻（しばしば）助手と爲りて大日本史を授かりたり。（助手は要せざるもあり、先生一人の時と雖も讀書せらるるは勿論なり）

一、杉の邸内に畑多し、春夏の交先生出でて草を除く。門人も亦從ひて之れを助く。先生草を除きつつ讀書の方法又は歷史の談話を爲す。門人愉快に勝へず、之れを樂しみとす。

一、先生の詩文稿抄錄等は半紙十行二十字の藍色の竪横罫版を用ふ。此の板は僧月性

の贈る所なり。門人も亦之れに倣ふ。由つて先生の用ふる所は固より門人自身のものも、罫版を摺ることは皆門人之れを爲す。其の當時は罫紙を賣るもの無し。今は至る所之れあるは學生の幸福と謂ふべし。

一、曾て塾の狹隘を感じ新たに一棟を增築す。大體は大工の作に係ると雖も、壁を塗り坐板を釘する等のことは門人集まりて之れを爲せり。

一、村塾に寄宿する生徒は交番して飯を炊き調理を爲す。薪炭の如きも皆自身市に行きて購求す。今の書生賄を命じ坐して薪炭を取寄するが如きことなし。

右の外先生の嘉言善行枚擧に遑あらずと雖も、多くは先生の傳及び先生の著書中に詳かなれば、今皆之れを省略す。

渡邊蒿藏談話第一(一)

大正五年七月八日聞取　安藤紀一

○吉田松陰先生は、言語甚だ丁寧にして、村塾に出入する門人の内、年長けたるものに對しては、大抵「あなた」といはれ、余等如き年少に對しては、「おまへ」などい

(一) 舊名天野清三郎、松下村塾門下生。この談話當時七十四歲なり〔關傳〕

はれたり。
○先生の講說は、あまり流暢にはあらず、常に脇差を手より離さず、之れを膝に横たへて端坐し、兩手にてその兩端を押へ、肩を聳かして元來瘦せたる人故に肩の聳ゆるは特に目立つ講說す。
○村塾にては、兵學傳授の事なし。余が兵學に於けるも、先生が余に勸めて、明倫館にて山鹿流を傳授せよと云はれたるにより、館にて傳授せるなり。
○松陰先生は罪人なりとて、村塾に往くことを嫌ふ父兄多し。子弟の往くものあれば、讀書の稽古ならばよけれども、御政事向の事を議することありては濟まぬぞと戒告する程なり。
○先生は、教授の外、自己の讀書作文等すべて塾にてせられ、飮食起臥、また塾にてせらる。日々の行事時を定めず。其の間、運動にとて一同外に出で、草を取り、又米を搗く等の事あり。諸生辨當持にて來る。辨當を持たぬもの、食時に至りて自宅に歸らんとすれば、半途にて事を中止せしめず、必ず爲し了らせ、飯は食はせると云ひて、杉家の臺處に往きて、小飯櫃に飯を入れて持來らせ、師弟共に食ふ、菜は澤菴漬位な

り。杉家にも、これらの事には心遣ひして馳走せしなり。
○先生の坐處定まらず、諸生の處に來りて、そこにて教授す。
○先生詩文を作らるる太だ早し。唐本を善く讀まれたり。
○始めて先生に見え、教を乞ふものに對しては、必ず先づ何の爲めに學問するかと問はる。之れに答ふるもの、大抵、どうも書物が讀めぬ故に、稽古してよく讀めるやうにならんといふ。先生乃ち之れに訓へて曰く、學者になつてはいかぬ、人は實行が第一である、書物の如きは心掛けさへすれば、實務に服する間には、自然讀み得るに至るものなりと。是の實行といふ言は、先生の常に口にする所なり。
○玉木文之進は時々村塾に來られたりしが、松陰先生が西洋銃陣を主張せらるるには、不同意なりき。先生は諸生を率ゐて、家の傍又は河原などに整列せしめ、竹片を銃の代りにして操銃法を習はしむ。この時は先生自ら之れを號令す。小畑(をばた)(一)邊まで往きて演習するときは、先生は謹愼の身なる故往かず。或る時、飯田正伯に引率せられて出でたることあり。

(一) 萩の地名、松本村より稍や遠く、萩市の東北部海岸地帶にあり

○先生は已れの罪を隱して言はぬ人にはあらず、已れの罪を明かに言ひて、人に訓誨せしなり。又決して激言する人に非ず、滑稽を言ふ人にも非ず、おとなしき人なり。

○塾の柱に刀痕あり、人これを稱して、先生の獄に赴かるる時に、諸生憤激するもの一刀に之れを切り附けたるなりと言ひ傳ふれども、余の知らぬことなるを以て、先年野村子爵(二)來萩の時にこれを語り出でて尋ねたるに、子爵も甚だ驚き、曰く、左樣なる狂暴の行は先生の平生禁ずる所なれば、決してあるべきに非ず。もし行ふものあらば、先生豈に之れを容(ゆる)さんや、かかる虛事を言ひ傳へてくれては、村塾の面目に關すと云はれたり。

○富永有隣は出獄後村塾に寄留せり。大なる男にして片目なり。始めて塾に來れる者、之れを見て松陰先生と誤認せり。

○吉田稔丸(としまる)(三)は賢き人なり。

○久坂と高杉との差は、久坂には誰れも附いて往きたいが、高杉にはどうもならぬと皆言ふ程に、高杉の亂暴なり易きには人望少なく、久坂の方人望多し。

(二) 野村和作、但し松陰赴獄の時卽ち安政五年十二月二十六日前後村塾に居合せたることなければ推量を以て答へしものと思はる

(三) 吉田榮太郎、字は無逸、三無生の一人〔關傳〕

〇佐世八十郎は、村塾にても餘り多くは讀書せず。其の父彦七も時々塾に來れり。彦七は剛なる人なり。八十等が先生の罪名を問はんとて當路の人の家を訪問したる時、彦七曰く、周布・井上等の首を取りて來るかと思うたが、それをもせずに、空しく歸りたるかといへり。

〇伊藤公なども、もとより塾にて讀書を學びたれども、自家生活と、公私の務に服せざるべからざる事情のために、長くは在塾するを得ざりしなり。

渡邊蒿藏談話第二

昭和六年四月　廣瀨　豐

一、松陰の寫眞(一)と稱するものの鑑定を乞ふ。曰く、全然異人なり。

二、自分は安政四年暮より安政五年迄塾に在り、安政六年には十七歳であつた。

三、先生から何の爲めに學問するかと問はれたる事を記憶す。先生曰く、學者になるのはつまらない、學者になるには本を讀みさへすれば出來る、學問するには立志と云ふ事が大切であると。

(一)原版京都の某氏所藏。松陰寫眞にうつりしこと遂になかりしなり

四、東坡策[二]は松陰先生の入獄前に書いて見て貰つて居たのであるが、入獄の時先生獄中に携帶して評をつけて返して吳れたものである。

五、先生は塾生が讀書や抄錄をして居ると、「ちよつと借せ、書いてやらう」と云はれて、評やら注意やらを書いて吳れ、極めて手輕に指導された。

六、塾には飛耳長目錄と云ふものありて、今日の新聞樣のものを書き綴りしものである。主に交友又は上方（かみがた）（京都）より來る商人などの談によれり。

（二）舊全集第八卷所收。蘇東坡の策を天野清三郎筆寫し、松陰これに段落符號を附し、且つ重要の個所に批點を施し、以て讀書法を教へしものなり

渡邊蒿藏問答錄

昭和八年八月十三日　廣瀨　豐

一、生年月。

天保十四年四月三日。

二、松下村塾に通はれし年及び居宅。

十六歲の時[三]、川島の宅から。

三、村塾に入られし動機、當時萩には他に塾ありしに、特に松下塾を望まれし理由。

（三）安政五年に當る。前揭十五歲の時、安政四年の暮から五年の暮までなりとの答、ここにては四年を略されしものならん

有吉熊次郎に誘はれたのである。當時は松陰先生の評判がよく、誰れも彼れも松下に行つて居るといふやうで、云はば流行であつた。又松下塾へ(一)行けば何か仕事にありつけると思つて居つたものだ。

四、當時の仲間は誰々なりしか。

最も仲の善かつたのは有吉で、其の他は品川や作間(二)などであつた。

五、野村・入江の入塾は何年頃か。

知らず。

六、月謝會費の如きものありしや。

なし、却つて食事の御馳走になる事もあつた。

七、寄宿生の食費は。

遠方より來て居るものは食費を拂つて居つたものもあつたやうだ。富永は塾に寄寓して居つて、俗字(三)など教へて居たが、客分で先生ではなかつた。

八、塾の看板は梅田雲濱の書きしものありし筈。

(一) 此の頃は松陰と藩政府との接近時代なりし故、かく思ふこともあり得べきことなり

(二) 後の寺島忠三郎〔關係」

(三) 假名のこと

そんなものは見たことはない。看板(四)はなかつた。塾中には大原三位の七生滅賊の幅のみであつた。

九、松陰先生の體格容貌。

丈高からず、瘦形であり、顏色は白つぽい。天然痘の痕があつた。

一〇、衣服、態度、擧動。

別に記憶して居ない。

一一、食物、運動。

澤庵などよく食べて居られたが、其の外は知らぬ。運動家の方で畑仕事をしたり、米搗をしたり、擊劍も時々やつた。

一二、性格。

怒つた事は知らない。人に親切で、誰れにでもあつさりとして、丁寧な言葉使の人であつた。

一三、言語よりも文書で說諭せしが如し、如何。

(四) 雲濱の書は察するに看板にあらずして額なりしならん。且つ久保氏主宰の時代故、久保家の方にありしものならん。第八卷二六二號書簡參照

口でも云つたが、よく氣輕に書いて吳れた。

一四、賞罰のやり方。

分らない。

一五、日課時間は定まりしや。

きまつて居ない。登塾すれば、次から次へ待つて居つて、讀んで貰ひ教へて頂いた。

一六、學課目及び教科書。

別に課目と云つてはない。教科書も皆別々で、自分は明史や東坡策などを教はつた。然し偶然同じものをやる人もある。それは居合せれば一緒にやつて貰ふ。

一七、松下村塾記(一)にある等級別は行はれしや。

何もなかつた。

一八、教へ方。

書物は先生が撰ぶ。塾にあつた唐本を教へてくれるのだ。先生が一遍讀んで生徒が讀む。讀めぬ時は又先生に讀んで貰ふ。いつも抄錄をやれ〳〵と云はれた。

(一) 第四卷一七九頁參照

一九、講義のしぶり。
講義は上手であつた。

二〇、作文教授法は。
作文(二)はなかつた。

二一、塾に木活字がありしとか。
あつた。印刷は生徒がやつた。

二二、村塾の規則(三)を見られたりしや。
見た事はなかつた。

二三、塾生は日々何人位、寄宿生は何人位か。
塾生は二三十人位、寄宿生は増野と富樫位であつたらう。

二四、正木退藏は御存じなきや。
當人は知つて居るが、門下生(四)ではないと思ふ。

二五、間部要撃策の血盟團員の名は。

(二) 作文は奬勵せる筈、これは渡邊翁遺忘せしならん

(三) 前出一二一頁參照

(四) 門下生なり、但し在塾時代が異りしものならん

忘れた。何かに書いてないか。

二六、武教全書講錄に血判の日誌を書くやうになつて居るが、當時の日誌はなきや。

自分は書かなかつた。(一)

二七、何か教訓を受けられし事はなきや。

立志といふ事を云はれた。何でも人は仕事をしなければならぬと云はれた事を記憶して居る。

二八、詩歌や繪などの指導はなかりしや。

先生は風流がきらひ、書畫もきらひであつた。

二九、宗教について何かなかりしか。

なし。

三〇、體育について。

よく運動を勸めた。

三一、塾内の禮儀作法について。

(一) 全員十七名を列記せし文獻今存せず

登塾退塾の時、ちよいと先生にお辭儀をするだけで極めて簡單、同僚には別に禮はしなかつた。

三二、先生の入獄時はどうして居られたか。

忘れた。先生東送の時は、二十四日に品川が呼びに來たからすぐに參つた處が、先生のお母さんが佛壇に燈明をあげながら、無事に歸つてくれと云つたのを聞いた。先生は何も云はなかつた。自分はそれからすぐに歸つたから後の事は知らぬ。

三三、久保塾より松陰塾に移りたる時の模樣、御記憶なきや。

知らず。

三四、印章の子義氏に就いて御存じなきや。

知らず。

三五、其の他

東坡策の寫本の時、先生が來て寫本はかうするものだと一枚書いて見せて吳れた。墨汁は度々つけるものでない。半紙の半面位は一筆で書けると云はれた。

杉恬齋（百合之助）先生傳

杉恬齋先生傳

明治四十一年　吉田庫三

先生名は常道、字は伯兪、百合之助と稱す、恬齋は其の號なり。文化元年甲子二月二十三日、長門國萩川島莊に生る。父は七兵衛（名は常德）、母は岸田氏、三男三女あり。先生は其の長なり。仲大助（名は賢良）は、藩の兵家吉田氏、季文之進（名は正紀）は、藩士玉木氏を嗣ぐ。杉氏世々毛利氏に仕へ、祿微く家貧しくして、皆讀書を好みしが、七兵衛を最も然りとす。糜粥屢々乏しきも、吟誦朗朗之れに處りて晏如たり。人となり篤實にして、故舊に厚し。配岸田氏も亦溫順にして、人の是非を言はず。先生性恭敬にして素樸なり、貧窶の中に生れて學業に耽り、文を仲與一左衛門・有吉十之允、書を粟屋太左衛門、兵を吉田大助、劍を北川辨藏、槍を岡部右內、禮を緒方十郎左衛門に受く。年甫めて六歲、七兵衛上國に祗役し、爾後十餘年多く外にあり。故に幼にして家事を掌り、經營慘憺の間、心を弟妹の教養に用ふ。二弟の皆樹立して、一藩に推重せらるるに至り

たるは、實に其の力なり。文政七年甲申八月十八日、七兵衛病みて歿す、乃ち家を承く。時に年二十一なり。是れより先き文化十年癸酉三月、萩城大火あり、災に罹りて財を失ひ、家政更に艱し。城東松本村に移りて僑居寄寓し、久しく定處あらず。是の時に當り、王政衰微、士風頽廢して、復た名分を辨へ、氣節を尚ぶ者なし。先生時事の日に非なるを見、憤を發して講讀益〻勉む。八年乙酉、地を護國山南團子巖に相して草廬を結び、明年兒玉太兵衛（名は寛備）の女瀧子（實は毛利志摩家臣村田右中の第三女なり）を娶りて倶に耕稼を業とす。而して舂くときは棚を架して書を披き、馬を牧ひ索を綯ふときと雖も、心思常に書を離れず。其の書は主として本朝の正史、若しくは毛利氏の家乘なり。十年丁亥二月十六日、將軍家齊太政大臣に任じ、世子家慶從一位に敍せられ、詔して家齊陞任の事を天下に宣し給ふ。

文政十年二月十六日の詔書

詔、德を旌さずんば則ち善を勸むるの道缺け、賞を致さずんば則ち功に報ゆるの典廢す。征夷大將軍源朝臣、武は四方を鎭め、文は萬方を覃む。久しく爪牙の職を守

り、重く股肱の任を荷ふ。黎民鼓腹の樂あり、蠻夷猾夏の患なし。朝家益〻安んじ、海宇彌〻平かなり。曩に(一)宮室を新たにし、規模古に復す。交〻政典を修め、祭祀廢れたるを興す。其の德宏大、其の功豐盛なり。已に武備の重職を極むるも、未だ文事の尊官を加へず。今太政大臣に任ず。宜しく左右近衛府の生各〻一人、近衛四人、隨身兵仗を賜ひ、式て丕績を表し、普く天下に告げて朕が意を知らしむ。主者施行せよ。（原漢文）

都鄙傳誦して德川氏の榮を頌す。當時家齊父子坐ながら優詔を拜し、世臣をして入朝恩を謝せしむ。先生沐浴衣を更め、遙かに京師を拜し、且つ泣きて曰く、「王室の式微、武臣の跋扈、終に此に至れるか」と。明年戊子正月十五日民治、名は修道、初め梅太郎と稱す。天保元年庚寅八月四日寅次郎、三年十一月十二日芳子初めの名は千代、太兵衞の嫡祕之に適く生る。是れより力を子女の教養に盡し、二子を率ゐて且つ耕し且つ教へ、四書五經の素讀は、概ね田圃の間に於て授け了りたり。其の誦讀せしむる所は、文は文政十年の詔、及び玉田某(二)の著はせる神國由來、詩は菅・賴諸家の毛利氏・兩川(三)氏を詠じたるもの、及び楠公墓下の作を主とし、其の他忠孝を磨礪し、節義を鼓舞す

(一) 天明八年京都大火、內裏炎上す。將軍家齊、松平定信に內裏造營のことを總裁せしめ、寛政二年造營成る

(二) 玉田永教、阿波出身の吉田流神道の布教師にして當時萩にも布教に來りしことあり。その神國由來は半紙數枚の小篇なれども神國の由來を簡明に述ぶ。舊全集第十卷關係雜纂に出づ

(三) 吉川・小早川二氏

るものにあらざるはなし。されば二子も亦孝順にして克く勤め、絕えて遊嬉の態なく、芳子は尙ほ幼なるも、母に從ひて飯を炊ぎ馬を洗ふ等、一家力行辛酸を極めたりと云ふ。六年乙未四月三日大助歿し、寅次郞其の後を承く、而して杉氏に寓す。

大助名は賢良、字は子良、龍門と號す。性剛直にして大志あり、夙に家學を興隆せんと欲す。世の兵家文學を修めず、陋を以て陋を傳ふるを憤りて、深く經史を講究し、多く文章を作爲す。又藩の儒士專ら物學[一]を守り、往々偏見を免かれざるを歎きて、徧く諸家の說を涉獵し、最も宋學を喜べり。常に幕府の擅橫を怒り、王覇辨一篇を作りて極論する所あり。享年二十九、瘍を患ひて歿す。其の疾篤きや、自ら起たざるを知り、後事を遺囑すること甚だ備はれり。或は異藥を進むる者あれば、之れを卻けて曰く、「死は命なり、何ぞ之れを服するを須ひんや」と。嚴に祈禱符章を禁じ、終りに臨み特に從容として平日に異なることなし。遺著經說詩文及び抄錄數卷あり。配久保氏[二]子なし、節を守りて歿す。

寅次郞既に家學を繼ぎ、年幼にして藩主に謁し、兵書を講ずるや、門人故舊交〻來り

[一] 物茂卿卽ち荻生徂徠の古文辭學

[二] くま、近村黑川村の豪農森田賴寬の第四女。家格の關係上姻戚久保五郞左衞門の養女として吉田家に嫁す

（三）新百人中間と合して上兩組と稱し、又盜賊方とも云ふ。二組あり、一組五十人なり。元來旗持役となる中間なり。盜賊改方は現在の警察署長の如き役

（四）生來啞者たり〔關傳〕

（五）杉梅太郎

賀するも、先生は甚だ喜ばずして曰く、「吾が兒は兵家の後なり、區々たる講說何ぞ誇るに足らんや」と。十四年癸卯、藩政改革、大いに人材を擧げ、隱逸の士を起し、文を講じ武を習はす。九月、先生召されて（三）百人中間頭兼盜賊改方（あらためかた）に補せらる、妻子を山家に留め、獨り幼女芳子を携へて城中に寓す。此の月、母岸田氏逝く。是れより先き壽（楫取素彥に嫁す）・美和（初めの名は文、久坂義助に嫁し、後更に楫取氏に歸ぐ）・艷（夭折）の三女、及び敏三郎（四）生る。嘉永五年壬子、寅次郎亡命の罪を以て士籍を沒し、世祿を收められて杉氏に屛居す。先生毫も意とせず、之れを慰諭して曰く、「汝が素志遠大なり、一たび誤るも國に報ゆるは尙ほ時あり、豈に勤めざるべけんや」と。藩主の內諭を承け、藩府に請ひて更に上國に遊歷せしむ。安政元年甲寅、寅次郎航海の策敗れて藩獄に入るや、先生、民治（五）をして每に書籍器用を贈遺して、力を講讀述作に專らにせしめ、明年乙卯十二月、獄を免されて家に歸るや、之れを奬勵し、族人及び門人を集めて大義を講明せしめ、遂に家塾を開かしむ。五年戊午十二月、藩府先生に內命して寅次郎の入獄を請はしむ。先生偶〻疫を患ひ嘔吐して食咽（のど）を下らず、衰憊日に甚しく、生死測るべからず。民治・寅次郎相謀

りて入獄の期を緩くせんことを請ふ。數日にして病稍〻減ず。寅次郎獄に赴かんとし別れを告ぐ。先生欣然として枕を擁して曰く、「一時の屈は萬世の伸なり、繫獄何ぞ傷まんや」と。明年己未五月二十五日、寅次郎幕獄に赴く。先生、民治と共に坐して官を免ぜらる。寅次郎、家大人に奉別するの詩あり。曰く。

（一）平素趨レ庭違二訓誨一。斯行獨識慰二嚴君一。耳存文政十年詔。口熟秋洲一首文。小少尊攘志早決。倉皇輿馬情安紛。溫凊剩得留二兄弟一。直向二東天一掃二妖雲一。

と。秋洲一首の文は卽ち神國由來を謂ふ。其の開卷に、「大日本豐秋津洲は神の國なり、神の國と申すは、天地開くるの初め、神現れましますと云云」とあるを以てなり。此の詩は、其の勤王の素養實に家庭に存することを知るに足れり。寅次郎の訃到るや、先生言笑自若たり。遺書を讀みて曰く、「嗟吁、兒一死君國に報いたり、眞に其の平生に負かず」と。萬延元年庚申閏三月十三日、藩、先生を逼塞閉門に處し、五月四日退隱を命じ、民治をして家を嗣がしむ。文久二年壬戌八月、戊午・己未以來國事に死せし者を追赦するの詔を頒ち給ふに因り、十一月十七日、先生は懲罰退隱を免ぜられ、

（一）第十一卷二〇六頁參照

民治は再び官に拜し、三年癸亥正月十七日、藩又先生を起して御當職所御內用方兼盜賊改方に補し、尋いで民治の長子小太郞をして吉田氏を繼がしめ、其の祿を復す。慶應元年乙丑三月、先生肺感冒を患ひて致仕し、八月二十九日歿す、行年六十二。先生職にあること前後二十餘年、其の間事蹟の傳ふべきもの少なからざるべきも、藩の法、私に公事を語るを禁じ、且つ治獄の如きは最も祕密に屬するを以て、之れを知るに由なし。先生神明を敬ひ、淸潔を好む。嘗て家廟祭祀の儀を創定す。時俗佛を尙ぶが故に、未だ遽かに悉く改むべからざれども、歲時の祭、忌辰の奠は必ず此れに依れり。朝夕盥漱(くわんそう)して祖先の靈を拜し、誠を致し敬を盡して後に止み、旅次匆忙の際にありても、決して怠ることなし。藩主の廟に詣づるときは、必ず宿齋戒沐浴し、衣服袴帶より巾扇褌襪(こんばつ)の末に至るまで、別に之れを具へ、半夜家を出でて、途中人に逢ひ語を交ふることを避けたり。事或は奇僻に似たれども、皆禮敬の至りなり。先生最も光陰を惜しみ、無用の談を惡む。客來りて語れば唯々するのみ、敢へて自ら話緖を開かず。人を訪ふも事を終れば直ちに辭して去る。常に子弟を誡めて曰く、「書を讀ま

ずして談話を事とするときは、話柄當に盡くべし」と。然れども善く客を待ち、客も亦快を感ぜざるはなし。浮屠を惡みたれども、默霖(一)・月性等有志の僧來るときは、喜びて之れを厚遇せり。先生平素自ら奉ずること極めて薄く、一の玩好なし、魚肉僅かに膳に上るも、座を改め禮して後に箸を下すに至れり。常に木綿を服し、終身帛を衣ず。疾篤きに及び、家人爲めに紬の被を製したるに、見て懌ばず、直ちに命じて之れを除かしむ。然れども貧窮を恤むことを好み、叔母岸田氏、家貧しく病に臥するや、一家三口を招養して其の身を終へしめ、夫人の姉大藤氏、孤女を携へて寡居し、倶に疫に罹るや、亦之れを迎養せり。其の故舊に厚く、人の急に趨るは概ね此の類にして、事皆山居躬耕家計艱難なりし時にあり、以て其の他を推知すべし。先生名利の念淡泊にして、悲喜面に見はれず。父子官を拜し恩を被るも嘗て喜色なく、寅次郎數〻禍厄に遭ひ、殊に刑死の時は罪其の身に牽連せしも亦愁容なし。先生力行終始渝らず、仕官後も公餘必ず耕稼誦讀を事とし、掛冠後は或は蓐に臥し、或は園を歩して閑居蕭散疾を養ひしも、亦書を讀み庭草を耘り、勤めて怠らず。女婿久坂義助同居すること數

（一）安藝の勤皇僧〔闕傳〕

年、其の苦學の狀を睹て感歎已まず、今人の及ぶ所にあらずと稱せり。七月十五夕、疾復た發し稍〻篤きに及び、醫戒を守りて始めて讀書を廢し、唯だ療養を專らとし、疾の輕重治否を問はず。親族相議して他の醫を聘せんとするや、先生之れを制して曰く、「主匕の心を用ふること此くの如くにして猶ほ治せざるは命のみ、醫を更へんとするは惑ふなり」と。病革の日、旭影東窓に映ずるを見、微笑して曰く、「天氣晴朗愛すべし、思ふに吾が命旦夕に迫るならん」と。首に正韞(二)に語りて曰く、「人の忘るべからざるものは君父の恩なり、汝公暇ある毎に、宜く吾が公賜ふ所の章服を着して先考の墓に詣づべし。先考在世の日、汝が佑筆に登用せられんことを望み給ひしが、今は汝民政の要路に當り、御衣の賜を拜するに至れり、先考の欣慰知るべきなり」と。又嫡民治以下子女を召して一々遺言し、民治に命じて曰く、「今日は吾が食餌の終りなり、汝進みて箸を奉ぜよ」と。食罷み、靜默すること半日餘にして長逝す。初め先生疾起りし時、民治藩世子(三)侍講として山口にあり、暇を請ひて歸省す。一日僚友白根多助來り訪ひ、携へて郊外に遊ぶ。歸るや責めて曰く、「汝の暇を得たるは老父の故

(二) 玉木文之進

(三) 毛利定廣、後の元德

にあらずや、今私に出でて遊ぶは是れ君を欺くなり、汝何の面目ありて世子公に見ゆべき」と。後姻戚久保斷三(一)病を問ひ、衾褥の後へに坐して民治と對話す。其の去るや責めて曰く、「客を下席に置くは、我れをして禮を缺かしむるなり」と。臥蓐半歲の間、子弟を譴めたるは此の二事のみなりしと云ふ。而して皆上を敬し人を禮するの誠意に出でざるはなし、亦以て其の人となりを想見すべし。配兒玉氏、貞順勤儉にして婦道を守り、女丈夫の稱あり。屢〻内宮の殊恩を被り、明治二十三年庚寅八月二十九日、八十四歲を以て家に終はれり。

先生の歿後、嫡民治累進して民政を掌り、治績あり。後山口藩權少參事に任ぜられ、置縣後數職を歷て退隱し、玉木先生に繼ぎて松下村塾の主となり、子弟を敎育せり。明治三十三年四月九日特旨を以て從五位に敍せらる。

(一) 淸太郎の後名

杉百合之助常道（拔萃）

杉民治筆

一、文化元甲子年二月二十三日生、父杉七兵衞常德の長男、母は岸田氏。

一、文政七甲申年、父七兵衞病死。同年九月二十七日、家督仰付けられ候事。

妻は兒玉氏、（實は毛利志摩家來村田右中女）子七人、男梅太郎後民治と改め、家を嗣ぐ。大次郎、寅次郎と改め、吉田氏を嗣ぐ。敏三郎啞。女千代後ち芳子と改め、兒玉へ嫁す。壽子小田村へ嫁す。美和子久坂へ嫁す、故ありて後ち楫取へ嫁す。艷子夭す。

一、文學、仲與一左衞門へ從學、其の後有吉十之允へ學ぶ。

一、筆道、粟屋太左衞門へ學ぶ。

一、劍術北川辨藏、槍術岡部右內、禮式緒方十郎左衞門、軍學吉田大助へ入門學ぶ。

一、天保三壬辰年五月より同四癸巳年三月比迄、記錄所御次番役、一御在國中所勤仕り候事。

一、同五甲午年四月より同七丙申年三月迄、吳服方役貳番手所勤仕り候事。

一、同十四癸卯年四月、羽賀臺(はがのだい)(一)に於て習練御狩の節、無給通(むきふとほり)(二)中の見合(みあひ)仰付けられ候事。

一、同年九月、百人御中間頭幷びに盜賊改方兼帶仰付けられ候事。

嘉永六癸丑四月、左の通り。

覺

一、高三石　杉百合之助

右祖父文左衞門代、安永四年大坂借(がり)仕り知行減少の分、此の度銀壹貫貳百目上納仕るべく候間、一ツ書の辻本知(三)と結び下げられ候樣申出で、願の如く仰付けられ候事。

一、安政六已未年五月二十五日、左の通り。

(吉田寅次郎一件に付き御役召上げられ謹愼仰付けらる。別掲に付き略す。第十一卷關係公文書類參照)

(同事件に付き杉梅太郎同斷。別掲に付き略す。同前參照)

一、萬延元庚申年閏三月十三日、左の通り。

(吉田寅次郎一件に付き逼塞仰付けらる。別掲に付き略す。同前參照)

(一) 萩の東北數里の所にあり

(二) 扶持方九人高六十石以下のものにして、一に近習通ともいひ、給地持にあらざる階級。杉氏はこの階級なり

(三) 本統の知行、元來杉氏は二十六石にして、これ以前は借金のため三石宛減ぜられ居りたるなり。後出二三二頁參照

一、同年五月四日、左の通り。

（吉田寅次郎一件に付き隱居仰付けらる。別掲に付き略す。同前參照）

一、文久二壬戌年十一月十七日、左の通り。

梅太郎父　杉百合之助

右先年御咎めの趣之れあり、隱居仰付け置かれ候處、非常の御詮議を以て御咎めの儀御免じ、尋常の隱居仰付けられ候事。

一、同三癸亥年正月十七日、御當職所御內用仰付けられ、根役より盜賊改方の御用の儀御聞かせ、本役同樣の心得を以て所勤仰付けられ候事。

一、慶應元乙丑年三月二十四日、左の通り。

梅太郎父隱居　杉百合之助

右百人御中間頭盜賊改方兼役にて二十ヶ年堅固に相勤め候に付き、御仕法の如く大組(四)入りの御詮議仰付けらるべきの處、隱居御雇の儀、其の上本人梅太郎御恩高(おんだか)(五)足らず、旁〻此の度御沙汰に及ばれ難く候。尤も役座の先例も之れある儀に付き、追つて御序

（四）一に馬廻組ともいひ、總べて八組あり、俗に八組士と稱し千六百石より四十石に至る。無給通の下士上等に對し中士に當る

（五）杉氏家祿が四十石に足らざるを以て大組に入れるべきを資格なきをいへるなり。當時の梅太郎祿高後出二三三頁參照

の節何分の御詮議に及ばれ下さるべく候事。

一、同日病身に付き御役内斷り申出で、願の如く差替へられ候事。

一、同年八月二十九日、病死仕り候、行年六十貳歳。

一、同年九月朔日、左の通り。

覺

一、札銀貳百五拾目

杉百合之助跡

右百合之助事多年御役相勤め候內、百人御中間頭盜賊改方兼帶、且つ御當職所御內用より盜賊改方御用御聞かせ成され、取合せ一所貳拾ヶ年堅固に相勤め苦勞を遂げ候。之れに依り格別の御沙汰を以て前書の通り御內々御氣を就けられ候事。

覺に記す、是れは御國用方詮議と相見え候。

（附錄二）

杉百合之助逸話

杉民治筆

祖父文左衛門徳卿代より川島に住居致したるに、文化十癸酉年三月、川島未曾有の大火の節類焼、夫れより松本にて所々借宅致し居り、文政中護國山南の團子岩の下へ宅をトし、専ら躬耕を以て業とし、其の内にて終身讀書を勤め、舂くには臺柄(だいから)へ見臺(けんだい)を拵へ書を見、子供梅太郎・大次郎の素讀は大概畠にて教へ、自身も耕耘(かううん)の際常に勤王に係る詩文等吟誦し、自然と子供の勤王の心も幼年中より養成したり。寅次郎己未の年關東出立の時、「奉二別家大人一。平素趨レ庭違二訓誨一。斯行獨識慰二嚴君一。耳存文政十年詔。口熟秋洲一首文。小少尊攘志早決。蒼皇輿馬情安紛。云々」の詩あるも此の事なり。其の外茶山・杏坪(一)・山陽等の楠公其の他詠史類の勤王に關し又は毛利公に係る詩は大概暗記し、常に沈吟したり。弟文之進時々戯れて曰く、「今日は何が憑きたるの」と。其の日〳〵口ぐせに幾遍も反復吟ずるなり。會澤(あひさは)の新論等手寫の書今尚ほ現存せり。年四十、天保十四卯年、藩政御改革更張の際、羽賀臺御狩の見合仰付けられ、(是れは無給通中百人の内の見合なり、總べてに關はるに非ず)引續き盜賊改方百人御中間頭役仰付けられ、出宿住居にて在職

(一) 賴杏坪、山陽の叔父、能吏にして又詩を善くす

中も躬耕讀書は怠らず勤めたり。（嘉永六癸丑年只今(一)の家を借り轉居す、其の後梅太郎の代に至り買得す。）無用の話をするを嫌ふ、光陰を惜しむが爲めなり。客來りて談ずるも唯々するのみ、敢へて自ら談緒を開かず。他人の家に行くも要用を終はれば速かに辭し歸り、無用の談をせず。嘗て梅太郎を戒めて曰く、「汝が如く書は讀まずして話計りすれば、話す事盡くべし」と。其の苦學は久阪義助同居中深く感じ、屢〻歎賞せり。

一、神明を敬し潔僻の氣味あり。毎朝家内中にて自分第一に起き、手づから一番の新水を汲み、先祖の靈神に供す。もし病あれば梅太郎又は妻に代らしめ、決して奴婢に汲ましめず。春秋祖先の祭忌日の祭怠らずして自ら祭る。毛利先公の廟仰徳社及び産土神（うぶすながみ）（椿八幡宮）等へ詣づるも屢〻せず、年に兩三度宛位にて、必ず前日より潔齋、幣代御香典の錢は耳白（みみじろ）(二)を撰び、清水にて洗ひて包み、深夜より起き、手づから水を汲み湯をわかし浴し、其の湯水等へ他人の手を觸るるを許さず、而して參り懸け片道は必ず夜の明けざる内に參詣す、途中種々の人に出會するを忌みてなり。其の衣服・上下（かみしも）・懷中・扇子・犢鼻褌に至る迄、常に用ひず別に致し置き、決して美を用ひず、唯だ清淨

（一）松本村新道の住宅

（二）耳白錢　卽ち寛永通寶錢のこと

を求むるのみ。歸途も他の家に過(よぎ)る事も必ず致さざるなり。

一、人の窮を救ふ事は、母の妹岸田氏の病みたるを久しく引受け、死去に及ぶ迄看護し、又妻の姉大藤氏の娘を携へ寡居し、兩人とも疫病に係りたる時引受け保養を致したる類、皆山中にて躬耕生計艱難中の時なり。

一、應慶元乙丑三月より肺感冒にて或は褥に在り、或は起座、時としては園中徘徊する位なれども、讀書は廢せず、時々庭前の除草抔致し、初秋に至り再感しては御大事と、醫より戒め置きたるに、不圖七月十五日夕方、浴後惡寒(をかん)を覺え再感の徴あり。夫れより看讀も廢し、兒孫奴婢へも一向怒言を出さず、誠に順良にして唯だ醫言に從ひ、服藥の程度を守るのみにて、絕えて病の輕重治不治等は問はず、親類議して他の醫にも見せ度く申しけれども、(三)青木研藏此くの如く心を盡し、夫れにて治せざるは命なり、色々と心配するは迷(まよひ)と申して承引せず、病革の日、親族枕を圍み集りたるに、今日は宜敷き天氣、最早や久しくは生きても居るまじく、一つの物が二つに見えると申し、第一に文之進へ亡父の遺誨を演べ、夫れより順々人別へ遺言し、食餌の終り故梅太郎

（三）藩醫、蘭方に通じ、名醫の稱あり〔闕傳〕

より喰はせよと申し候間、一口くくめ、夫れより半日計りにて長逝す。實に慶應元年八月二十九日なり。

儉素を好み、身に奉ずる薄し。常に纔かの盛饌にても座を改め戴きて食す。衣服は終身木綿計り、病中紬ツムギのたんぜんを拵らへ着せたるも、毎度是れは除けて置くべし、木綿の分にせよと申して、遂に紬の分は用ひざるなり、其のタンゼン今猶ほ現存す。

（附錄三）

杉家祿高　（分限帳に據る）

文政十亥年以後嘉永四年迄

御扶持方三人高九石五斗（一）

外三石浮米高減少石

文政十亥貳拾四歲

卯貳拾八歲　杉百合之助

（一）一人扶持は四石五斗なれば合計二十三石なり。外三石云々は安永年間の借財の爲めに俸祿より差引かるるものにして、家祿は總計二十六石なり。嘉永六年に借財返濟の事前出二二六頁に見ゆ

嫡子　梅太郎

安政二年以後同六年迄
同三人高拾貳石五斗

安政貳卯五拾貳歲
未五拾六歲　杉百合之助

嫡子　梅太郎

太夫人實成院行狀（杉瀧子傳）

太夫人實成院行狀

明治二十三年九月　杉民治編

太夫人名は瀧子、文化四年丁卯正月二十四日萩城に生る。實は毛利志摩家臣村田右中の女にして、兒玉太兵衞(一)に養はれ、文政九年丙戌十二月杉氏に嫁す。三男四女、民治家を嗣ぐ。次寅次郎出でて吉田氏を嗣ぎ、芳子兒玉氏に、壽子小田村氏に適き、艷子夭し、美和子久坂氏に歸ぎ、〔後楫取氏に嫁す〕季敏三郎啞、死す。太夫人性仁愛勤儉、克く事に耐ふ。初め杉氏家貧、廬を城東護國山の南麓に結び、耕讀を業とす。太夫人先君に從ひて野に耕し、山に樵り、時の寒熱、身の勞逸を顧みるに遑あらず、備さに稼穡の艱難を嘗め、或は自ら馬を牧するに至る。後先君(二)出仕、外に在ること六年餘、而して素より婢僕を役する能はず。太夫人代りて家事を理め、田圃を耕す、其の勤勞知るべし。太夫人の入りて婦となる、舅に見ゆるに及ばず、姑に事へて至孝なり。姑の妹岸田氏亦貧、杉氏に寄食する、年あり、且つ久しく病んで床に臥す。時に民治猶ほ五六歲、

(一) 名は寬備〔閥傳〕

(二) 杉百合之助常道、天保十四年九月、百人中間組頭兼盜賊改方として出仕し、城中に住む

寅次郎三四歳にして、芳子は僅かに一二歳のみ。太夫人三子女を携へ、扶持看護到らざるなく、遂に其の汚穢を洗滌するも以て意とせず。姑氏泣きて之れを謝し、觀る者爲めに涙を垂る。太夫人之れに處り終始渝らず、一に晏如たり。太夫人貧困の中に在りて、最も心を子女の教育に用ひ、諄々訓誨、家事を以て學業を缺かしめず。先君の弟玉木正韞君人と爲り峻嚴、輙く人を許さず、乃ち稱して丈夫の及ぶ能はざる所となす。後寅次郎松下村塾を繼ぐに及び、來學の子弟を愛し、時に賞するに物を以てす。當時國論紛擾、寅次郎譴を蒙り家に幽す、同志の士來り訪ふ每に太夫人喜んで之れを迎へ、酒饌を饗して款待す。其の閉居後進を誘掖するを得たるもの、太夫人實に與りて力ありとす。太夫人頻りに逆憂に罹り、四子四孫其の他指を屈するに堪へず。就中寅次郎の刑死は變の大なる者にして、禍延いて先君に及びしも、絶えて狼狽恐怖の體なく、言容常に異ならず。明治九年前原の亂あるや、其の最愛の孫小太郎、一族の長老正韞君、及び孫婿玉木正誼皆之れに死し、族人亦多く事に與る。故に隣里變を聞くも禍を恐れて近づかず、而して民治は役に玖珂郡(一)に在り、家は唯だ婦女童孩のみ。太

(一) 周防國

夫人毅然敢へて哀を發せず、單身事を處し一も誤らず。其の胸中餘地ある概ね此の類なり。太夫人晩年名聲益〻世に顯はれ、朝野の慰問絕えず。遙かに書を寄せ眞像を請ふもの多し。明治十五年冬、下野の人藤田一郎來り就いて太夫人を見る、去るに臨んで亦寫眞を求む。其の東京に到るや持して三條相公(二)に謁し、遂に　乙夜の覽に達するを得。　皇太后　皇后兩陛下亦御覽を辱うし、十六年八月十六日、特に羽二重一匹を賜はる。二十年十一月、病作り稍や重し。遠江の人金原明善嘗て寅次郎を慕ふの餘り、太夫人の爲めに謀るもの少なからず。此に於て報を得て大いに驚き、土方宮內大臣に至り狀を具す。既にして事聞し、此の月十八日　皇后陛下御菓子一折を賜ふ。幾くもなくして病愈ゆ。後(三)二十二年十二月二十七日、又縮緬一匹を下賜せらる。本年(四)六月二十三日、有栖川大將殿下山口縣御巡視に際し、松下村塾を御通覽在らせられ、親しく太夫人を慰問せらる。〔二十年十一月、舊藩主毛利公夫人、紋付羽織を贈りて其の病を問はれ、二十一年、公の萩に來らるるに當り、東光寺に於て謁見せし時、夫人親しく物を授けらるる等、亦常人の得難き所なり。〕又松陰神社創建の時思召を以て金を賜ひ、後寅次郎に位を贈らるる等、〔此の時金原氏金二十五圓を寄せて之れを祝せり〕優渥の恩典に逢ふ每に、　皇恩に感激し泣涕已まず、必ず先君及び寅次郎の

(二)　三條實美

(三)　附錄後出二四二頁參照

(四)　明治二十六年

靈を祭り、且つ曰く、「兒非常に斃れ、先人踵いで世を去り、倶に明時に遭ふを得ず、老婦獨り此の榮を荷ふ、何ぞ悲痛に堪へん」と。易簀に先だつ十三日、松下村塾修築略ぼ成り上棟式を行ふ。太夫人輿に乘じ出でて之れを見る。式罷み宴を張るに及んで、終始筵に列し杯を賓客以下職工に傳へ、喜色溢れて掬すべし。蓋し太夫人久しく寅次郎の不幸を憐む、而して今は則ち位を贈られ、社を建て、又塾址を修むるに至る、其の老懷を慰むる知るべきなり。太夫人先君を喪するの後深く佛を信じ、島地(一)・大洲・赤松諸師に就いて奥義を質し、又嘗て大谷法主に謁し諡字を受く。念佛唱名を以て養老の樂事となし、病革に至るも猶ほ口に念佛を絶たず。常に曰く、「生きて朝恩に浴し、死して樂土に遊ぶ、人生の幸福之れに過ぎず」と。太夫人飽くまで憂苦を閲歷し、身心を勞する、尋常に非ず。然れども老に至りて精神未だ弛ばず、兩三年前始めて稍や衰耄を覺え、且つ四肢日に肥大を加へ、起居意の如くならざるを以て、常に蓐を離れずと雖も、頗る健康にして餐を加ふる、壯者に減ぜず。八月二十三日、偶ゝ流行感冒症に罹り、二十九日午前十二時終に逝く。而して前夕猶ほ能く紅餠數片を喫し、詰

(一)島地默雷(天保九年周防國佐波郡和田村に生る)・大洲鐵然(天保五年周防國大島郡久賀村に生る、月性門下に學ぶ)・赤松連城(天保十二年周防國德山に生る)。何れも明治時代佛教界の巨星。宗教改革運動に盡力する所多し

旦又糜粥一椀を啜るを得、枕に凭り安臥睡に就くものの如くして絶し、毫も苦悶の狀を見ず。翌三十日護國山南舊廬の上先塋の次に葬る。浮屠謚して實成院釋知覺乘蓮大姉と曰ふ。乘蓮の字は卽ち法主嘗て與ふる所なり。旣に沒するの七日、　皇后陛下恩召を以て金一百圓を賜ひ、追弔の恩旨を傳へさせらる。民治恐懼捧持謹んで靈前に供す。嗚呼、太夫人にして知るあらば、其の恩に感じ榮を喜ぶ、果して如何ぞや。而して今は則ち得て見ず、唯だ音容の眉睫の間に彷彿するあるのみ。乃ち淚を收めて行事を狀し、以て家に傳へ、匹婦にして數々九重の恩命を拜する太夫人の如きあるを知らしめ、併せて　皇恩の忘るべからざる、太夫人の崇ぶべき所以を示す。太夫人世を捐つるの三十日、不肖民治泣血手記す。

（附錄）

品川彌二郎より杉民治宛　明治二十二年十二月二十七日

今朝十一時參內仕り候處、　皇后陛下より御側近く召させられ、松陰の老母へ些少の

品なれども遣はし度く候間、彌二郎より然るべく取計らひくれとの御言葉ありし故、御包〔白縮緬壹疋〕拜戴し、「斯くの如き迄　大御心を掛けさせられ、松陰の母は申す迄もなく、松陰も地下にて感泣致し候はん」と申上げ、落涙して御前を退きたり。やじが心事御推察下さるべく候。右御品御送附方は庫三(一)様へ談じ取計らひ申すべく候。何卒先師の御靈前にて北堂君へ御渡しあらんことを希望し奉り候。香川太夫よりの話には、當三月松陰幷びに御老母の事　皇后陛下に御話し相成り候後〔御料局長官拜命の時、松陰先師在世中の事色々と申上げたる事あり〕、幾度も老母の事御話しに相成り、よき折あらば何か老人に遣はし度しと御內沙汰之れあり、過日來品川が參內したれば知らせよとの事に付き先刻申上げ候處、直ちに御召に相成り候云々との事なり。實に先師の顏色、やじが眼にちらつき、先師の靈魂は皇城を擁護して居る心地致し、　御前にて落涙に沈み、漸く前條記載の御禮丈け申上げたり。御推察御推察。嗚呼。

明治二十二年十二月二十七日　　御料局にて　やじ拜

杉民治様

(一) 吉田庫三

玉木正韞（文之進）先生傳

玉木正韞先生傳

明治四十一年

吉田庫三

先生初名は正一、後正韞（まさかぬ）と改む、字は藏甫、文之進と稱し、初めは韓峯、後に玉韞(一)と號す。文化七年庚午九月二十四日、長門萩に生る。藩士杉七兵衞（名は常德）の第三子なり。文政三年庚辰六月晦日、出でて玉木十右衞門（名は正路）の後を嗣ぐ。家世〻毛利氏に仕へ、八組(二)に班す。

先生實兄杉百合之助（名は常道、吉田寅次郎の實父）・吉田大助（名は賢良、寅次郎の養父）と共に、貧困の中に生長して耕稼講讀を事とし、經史に通じ、詩文書札を善くす。人と爲り嚴正にして、勤儉は百合之助に過ぎ、剛直は大助に超ゆ。天保十三年、徒を集めて教授し、堂に扁して松下村塾と曰ふ。課する所は國史家乘、其の他國體に基き節義に關する書を主とし、經說は宋學を奉じたれども、躬行實踐を先務となせり。故に有爲の材を輩出し、贈正四位吉田寅次郎・故子爵宍(三)戸璣・故從五位久保斷三・從五位杉民治等は其の高足なり。寅次郎

(一) 玉木家につきて調査せし所によれば、氏名の略記にして、一般の雅號とは區別すべきが如し

(二) 大組とも云ひ、馬廻通ともいふ。祿高は千六百石より四十石に至る。中士上等に相當す

(三) 山縣半藏・久保清太郎〔關傳〕

藩學に於て山鹿流軍學を教授するに當り、年幼なるを以て其の事を代攝す。寅次郎年十一、藩主に謁して兵書を講ず。侯之れを奇なりとし、其の師を問ふ。左右答へて曰く、玉木文之進なりと。後藩學の(一)都講に擧げられ、又異船防禦手當掛りを命ぜられ、浦賀に屯戍し、進みて數郡の宰(二)に歴任し、到る處令聲あり、治常に十六宰に冠たり。安政五年、藩府寅次郎を獄に投ぜんとす、而も罪名なく、且つ先生を憚りて直ちに事を發せず、先づ密かに其の草議を示す。先生憤然(三)として曰く、「寅次果して罪あらば之れを獄に投ずること固より可なり。然れども彼れは忠孝の士なり、決して父兄の命を聽かざる者にあらず、而して今は既に父の家に幽せらる、言論或は激に過ぐることあるも、心は實に他なきを保す。但だ政府、若し父兄義理に通ぜず、子弟を戒飭することを知らずとなさば、僕請ふ、官を罷めて寅次と共に講論研究して、益々獻替を謀るべし」と。乃ち病羸任に堪へざるの狀を上る。府相、其の材を惜しみ勉めて事を視せしむ。是に於て先生寅次郎を諭して嚴囚緘默せしめ、投獄の議暫く止む。居ること數日にして又投獄の命(四)あり、先生郡にあり報を得て、且つ怪しみ且つ憤り、急速事を

(一) 明倫館

(二) 代官

(三) 戊午幽室文稿「嚴囚紀事」第五卷三二三頁參照

(四) 安政五年十二月五日

（五）周布政之助。投獄紀事（第五卷三五八頁）參照
（六）山田亦介。同前參照

終へて歸り、重吏某(五)を詰る。某答ふること能はず、酒茶を供して款待す。先生怒りて曰く、「是れ燕安の具のみ、余の樂しむ所にあらず」と。又座客某(六)を顧みて曰く、「聞く頃ろ數人を長崎に遣はし、火技を學ばしむと、蓋し足下の建議なるべし。數人學成り、歸りて一國に教へ、然る後に夷を攘うて王に勤む、亦頗る迂ならずや」と。遂に大いに主客を責めて曰く、「諸君前年余と共に藩學にありて經史を講究せし時、意氣甚だ盛んにして慨然として實踐を期せしに、今は皆虛妄に屬せり、余復た共に語らず」、と、蹶起して去りぬ。翌年寅次郎幕府に刑せらるるや、先生現官にありて謹愼を命ぜらる。先生の寅次郎に於ける、恩義父師を兼ね、其の忠節を激勵すること最も切なりしかば、哀悼自ら禁ぜず、書を當路に贈りて寅次郎の苦衷を辯明し、且つ再三職を辭すれども聽(ゆる)されず、累進して郡奉行等の要職に陞(のぼ)り、屢〻時務を上陳し、又重議に參與し、直言して憚らず、事苟も理に合はざれば廷折面責して屈せず。常に正義を盛んにし、俗論を抑ふるを任とす。故に俗吏先生を忌惡(きを)し、多く內に居らしめざれども、亦畏敬して害を加ふること能はず。時人方正を謂ふときは、輒ち玉木先生を稱するに

至れり。元治・慶應の際、內訌外患に處し、身數〻危地に陷れども、毅然として動かず、藩府郡治の間に出入して士氣を鼓舞し、民心を鎭撫し、又嫡子贈正五位彥介名は正弘をして赤間關に走り、御楯隊(一)に投ぜしむ。當時藩吏の子弟にして隊に入るは、實に之れを魁とす。慶應元年八月、增祿の命あり。曰く、

玉木文之進

右兼て尊攘の大義を確守し、多年彼是の御役相勤め、容易ならざる心配苦勞を遂げ、老功旁〻屹と御用にも相立ち候段神妙に思召され候。之れに依り出格の御心入を以て持懸り御恩(二)へ引足し、都合五拾石高にして御根帳へ付け遣はされ、現石(げんこく)勘渡仰付けられ候事。

慶應元年八月

先生書を上りて之れを辭す。其の一節に曰く、「格別の御心入を以て右御加祿一先づ御預り仰付け置かれ、他日尊攘の御誠意益〻御貫徹、御國內平定安堵の上にて、涓滴の功も相立ち候はば、其の節改めて頂戴仰付けられ下され候樣願ひ奉り候。左候はば

（一）當時長藩內には幕府に恭順を旨とする俗論派に對抗して輕卒出身の有志を中心に廣く藩內壯丁を募りて編成せし諸隊多し、御楯もその一にして、御堀耕助・山田市之允・品川彌二郎等の創設に係る
（二）御恩高即ち祿のこと

向後老年ながら彌〻以て忠志相勵み、假令草野に在りといへども、神州の國體、中國夷狄の分、內外尊卑の辨、君臣父子の倫等、凡そ尊攘の大義に關係仕り候大經大法を明かにする等の事、及ばずながら微力を盡し御奉公申上げ度く云々」と。又再三職を辭すれども皆聽(ゆる)されず。長藩勤王の大業を輔翼し、明治二年、勇退して家に歸る。

先生名利に冷淡にして、淸廉を尙び、在職二十餘年の久しきに亙れども、家に餘儲を存せず。公餘、兒子と共に農耕に從ひ、重職にある時も亦怠らず。夙に橘良基(三)の風を慕ひ、「百術不レ如二一淸一」の印を刻して之れを帶び、郡政を掌る時、賞賜あれば水利土功の資に充てて毫も之れを私せず。又職を進め祿を加へらるる每に、必ず反復固辭す。然れども任に莅(のぞ)み事に當るや、率先勤勉し績を擧げずば已まず。

先生既に官を退くや、復た松下村塾を開きて耕讀を業とし、子弟日に進む。而して維新以還(このかた)百度更革、上下西學を重んじて、或は國體を輕んぜんとするの恐れあり、時流又奢侈に趨(はし)るを視、憤を發して大義を講說し、子弟を敎誨すること更に嚴峻なり。明治九年前原一誠兵を擧ぐるに當り、門人數輩之れに黨して死傷す。先生慨然として曰

(三) 平安時代の國司。左大臣橘諸兄の後裔。貞觀十一年、從五位上常陸介、同十六年越前守、元慶年中正五位下丹波守、尋いで信濃守に遷る。幹理の才あり、所在治績大いに上り、循吏の名を擅にす。仁和元年歿、年六十三。淸廉を以て治世の要道とし、淸貧に甘んぜしを以て家に寸儲なく、纔かに在原行平賻する所の絹布を以て殯葬するを得たりといふ

く、「是れ平素の教育其の宜しきを得ざるの致す所なり、何の面目ありて父兄に對し、且つ子弟を教ふべけんや」と。十一月六日、先塋の側に自殺す。行年六十七。

先生の詩文世に傳誦せらるるもの多し。寅次郎を祭る詩あり、曰く、

明治辛未の歳(一)、吾が姪義卿が身を致せしを距ること、已に十三年なり。其の間風雲屢〻變じ、毎に中懐に恰然たることなき能はず。十月某日、乃ち其の忌辰なり。祭りて之れに告げて云ふ。

於不可爲猶且爲。丈夫本領自如斯。正名明分心曾信。尊夏攘夷義豈疑。世事紛紜長慨嘆。人情浮薄日推移。知不十有三年後。頑鈍依然獨守癡。

と、亦以て其の志を知るべし。

先生の嫡彦介、慶應元年正月十六日、俗黨(二)と戰ひて死す。宗家長府藩士乃木十郎(名は希次)の第四子正誼(初め眞人と稱す)を養ひて嗣とす。正誼(三)死して、其の子正之家を承く。

(一) 明治四年

(二) 長州藩内訌戰に於て高杉等の正義黨に對し、幕府に恭順せる保守的俗論派をさす

(三) 前原の亂に與して戰死す、年二十三

玉木文之進正韞概略（拔萃）

杉民治筆

一、天保七丙申年より吉田大次郎幼少に付き軍學稽古場見合仕り、明倫館出勤仕り候事。

一、同八丁酉年、國司六郎右衞門長女を娶る。

一、同九戊戌年、團子岩の下杉氏宅地の內へ聊かの新宅を構へ、初めて別家す。玉木氏父梅之助代より杉氏同居にて、一家を構へ候事は年久敷く之れなき事にて之れあるべく候。其の後新道吉田氏抱の宅を借り轉居す。明治四未年、吉田寅次郎十三回忌の節、大助病中以來寅次郎・小太郎引續き三代も世話に相成りたる由を以て、宅地立屋とも其の儘吉田より讓與す、則ち只今の新道の宅なり。尤も後ろの田貳反貳畝餘、畠少しは文之進代に買得致し申し候。左候て其の間にて嘉永二酉年遠近方役(四)所勤(しょきん)に付き、土原(ひぢはら)梨の木丁、村田平右衞門宅を借り轉居候。同六癸丑年、清水口高須十右衞門宅表ケ輪(おもてかは)を借り轉居し、安政二乙卯年相模國差越され候節、倅彥助をば心添(こころぞへ)見習として連登り、妻をば國司氏に托し置き、跡留守をば暫時引拂ひ置き、同

(四) 國元留守居家老の所管に屬し、御手子役、又は役目遠近差引方とも稱す。公務出張の諸役を調査分賦し、後には諸令多くここより出づ

三丙辰年又只今の新道舊宅に歸る。

一、天保九戊戌年、御藏元(一)順番検使役仰せ渡され候事。

一、同十一年庚子九月十日、御返濟銀方手子(てこ)幾之進銀壹貫目盜取りの節、見届不行届に坐せられ免職、久しく愼み居り、追つて三十日の逼塞仰付けられ候。

一、同十三年比(ころ)より專ら文學の引立を始め、安田辰之助(二)（則ち當時の宍戸璣）・吉田寅次郎・深栖多門・久保斷三・淺野往來其の外後日御用に相立ち候人段々其の内に出づ。（晩年に至り又文學の引立仕り候事。）

一、同十四年癸卯年十月、八組證人役(三)仰付けられ、貳ケ年計りも勤め候や、未詳。○（此の頃藩政一新、隱逸の士を擧ぐ。）

一、弘化四丁未正月二十五日

玉木文之進

右御手當(四)總奉行宍戸孫四郎手元役仰付けられ候條、其の節を遂げらるべく候事。

一、(同五戊申年正月十五日)

右御手前事遠近方記錄取調方(五)暫役仰付けられ候條、其の節を遂げらるべく候事。

（一）藏元役所に屬する米方・救米方・拂銀作事方・米方等の諸局に日々順番に出勤して金穀物品の出納を檢閲する役、八組士より任用す

（二）儒家山縣大華の後を嗣ぎて山縣半藏と稱す（闕傳）

（三）組所屬士の祿米收支の計算を明かにし、祿高及び馳走出米前借の控除、現收人高等の列記帳簿を製し、役任命の際本人不在又は病氣等の時は代りに聞く等のことを司る。その出勤局を支配所といふ

（四）御手當とは準備の義

にして、萩城下その外防寇準備を司る役を御手當方と稱し、行相・國相兩政府に獨立して總奉行をおきて統轄せしむ。後に軍政方と改む

（五）以下辭令書第一行にある「玉木文之進」の字を略す

一、同年二月二十四日

右御手前事御武具方檢使役仰付けらる。尤も現勤差除かれ、是れ迄の通り遠近方記録取調暫役所勤仰付けられ候條、其の節を遂げらるべく候事。

右は筆並（ふでなみ）を上げられ候丈けの事にて、御役筋においては相替る事之れなく候。

一、嘉永元年十二月七日

右御手前事御仕方之れあり、只今の御役差替へられ候事。

一、同日

右各〻事明倫館都講仰付けられ候條、申し談じ其の節を遂げらるべく候事。

玉木文之進
深栖多門

一、嘉永二酉年五月八日

右御手前事作事方檢使役仰付けられ候條、其の節を遂げらるべく候事。

一、同年六月三日

右御手前事只今の御役差替へられ、遠近方助役幷びに同所記録取調暫役兼帶仰付け

られ候條、其の節を遂げらるべく候事。

一、同三庚戌年五月八日

右御意成され候。其の方事唯今の御役差替へられ、遠近方仰付けられ候條、其の節を遂げらるべく候。此の段申し聞けるべき旨に候事。

一、年月未詳

右根役より異賊防禦御手當方懸り引除け、所勤仰付けられ候事。

一、年月未詳、嘉永三戊年なるべし

右根役より當分奥阿武郡御代官座の御用御聞き成さるべく候事。

一、嘉永五壬子年七月七日

右御意成され候。其の方事只今の御役差替へられ、異賊防禦御手當掛り毛利隱岐手元役仰付けられ候條、其の節を遂ぐべく候。此の段申し聞かすべき旨に候事。

一、同六癸丑年八月二十日

右今度一手別操練仰付けられ候。付いては御手當の諸沙汰別して容易ならざる儀に

付き、内藤兵衞申合せ、後年御差湊に相成らざる樣諸事厚く詮議を遂げ候樣仰付けられ候事。

一、同七甲寅年八月二十六日(一)

右御意成され候。其の方事只今の御役免じ成され候。此の段申し聞かすべき旨に候事。

一、同日

右御手當御用懸り仰付けられ候事。

一、同年十二月五日

右御意成され候。其の方事御手廻組へ相加へられ、相模國御備場總奉行毛利隱岐手元役仰付けられ候條、其の節を遂ぐべく候。此の段申し聞かすべき旨の事。

一、同日

右相模國御備場において御用所役座幷びに旅役方頭人座の御用取計ひ仰付けられ候事。

(一) この年改元して安政元年となる

一、同月七日
右相模國御備場總奉行毛利隱岐手元役仰付けられ候處、異船御手當御用懸りの儀は是れ迄の通り所勤仰付けられ候事。
一、同日
御自分事相模國御備場御番手として來春彼の地差登され候條、其の意を得らるべく候事。
十二月七日　繁　石見
清　美作
玉木文之進殿
一、安政二乙卯年正月十一日、御用之れあり、早々出足道中總陸二十日として差登され候段御沙汰相成り、同月二十日出足、二月十四日御備場參着なり。
一、同年十二月十五日御國にて御手廻所左の通り御沙汰物來る。
右杉百合之助次男にて厄害致し置き候浪人吉田寅次郎事公儀御禁制を犯し候に付き、父百合之助へ御引渡し在所に於て蟄居仰付けられ候段御沙汰相成り、百合之助より

借牢の儀願出で差免され候處、寅次郎事氣分相（一）の由相聞え候に付き、百合之助手前へ引取り保養せしめ候様、尤も公儀より御引渡しの身分に付き隨分念を入れ蟄居申付け、他人相對差留められ候條、親類に於ても氣を付け候様仰付けられ候事。

一、同三丙辰年正月十一日、御備場に於て左の通り沙汰成る。同十六日御備場出足、二月十五日歸着なり。

右願の如く當春休息の爲め御國差下され候事。

一、同年二月二十二日、左の通り御手當方より申し來る。

御自分様御手當懸りの儀是れ迄の通り出勤せられ候様との儀に候間、右様御心得成さるべく候。以上。

玉木文之進様　　内藤兵衛

一、（同年四月十七日）

右御手前事小郡御代官役仰付けられ候條、其の節を遂げらるべく候事。

一、（同四丁巳年三月十八日）

（一）不健康のこと

右御意成され候。其の方事只今の御役差替へられ、光永織江代りとして吉田御代官役仰付けられ候條、其の節を遂ぐべく候。此の段申し聞かすべき旨の事。

一、（同五戊午七月七日）
右根役（ねやく）より當分船木（ふなき）（一）御代官役座の御用御聞かせ成され候事。

一、同年八月十三日
右根役より當分船木御代官役座の御用御聞かせ成され候處、差除かれ候事。

一、同六己未二月二十三日
右御意成され候。其の方事只今の御役差替へられ、遠近方仰付けられ、郡用方（二）兼役仰付けられ候條、其の節を遂ぐべく候。此の段申し聞かすべき旨に候事。

一、同日
右遠近方現勤差除かれ候事。

一、同年三月十三日
右根役より美禰（みね）郡仕組（しくみ）（三）掛り仰付けられ候事。

（一）第五巻戊午幽室文稿「贓囚紀事」によれば吉田代官とあり。船木・吉田何れも現厚狹郡に屬す

（二）郡奉行のこと。但し百石以下の士これに任ぜられし場合は郡奉行と云はずして郡用方といふ

（三）節儉の方法及び財政整理の計畫を立つる役

一、同年五月十五日
右此の度御撫育方(四)御用地船木宰判妻崎新御開作築立仰付けられ候に付き、御用掛り仰付けられ候事。

一、(同七庚申年三月八日)(五)
右根役より當分上關御代官役の御用御聞かせ成され候事。

一、左之通り御沙汰。年月相分らず候處、杉百合之助御咎めの振りを以て考へ候へば、同年閏三月十三日なるべし。(六)

玉木文之進

右先年杉百合之助育吉田寅次郎事趣之れあり、公儀より百合之助へ御引渡し（以下略）

一、右遠慮御免の沙汰相分らず候。一通左の通りの差紙之れあり候へども、月日不勘合に之れあり、去年十一月にては寅次郎御仕置より十日計りの事に候。未だ其の到來も之れなき内に付き、或は御咎め沙汰時分を後れ御發し相成り候やとも相見え候に付き、差紙記し置く。

御手前事此の内の遠慮御免じ成され候條、其の意を得らるべく候。以上。

(四) 非常時用度金穀を別途會計として保管する役

(五) 萬延元年

(六) 毛利家文書によれば、萬延元年十月二十一日附なり。この沙汰書第十一巻三八六頁のものと同文なり

十一月七日(一)　栗屋帶刀

玉木文之進殿

（附錄二）

玉木文之進意見書(二)

〇

私儀去春以來當御役(三)仰付けられ候處、兼て頑鈍不才御用に相立ち難き段は申上ぐるに及ばず、多病の身旁〻(かた〳〵)追々御役斷りをも申上げ候へども、所詮御差留にて今以て所勤仰付けられ難有き仕合せに存じ奉り候。然る處、近來天下の形勢、外夷の陵侮を始め段々氣遣敷き時節に差向ひ、御役所勤(しよきん)の心得筋假初(かりそめ)の事にては相濟まざる事と考へ奉り、及ばずながら別して公心誠實を旨とし、諸郡御代官中役人等を帥(ひき)ゐ、何卒公上の御仁心を體し奉り、御恩澤下(しも)に遍く、此の上も民心の悅服彌〻厚く、御國本益〻堅く相成り居り候樣之れあり度く、左なく候て萬一の時御國辱を招き候樣の儀ども之れあ

(一) 萬延元年なり

(二) これは玉木文之進が萬延元年十二月藩の重臣福原越後に差出したる意見書の寫にして、内に松陰の教育に關する責任上の文言あり、また玉木の尊皇攘夷思想がいかなるものか、及びその松陰に及ぼしたる影響等を想見し得るに足るなり。原本は全部玉木自筆、墨付半紙四十五枚なり。ここにはその内松陰に關係深き部分のみを摘錄す

(三) 郡用方となれるをさす

り候ては、其の節に至りいか程の嚴罰を蒙り候ても其の詮之れなき事に存じ奉り、種種と心を配り候へども、何分とも私體の萬々及ぶ所に之れなき段は勿論の事に御座候處、國の治亂興廢は民心の向背のみならず、第一は御家來中の儀、當御時勢旁ゝ別して君臣一和、上下一致仕り候樣之れなくては相濟まざる事と存じ奉り候に付き、素より言責も之れなき職分にて恐れ入り奉り候へども、愚存申上げ度く、尤も私平生の立志持論は當春御役斷りの演說に荒増相認め候に付き、先づ右文面を左に揭出仕り候。

内演說

私儀去冬以來氣分相に付き、舊臘御役内斷り申出で候處、其の後取繕ひ出勤仕り候樣との御事に付き、一旦押して出勤仕り候處、又々先頃以來兼ての持病へ相添ひ頭寒差起り頭巾等片時も脫し難く、就いては鼻洟臭穢去々秋比よりの症かと相覺え、押して外勤仕り候ても去早春の病症にても釀出致すべくやと後患を怖れ罷り居り候。尙ほ又吉田寅二郎事先達て江戶に於て公儀より嚴罰に處せられ候由に付いては、實に私甥の續きにて追々御厄害を懸け奉り候段恐れ入り奉り候事に御座候。右に付い

ては去五月彼の者江戸差登され候節、私に於ても身柄差控への儀申出で、先づ平體にて罷り居り候樣にと御沙汰相成り居り候處、最早や公儀御吟味御落着の上は私に於てはいか樣の御沙汰筋之れあるべくやと恐れ入り、後罪を待ち奉り罷り居り候の儀に御座候。其の上右寅二郎事は他國遊學以前爰元にては差定まり候師と申すも之れなく、偏に私取立仕り、實は父師の恩義相兼ね候者に之れあり候處、右等の大罪を犯し候樣の儀に立至り候は、畢竟私事淺薄の識、學術邪歪の所も之れあるべきか、旁〻幼年より教導正理を失ひ候事も之れあり、かかる大變の期にも及びたるやと痛はしき事に相考へ候へば、心中の哀悼忘るる間之れなく、素より寅二學術不正狂妄の擧より自ら禍害を招き候杯と、世上の謗議も之れあるべく、氣の毒千萬の儀に御座候。爾しながら寅二に於ては當今の勢必然爲すべからざるを知りて是れを爲すもの、皇國の汚辱天下の大事に關係仕り候事には死を致し候者も之れなくては日本の氣魄撲滅に至るべくとの見付にて、至親父兄の禍をも顧みざる事に候へば、事の是非は兎も角も憂國の赤心に於ては誠に憐むべき事にて、此の段叔父甥の恩愛に溺れ

候ての申し事には之れなくと相考へ申し候。右等の類、寅二に限らず當時皇國大事の時勢に候へば天下幾人も之れあるべく候處、倩て私抔御奉公の様を顧み候へば、因循苟且のみにて恐怖に堪へざる事に御座候。近來職分外の事においては毫も是非を論ぜずとの見識を立て候も、實は先年より後世皇國夷狄の汚衊を受け候様成行き候は人心夷狄を仰ぎ慕ひ候より起るべく、夷狄を慕ひ候様成行き候は萬事夷法夷物を取用ひ重寶奇玩と思ひ付き候より起るべくとの見付より、夷狄の炮術・陣法等一切拒絶仕り度く御手當懸り中抔は種々と防禦の意を加へ候へども、滔々の勢、中々孤掌の支ふる所に之れなく、左候迚終に表立ち建言仕り候事も之れなく、素より建言仕るべき程の識見筆力も之れなく、兎角の內他役へ轉任仰付けられ候て要地所勤の人を傍觀仕り候へば、內には追々同學の友も之れあり候へども、孰れも博學多才面々の意見を持し候様相見え候。私體頑鈍ものの及ぶべき事に之れなく、終に止む事を得ず、公事の外往來諸説を絶ち、彌〻固陋一職を守るの見を持し、御代官役中抔職外の事は內々ながらも絶えて一言も存寄の申立も仕らず候處、去春難有く別し

て御手近の御手子へ轉役仰付けられ候。付いては是れ迄の樣輕薄の心得にては御撰擧の御趣意に相叶ひ申す間敷くと考へ奉り候へども、淺學譾聞の私柔惰軟弱の質にて素より時事に於て氣付申上げ然るべき事端は幾許りも之れあるべくやと存じ奉り候へども、聢と見付き候儀も之れなく、肝要の御軍制御改正に付いては氣付の筋申出で候樣手廣き御觸達しも仰付けられ候へども、切角地方御用の内に加はり居りながら何こそ建言すべき議論も之れなく、愧赧の至りに存じ奉り候。扨て又當御留守(一)に相成り候ての事に付いて自ら顧み候ても、御發駕前御噂遊ばされ候との御事にて、廉書を以て當今の時勢考へ合せ怠慢なき樣との仰せ聞けられ、尙ほ又江戸より仰せ下され候との御事にて、在役の面々心得筋尤も切迫の時勢片時も忘却なく、思召筋相協へ候樣互に申合すべしとの仰せ聞けられ、旁々の御趣意等考へ奉り候ても、何こそ私に於て諸人に先立ち弊習相改め候儀も之れなく、多分の御役料御心付等頂戴仕り候ても悉皆衣食住の妄費に供し候や、今日迄軍用一錢の蓄へも之れなく、箇樣の體にては肝要の御手元の御不取締りを引出し申すべくやと今更恐れ入り奉り候。

(一)藩主毛利敬親、安政六年三月五日萩發、萬延元年四月二十六日迄江戸に在り

加之、最も第一自ら責むべき一段においては、切逼の御時節御仁澤下に洽く、下情上に達し、君民一心恰も一塊物に齊しく相成り居り候樣之れなくては本固く國安きの訣に之れなく、萬一の時夷狄の陵侮を受く間敷きにも之れなく候處、右等の儀は私の職分力を盡し御手傳仕らずては片時も相立ち難く候處、多病の身にて纔か一役所附屬の引立も覺束なき體、況して諸郡手廣の儀、御代官諸役人其の外意を一にし、孰れも上旨を奉じ人道を教諭し、農業を勸勵し利澤を起し、患害を除き奢侈を抑へ游惰を懲し、諸出米銀は減じ候樣、窮民は蘇息し候樣、其の外何も仁愛清廉を旨とし誠實心配仕り候てこそ民心の歸向も定まり、前斷の一塊物とも相成るべき事に候へども、素より私式の頑鈍者肝要摠轄の御役所を塞ぎ居り候樣の事にては、御風化行屆かざる段決然の事に存じ奉り候。若し又小補を希ひ強ひて出勤致すべくも、前段の病症後患氣遣はしく御座候間、彼是の趣得と聞召し分けられ、何分とも舊冬御斷りの趣御許容を遂げられ下され候樣御取計ひの儀只管御賴み致し候事。

正月　　玉木文之進

右は私儀一昨年來別して多病にて、去春に至り危篤に相煩ひ漸く快氣、又々去冬より所詮不氣分の上、姪寅二郎大變の趣相聞き傷悼のみならず、上へ對し恐れ入り奉り、旁〻御役内斷り申出で候處、差押へ出勤仕るべしとの御事に付き是非もなく一應快氣仕り候へども、又々舊臘二十九日より當春へ懸け書面の通りの病症にて御役職に堪へ難きは勿論、傍ら御軍制御沿革の儀、最前は御趣意を解得仕らず候へども、次第に御樣子推察し奉り、縮まる處、夷狄の陳法御取用ひに相成り候ては國家御衰替の基、甚だ以て御爲めならざる儀との段は、右書面にも相認め候通り先年以來の洞見にて、積年の工夫を費し候へども今に思ひ替へ候程の知見も開け申さず、然れば右見込を以て建言仕り度く存じ奉り候へども、固陋の見、柔惰の質、事々敷く申立つべき程の事にも之れあるまじくや。爾しながら上は御威德の御損益、下は人心の和不和より終には國家の盛衰にも拘り申すべくやと相考へ候儀を愚存ながらも申上げ候はでは、君臣の義は申すに及ばず、御職座へ對し候ても主頭附屬の情も之れなき訣に當り、不忠輕薄と存じ奉り候へども、其の節の勢假令建言仕り候迚も挽回すべき樣にも相見えず、遂

趄進退、終に其の道を明かにして其の功を計らずの戒を忘れ、先づ一身の負擔を弛べ罪責を減じ罷り居り度く、左候はば上御歸國の上は御一門方を始め御家來中の服從いかがやの趣をも聞召し上げらるべく、元來好事にても新規の儀は人心の折合六ケ敷きものに候處、陳法・戎器等夷狄の俗に變革の儀容易に仰付けられ候訣は之れある間敷くと、彼是苦心の至りに罷り居り、只管退官の懇願止み難く候處、折節宍戸九郎兵衞へ、私病中根役より郡用方御用ひ御聞かせ成され、私儀緩々保養仕り然るべくとの御様子にて、容易に差替へられ候様の趣に之れなき由相聞き、氣分相も快方に向ひ止む事を得ず出勤仕り候へども、何卒前志を遂げ度くとの存念止む時なく、當夏一統御役斷りの節、御手元へも何分御心入を以て御免仰付けられ度く重疊懇願の趣申入れ候へども差替へられず、不才の私、箇程迄仰付けられ候次第難有き仕合せと、考へ奉り候へば彌〻以て感激に堪へず、受前の職分公正無私、心を盡し精勤仕るべき段は勿論の儀、職分の事たりとも國家の御爲めに係り候儀默止し仕り候ては相協ひ申す間敷くやと存じ奉り、左の廉々申上げ候。

(一) 漢の學者董仲舒曰く、「其の義を正しくして其の利を謀らず、其の道を明かにして其の功を計らず」と。程明道の遺書にも引用し、近思錄卷二に出づ

（中略）（以下約二十頁一萬言、洋式軍制採用の不可を詳論せるも松陰に關係なき故折略す）

右愚按申上げ候西洋銃陣旁〻の儀は御軍制御沿革の御僉議より仰付けられ候事に御座あるべく、然れば最前御沙汰相成りたる儀に御座候處、其の節氣付の申上げも仕らず、(一)遂事は說かずとの聖誡も之れあり候に、今更に至り加様の儀申上げ候段不束至極恐れ入り奉り候へども、右御觸達しの節は前にも申上げ候通り其の御趣意を解得仕らず、此の節の御様子に至り候ては私に限らず、御手子中も大概人心の和不和、御國力の疲弊等御氣遣ひ仕り、打寄り候節は内々ながら咄合ひ候儀も御座候へば、決して默然傍觀仕り居り候道理之れある間敷くと存じ奉り、御疎かも在らせられざる儀を差出がましく申上げ候段恐怖の至りに存じ奉り候へども、千慮の一得とか申し候へば御取捨成され、萬一も右等の事件御評議の節、御心得の一端にも成され候儀ども之れあるに於ては難有き仕合せに存じ奉り候。以上。

十二月　玉木文之進

右安政七申十二月、越後殿へ差出し候氣付書なり。

（一）既に成し遂げし事は說くも無益の意。論語八佾篇第二十一章に「成事は說かず、遂事は諫めず、既往は咎めず」とあるに基く

竹院和尚傳

竹院和尚傳

昭和十一年一月

廣瀨　豐

（一）後出附錄參照

（二）後出附錄參照

和尚初めの諱は惠性、後昌筠と云ひ、竹院と號す。寛政八年、萩に生る。父は毛利志摩の家臣にして村田右中と云ひ、松陰の母瀧子は和尚の妹である。幼にして僧となり、萩の德隣寺に修業して居つたが、長じて四方を行脚し、遂に鎌倉圓覺寺に至り、清蔭和尚に學び、次いで淡海和尚に就きて印記を受け、天保十四年、瑞泉寺第二十五(一)世の住職となつた。この榮轉に當り、當時圓覺の首座たりし竹院は容易に受けず、遂に淡海和尚を始め圓覺・瑞泉全山の熱心なる懇望(二)により漸くその職を繼いだ。この事を以ても餘程の秀才であつたと同時に德望の人であつたことが分る。瑞泉寺は鎌倉二階堂にあり、往昔夢窓國師の開基で、臨濟宗圓覺寺派に屬し、關東十刹の第二位に當り、住職は代々幕府の命により補任した重要の寺である。この後和尚はこの寺を永住とし、一時他の大寺の住職を兼任する場合があつても、事終れば又この寺に歸り來つ

た。松陰が十年振りで伯父に會つて敬意を表したのは、嘉永四年六月十三日[一]である。この時松陰は宮部鼎藏と共に房相の海岸防備視察に出かける途中、瑞泉寺に一泊したのである。宮部は旅館に泊り、翌日同寺を訪うた。當時松陰より兄宛[二]の書中に、

「御無異の段矩方より申上げ呉れ候樣にとの御事に候。宇野よりの書慥かに屆き申し候。尙ほ以て此の後御手翰にても御差出し候はば、江戸より便りの處相成り候に付き、尖(さき)に相違し申すべく存じ奉り候。上人は近來筆無用にて書翰切々さし出さず、然し安樂に日を消し候と仰せられ候事」

とある。右に上人とあるは卽ち竹院和尙の事で、禪宗では主に和尙と云ふが、松陰は他宗一般の慣例によりて上人と尊稱して居る。以下筆者も便宜の爲めにその例に從ふこととする。又宇野とあるは松陰の母瀧子の一番上の姉である。次の姉は大藤家に嫁した。宇野よりの手紙は松陰萩出立の際賴まれて來たものであらうか、この後かうして上人と家鄕との通信連絡に當らうと云ふのである。

松陰はこの年から翌五年にかけて、東北旅行一件から歸國を命ぜられ、後藩籍を削

（一）宮部鼎藏房相漫遊日記に據る。舊全集第十卷所載同日記參照

（二）第八卷二三號書簡參照

られたが、嘉永六年再諸國遊學の爲め東上し、その六月二十五日に再び上人を訪うて居る。恰度上人は門を掃いて居た。「相見て喜ぶこと甚し、終夜談論して倦むを覺えず」と松陰の日記(三)に書いてある。又兄宛の手紙(四)には、次の意味のことが書いてある。

「御土產の黍粉を差上げた處、山海數千里の處拜味も勿體ないと言はれた。又松陰が一昨年亡命した事をよく御存知で、これに對する御意見など、流石に禪學に達して居られるだけある。今後は一切名聞利祿の念を斷つて國家に盡せと懇ろに御諭しがあつた。自分も勿論その決心だと拙作長篇を示した處、上人は大變喜ばれた。」

その拙作長篇とは東北遊日記の終りにある「此れを賦して諸友に示す」(五)で、今尙ほ瑞泉寺に保存されてある。卽ち「士窮見節義。世亂識忠臣。一語吾常愛。服膺書諸紳。」以下の三十四句で、終りの方には「有客誡我語諄々。努力可邀恩光新。主人不答愧滿面。此言到吾果何因。寧忍百年報國志。翻陷一身祿利間。」とある。

「かくて月末まで滯在してゆる／＼と上人のお話を伺つて見ると、一昨年はさうも思はなかつたが、中々の御學力で道德詩文の論など皆根底のしつかりした禪理から

(三) 癸丑遊歷日錄(第十卷三八一頁)參照
(四) 第八卷七八號參照
(五) 第十卷三一九頁

萬事を御判斷なさるので、すつかり感服してしまつた」
と。蓋し上人は後には本山の圓覺寺や南禪寺の住職にもなつた程の高僧であるから、機鋒の鋭い大德であつたのである。竹院禪師小傳(一)の筆者は、「師資性峻嚴、頻りに龍象を策勵し、大いに鎌倉の禪風を發揮す」と記してある。この時上人は五十八歳、禪機正に圓熟した時であり、全力を揮つて若き愛甥(二十四歳)を指導したものであらう。茲に於てか互に肝膽相照し、松陰の心膽に大きな力を與へたことであらう。この間滯在僅かに五日間であつたが、禪宗の要領は會得したと見え、後年門弟入江杉藏に「禪學(二)も亦心志を定むるに足るものあり」と教へて居る。これはこの時の體驗によるものでなくてはならぬ。

この滯在中(三)、或る日江島に遊び、食膳に魚類が出た時に、松陰は當日先君の忌日だからこの魚は食はないと言つたと云ふので、上人は非常に感心し、他日必ず大事をなすに足る男だと人に語つたと云ふ事である。

竹院上人は八月の下旬に江戸に出て松陰を訪うたが折惡しく不在であつた。斯様に

(一) 後出附錄參照

(二) 第六卷一二〇頁參照

(三) 舊全集第十卷關係雜纂「惠純自記」參照

上人は折々江戸にも出たらしいのである。

この年九月十三日、松陰は三度上人を訪うて海外渡航の決心を相談し、序に旅費を三圓借りた。(四) この時松陰の決心は、佐久間象山の慫慂により鳥山新三郎・永鳥三平・桂小五郎等諸友の贊成を得たと幽囚錄や長崎紀行に記してある樣に、頗る愼重に研究して決したものである。然し斷の一字に至つては尙ほ惑ふ所があつたと見える、故にその斷の一字を上人に求めたものであらう。かくの如く一切の祕密をうちあけて相談するに至つたのは餘程上人を信用して居つたからである。

長崎に露艦を追うて失敗した松陰は、直ちに江戸に引返して來て再び畫策する所があつた。恰も今囘長州藩が相州警衞を命ぜられたと聞き、その準備に相當盡力したらしく、或は佐久間象山に鑄砲の事を交涉し、又或は相州の視察等に出かけて行つたらしく、來原良藏の日記によれば正月七日相州に赴き二十日以前に江戸に歸つて居る。この行も或は上人を訪うたかもしれぬが確實なる資料がない。

さて正月十四日には米艦又來り、事愈〻切迫して來た。そこで色々畫策奔走した揚

(四) 第八卷一一五號・八八號・八九號書簡參照

句、宮部鼎藏等と共に外人斬殺の事なども計畫した事もあるが遂に中止し、斷然自ら米艦に投じて先年來の決意を斷行せんと機會を窺つて居つたが中々時機を得なかつた。その內に機を得て米艦を下田に追ふ途中即ち三月十四日(一)に四度上人を訪うた。今度は目下の事情を述べ、心中を次の詩に托してこれを留別とした。

(二)名利無レ心ニ世上求一。一生不レ顧レ被ニ人尤一。獨悲鶩駘報恩計。詭遇常爲ニ君父憂一。

上人はこれに答へて、

(三)勸レ君學業勿ニ多求一。志士臨レ時意欲レ尤。處々山林飄落後。青松閑却萬人憂。

と、直往邁進を激勵された。この時が遂に最後の面會となつたのである。その後下田失敗の後、書を贈りて(四)一切の事件を報告したと云ふ事である。松陰の兄杉梅太郎はこの年正月以來江戸に在り、三月に相州警衞に赴き、五月萩に歸つて居るから、その間には必ず上人を訪ひ、松陰の事などに就いて語る所があつたらう。

安政二年に、竹院上人は幕命によりて圓覺寺に榮轉し、第百九十七世の住職となつた。當時野山獄に居つた松陰はその正月遙かに上人を憶うて二詩を贈つた。

(一) 第十卷四三〇頁參照

(二) 第十卷三九九頁に出づ

(三) 第八卷一六六號書簡參照

(四) 第八卷一一五號書簡參照

（五）山光竹色入レ窓靑。方丈幽深倚二錦屏一。今我爲レ囚空憶レ昔。月中一夜叩二雲扃一。」

長程始返還投レ獄。咫尺家山不レ可レ攀。半夜幽魂伴二雲月一。天台峰下老禪關。

尙ほ正月二十日に、叔父の玉木文之進父子が相模に赴いたからその序に訪問をしたであらうが、記錄に徵すべきものがない。

この年十月二日は關東未曾有の大震災があつた。松陰は遙かに伯父の身を案じて音（六）問を發して居る。それから安政三年の二月にも、妹婿小田村伊之助が相模戍衛に赴いたから、その時小田村は必ず瑞泉寺に立ち寄つたに相違なく（七）、恐らく松陰と上人と兩方からの傳言や書簡もあつたらう。後年小田村（男爵楫取素彥）が上人と相識の間と云つたのはこの時の事かも知れぬ。松陰は又安政三年五月二十四日に「松柳の詩」（八）と「櫻を伐つ（九）て人に贈る」、「病中、懷を書す」の三首を上人に贈つた。一見當時の偶作で特別の意味がない樣にも見えるが、思想的には矢張り一脈相通ずるものがあるらしい。

安政四年歲旦上人の詩に、

巖扃擁レ雪入二新年一。一段春光萬里天。（一〇）祇樹鐘聲遍二寰宇一。金輪充レ御古風旋。

（五）第七卷六九頁參照

（六）第八卷二〇五號書簡參照

（七）第八卷二二〇號書簡參照

（八）第七卷一四三頁

（九）以下二首は第七卷一五四頁參照

（一〇）祇林、祇園精舍に同じく、寺の意

この詩から受ける感想は、いかにも靜寂な山寺に高德の禪僧が新年を迎ふる心持がよく窺はれる。けれどもまた次の詩は

次二韻梵誌(一)侍者一、端午

端午山林露滿レ蒿。蘿窓據レ案讀二離騷(二)一。客來半日論二今古一。激起汨羅江上濤。

と云ふのであつて、某年端午の日に古今を論じ屈平を偲んだと云ふ、いかにも慷慨淋漓たる英雄漢を思はせる。或は又弟子梵誌の需に應じて枇杷を摘むの詩がある。

颪枝露葉帶レ紅新。美與二荔枝龍眼一均。假使三上林多二異果一。山庭盧橘最堪レ親。（瑞泉寺文書）

これなども平靜な情況に、無限の教訓を含めだものらしく、弟子教導の一斑が窺はれる。

この年、松陰が曾て圓覺寺で會つた事のある僧惠純(三)が萩に歸り、上人の傳言を齎して吳れた。

松陰の門人松浦松洞は、天下の忠孝節義の士の肖像を描いて後世に傳へんとする勤王畫家である。松陰は安政五年松洞の東上するや、上人の高德を慕ひてその肖像を描

(一) 竹院の弟子。蘭畦とも云ふ。元薩藩士。嘗て廣瀨淡窓の門に學ぶ。明治以後還俗して官途に就きしといふ。

(二) 屈原の離騷經。楚辭に收めらる。屈原は五月五日汨羅に投す

(三) 竹院の弟子。この事、舊全集第十卷關係雜纂「惠純自記」に出づ

かしめん爲め上人を訪はしめた。この時の紹介狀(四)が今尙ほ瑞泉寺に殘つて居る。又その內に親戚の佐々木小次郎と云ふ人が上人の近狀を傳へて吳れたとある。これが上人と松陰との最後の通信であつたかも知れぬ。然し松陰が遂に江戶獄に廻された事や、その最期の狀況などは、上人は恐らく直ちに知り得た事であらう。

上人は後年圓覺寺內正續院に移り住んで、自ら多數の雲水を敎導した事がある。

文久二年元旦の詩に、

轉回一氣頒正朔。億兆民家承恩渥。瑞雪庭前忽尺餘。新年無暇話嵩獄。(瑞泉寺文書)

と。また文久三年の正月七日附にて西國の日賴和尙宛の手紙がある。その中に、

「近年は天下一般の變化にて、江戶府內は別して諸侯御家內樣方迄御國住居候。舊臘晦日迄女儀方發足、元日も休みなく道中或は出立も之れあり候。定めて國々は繁昌に相成るべく候。江戶の變革は言語に絕し候。諸家の登城も行列なく、騎馬のみにて道具も之れなく、當節世間上下とも日々變化、明日の事は計り難く候。東國奥羽の諸侯逐々上京の由に候。將軍家愈々二月御上洛の樣子に御座候。萬々筆頭に盡

(四) 第九卷三〇九號書簡參照

し難く候」（瑞泉寺文書）

とある樣に、前詩と合せて只だ丈室に死禪を講じて居る枯僧ではなく、上は深く天恩に感泣し、下は天下萬民を憂ひつつあつた事がわかる。

文久三年には京都南禪寺の住職に榮轉した。南禪寺は京都五山の上に列する巨刹で、臨濟宗南禪寺派の本山である。この寺の住職は紫衣を着する事を許される。

晩年の詩に、

多年臥レ病錦屏陰。白髮那愁兩鬢侵。將レ謂親朋無二一字一(一)。對レ灯千里想二知音一。と。

上人は平常多病の爲めに屢〻熱海溫泉に浴したが、慶應三年三月一日、同地伊勢屋五郎右衛門方に投宿して、同月二十七日に示寂した。年七十二。門人等遺骨を携へて歸山し、瑞泉寺歷世塔下に葬つた。

要するに上人は長門の僻陬より出でて臨濟の本山に歷任し、宗旨の血脈を嗣ぎ數多の雲水を敎養して英名を斯界に馳せた功績は眞に世の讃歎する所であらうけれども、近世の偉人吉田松陰を甥とし膝下に引きてその心膽を鍛錬陶冶せし隱れたる偉業は、

(一) 杜甫の「登二岳陽樓一」詩に「親朋無二一字一、老病有二孤舟一」と出づ

また萬代に傳へて不朽なるものがあるであらう。

（附錄）

辭　令

○

瑞泉寺住持職事先例に任じ執務せしむべきの狀件の如し。

天保十四年八月十二日左大臣　家慶

昌筠西堂

○

圓覺寺住持職事先例に任じ執務せしむべきの狀件の如し。

安政二年十二月二十四日內大臣　家定

昌筠西堂

○

竹院和尚

南禪寺住持職事先例に任じ執務せしむべきの狀件の如し。
文久三年八月八日內大臣（花押）

熱海醫王寺境內碑（原漢文）

（前）前住圓覺後陞南禪竹院大和尚荼毘所

（後）師諱は昌筠、竹院と號す。長州萩の人、業を德隣寺に受け、鎌倉瑞泉寺に住す。安政乙卯、帖を賜うて圓覺に住し、晩に正續に移り、龍象を鞭笞す。文久癸亥、更に南禪の帖を賜ふ。師生平多恙、刀圭も技窮まる。熱海の溫液最も其の功を奏す。病發る每に、輙ち來りて湯に坐す。客歲丁卯三月朔、來りて伊勢屋五郞右衞門氏に寓す。二十七日、晏然として戢化す、壽七十有二。弟子等醫王禪寺の墳北に火浴し、遺骨を收めて歸る。今玆再び來りて片碣を建立す。庶幾はくは其の跡を湮せざらんことを。

慶應四祀龍集　戊辰閏四月　小師梵誌謹んで記す

竹院禪師小傳（一）（瑞泉寺第二十五世　圓覺寺第百九十七世）

昭和四年　（原漢文）　新倉松堂

師、諱は昌筠、竹院と號す。長州萩の人なり。（父は村田右中と稱し、毛利志摩の家臣なり。）幼にして邑の德隣寺に投じて業を受け、長じて行脚し諸方の門庭を叩き、遂に圓覺に到り、清蔭和尚に謁して鉗鎚を受け、次いで淡海和尚に依り終に印記を得。天保癸卯、瑞泉の帖を賜はり本寺に出世し、淡海和尚に嗣法す。安政乙卯、又幕府の鈞命を受け、圓覺に視篆す。晩に正續に移る。師資性峻嚴、頻りに龍象を策勵し、大いに鎌倉の禪風を發揮す。文久癸亥、更に南禪の帖を領し、紫衣を賜はる。師生平多恙、刀圭も技窮まる。熱海の溫泉最も其の功を奏す。病發る毎(ごと)に輙ち往きて投浴す。慶應三年丁卯三月朔、亦伊勢屋五郎右衛門氏に寓し、二十七日、晏然として戢化す、世壽七十有二。門人等醫王禪寺の塡兆に火浴し、冷灰を撥して舍利を出す、光燦然たり。乃ち收めて鎌倉に歸り、錦屛山中歷世の塔下に葬る。古紙堆中に詩あり、曰く。

（一）册子「鎌倉瑞泉寺と松陰先生」に載す

多年臥レ病錦屛陰。白髮那愁兩鬢侵。將レ謂親朋無二一字一。對レ灯千里想二知音一。

嗣法小師　濟松堂謹んで撰す

竹院禪師と松陰先生

昭和四年（原漢文）　新倉松堂

故竹院禪師は方外にありと雖も、憂國の心太だ厚く、又資性峻嚴なり。曾て熊本の宮部鼎藏の如きも松陰先生と與（とも）に來りて竹院禪師を吾が錦屛山房に訪ふ。嘉永六年六月、米國使節伯理（ペリー）提督國書を齎し、船艦を率ゐて本州浦賀港に來り、幕府に依りて修好通商を請ふ。此に到りて天下の形勢大いに變ず。同月六日、先生亦浦賀に行きて米艦を視察し、十日江戸に歸る。時恰も先生大志を抱き、私に露艦に投じて海外に游ばんと欲し、九月十三日、特に來りて禪師を訪ひ、互に襟を披きて大事を語り、意氣相投ず。禪師激賞して曰く、「大丈夫這箇（一）の大志なかるべからず」と。乃ち嚢を傾けて贐（はなむけ）す。十八日江戸を發し、露艦を逐ふ。十月二十七日長崎に至れば、露艦已に去りて果さず。越えて安政改元正月、提督伯理前約に從ひ再び浦賀港に

竹院禪師は松陰先生の伯父なり、故に禪師を瑞泉寺に訪ふこと前後四回。

（一）二字で「此」の意

來りて、昨年の確答を求む。先生此の機に乘じ豆州下田港に往き、更に米艦に投ぜんと欲す。三月十四日、先生金子重輔と復た來りて山房に宿し、翌日別れを告げて彼の地に赴く。事遂に成らず、失敗に終ると云ふ。噫、天胡(なん)ぞこの人を喪へるや。佐久間象山翁嘗て人に告げて松陰先生を推稱するに、千兵は得やすきも一將は得がたしの語あり。明治天皇、明治二十二年二月十一日、贈正四位の恩典あり、死骨再び肉あり、枯木重ねて華(はな)あり、眞に是れ明治中興の皇澤なり。

瑞泉松堂撰す

淡海和尚より黄梅丈室和尚宛　安政二年以前

歸源和尚・桂昌和尚・佛日和尚を始め奉り門中諸位和尚へ、憚りながら宜敷く御傳奏依賴し奉り候。

小翰啓呈、時下穠涼(しうりやう)の處、先づ以て座下御安寧に御應接相成り賀し奉り候。誠に春來度々の御惠書忝く存じ候。瑞泉繼席の仁、昨年よりの仰せにて長州性首座[二]にては如何

(二) 惠性(竹院のあざな)の略

之れあるべくと、當春呈書相窺ひ候所、貴方にて早速歸源和尙へ御性首座の儀御窺ひの處、歸源和尙御別條之れなく、御隨喜下されしの由、且つ又門中各刹和尙へ御窺ひの處、各位和尙にも御別心之れなく御隨喜の由にて、早速性首座貴方へ參趨致すべきの旨御申越し下され候故、卑拙幷びに呂信歡喜仕り、性首座へ始めて口開き致し、瑞泉繼席の儀相賴み、貴方歸源和尙始め座下及び門中各位一同御隨喜の事逐一通暢に相及び候處、性首座存外不點頭にて一向承知致さず、其れより時々呂信相共に區々丁寧に性首座へ相賴み候へども、不點頭にて已に出奔にも相及び候景色故、先づ暫時見合せ、中々一朝には參らず候故、やはらかに時日かかり相賴み申すべく存じ、當夏若州高成・圓通兩刹の結制へ性首座召し連れ、時々相賴み居り候。春來惠書拜復申し度く存じ候へども、右の仕合故如何とも致し難く、右の由申上げ候時は却つて座下の心配相增し候故甚だ恐れ、不本意ながら拜復も致さず候。決してうちやり置くにあらず、若州結制も日延べ之れあり、七月二十九日卑拙幷びに同參の兄弟相共に當山へ歸錫仕り候。然る處、又々座下より六月十三日の惠書徹手、早速拜誦の處、性首座の儀御申

越し故這般は據（よんどころ）なく右の條申上げ候。一繼席請提仕り、早速點頭之れある仁に候へば、又懇望にも之れなく候。然れども又右性首座の樣なるも大いにこまり入り候。然しながら當穐は性首座の法類之れあり候故、其の手傳を相賴み是非々々瑞泉繼席成就致させ申すべく候。然れば直下に當人貴方へ參るべき樣致すべく候間、今暫くの處延引願ひ奉り候。又當時は江湖上好人物少なく、別に思ひ當りも之れなく候。座下にも此の段御憐察下さるべく候。（下略）

八月十二日　　昌敬(一)拜白

奉呈　黃梅(二)丈室和尚　侍史下

周演より竹院宛　文久三年

寶簡拜讀、命の如く向寒、閣下道體益〻御清祉法幸し奉り候。陳れば今般卑山の公帖御頂戴、御改衣(三)滯りなく相濟み、法門の光輝斜ならず候。之れに依り龜山上皇御廟前へ香資の爲め昆吾(四)貳顆御備へ、慥かに收納仕り候。右卑酬斯くの如くに御座候。恐

(一) 淡海和尚のこと
(二) 圓覺寺住職
(三) 紫衣に改むる式
(四) 琨珸、玉に次ぐ美石

惶頓首。

十月二十四日　南禪參暇　周演（花押）

拜復　瑞泉堂頭大和尙　侍衣閣下

杉民治傳

杉民治傳

昭和十一年一月

廣瀨　豐

杉民治、初めの名は修道と云ひ、通稱は梅太郞、字は伯教、號は學圃と云つた。文政十一年正月十五日に、長門國萩郊外松本村團子岩に生れ、毛利藩士杉百合之助の長子で、松陰はその直ぐの弟である。稍や長ずるに從ひ、松陰と一緒に、父から讀み書きを習つた。父は二十六石と云ふ薄祿の上に、先代からの借金があり、家計豐でなかつたから、公務の餘暇には農業を營み、殆どゆつくりと子供を敎へて居る暇がない。されぱこの兄弟は、父の內仕事の時は勿論、或は野仕事にまでも從つて、書を讀み詩を習つたのである。父は又非常の讀書家であり、非常の尊皇家であつたから、その指導振りの熱心なる、全く驚嘆すべきもので、後年この兄弟の現はした精忠無二の魂は、已にこの間に養はれたと云つてよい。松陰の詩にある文政十年の詔も、秋洲一首の文も、この頃兄弟一緒に父から習つたのであつた。その後叔父玉木文之進の指導を受け、

天保十三年からは、その創設に係る松下村塾に學んだ事など、松陰幼時の修養と殆ど變りはない。

山鹿流兵學は初めは叔父吉田大助の高弟から習ひ、後には弟松陰から免許を受けた。その他の武術卽ち劍・槍・火・馬の諸術は、それ〲その當時の師範に就き傳授(一)を受けた。

梅太郎は、嘉永元年二十二歳で藩校明倫館に入學し、翌年居寮生となつた。居寮生は成績優秀の者の特典であるから、彼れも亦相當の秀才であつた事がわかる。間もなく同館の面着方(二)に採用され、尋いで郡奉行所加勢暫役に任ぜられた。これが官吏になつた始めである。性來救民の情深く、且つ事に綿密にして勤勉な人物であつたから、この民政事務には最も適して居た。自分も亦この職を好み、遂に一生この方面に携はつたのである。元よりこの間には單に自分の好みばかりではなく、弟松陰の熱心なる慫慂も大いに與つて力あつたのである。例へば嘉永四年松陰よりの書中、富國强兵は目下の急務である、その富國强兵は勸農が主である、兄はこの方面に適して居るから、

(一) 附錄履歷參照

(二) 明倫館出入者の名籍を記載する役にして、出席調査掛り又は應接掛の如き役

一所懸命に研究して頂き度いと云ひ送つて居る。

「(三)矩方が長兄に望む所は詩に非ず文に非ず。殆どこれより急且つ要なるものあり。夫れ當今の最も急且つ要なるものにして、而も文人儒士の蔑焉として省みざるものは、民に稼穡を教へ、以て農勸み民富むことを致すの學に如くはなし。唯だ共れ急なり、故に遜讓して以て他人を待つを得ず。」

梅太郎も亦よく自らを知り、松陰の說を容れて、爾後專らその方の研究に力を注いだ。故に松陰はその方面の良書を見つけてはこれを送り、又始終見聞した事を兄に知らせる事を忘らなかつた。かくて梅太郎は、官務の餘暇父を助けて家政を齊へ、嘉永六年には、父は先代から持越しの官金借用も全部返濟する事が出來た。

松陰は嘉永三年には九州に、同四年には江戶に、又同六年には四方に遊學したが、その旅費並びに學資の仕送りから、手紙の往復その他一切の雜事は、梅太郎が父に代つて專ら盡力したものである。例へば嘉永四年、松陰が江戶遊學中に、單なる時候の挨拶の樣な不必要な手紙の往復は勉强の妨げになるから止め度い、この旨を鄕里の親

(三) 第二卷一〇九頁參照

戚朋友に傳へて貰ひ度いと云つて來た時に、梅太郎は、その樣な雜事は皆この兄がやるから、一切心配せずに素志を遂げて、親戚朋友の期待に背かない樣にせよ、我々の汝に望むところは「[一]道義を推究し、家學を講明し、經世濟民の用に通じ、攻取守堅の策を定め、進んでは廟謀を補助するに足り、退いては則ち學士を鑄冶し、少しく明公閣下の殊旨に報ずることあらんことを冀ふ」と申し送つて居る。當時松陰の天才は、夙に一般の認むるところであつたから、兄としては猶ほ一層大きな期待を有つて居たのは、寧ろ當然の事であつた。

　嘉永四年の末から五年の春にかけて、松陰の東北旅行は勿論梅太郎とも相談の上の事ではあるが、その發程の際、亡命一件に就いては兄はどれ程心配したか分らない。されば在江戸の知人を通して、又同行者の宮部鼎藏に手紙をやつて、色々と救濟の道を講じたのであつた。而して漸く譴責の姿で國に歸つて來た時に、江戸の友人に宛て、御蔭で「[二]再び一弟を得候段は何とも心中の欣喜禿筆の盡すべきに御座なく候……」と喜んで居る。その後松陰が浪人となつて、嘉永六年四月再び四方遊學の途に上る事と

(一) 舊全集第五卷四三號兄よりの書簡に出づ

(二) 舊全集第五卷九四號杉梅太郎より山縣半藏宛書簡に出づ

なつた時は、萩郊外迄見送つて別れを惜しんだ。然るにその六月には米艦が來航し、長藩は相州警衞を命ぜられたので、梅太郎も衞士の撰に當つて急遽東行し、先づ江戸に赴いたから、兄弟又再び相遇ふ事が出來た。けれども梅太郎は松陰の行動が甚だ尋常でないのを見て、竊かに心配して居たらしい。これを見て取つた松陰は、兄の心を安んずる爲めに、今から暫く鎌倉に隱れて讀書するとの誓書を書いて兄に示した。ところが間もなく例の下田事件を惹起したので、梅太郎の驚きは一方ならず、且つ自分が江戸に在りながら、弟の監督不行屆であつた事を深く自ら責めて、父にも詫び、御役を休み謹愼の意を表し、又心配の餘り病氣になつたらしいのである。そこで藩では梅太郎の職を止め歸國を命じた。梅太郎は歸國後專ら謹愼中であつたが、それから半歳許り後即ち安政元年十一月に、再び郡奉行所勤務を命ぜられ、やがて少し宛進級して同奉行所筆者助役となつたのである。

松陰が江戸から萩の野山獄に廻されてからは、善良な梅太郎は前の事を忘れて獄中の弟を思ひ、必要品特に書籍類の差入れや、手紙の往復等の爲めに、殆ど毎日の樣に、

忙しい役所の往復を獄へ立寄つて世話をした。松陰はそのお蔭で、何不足なく氣樂に讀書三昧に耽る事が出來たのであつた。梅太郎は又屢〻落魄せる松陰を激勵して捲土重來の英氣を養はしめた。例へば、

「吾れ(一)願はくは二十一回の猛を以て彼れが二十一代の史を歷觀し、治亂興亡の然る所以を胸中に畜(たくは)へ、有用の大著述あらんことを……」

の書簡の如きその一例である。松陰も安政二年の末に、愈〻免獄歸家となつたので、一家の喜びは想像する事が出來る。ここに復た兄弟机を並べて相親しむ事が出來るやうになり、松陰も若き門弟を教育する旁ら、兄の爲めに特に民政經濟に關する本を對讀した。

安政四・五年は松下村塾全盛時代であるが、そのここに至る迄には、梅太郎の援助は並大抵の事ではない。例へば松下村塾の新築、增築の事業、その經營費用の事、富永有隣を免獄せしめて松下村塾の師と爲した事等は、皆梅太郎の助力なくしては出來難い事柄であつた。

(一) 第八卷一二五號書簡參照

安政五年の暮、松陰の嚴囚及び投獄となり、再び梅太郎の苦心は一方でない、梅太郎は又相變らず弟の獄中生活を安全にし、幸福にしてやる事に一所懸命であつた。かくして松陰は在獄約半歳、遂に五月中旬東送の命下るや、梅太郎は毎日獄に至りて、慰撫激勵に力め、夜の目も眠らず心を砕いた。されば松陰の詩に、

(二)囚窓客去夜沈々。無限悲愁又復侵。萬里重傷父母志。卅年無益邦家心。狂頑弟尙爲豪語。友愛兄强助放唫。情至鶺鴒難說得。棣花落盡綠陰深。

と。まことにその實景と實情とを穿ち得て居る。

これより先き梅太郎は、三月某日に(三)三田尻筆者役に轉任したが、時には十數里の路を歸鄕して松陰を見舞つたらしく、手紙の往復もあつた。松陰東送の報至りてよりは、當分歸宅して居たに相違ない。遂に五月二十五日松陰の檻輿萩を出發したる日に、從來松陰の監督不行屆の故を以て、父と共に官職を免ぜられ、謹愼を仰付けられた。東送せられた松陰は、遂にその十月二十七日に死刑に處せられたが、その報が杉家に達したのは、十一月二十日頃であらう。杉一家は、かねて覺悟はして居つたものの、そ

(二) 第十一巻二〇五頁參照

(三) 周防國防府市、この地に代官に相當する三田尻都合人を置く。その下の筆者役なり

の訃報を得ては今更の如く哀悼の限りであつたらう。父百合之助は神色自若平常に異らなかつたと傳へられて居るが、處刑の當日松陰の靈が百合之助夫妻の夢枕に現はれたといふ傳[一]へもある樣に、その傳への眞否は別として、唯だ單なる神色自若ではなかつた事を物語るものである。梅太郎はその先月以來虎疫に罹り、一時は危篤で、十一月に至りて漸く恢復したが、病後の衰弱に弟の訃を聞いては、その悲嘆いかばかりであつたらう。松陰の死後梅太郎は益〻その死を惜しみ、その精神を慕つて、その遺志の達成に力めた。例へば松陰の遺書の蒐集保存並びに刊行の如きは率先して事に當り、常に「遺著を公にして不朽ならしむるは、萬行の佛事に優る」と云つて居たといふ事である。又松陰の祭祀、墓碑の建設、松下村塾の經營、及び舊門弟の世話の如き、下りては松陰神社の創設等、苟も松陰に關する限り、いつもその中心となつて世話をしたのである。

萬延元年三月、井伊大老の死は、天下の形勢を一變し、延いて長藩の態度等にも關係して來た。されば藩當局は從來の懸案を急速に解決せんとするものの如く、その間

(一) 前出一七五頁「家庭の人としての我が兄吉田松陰」參照

三月十三日に杉百合之助を逼塞に處し、五月四日に杉父子の謹愼を解き、尋いで百合之助に隱退させ、梅太郎をして家督を相續せしめ、間もなく梅太郎を官途に就かしめた。ここに於てか梅太郎の責任は一層重大を加ふるに至つた。元來杉家は薄祿の上に、頗る係累の多い方で、妹壽子の婿小田村伊之助（後の楫取素彦）も、妹文子の婿久坂玄瑞も、天下の志士として兎角留守勝であつたが、それ等留守宅は勿論の事、出先の運動資金の調達等に至るまで、皆梅太郎の內助によるのであつた。小田村の文に「(二)栖々遑々として、志業成るなし、家孥を擧げて、君の家を煩はす……」とあるのは全くその通りであつた。

文久の初め、時勢は益々勤王黨に有利に好轉し、松門の志士が大いに活躍する時代になり、從つて又松陰追慕の念湧然として藩の上下を動かした。即ち文久二年には父百合之助の御咎め隱退を免じ、三年には再び官途に就き、御當職所御內用を仰付けられた。又同年松門の志士入江九一・山縣小輔・品川彌二郎・杉山松助・伊藤春輔・野村和作・吉田榮太郎の數輩が、特に松陰の教を受け、心得宜しきの故を以て士格に昇進し、吉田家も亦復興

（二）第八卷一六八號書簡參照

の恩命を蒙ることとなつた。そこで色々親族評議の結果、梅太郎の長子小太郎をして相續せしむる事となつた。小太郎は實に英物で、大の松陰信仰家であり、恰も松陰の後を嗣ぐべき好適の人物であつた。それだけ又梅太郎の最愛兒でもあつたのに、斷然その後繼者たらしめた。この一事を以てしても、梅太郎の松陰に對する追慕の念を計り知られる。然るにこの小太郎は、惜しいかな明治九年前原一誠の騒動に加入して戰死した。思ふに小太郎の眞意は、前原黨を以て松陰の眞精神と解したもので、その純情は飽くまで崇敬すべきものである。

梅太郎はその後、時勢の囘轉と共にとん／＼拍子に榮進して重く用ひられ、文久二年には大阪・京都にも上り、國事に奔走した。然し梅太郎の長所は飽く迄地味な民政方面であつたから、華々しい功績は傳はつて居ない。元治甲子の變には、長州にあつて參加はしなかつた。その後俗論黨と勤王黨との爭議中は、常に正論に與して、所謂東光寺集合の幹部として盡す所があつた。引續き四境戰爭の頃も、矢張り主に民政に從事し、國本を固むる方面に働いて居る。やがてその力を認められ、慶應三年には當

島・濱崎代官となつた。

慶應元年八月二十九日父杉百合之助の死は尙ほ一層梅太郎の責任を重大ならしめた。然し梅太郎は益〻その眞情を發露して、母への孝養は勿論、子供の教養より、啞弟敏三郎・久坂未亡人文子の世話、延いては森田家に歸家中の吉田大助未亡人の事まで、何くれとなく心を配つて、實に行屆いたものであつた。

明治元年に從來松下村塾は自給自足なりしも、爾後藩廳より一定の補助を與へらるる事となつた。これも亦梅太郎の盡力多大であつたらう。

明治初年には矢張り鄕里に在つて民政に從事し、名民政家として令名を馳せたものである。例へば明治二年には、藩主特に名を賜うて民治と改名せしめたなど、誠に名實相適つたものであつた。その後藩主の侍講をも兼ね、愈〻樞要の職にあつたが、明治四年廢藩置縣後は、山口縣權典事として精勤五年に及び、明治九年十一月二十八日に四十九歲で職を辭した。蓋しこの年十一月二日最愛の實子吉田小太郎が戰死した爲めに、悲痛と自責との結果であらうか。民治の公生涯はここに終りを告げた。その間

多少の曲折はあつたものの、前後殆ど三十年一日の如く、清廉そのもの、恪勤そのものであつて、循吏中の循吏として、又一世の模範であつた。

明治十一年隱居の後、明治十三年には、松下村塾を再興して松陰の遺志を繼ぎ、子弟の教育に力めたが、二十五年頃に廢止した。思ふに松下村塾に於ける松陰の教育は實に偉大なるものであつた事は勿論であるが、松陰歿後村塾の精神を維持し、愈〻その成果を完うせしむるに最後迄努力した兄民治の功績も亦驚嘆すべきものであつた。明治二十一年には松陰が靖國神社に合祀され、尋いで二十二年には御贈位の御沙汰があり、又東京と萩とに松陰神社が建てられ、天下の崇敬する處となつたので、松陰の精神が天下に認められる事となつたのを、民治はいかに喜んだ事であらう。尋いで明治二十三年八月二十九日、母瀧子の歿するや、事天聽に達し、時の皇后陛下より祭祀料を賜はる、加ふるに民治自身も明治三十三年には、さきに國事に盡したる功により て從五位を賜はり、いかばかり天恩の優渥なるに感泣した事であらう。

晩年は力を女子教育に注ぎ、萩私立修善女學校の校長として前後十年に及んで居る。

又趣味としては茶道を好んで遂にその堂に入り、これを以て子弟教育の一法とした。この茶道は若い時からの好みであつたらしく、嘉永四年頃松陰が兄の茶道に熱心なるを知り、水戸烈公の茶對（一）といふ文章を見つけ跋を附して送つた事がある。故に民治の茶道は又松陰との關係淺からぬものがある。

かくて民治の晩年は、前半生の勞苦艱難に引かへ、功成り名遂げて悠々自適の間に餘生を送り、明治四十三年十一月十一日、八十三歲の高齡を以て、一族鄉黨哀惜の裏(うち)に他界した。

著述、特に著述の爲めの著述と稱すべきものはないが、松陰研究上には極めて重要なる文書並びに編纂が多い。今その數種をあげる。

杉百合之助常道（前出杉恬齋先生傳附錄）、太夫人實成院行狀（前出）、玉木文之進正韞概略（前出玉木正韞先生傳附錄）、杉民治履歷（本篇附錄）、松陰年譜草稿（舊全集第九卷年譜草稿）、吉田小太郎傳（舊全集第十卷吉田小太郎日記附錄）

思ふに民治は、一世の偉人吉田松陰の兄として、誠に相應はしき人物であつた。松陰の後援者として、又後繼者として、十二分の任務を完うした。若し假りにこの兄な

（一）前出「雜纂」參照

かりせば、松陰生前の活動はあれほどに發展する事は出來難かつたであらう。彼の有名な松陰の「家大人に別れ奉る詩」中に、「温凊剰得留二兄弟一。直向二東天一掃二怪雲一」と。この兄あればこそ、至孝の松陰をして後顧の憂なからしめ、決然たる行動に出でしむる事が出來たのである。又松陰の死後、松陰の遺志があれほど十分に徹底したのは、主として民治その人の力であつた。故に民治は何れの意味に於ても、確かに松陰の半身そのものであつた。ここに松陰の偉大を思ふとともに、民治の偉大を偲ぶ所以である。

本篇起草に當りては、松陰の養母森田家の後裔にして、杉民治の弟子たる中村助四郎氏著學圃杉先生傳、並びに、特に全集編纂の爲め參考資料として寄稿せられたる杉民治先生略傳に負ふ處が多い。ここに附記して感謝の意を表する。

（昭和十年十一月三日脫稿　委員　廣瀨豐）

履歴

杉民治筆

一、文政十一年戊子正月、長門國椿江東分村松本にて生る、幼名梅太郎。

一、父は長州藩士杉百合之助、長男なり。

一、文學習字共に父百合之助・玉木文之進等に學ぶ。

一、天保十三年壬寅、文學上聽に罷り出で、其の後追々罷り出づ。

一、劍術、小野派一刀流相島左馬太の門に入る。

一、槍術、寶藏院流小幡源左衞門の門に入り、陰德目錄傳授。

一、兵學、吉田大次郎の門に入り、上覽に度々出る。

一、火術、初め森重政之進の門に入り、後守永彌右衞門の門に入り、技の傳を受く。

一、馬術、內藤謙助の門に入る。

一、嘉永元年戊申九月、明倫館入込み、同年十二月、御仕法替の趣之れあり、入込書生殘らず退館仰付けられ候。

一、同二己酉年正月、居寮生として明倫館入込み仰付けられ候段御沙汰あり。

一、同年二月、明倫館面着方として差出さる。
一、同三年庚戌五月、郡奉行所加勢暫役として差出さる。
一、同四年辛亥十一月九日、御役所勤中明倫館罷り出で武藝心掛けの段、上聞に達し候事と、上御用所にて申し聞かさる。
一、同六年癸丑十二月十三日、此の度相州御備場御預地都合役座相立てられ候に付き、筆者役として差出さる。
一、同斷に付き十二月十五日、萩出立。翌七年甲寅正月元日、江戸着。
一、同七年甲寅三月、相州御備場出張。
――(中略)――
一、同年五月七日、先達て以來病氣に付き御役内斷り申出で候處、御斷筋の儀は何分の儀追つて御國に於て仰せ聞けられ、爰許の儀は一ト先づ御番手差除かれ、御國差下され候御沙汰之れあり。
覺に記す、此の事柄は寅次郎事下田に於て亞墨利加船乘移りの事露見に及び、公

儀より召捕られの事の連坐にて候。

一、同斷に付き相州出立、六月上旬萩着。

一、同年十一月、郡奉行所加勢暫役再勤、追々少々宛進み、同斷筆者助役に至る。

一、安政六年己未三月、三田尻筆者役に轉ず。

一、同年五月二十五日、左の通り御沙汰(一)之れあり。

一、萬延元年庚申年五月四日、左の通り御沙汰(二)之れあり。

一、同日、百合之助への御沙汰は吉田寅次郎云々身柄隱居仰付けられ、嫡子梅太郎へ家續仰付けられ候事。

一、同年五月十五日、御所帯方筆者暫役として差出され順に進み、翌酉年中に御(三)帳方迄に進む。

一、文久二年壬戌三月十七夜、急に御用之れあり、竹內正兵衛（御所帯方頭人役）一同大坂差登され候事に決し、御沙汰事は跡斷りにして翌十八日未明より出立罷り登り候。當節薩州より三郎公子大島三右衛門(四)其の外有志輩召連れられ上京の趣彼是時勢一方ならざ

（一）松陰蟄居中取締方不行屆の廉にて御役召上げられ謹慎仰付けらるる令達。第十一卷三五二頁に出せしを以て略す

（二）謹慎解除の令達。第十一卷三八五頁に出せしを以て略す

（三）御所帯方に屬し會計出納を掌る役

（四）西鄉隆盛

る風評に付いての事なり。

一、同斷に付き滯坂中大坂差引方（さしひきかた）の御用取計ひ仰付けられ、尙ほ又格別の御詮議を以て御中間頭の御仕成仰付けられ候段御沙汰之れあり。

一、滯坂中京都ども再度登り、七月より十月迄京都詰め居り、十月御國差返され、是れ迄の通り御所帶方所勤候事。

一、文久三年癸亥五月より御兩殿樣御湯治の御唱にて山口へ御越し遊ばされ、追々詰役所ども山口引越しに相成り、山口詰も仕り候。

一、同年春、大御改革にて地・江戸合一に相成り、江戸方御用所役・地方御所帶方兩人所とも合一にして御藏許（おくらもと）役所と唱へ仰付けられ、行形（いきなり）(一)御藏許役所本締役仰付けられ候事。

一、同年六月、　勅使御下向に付き佐久間佐兵衛（御藏許役）一同御引受として差越され、小(二)瀨川より廣島迄參り、遂に馬關迄罷り越し候事。

一、同年七月、幕府御使番(三)中禰一之允殿小郡御茶屋に於て御引請仰付けられ候に付き、

(一) 突然とか、前交渉もなくとかの意の方言

(二) 周防・安藝國境にあり

(三) 幕府の詰問使、長州外艦砲撃せるを詰問のため、幕府の朝陽丸に乗じて來る。長藩志士の憤激を買ひ、八月二十一日周防國中關沖に於て殺さる

御用之れあり、同所差出され候事。

一、同年九月二十五日、御仕方之れあり、身柄一代遠近付(四)仰付けられ候御沙汰之れあり候事。

一、同日、御藏許御仕組方仰付けられ候段、右衞門介殿(五)仰せ渡され候事。

——(中略)——

一、文久四年七月十三日、若殿樣御進發、京都御登り遊ばされ候に付き、御供仰付けられ候。(以下略)

一、御船中にて京都變動(六)の報道之れあり、室津(七)迄御引返しに相成り候。(以下略)

一、同年八月十七日、只今の御役差替へられ、諸郡御仕組方仰付けられ候段、主計殿仰せ渡され候。只今の御役は御藏許御仕組方なり。

一、此の時は郡奉行は山田宇右衞門手許役より兼勤、根役御用繁に付き郡方の御用は大概梅太郎へ委任し、夜中承り論談毎夜夜半に及ぶ、或は小酌を命じ勞を慰し候。梅太郎も夜白勤勉、先役の等閑に附し置きたる山の如く滯りたる御用を五六十日間

(四) 一に馬廻通並とも云ふ。中士下等に當る。杉氏元來下士上等に當りしを以て、昇格せる譯なり

(五) 家老益田彈正

(六) 元治甲子禁門の變

(七) 周防國熊毛郡の港

に片付け、實に愉快なり。

一、同年十月、俗論蜂起、一時萩表御歸城遊ばされ、政府要路の役人悉皆交代す、時勢頗る危急なり。

一、同斷に付き、氣分相に付き御役御斷り申出で、願の如く差替へられ候段十一月二十四日仰せ渡さる。

一、俗論政府益〻跋扈し、先政府要路(一)の人々斬首・牢舍・親類預け等に相成り、諸隊追討と申す事に相成り、非役の遠近付橋本町(二)大橋際へ出張を命ぜられ、引續き大谷口へ出張と相成り居る内、笠原半九郎其の外追々申し談じ、遂に翌年乙丑正月十一日、遠近付のみならず、八組は申すに及ばず、階級に拘らず、有志者の寄合(よりあひ)にて一同御城御前に罷り出で願ひ奉り候處、御兩殿様・讚岐様(三)御一同御對面の間(ま)に於て拜謁差免され、諸隊追討然るべからず、早速差止められ度き趣役人正邪の論迄段々申上げ、梅太郎も鄙見具さに申上げ候。夫れより直樣東光寺(四)へ屯集、時々御城に罷り出で、裏判役熊谷式部・御直目附役内藤造酒(みき)・淺野往來等へ迫り候儀も度々之れあり、其

(一) 前田孫右門・中村道太郎等正議派の要路者十一人野山獄に斬らる
(二) 萩市内橋本橋の通り
(三) 毛利讚岐守、末家清末の藩主
(四) 城外松本村にある藩主先祖の菩提寺

の後生雲村へ引上げ候。此の人數則ち干城隊の權興と相成り候。其の內より福原內藏之允其の外兩三人同道、梅太郎事岩國邊り罷り越し候。其の留守中に明木の變(五)あり。

一、元治二年乙丑、御正議御回復に相成り、役人進退之れあり、二月二十三日、御手廻組へ相加へられ御用所御內用掛り仰付けらる。（以下略）

一、同年五月、根役より御撫育方御內用掛り仰付けられ、頭人座の御用をも取計ひ仰付けらるる段、筑前殿仰せ渡さる。同年閏五月、內斷りの趣之れあり、右御用差除かれ候段伊賀殿仰せ渡され候。

一、同年六月御用所御內用掛り差除かれ、民政方御內用掛り仰付けらるる段、伊賀殿仰せ渡さる。手元役より郡方出勤、御用筋の儀は郡奉行役承り合せ相勤め候樣授け之れあり候。（以下略）

一、同年八月八日、根役より御國用方御用所役の御用取計ひ仰付けられ候段仰せ渡され、郡方出勤差除かれ候段授け之れあり。（以下略）

（五）杉梅太郎等東光寺へ屯集して俗論派が正議の諸隊を追討せんとせしを阻止す。この派を當時鎮靜會議員と稱す。慶應元年二月十一日、鎮靜會議員香川半助・冷泉五郎・櫻井三木三、萩の近郊明木村權現原に於て俗論派のため要殺せらる

一、同年八月二十九日、父百合之助病死仕り候。忌明後山口罷り出で政事堂出勤候へども、是れこそと申す御用之れなく、時々内々の意見申立て候位の事にて日を消し候。

一、慶應二年丙寅三月九日、根役より平六郎様(一)御書物懸り仰付けられ、徳山へ差越され候段、隼人殿仰せ渡さる。

一、同年五月八日、只今の御役差替へ大検使役仰付けられ、現勤差除かれ、御國政方御内用御聞かせ成され、御用所の御用をも取計ひ仰付けられ候段、隼人殿仰せ渡さる。覚に記す、是れは唯だ名目の事にて、現勤は矢張り徳山御書物掛りを重もに所勤致し候。

一、同年七月二十五日、石州口御内用取計ひ仰付けらる。(以下略)

一、同年十二月二十九日、根役現勤差除かれ、當島(たうだう)(二)・濱崎兩宰判御仕組方仰付けらる。(以下略)

一、同三年丁卯正月十一日、只今の御役差替へられ當島・濱崎御代官役見習仰付け

(一) 末家徳山藩主毛利元功の幼名

(二) 萩近傍の地域を稱し、濱崎は同じく萩の港口附近の地名にして宰判を置き近傍の諸島をも統轄す。當島代官は濱崎の代官を兼ぬるを常例とす

らる。(以下略)

一、同年四月十日、當島・濱崎御代官役見習仰付け置かれ候處、本役同様の心得を以て所勤仰付けられ候段、上總殿仰せ渡さる。

――(中略)――

一、明治元年戊辰十月二十六日、只今の御役差替へられ、民政主事助役所勤を遂げ候様仰せ出さる。(以下略)

一、同年十一月四日、根役より物産局知事兼帶所勤を遂げ候様仰せ出さる。(以下略)

一、同二年巳二月五日、邪宗門人民教諭方其の外諸駈引御用掛り仰付けられ候。(以下略)

――(中略)――

一、同年八月二十日、更に民政主事助役所勤を遂げ候様仰せ出され候段仰せ渡され、左候て間もなく民政局を民事局に改唱、民政主事助役を民事權少參事に改められ候處、御沙汰物紛失す。

――(中略)――

一、同年八月二十八日、根役より御書物掛り仰付けらる。（以下略）

一、同年九月十九日、根役より御改正掛り仰付けらる。（以下略）

一、明治二年十月二十三日、左の通り御沙汰之れあり。

杉梅太郎

替名　民治

右御存慮在らせられ、前書の通り改名仰付けられ候段仰せ出され候事。

——（中略）——

一、明治三年七月九日、御用之れあり、早々東京差登され候段御沙汰支配所より出る。七月出立、船中罷り登り、歸り木曾路、下り船中にて十月歸り候事。

右御用筋の儀は　朝廷向民政承り合せ、且つ當春宣教使設けさせられ候。就いては追々御施行在らせらるべく候間、然るべき人才一兩人撰擧致し差出し候樣御沙汰の旨も之れあり、旁〻差登さるとの御詮議の由なり。

——（中略）——

一、同年閏十月八日、御改正に付き當職を免ぜられ、更に郡用局大屬所勤を遂げ候樣仰せ出され候段仰せ渡さる。尤も民事局郡用局と改唱。

――(中略)――

一、同四年辛未四月二日、當職を免ぜられ、奧阿武郡大屬仰付けらる。

――(中略)――

一、同年十二月二十日、山口縣權典事に任ず。

一、同六年六月二十四日、本官を免ず。

一、同日、準九等出仕申付け候。

一、同日、勸業掛り山代(やましろ)部區正兼勤申付け候。

一、同七年二月四日、出仕を免ず。

一、同年四月十五日、山口縣準十二等第三大區區長申付け候。

一、同年八月五日、勸業掛り差除き候。

一、同九年十一月二十八日、本職を免ず。

一、同十一年八月一日、隱居。

一、明治三十三年四月九日、特旨を以て位記を賜ふ。敍從五位。

關係人物略傳

凡例

一、松陰の關係人物は極めて多く、本全集中に散見する人名を網羅するとなれば、宛ら一篇の幕末人物誌となるであらう。殊に古人をも如實に師友として交はつたともいへる松陰であるから、和漢歴史上の人物を加へなくてはならぬとすれば、夥しい人數になる。門人も「兵學入門起請文」に見えるものを加へると三百餘人となる。これらの人々に就いて一々その傳記を書くことは今の場合不可能であるから、ここには松陰の時代に生存し、直接の交あり、而も比較的に關係が深いと認められるものに限ることとした。

一、もとより略傳である、成るべく正確なものにしようと努めたが、直接原據にあたつて調査したものは少なく、多くは既刊の諸書に據つたのである。その中には明かに誤謬であると指摘し得るやうなことの書かれたのも若干見付けられたから、未だ筆者の發見し得ない誤謬脫漏も少なくはないことであらう。唯だ松陰との關係だけは正確であるやうに全力を盡したつもりである。

一、本全集に於て參照すべき箇所は列記したが、勿論主要なるものに限らざるを得なかつた。

一、標題の氏名は松陰の文獻に屢〻あらはれる呼び方に從つたから外見上の統一はない。名・字・雅號・變名は解るだけ擧げて置いた。松陰その人により、又は後に別名で呼ばれたものは、何れも標題に揭げてその參照名をあらはした。通稱のうち助・介・輔や二・次などの附くのは諸書に記すところ一致せず、本稿のものが正しいと保證しがたいのもある。

一、この稿を作るにあたり、本全集以外に概ね左の諸書を參考した。中には原文の一部分をそのまま借用したところもあるが、一々その旨を記さなかつた。ここに謹んで謝意を表する次第である。

大日本人名辭書　儒學者傳記集成　國學者傳記集成　勤王烈士傳　修補殉難錄稿　近世偉人傳　贈位諸賢傳　甲子殉難士傳　舊長藩殉難者名錄　防長回天史　増補防長人物史　松陰先生交友錄　吉田松陰の殉國教育　松陰先生の教育力　阿武郡誌

（委員　玖村敏雄）

目次

ア

會澤恒藏……三三一
青木研藏……三三二
赤川淡水（佐久間佐兵衞）……三三三
赤根武人（松崎武人）……三三四
安藝五藏（江幡五郎）……三三五
秋良敦之助……三三五
安積艮齋……三三六
阿座上正藏……三三七
麻田公輔（周布政之助）……三三七
足代權大夫……三三七
有吉熊次郎……三三八
天野清三郎（渡邊蒿藏）……三三九
天野御民（冷泉雅二郎）……三四〇
鮎澤伊太夫……三四〇
蟻川賢之助……三四一

イ（ヰ）

飯田猪之助……三四二
飯田吉次郎……三四二
飯田正伯……三四三
生田良佐……三四四
池部啓太　附彌一郎……三四四
諫早生二……三四五
市之進……三四六
伊藤靜齋……三四六
伊藤利助……三四七
伊藤傳之輔……三四九
井上壯太郎……三五〇

入江杉藏　附母滿智……三五〇

ウ

鵜飼吉左衛門　同幸吉……三五三
梅田雲濱……三五四
浦靱負……三五六

エ（ヱ）

惠純……三五六
江幡五郎（那珂通高）……三五七

オ（ヲ）

大木藤十郎……三五八
大久保要……三五九
大高又次郎……三六〇
大谷茂樹……三六一
大原重德……三六一
岡仙吉……三六二
岡田耕作……三六三
岡部繁之助……三六三
岡部富太郎……三六四
荻野時行（佐々木貞介）……三六六
小國剛藏……三六六
小倉健作……三六八
小田村伊之助（楫取素彥）附壽……三六八
尾寺新之丞……三七一
音三郎……三七二
小野爲八……三七二
小幡彥七……三七三

カ（クワ）

香川市田……三七四
勝野保三郎……三七四
桂小五郎（木戸孝允）……三七五
楫取素彥（小田村伊之助）……三七七
金子重之助（重輔）……三七七

河北義次郎……三七八
河内紀令……三七九
河野數馬……三七九
觀界……三八〇

キ

來島又兵衞……三八一
岸御園……三八二
岸田多門……三八二
北山安世……三八三
木梨平之進……三八三
木原愼齋 附松桂……三八四
木村軍太郎……三八五
肝付七之丞……三八五
許道……三八六

ク

久坂玄瑞 附文……三八七
日下部伊三次……三九〇
草場佩川……三九一
口羽德輔……三九二
口羽壽次郎……三九二
久保淸太郎 附五郎左衞門……三九三
國司仙吉……三九五
國友半右衞門……三九六
來原良藏……三九七
桑原幾太郎……三九八
郡司覺之進……三九九

ケ

月性……三九九

コ

溝三郎……四〇一
古賀謹一郎……四〇一
興膳昌藏……四〇二

兒玉初之進 附千代（芳）……四〇三
小林虎三郎……四〇四
小林民部……四〇四
駒井政五郎……四〇五
權介……四〇六

サ

齋藤榮藏（境二郎）……四〇七
齋藤新太郎……四〇七
齋藤拙堂……四〇八
齋藤貞甫……四〇九
坂本鼎齋……四一〇
佐久間象山……四一〇
佐間忠三郎（寺島忠三郎）……四一二
櫻任藏……四一三
佐々木梅三郎……四一四
佐々木龜之助……四一五
佐々木謙藏……四一五
佐々木小次郎……四一六
佐々淳二郎（高原淳二郎）……四一六
佐世八十郎（前原一誠）……四一七

シ

宍戸璣（山縣半藏）……四一九
宍戸九郎兵衛……四二〇
宍道恒太……四二一
品川彌二郎……四二一
嘯虎（宥長）……四二三
白井小助……四二三

ス

杉梅太郎……四二五
杉瀧……四二五
杉敏三郎……四二五
杉百合之助……四二六

杉山松介……四二六
周布政之助（麻田公輔）……四二七

セ

清狂（月性）……四二九
關鐵之助……四二九
瀬能吉次郎　附百合熊……四三〇
世良利貞……四三一
千住代之助……四三一

ソ

相馬九方……四三二

タ

大樂源太郎……四三二
高島四郎太夫　附淺五郎……四三三
高須爲之進　附瀧之允……四三四
高須久……四三五
高杉晉作……四三五
高橋藤之進……四三八
瀧彌太郎……四三九
竹下琢磨……四三九
武富圯南……四四〇
武弘太兵衞……四四一
谷三山……四四一
田原玄周……四四二
田原荘四郎……四四二
玉木彦介……四四三

チ

近澤啓藏……四四四
竹院……四四四

ツ

土屋蕭海　附恭平……四四五
妻木彌次郎　附壽之進……四四六

テ

鄭幹輔 …… 四四七
提山（松本鼎）…… 四四八

ト

土井幾之助 …… 四四九
富樫文周 …… 四五〇
時山直八 …… 四五〇
轟木武兵衞（照幡烈之助）…… 四五一
登波 …… 四五二
富永有隣 …… 四五三
豐田彦次郎 …… 四五五
鳥山新三郎 …… 四五五

ナ

長井雅樂 …… 四五七
永井政介 附芳之助 …… 四五八
中川立菴 …… 四五九
中谷正亮 附忠兵衞・茂十郎 …… 四六〇
永鳥三平 …… 四六一
長原武 …… 四六二
中村牛莊 附百合藏・勘助 …… 四六三
中村道太郎（九郎）…… 四六四
中村理三郎 …… 四六五
半井春軒 …… 四六六

ニ

西田直養 …… 四六七
日命 …… 四六七

ヌ

沼崎吉五郎 …… 四六八

ノ

野口直之允 …… 四六九
野村和作 …… 四六九

ハ

橋本左内 …… 四七一

長谷川宗右衛門 附速水……四七三
林藤橋……四七四
林眞人 附壽之進……四七五
葉山佐内 附野内……四七六
原田太郎……四七七

ヒ

平島武次郎……四七八
平田新右衛門……四七八
弘忠貞……四七九

フ

深栖多門……四八〇
福川犀之助……四八〇
福原淸介……四八一
福原又四郎……四八二
藤井藍田……四八三
藤川於菟馬(岡村閑翁)……四八三
藤澤東畡……四八四
藤野荒次郎……四八五
船越淸藏……四八五

ホ

堀達之助……四八六
堀江克(芳)之助……四八七

マ

前田孫右衛門……四八八
孫助……四八九
正木退藏……四八九
增野德民……四九〇
馬島春海……四九一
馬島甫仙……四九二
益田彈正……四九三
松浦松洞……四九四
松浦竹四郎(武四郎)……四九五

松岡良哉……四九六
松島瑞益……四九七
松田重助……四九八
松村文祥……四九九

ミ

三島中洲……五〇〇
南亀五郎……五〇一
宮部鼎藏　附春藏……五〇一
宮本尙一郎……五〇三
三好貫之助（關鐵之助）……五〇四

ム

村田清風……五〇四
村田巳三郎……五〇五

モ

毛利敬親……五〇六
默霖……五〇八
森鐵之助……五一〇
森田節齋……五一一
森田忠助　附與吉……五一二
守永彌右衞門……五一三

ヤ

安田孫太郎……五一四
安富惣輔……五一四
安元杜預藏……五一五
梁川星巖……五一五
矢野長九郎……五一六
山鹿素水……五一七
山鹿萬介……五一八
山縣小輔……五一八
山縣太華……五一九
山縣半藏（宍戸璣）……五二〇
山田市之允……五二一

山田宇右衛門……五二二
山田亦介……五二三
山根孝仲……五二五
山根武次郎……五二五
山本多右衛門……五二五

ユ

弓削三之允（矢野長九郎）……五二六
宥長……五二六

ヨ

横井小楠……五二七
横山重五郎……五二八
吉田榮太郎……五二九
吉田久滿（里）……五三一
吉田大助……五三二
吉村善作……五三三

ラ

羅森……五三三

レ

冷泉雅二郎（天野御民）……五三四

ワ

和田小傳次　附片野十郎……五三四

關係人物略傳

ア

會澤恒藏

名は安、字は伯民、號は正志齋・欣賞齋・憩齋、天明二年五月二十五日水戸藩士恭敬の家に生る。藤田幽谷の門に入り、刻苦勉勵して嶄然頭角を見はす。寛政十一年彰考館寫字生となり、文化元年より諸公子の輔導にあたり、齊昭は當時五歳なりしが、その後十七年間その嚮導を受けたり。文化五年歩士に列す、文政六年彰考館總裁の事を攝し、天保元年郡奉行、同十一年小姓頭兼弘道館督學、弘化元年齊昭致仕し、翌年會澤も亦退く。その後齊昭の寃を訴へんとして禁錮せられ、嘉永二年に及ぶ。六年米艦浦賀に來るや幕府齊昭を起して外國の議に參ぜしむ。ここに於て藤田東湖と共に藩主を助けて畫策獻替の誠を竭せり。文久三年七月十四日歿す、享年八十二。明治二十四年正四位を贈らる。

會澤は學識德望一世に高く、水戸學の最も有力なる代表にして著述七十餘卷、新論・廸彝篇・退食閑話・及門遺範・草偃和言・下學邇言等皆當時大いに讀まれたり。松陰は嘉永四年十二月水戸に遊び、會澤を訪ふこと數度、大いに啓發せられ、その後も水戸學の研究を續けて、その學風より受けたる影響少なからず。

第十卷一九八・二〇二・二一六・二一七・二一八頁　第八卷第五五號

青木研藏

周弼の弟、秋溪と號す。文化九年周防大島郡和田村に生る。幼にして父母を喪ひしも兄と共に蘭方醫たらんと志し、勉學大いに力め、長崎に赴きて獨逸人シーボルトに師事し、後江戸の宇田川榛齋の門に入り、學成りて伊東玄朴の塾に教ふ。嘉永の初め萩に歸り開業して名聲あり、同二年長崎に赴き種痘法を受け、痘苗を得て歸り大いに益を海內に致せり。文久元年藩世子の侍醫に擧げられ、同三年兄の家を繼ぎ、藩の醫學所好生堂教諭となる。明治初年朝廷に召されて大典醫となりしが、同三年九月八日歿す、享年五十六。

松陰は安政二年野山獄中に在り、同囚の病みて療法を知らざるために困しむを憐み、書を

研藏に寄せて醫書のことを問ひ、その指示によりて多く飜譯醫書を讀めり。

第四卷四一頁　第十一卷一五・一六頁

赤川淡水（あはみ）（佐久間佐兵衞）

通稱直次郎、別名義濟、號は思齋、後佐久間氏を繼ぎて佐兵衞と改む。天保四年萩に生る。中村道太郎（九郎）の弟なり。幼にして父を喪ひ、伯父赤川又兵衞に養はる。初め周防德山の黑神相模の塾に入り、又同じく周防右田の太田梁平に從學し、次いで藩校明倫館に學び、嘉永二年九月松陰の兵學門下となる。安政二年水戸に遊學し會澤正志齋に師事すること三年、歸藩して五年八月明倫館舍長、次いで助教となり、令名あり。松陰幽居中も文評を乞ひなどして兄事せるものの如く、再入獄の時も奔走斡旋せり。但し藩府との協調を主とせるを以て、松陰その心事を疑へることもあり。文久年間京都に在りて攘夷論を朝議たらしむるに功あり、元治元年禁門の變には家老福原越後に從ひ大いに戰ひしも利あらずして歸國し、恭順黨のために投獄せられ、十一月十二日斬に處せらる、享年三十二。野山十一烈士の一人なり。明治二十四年正四位を贈らる。

第四卷一三・二一・一六三・一八三・一八四頁　第五卷二六三頁・戊午文稿投獄紀事　第六卷八八頁第九卷第三五三・三七五・五八二・六〇三號　第十卷四二一・四二八頁　第十一卷四一七頁

赤根武人（松崎武人）

赤禰とも書く。通稱は幹之丞、舊姓松崎、周防大島郡柱島の醫三宅の子なり。幼にして海防僧月性に從學し、周防熊毛郡阿月の鄕校に入り、その地の士赤根雅平の養嗣となる。安政三年八月頃は松陰門下なりしが、後京都に出で梅田雲濱に學ぶ。同五年九月雲濱捕縛せらるるや、雲濱に寄せられたる志士の書簡等を燒きて證跡を湮滅し、自らは一旦捕へられしも疑解けて歸國し、松下村塾に松陰を訪ふ。松陰は伏見の獄を毀つの策を授けて彼れを亡命せしめたるも遂に成らず。松陰の歿後も松門の士と交り、文久年間は京都・江戸の間に往復して國事に働き、文久三年正月、江戸に於て松陰の遺骨改葬に參加し、馬關に於ける外艦砲擊にも加はり、文久三年九月高杉の後を承けて奇兵隊の總督となり、翌年八月四國聯合艦隊と戰ふ。慶應元年高杉の藩論統一運動に異見を懷き、遂に新撰組伊東甲子太郎の配下となり、長藩恭順派に內應して大義を誤る。慶應二年正月捕へられ、その二十五日

山口鰐石に梟首せられたり、享年二十八。

第六巻一六四・一八七頁　第八巻第二六三號　第九巻第三六九號　第十一巻八五頁

安藝五藏　江幡五郎を見よ

秋良敦之助

名は貞温、周防阿月の人、藩の重臣浦靱負の家臣にして早く明倫館に學び、松陰の父及び玉木文之進と親しく、從つて松陰も幼時よりその人を知れり。浦家の加判役公人として主家の爲めに圖り、殊に財政整理に功あり、夙に尊皇攘夷の思想を抱き、月性の感化を受けたること多し。嘉永より安政二年頃まで江戸にあり、松陰往復して時事を論ず。安政元年我が國水軍の微力なるを憂慮し、遂に蒸氣に代ふるに轆轤機を以てする人力船を發明し、同四年京都に於て梁川・梅田等と謀り出資者を得て二隻を造る。（第一號は四年、第二號は五年竣工）安政二年以來萩に在役すること多く屢〻松陰を訪ひて時事を談ぜり。松陰亦その人物を尊敬し、門人松浦松洞をしてその像を寫さしめんため阿月に赴かしめたることあり。その後浦靱負に隨

ひて國事に盡瘁し、元治元年佐々木龜之助と共に義勇隊の隊長たり。維新後神道中教院局長・少教正・鎌倉宮宮司となりしことあり。明治二十三年歿す、享年八十。大正元年正五位を贈らる。曾て僧月性は秋良の女を松陰に娶はせんとの意ありしといふ。

第四卷一九五頁　第五卷九二頁　第七卷一六六・二三七頁　第八卷第一四八號　第九卷第一九五・三三四・六〇三號　第十卷四二〇頁

安積艮齋（あさかごんさい）

名は信、或は重信、字は思順、通稱祐助、號は艮齋又は見山樓、岩代郡山の人。江戸に出で佐藤一齋に從學し、刻苦勉學し漸く頭角を見はす。後林述齋の門に入り、名聲を博す。嘉永三年六十一歳のとき擢でられて昌平黌教授となる。萬延元年歿す、享年六十七。論語埤註・論孟衍旨・見山樓集・艮齋文稿・同詩稿・同閒話等の著述あり。

天保十二年毛利敬親江戸の藩邸に文武の學校有備館を設くるや、艮齋その教授を兼任したるを以て、長藩士の彼れに學ぶ者多く、松陰も嘉永四年江戸遊學の際教を受け、「經學文章、卓爾たる大家にして諄々人を誘ふ、皆以て吾が學を輔くべし」といへり。

第二巻一二五頁　第八巻第二〇・一三一號　第十巻辛亥日記

阿座上正藏

名は正光、字は孝德、弘化三年（一説には同元年）長州藩士の家に生る。詳傳不明なれども、安政四年十二歳の九月、松陰の兵學門下となる、但し漢學をも併せ學びしものならん。六年松陰の東行を送る詩あり。文久三年五月馬關外艦砲撃戰には壬戌艦に乘組みて戰ひ、次いで荻野隊に入りて活動す。元治元年禁門の變に國司信濃に從ひ、嵯峨天龍寺に屯し、七月十九日の戰に中立賣門にて重傷を負ひ自殺す。享年十九。

第十一巻一九二・二三六・四二一頁

麻田公輔　周布政之助を見よ

足代權大夫

名は弘訓、號は寛居、天明四年に生る。父は弘早、家は世々伊勢の外宮神官なり。荒木田

久老・本居大平・同春庭等に從學し、京都・江戸の大家と交遊し、神典・國史・律令・歌集等の研究を以て知られ、著述少なからず。安政三年十一月五日歿す、享年七十三。松陰は嘉永六年五月、同十二月江戸に下る途上に於て訪問せり。

第四卷三二七頁　第八卷第一〇〇號　第十卷三七二頁

有吉熊次郎

名は良明（良朋と書きたるものあり）、字は子德、天保十四年長藩士近習傳十郎の次男として生る。少くして明倫館に入り、安政五年十六歳の春松陰門下となる。「有吉質直にして氣あり、而して本と讀書を以て業を建てんと欲す、今乃ち慨然相從ふ」とは松陰の評なり。安政五年十一月間部老中要擊策に血盟したるも果さず、叔父白根多助の嚴重なる監督下に置かれたりしが、十二月松陰投獄の由を聞き罪名論を以て奔走し遂に家に幽せらる。松陰は「子德は滿家俗論にして、恐らくは自ら持すること能はざらん。然れども其の正直慷慨未だ必ずしも磨滅せず、則ち亦時ありて發せんのみ」と言へり。後再び明倫館に入り、文久元年七月高杉晉作と共に御番手として江戸に下り、有備館にて勉學す。翌年十一月久坂・高杉等の攘

夷血盟に加はり、十二月品川御殿山の英國公使館を燒く。文久三年藩命を受けて航海術を學び、後京都に上り學習院に入り、松門の同志と共に列藩の志士に交り、攘夷即行の氣運釀成に與る。五月歸國して久坂玄瑞と共に山口に於て八幡隊を組織す。元治元年七月十九日禁門の變には久坂玄瑞・入江九一等と鷹司邸に籠りしが、戰利あらず、自刃して終る、享年二十二。明治二十四年正五位を贈らる。

第五卷三二五頁・戊午文稿嚴囚紀事・投獄紀事　第六卷一二五・二三七・二三八頁　第九卷第三二四・三二九・四二二號　第十一卷五三・五七頁以下・二二三・二四二・二四三・三二八・四二一頁

天野清（精）三郎（渡邊蒿藏）

名は寛、松陰は後起雄と呼びしことあり。安政四年の冬十五歳の時松陰の門に入る。「天野は奇識あり、人を視ること蟲の如く、其の言語往々吾れをして驚服せしむ、……一世の高人物」として松陰に愛せられ又囑望せらる。松陰の歿後は長藩の海軍所に入り、又高杉晉作の奇兵隊創立にも奔走し、國事に盡瘁す。慶應三年英國に留學して造船術を研究し、明治七年歸朝、工部省に入り、次いで大阪司檢所長となる。後長崎造船所を創設し、大い

に我が國造船界に貢獻す。在官中從五位に敍せらる。昭和十四年九月七日を以て郷里萩に終る、享年九十七。最近迄生存せる松陰門下唯一の人なり。

第五卷三六三頁　第六卷八五・一二六頁　第九卷第三二四・三二九・四四八・五八五・六一二號

第十一卷一六八・一七〇・一九二・四二二頁　第十二卷二〇〇頁以下

天野御民　冷泉雅二郎を見よ

鮎澤伊太夫

名は國維、字は廉夫、文政七年水戸藩士高橋諸往の次子として生る。長は贈正四位高橋多一郎なり。鮎澤正行の養嗣子となり、天保の末その家を繼ぐ。弘化元年藩主齊昭謹愼を命ぜられし時、事に坐して禁錮せられ、後又出でて矢倉奉行・寺社役等を經、安政年中勘定奉行となる。安政五年水戸に密勅降下の事あるや、上書して列藩に傳達すべしとなせるも用ひられず、次いで大獄起るやその翌六年秋同藩の安島（あじま）・茅根・鵜飼父子等と共に捕へられて親類預けとなり、八月二十三日江戸傳馬町の獄に繫がる。同二十七日遠島の刑を受け、

同年十一月十四日改めて豐後佐伯藩に禁錮せらる。居ること四年、赦されて水戸に還り、勘定奉行に復し奥右筆頭取となる。元治元年三月水戸の內變に敗れて京都に潛伏、明治元年正月賊徒掃蕩の勅命に從ひて水戸に歸り、事に從ひて功勞ありしが、同年十月一日弘道館に戰ひて死す、享年四十五。明治三十一年從四位を贈らる。
松陰は安政六年江戸獄にありて文通し互に相許すところあり。松陰刑死後獄中追悼歌を輯錄したるはこの人なり。

第七卷三二五頁　第九卷第五九九・六〇〇號以下數通

蟻川賢之助

名は直方、自强堂と號す、松代藩士なり。佐久間象山の門下にして、象門の二虎(吉田寅次郎 小林虎三郎)につぐ俊秀と稱せらる。松陰は同門のこととて親しく交はれり。「高論大議なし、但し礮碩の技、蠻行學等に別才あり、蓋し得易からざるなり」と松陰は見たり。後松陰の象山と通信をなす時、蟻川よく居中周旋せり。象山蟄居後は江戸に於て、後には松代に於て、蘭學及び砲術の教授をなす。文久三年正月藩の鐵砲奉行となり、幕府の洋銃隊取調掛を兼ね、

十月幕府の講武所砲術教授並びに書役となる。元治元年藩主に從ひ京師警衛に出役し、明治維新の際は步兵隊長として越奥に轉戰す。二年兵部大丞となり、在職數年にして辭す。二十四年四月十三日歿す、享年六十。

第七卷九七頁　第八卷第一七七・一九五・二〇七・二四三・二六二・二七九號

イ（ヰ）

飯田猪之助

名は直方、通稱左門、履軒と號す、長藩大組の士なり。嘉永六年頃は世子近侍、安政三年頃は世子御附番頭兼御書物掛たり。萬延元年春藩校明倫館學頭となり、元治元年六月九日歿す。松陰はこの人に就きて十七歲の時、西洋陣法を學び、嘉永二年共に御手當御內用掛を命ぜられて、長州北西岸の防備を巡視せることあり。

第一卷二四四頁　第八卷第二五・九四號　第十卷三・七頁　第十一卷一四八頁

飯田吉次郎

名は俊德、安政四年十一歳の九月松陰の兵學門下となれるも、その他の教育も受けたり。「書を讀むこと河の如し、三國志を課す」とあり。松陰の別筵に列し送別の詩あり。慶應元年奇兵隊士として國事に盡す。同三年七月藩命を以てオランダに留學し、歸朝後工部省に入りたりといふ。

第四卷三八六頁　第十一卷二一〇・二三三・四二一頁

飯田正伯

長藩醫師なり。松陰の兵學門下となれるは安政五年三十四歳の八月にして、九月末江戸遊學の途に上りしを以て、特に深き師弟關係を結べるものとも思はれず、唯だ安政六年七月、松陰江戸傳馬町の獄に繋がれし頃、尾寺新之丞・高杉晉作と共に江戸にありしを以て周旋大いに勉め、刑死後尾寺等と遺骸の請受埋葬等に奔走盡力せり。翌萬延元年七月浦賀の富豪を襲ひ軍用金を調達せんとして捕へられ、文久二年獄中にて病歿す、享年三十八。

第七卷三二九頁　第九卷第三五三・四三五・五八七號以下數通・六〇九號　第十一卷四二二・四二七頁以下

生田良佐

天保七年周防大野村に生る。父は毛利隱岐の家臣郷校弘道館祭酒箕山にして、良佐はその次男なり。幼より父に薫陶せられ、長ずるに及び僧月性等の影響を受けて國事を患ふ。安政五年二十二歳の七月初めて松陰に見え、滯在一週間ばかりなりしも、大いに觸發せらるる所あり。その慫慂をうけて直ちに京都に上り、これより先き同地にありし松陰門下の久坂・中谷等と共に梁川星巖・梅田雲濱・賴三樹三郎等と畫策したるも、幕吏の志士捕縛直前にて長く滯在するを得ず、再び歸國して松陰に報告す。後間部老中要撃策のことあり、良佐も加はらんとせしが、自宅に監禁せられ、同六年十一月免されて萩の明倫館に入學を命ぜらる。不幸にして眼疾に罹り歸郷療養中萬延元年十一月歿す、享年二十五。大正十三年從五位を贈らる。

第五卷一九六・二四七頁　第九卷第三三九・三八一號　第十一卷一七二頁

池部啓太　附彌一郎

名は春常、如泉と號す、肥後藩士、食祿百石。寛政十年熊本に生る。家世々數學（天文・測量・曆・算）師範たり。幼にして測量を伊能忠敬に、天文を末次忠助に、砲を高島四郎兵衛及び四郎太夫（秋帆）に學び、砲術師範を兼ぬ。天保十四年高島秋帆の事に坐して、江戸藩邸に幽せらること三年、後免されて國に歸る。松陰の始めて熊本に赴くや、先づ池部を訪ふ。蓋し長崎の高島淺五郎の紹介によるか。淺五郎は秋帆の子なり。池部は當時五十三歳にして學識天下に轟き、著書又多く、鬱然たる大家なり。故に松陰の得る所も多かりしなるべし。宮部鼎藏を始めて松陰に紹介したるはこの人なり。松陰は後嘉永六年熊本に赴き池部家を訪ふ。又安政二年萩の人松本源四郎の熊本に遊學せんとするや、池部に就きて語る所あり。池部はその後藩の砲術指導者として國事に奔走し、貢獻する所大なりしが、明治元年歿す、享年七十一。彌一郎は啓太の子なり。

第八卷第一七九號　第十卷九四・四一一頁

諫早（いさはや）生二

半三郎・巳二郎ともいふ。嘉永二年九月松陰兵學門下となる。維新後寺社局に出仕し、又

赤間宮宮司となる。明治十五年頃東京松陰神社の創立に盡力す。在官中正六位に敍せらる。

第十一卷四一七頁

市之進

吉田榮太郎に指導せられ、遂に安政四年十四歳の八月松陰の教を受くるに至りし頑狂無賴の少年なり。安政五年も在塾、その後特別に世人より記憶せらるるが如き人物とならざりしが如し。

第四卷三三二・三三八・三四五頁　第五卷一五〇頁

伊藤靜齋

通稱は木工助（もくのすけ）、もと長門船木の生にして長谷川某といへり。壯年故ありて馬關に在りしに、同地の大年寄にして本陣なりし伊藤木工之丞の嗣子久造幼少なるを以て中嗣養子に望まれ、遂に伊藤姓を冒す。文武の嗜あり諸藩の士と交ありしが如く、平戸の葉山佐內とは特に親交あり。後讒に會ひ安政四年十二月頃まで約三年間屛居を命ぜられしことあり。明治十六

年歿す、享年七十五六。

松陰は嘉永二年六月海防巡視の藩命を受けて馬關迄出張せし時相識り、同三年鎭西遊歷の途次その家に宿泊す。その後終世文通を續けたり。

第一卷一九一頁　第八卷第二八七號　第九卷第三四九號　第十卷二三・九八・一一二・四一三頁

伊藤利助

幼名を俊助といひ、後利助・俊輔と改め、終に博文といふ、號は春畝、花山春太郎・林宇一は一時の變名なり。天保十二年九月二日周防熊毛郡束荷村林十藏の嫡子として生る。幼時三隅勘三郎の寺子屋に入り、嘉永二年九歲の時萩に移り住み、他家の從僕となり辛酸を嘗めたり。十四歲の時父が足輕伊藤直右衛門の養子となれるを以て姓を伊藤と改む。それより松陰の外叔久保五郎左衛門の塾に入り、安政三年十六歲にして相模出役を命ぜられ、來原良藏の手附となり、その教導を受け、翌年九月歸國の際その紹介によりて松陰の門に入る。「利介亦進む、中々周旋家になりさうな」と見込まれたり。五年七月藩府松陰の意見を容れて京師の事情偵察のため青年六名を派遣するや、その命に膺り翌月歸る。十月來

原に從ひて長崎に赴き、翌六年六月歸國、十月桂小五郎に從ひて江戸に下る。着後間もなく松陰處刑の事あり、飯田・尾寺・桂と共にその遺骸を回向院に葬る。その後尊皇攘夷の運動に參加し、概ね桂小五郎に從ひて活動す。文久三年三月松陰に從學し尊攘の正義を辨知し心得宜しきを以て士分に擧げらる。同三年五月十二日二十三歳にして井上聞多等とロンドン留學の途に上る。翌元治元年三月英佛蘭米の聯合艦隊が馬關襲擊のことあらんを慮り、井上と共に急遽歸國し、六月二十三日山口に入り、攘夷の不可なる所以を力說す。後馬關の戰利あらず、高杉晉作を正使とする講和談判には通譯として活動し、慶應元年三月高杉と共に再び海外に赴かんとして果さず、薩長聯合に奔走し、英國との握手に盡力す。長州征伐前後は軍艦の購入、英國をして幕府に加擔せんとする佛國を牽制せしむること等に盡力す。明治元年正月外國事務掛を命ぜられてより以後次第に要職に進み、明治三年米國、五年歐米各國、十五年歐洲、十八年淸國、三十年英國に派遣せられ、總理大臣たること四度、その間憲法草案の起草に膺り、樞密院・貴族院の議長となり、晩年韓國の統監として、松陰の抱ける大陸政策實現に盡力す。明治十七年伯爵、二十八年侯爵、四十年公爵を授けらる。四十二年十月露都に向ふ途上ハルビン驛頭に於て兇彈に斃る、享年六十九。

從一位を贈らる。

第五卷二二一・二六二頁　第七卷三二九頁　第九卷第三二九號　第十一卷四二八頁

伊藤傳之輔

名は忠信、萩城外松本村仲間某の家に生る。門下生なりとの確證はなきも、安政五年六月頃時々松陰を訪ひ、七月杉山松介・伊藤利助・岡仙吉(千吉郎)等の塾生と共に藩府より京都に情況偵察のため派遣せられ、又大原三位西下策に野村和作等を上京せしめし時、仲間として在京せる彼れが協力したる點より見て、松下村塾には學ばずとするも、時々往復し最も松陰を尊敬せし一人なることは疑ふべからず。而して大原策に關聯して同年十二月幽囚せられ、翌六年正月投獄せらる、萬延元年閏三月迄在獄。その後國事に奔走し、文久二年伏見寺田屋事件のときも薩摩の有馬新七等を援けんとせる一人なり。後慶應の初年奇兵隊に入り運送方を勤めしことあれども、その後の事歴詳かならず。

第五卷二二一・四四三頁　第六卷一二六・一三五頁　第九卷第三三一・四一六・四二三・六一二號
第十一卷一九四・二四〇・三二七・三八四頁

井上壯太郎

長藩士井上與四郎の嫡男なり。與四郎は御用談役といへる要職に就きしこともあり、松陰の父執なり。壯太郎は明倫館に學び、嘉永二年九月松陰の兵學門下となる。三年九月酒狂のことより逼塞を命ぜられ、翌年三月擊劍修業のために松陰等と江戸遊學の途に上る。與四郎よりの懇望もありしため、松陰は特に壯太郎の修學に就きては注意しよき勸告者たり。江戸にては劍術の外に鳥山新三郎・江幡五郎等に就きて學び、同年末松陰亡命のことに關係ありしを以て逼塞を命ぜらる。五年五月一旦歸國せるも、翌年再び出でて砲術などを學べり。翌年松陰の下田踏海後も身邊を警戒せられたる一人なり。安政五年末頃より松陰と意合はざりしも、後年藩吏となり奥番頭に進むと云ふ。

第二卷一一七頁　第八卷第一五・二〇・三五・四二・七八・八四號　第十卷三一七・三二三頁　第十一卷二七四・二八四・二八七・二九〇・四一七頁

入江杉藏　附母滿智

名は弘致、又は弘毅、字は子遠、通稱は萬吉・喜一・九一、後に杉藏、更に改めて九一といふ、出原萬吉郎・河島小太郎は一時の變名なり。天保八年四月五日萩土原（ひぢはら）に生る、長藩足輕嘉傳次の長男、和作（子爵野村靖）の兄なり。幼くして堀某の寺子屋に入り、十三歳御藏元の胥徒（しよと）となり、十七歳福原冬嶺の門に入り、中谷正亮等と交り、初めて天下の事を知るに至る。安政三年七月父を喪ひ、翌年三月二十一歳にして江戸の藩邸に胥徒となり家計を立つ。安政五年七月江戸より飛脚として歸り、居ること數日、はじめて松陰を松下村塾に訪ひ、後十月再び歸國せる時も亦松陰を訪ひ、その十一月十二日入門せり。當時は松下村塾徒の間部老中要撃策起りし頃にして、入江も亦その血盟者の一人なり。この計沮まれて成らず、遂に松陰は獄に投ぜらる。この時入江は松陰の罪名問題に奔走して他の七人と共に家囚となる。彼れは松陰に師事すること最も短かりしも、肝膽相照し、その着實溫厚なる人格に期待せられ、高杉・久坂・吉田（榮）・久保等と共に松陰意中の門人なり。彼れも亦松陰を篤信し、その精神を繼承せんとする志に於て最も純なるものありき。松陰入獄の頃、大原三位西下策に與り、又伏見要駕策の爲めに上京せんとせしが、共に弟和作をして重任に膺らしめたり。不幸にして皆失敗し、遂に兄弟共に投獄せられ、當時の松陰には羽翼を奪はれ

たるの感あり。乃ち忠孝死生の工夫につき書信を往復して互に心腸を練磨す。松陰刑死後尙ほ獄中に在り、久坂玄瑞の指導を受けつつ勉學大いに力む。萬延元年閏三月免獄、その後胥徒として江戸に派遣せられ、文久元年二月水戸に天狗黨の視察を命ぜられ、三月歸國、その後佐波郡德地宰判の御番所手子雇夫となり母に孝養を盡す。文久三年二十七歲の正月、松陰に從學し尊攘の正義を辨知し、心得宜しき者として士分の待遇を受け、二月京都に派遣、三月中山侍從の出奔に隨ひて萩にかへり、再び上京、更に下關の外艦砲擊の時は同地に下り、馬關總奉行所列座に擧げられ、高杉・久坂等と協力して大いに爲すところあり。その後京阪の間を往來して活躍、元治元年七月十九日の禁門の變には久坂・眞木和泉・來島・寺島等と共に參謀の一人なりしも、戰利あらず、鷹司邸に於て戰死せり、享年二十八。遺骸は京都靈山に葬る、又別に鞍馬通上善寺に首塚あり。明治二十四年正四位を贈らる。

第五卷一八七頁・戊午文稿巖囚紀事・投獄紀事・四三七頁　第六卷己未文稿　第七卷二五〇・三一九・三二九・四一〇・四一四頁　第九卷第三三七・三六一・三六六・三七五號以下安政六年二月より五月まで多數の書簡・五八五・五九二・六二四・六二五號　第十一卷一八四・一八七・二一一・二二五・三三〇・三八四頁

母滿智は安政三年夫に死別し、爾來杉藏・和作・壽美三人の教育に心を碎き、殊に杉藏兄弟が松陰の門人となり、國事に奔走するや、病弱貧窮の中に在りてよく苦難を忍び、常に兄弟を激勵す。安政六年二月三月兄弟獄に投ぜらるるや、その慘苦最も甚しけれども、松陰先生すらなほ獄に在り、先生の命に從ひて今日のことある何ぞ傷まんと言ひて平然たり。松陰その義烈に泣けり。松陰歿後も兄弟は國事に奔走し、死生の間に出入す。而して兄杉藏は元治元年七月京都に戰死し、弟和作幸に生殘りて明治新政府に仕ふ。晩年幸福なりしも、常に松陰の恩顧に感謝せりといふ。明治二十六年八月二十六日歿す、享年八十九。

第六卷二四四頁　第九卷第五〇三號

ウ

鵜飼吉左衞門　同幸吉

名は知信、字は子熊、號を聒翁といふ、水戸藩士。天保年中小十人組に列し、後進みて京都の水戸藩邸留守役となる。弘化元年藩主齊昭致仕を命ぜらるるや、その寃を雪がんとして官を罷めらる。嘉永六年復職して京都に赴任し、攘夷說を採りて梁川・梅田・賴等と共

に公卿間に活躍し、安政五年八月密勅降下するや、長男幸吉(名は知明)・日下部伊三次をしてこれを奉じ江戶藩邸に入らしむ。事に因りて父子共に捕へられ、安政六年八月二十七日傳馬町の獄に於て刑死、幸吉は獄門に梟首せらる。時に吉左衞門は六十二歲、幸吉は三十二歲なり。明治二十四年父子共に從四位を贈らる。

松陰は嘉永六年十二月京都に於て吉左衞門を訪ひ、刑死の時は江戶獄中にありて父子の死を悼めり。

第八卷第九七號　第九卷第六二二號

梅田雲濱

名は始め義質、後に定明、通稱は源次郞、雲濱・湖南・東塢はその號、文化十二年六月七日若狹小濱に生る、藩士矢部岩十郞の次男なり。長じて祖父の生家なる梅田氏を冒す。藩校順造館に學びしが、十五歲京都に出で、翌年江戶に下り崎門學を奉ずる藩儒山口菅山に就きて學ぶこと多年、二十六歲歸國し、翌年父に隨ひて關西九州を遊歷、天保十二年二十七歲の頃より近江の大津に湖南塾を營み約二年にして京都に移り、若林强齋の立てし望楠

軒の講主となる。これより先き藩政及び外寇防禦に關し度々藩主に上書したるが、遂に忌諱に觸れ嘉永五年三十八歳にして士籍を削らる。安政元年江戸に出で水戸に赴き、再び歸京したるも、この頃より梁川・賴などを初めとして頻々として往來する志士と共に國事を議す。安政三年十二月には萩に至りて長藩が勤皇攘夷の先鋒たらんことを慫慂す。翌年正月去りて筑前に赴き平野國臣等と謀議して歸京し、大和五條・十津川方面に出でて事を謀れり。安政五年二月同志と謀り、老中堀田正睦の奏請する米國との通商條約を聽許あらせられざるやう粟田青蓮宮その他正議の公卿に入說、極力活動して遂に密勅水戸に下るを見るに至る。九月初旬捕へられ、翌年正月九日江戸に着き、小倉藩主小笠原家の邸に預けられ、幕吏の取調を受けしが脚氣病に罹り、その九月十四日歿す、享年四十五。明治二十四年正四位を贈らる。

松陰は嘉永六年十二月京都に於て、翌年三月江戸に於て、雲濱と交り、安政四年正月には萩に於て幽室に慰問を受け、松下村塾の額面揮毫を依賴したる程なれども、性格的に又方法的に相容れざる所ありしか、遂に推服するには至らずして終る。

第七卷三二〇頁　第八卷第九八・一七七・二三三・二六二・二六三號　第九卷第三六六・五八八號

第十卷四一八頁

浦靱負（ゆきへ）

名は元襄、長藩の重臣國司（くにし）就孝の次男なり、後出でて阿月（あつき）の浦氏を嗣ぐ。秋良敦之助等の力によりて家政を整へ、弘化四年擢でられて國老となり、爾來益田彈正と協力しつつ藩政の首座にあり、治績大いに擧る。萬延元年六十五歳にして致仕す。文久二年長藩の兵庫警衛の總奉行となり、次いで禁門の護衛に任じ、又世子に隨ひて江戸に下る。後老齡にして職に堪へず引退す。明治三年歿す、享年七十六。明治三十五年正四位を贈らる。松陰は藩老として尊敬し書を贈りて意見を述べたり。殊にその采邑阿月の正氣に期待するところ多かりき。

第五卷二五五頁　第七卷三二九頁　第九卷第六〇三號

エ（ヱ）

惠純

號は江陽道人、文政十年八月長門宇部に生れ、幼にして出家、萩の德鄰寺に入る。後修行のため諸國を歷遊し、嘉永・安政の頃鎌倉圓覺寺に在り。松陰は伯父竹院が瑞泉寺主なりしを以て屢〻同地に遊び、同國の誼に由り相交はるに至る。安政四年惠純は一旦萩に歸り、後又屢〻出遊せしことあるも、文久元年以後は出でず。明治元年德鄰寺第十四世の方丈となる。明治三十三年九月二十四日寂す、享年七十四。

第八卷第七八號　第九卷第三〇九號　第十卷三八五頁

江帾(えばた)五郎（那珂通高）

名は通高、字は堅彌、梧樓と號し、晚年には蘇隱と稱す。文政十年出羽大館の藩醫道俊の次男として生る。文政中父の南部藩に仕ふるに伴はれて盛岡に移る。十八歲にして藩主の近習に擧げられたるも、志す所あり、亡命して江戶に出で、安積艮齋・東條一堂に師事し、更に大和の森田節齋に學び、遂に廣島の坂井虎山の塾に入り、その塾長となる。この時長州人土屋蕭海と相知る。嘉永二年南部藩に藩主廢立の內紛あり。この時兄春庵は姦臣田鎖左膳に反對して投獄せられ、その九月獄死す。廣島に於てこの報を獲たる五郎は大和の森

田節齋のもとに歸り、復仇の計を樹て、一時大阪に潛伏し、嘉永四年秋江戸に下り、鳥山新三郎の塾に寓す。ここに於て當時江戸遊學中なりし土屋を介して、同じく江戸に在りし松陰及び宮部鼎藏と相識るに至る。歲の十二月兩人東北遊の途に就くや、五郎從ひて常陸に遊び、翌年正月末白河まで同行す。それより石卷に隱れて敵情を偵察し、三月松陰等に遭ひし時は近く事を遂ぐべき由を語りしも、結局機を失して成らず、荏苒歲を閱するうち仇は病死せり。後藩政の改革あり、安政六年五郎は六十石を給せられて家を興し、翌萬延元年以後は藩校作人館の教授たり、殊に博學多識を以て知らる。明治元年奧羽諸藩連合して新政府に抗するや、五郎も參謀の一人たり、その十月禁錮せらる。明治四年免されて以來東京に私塾を營みしが、後大藏省の囑託となり、更に文部省に轉ず。小學校用教科書の編纂をなし、古事類苑の編輯にも關係せり。明治十二年五月一日歿す、享年五十三。

第十卷東北遊日記・同東征稿　第八卷第四二・六二・六七・七七號

オ（ヲ）

大木藤十郎

名は忠貞、號は野鶴又は可月、大木甚之右衛門の次男、後大木左内の養嗣となり、船番に補せらる。坂本天山・高島四郎太夫に從ひて砲術を修む。明治六年十一月二十二日歿す、享年八十九。

松陰は嘉永四年西遊の際屢〻訪問し、同六年露艦を長崎に追ひしときも訪ねたり。

第十卷三二・八八・九〇・四一二頁

大久保要（かなめ）

名は親春、字は子信、靖齋と號す、常陸土浦の藩士なり。文化十五年二十一歲にして中小姓、學校教職を兼ぬ。後海防の事を掌り、又學頭となる。藤森恭助を文學教授として招聘せるはこの人なり。嘉永三年藩主大阪城代となるや、大久保は翌年公用人となりて赴任し、大いに兵制を改革す。後兵庫開港の事傳はるやその反對論の先鋒たり。彼れはもと長沼流の兵家なれども、西洋砲技器械の長を採り、最も國體を重んじ皇室の式微を慨歎す。安政五年歸國し、翌年幕命により禁錮せられ、十二月十三日病を以て歿す、享年六十二。明治二十四年從四位を贈らる。

松陰は嘉永六年十二月、大阪に於て面會せり。

第八卷第九八號　第九卷第三一四號

大高又次郎

名は重秋、播磨林田藩士なり、大高源吾の後裔なりと云ふ。幼より京都に出でて、梅田雲濱の門に入り、兼ねて武田流の兵法を修め、革甲の製造に巧なり。安政五年京都に於て松陰門下野村和作等と交り、翌六年正月平島武次郎と共に萩に來り義擧を謀らんとして成らず、空しく歸れり。去るに臨み、その三月毛利藩主の東勤を伏見に要し、公卿大原重德等と事を擧げんことを野村和作に告げたり、伏見要駕策これなり。松陰はその後大いに藩主の身上を憂へて畫策し、遂に野村をしてこれに赴かしめたり。事は未遂に終れるも、野村の出奔は兄入江の投獄となり、松陰と門下生との間に意見の相違を生じ、最も痛切なる葛藤を惹起する端となれり。大高は歸京後益〻尊攘の說を主張し、元治元年七卿及び長州藩の爲めに奔走し、六月五日同志と共に三條池田屋に會合中新撰組の襲ふところとなり、宮部鼎藏等と共に戰死す、享年四十四。明治二十四年正五位を贈らる。

第六卷九三・二二三頁　第九卷第四四六・四四七・四五〇・四五三號

大谷茂樹

名は實德、字は篤甫、通稱は始め與十郎、後茂樹に又樸助と改む、雪溪又は梅窓と號す。天保九年長門須佐に生る。藩の重臣益田右衛門介（彈正）の家臣にして、小國剛藏の門人なり。安政五年四月松下村塾に來りて學びしことあり。文久年間には京攝の間を往來して時事探索に盡力し、元治元年禁門の變後益田右衛門介德山に幽せらるるや、小國剛藏等と事を謀りしも遂に及ばず、主人自刃を命ぜられ己れまた蟄居を命ぜらる。慶應元年正月脫走して志士を糾合し回天軍と稱し、自ら總督となりて上京遺恨を報ぜんと謀りしも、恭順派に捕へられ切腹を命ぜらる、慶應元年三月一日なり。享年二十八。

第五卷一四四頁　第七卷二三一頁　第九卷第三二四・三九六號

大原重德

中納言重尹の子、世々公卿たり、正三位左衛門督を拜し後參議に陞る。夙に皇室の式微を

歎き幕府の專横を憤る。安政五年松陰門下たる中谷正亮・久坂玄瑞・入江杉藏等が京都に於て謁し時事を議してより、松陰は義擧奉戴の人物なりと見込み、遂に長州に迎へて事を擧げんとし、所謂大原三位西下策を樹つるに至れり。後又同六年毛利藩主の東勤を伏見に要して京都に迎へんとする志士の策謀にも關與せり。共に未遂に終りしも松下村塾と最も關係深き公卿なり。文久三年六月勅使として江戸に下りしことあり、維新後刑法官知事に任じ、從二位に敍す。明治十二年四月一日歿す、享年七十八。正二位を贈らる。

第五卷二五四・三一四頁　第六卷一四九頁　第七卷三二〇頁　第九卷第三六九・四一六・四三七・四四七・五一三・五八八號

岡仙吉（千）

後に千吉郎といひ、水門の號あり。安政五年松下村塾にあり、その七月藩命により京都の情勢探索のため他の五人と上京せしことあり。入江杉藏と最も友とし善く、入江の投獄に際しては種々周旋し、その母滿智子を慰めたり。文久三年京都に在りて活動し、慶應の頃は奇兵隊にあり、その後のこと詳かならざれども、明治二十二年松陰の贈位を祝するの歌

あり。

第五卷二二一頁　第九卷第三四四・三五三・四一六號

岡田耕作

藩醫岡田以伯の子にして、松陰とは姻戚關係にありしが如し。安政四年九歲にして松陰の幽室に出入せるものらしく、五年正月二日にも來りて書を授けんことを請へり。松陰その精勤を賞したる文あり。同五月五日端午の日も休まず教を受けたること、五年十二月松陰投獄の別筵に列れることなど知り得べきも、爾後の事明かならず。

第五卷九一・一五二頁　第十一卷二〇〇頁

岡部繁之助

名は利和、通稱は後ち仁之助に改め、明治初年これを名とし、明治六年以後利輔と改む。長藩士岡部藤吾の次男にして富太郎の弟なり。天保十三年萩に生る。安政三年八月松陰に兵學入門の起請をなし、十二月一日幽室に松陰を訪ひて引續き教を受け、安政五六年の交、

兄弟共に松陰を援けたり。松陰は「子楫の母賢にして弟は友なり、以て家を託するに足る」と賞せり。六年五月松陰東行の際送別の詩を賦す。松陰これを見て、「この人吾れ曾て友弟を以てこれを目す、清太（外弟久保清太郎）も亦以て然りとなす、愛すべきなり」と評せり。以て親密の度を察すべし。松陰の歿後國事に奔走し、文久二年十月京都に於ける松陰の慰靈祭に列す。元治元年藩世子近侍として機密に參與し、命に依り亡命せる高杉東行を京都より連戻したるはこの人等なり。慶應三年干城隊世話役として上京す。その後維新頃の事蹟明かならず。明治以後工部省に入り、明治四年造船大屬、六年製作寮七等出仕、同年正七位に敍せられ、七年製作寮六等出仕となり、後官を退きて萩に歸る。大正八年歿す、享年七十八。

第六卷五七・一二四頁　第十一卷九二・一〇六以下・二三二・四二〇頁

岡部富太郎

名は利濟、字は子楫、巨川と號す。長藩士岡部藤吾の嫡子にして、天保十一年萩に生る。松陰の友來原良藏の甥なり。幼より良藏・土屋蕭海等に學び又明倫館にて文武を兼修す。

安政四年始めて村塾に來り松陰の門下生となる。同年藩老益田親施(彈正)に言路開拓の進言をなし、同五年その采地須佐の育英館と松下村塾間に塾生交換教授の議起りし際、松陰の命により村塾の富永有隣・久保清太郎に率ゐられて須佐に赴けり。「子楫は鋭邁俊爽なり、然れども吾れ常に其の退轉せんことを惧る。……吾れ其の氣鋭なるを愛す」と松陰は評せしことあり。同年十二月松陰投獄の際、罪名論を以て藩の重役に迫り暴徒と目せられし八人組の一人なり。松陰歿後も塾徒と交り、文久元年十二月の「一燈錢申合」にも參加し、文久二年、藩世子廣封の警御となる、尙ほ同三年干城隊の前身たる大組隊の副長參謀となる。慶應二年四境戰爭には勇力隊を率ゐ小瀬川口に功を奏す。明治元年、干城隊中隊司令官として北越に轉戰して功あり。維新後官に在りしも、明治七年佐賀の亂起るや兵力を用ひずしてこれを鎭定せんことを建議し、却つて投獄せらる。後免されて山口・大阪・兵庫の諸縣に在官す。明治二十八年五月歿す、享年五十六。

第五卷一一一・三二五・三四三頁及び戊午文稿巖内紀事・投獄紀事・同附錄　第六卷七五・九五・一二四・一九〇・二三〇頁　第七卷二四四・四一一頁　第九卷第三二九號・安政六年四月頃まで關係書簡多し・六一二號　第十一卷一五九・一六九・一八一・一八五・二二六・三二八・四二一頁

荻野時行（佐々木貞介）

名は毅、字は時行、通稱を隼太といひ、後の佐々木貞介なり。號は松墩、長藩士なり。長門須佐に生る。小國剛藏門下の俊秀にして、安政五年二月松下村塾を訪ひ、大いに發奮興起せしめられ、爾後松陰に弟子の禮を執り、又須佐の育英館生と松下村塾との提携に盡力す。安政五年六月江戸に遊學し、安井息軒に學ぶ。次いで歸國して藩老福原氏の儒師佐々木玷の養嗣となる。元治の變に際し京都に從軍して參謀たり。後山口明倫館の教授となり、明治初年豐岡縣・京都府に官たり、尋いで京都師範學校に教ふ。明治十七年十月中風を患ひ翌年歿す、享年五十一。松墩遺稿あり。

第七卷二二四頁　第五卷一三〇・一四四頁　第九卷第三一〇・三二四・三二六・三五八號

小國剛藏

名は武彝、嵩陽はその號、後通稱を融藏と改む。家は長門須佐にあり、世々長藩家老益田氏の家臣なり。歲十九家を脫して江戸に行き、某氏の學僕となり苦學年を積む。弘化二年

二十二歳の秋昌平黌に入り、又安井息軒に學ぶ、後大學頭林倜齋の賓客となる。夙に經國の大計を抱き蝦夷地開拓の說を唱へ、單身奥羽より蝦夷に渡る。嘉永四年須佐に歸りしに、家祿五十石を給し鄕校育英館の教授に擢でらる。嘉永六年益田彈正に從ひて浦賀警備に出役、翌年七月江戶に至りて野寺慵齋につき兵要錄の口義を聽き、未だ終らざるに益田の歸國の期に當りたるを以て歸る。後小倉に至りて藩士某に就き兵要錄を卒業す。それより九州を歷遊し、歸來再び育英館の教授たり。僧月性・土屋蕭海と親しく、又松陰と善く屢〻書簡を往復す。安政五年三四月の頃より松下塾生と育英館生と交換教授のことありしは注意すべき出來事なり。文久二年長藩主公武合體に周旋するや益田彈正京都に在り、小國はその用人として諸藩志士の間に周旋す。元治元年七月禁門の變には久坂玄瑞の遺託を受けて國に歸り、大いに爲す所あらんとせしも果さず、翌月益田彈正は恭順派のために德山に幽せらる。小國は須佐に歸り大谷樸助・河上範三・津田常名等と謀り、死を以て益田を奪還せんとの議を唱へ、百方奔走せるも容れられず、益田は遂に切腹を命ぜらる。小國は蟄居を命ぜられ怏々として娛しまず、遂に病に罹り翌年閏五月二日歿す、享年四十二。大正五年從五位を贈らる。

第四卷三七二頁　第五卷一一四・一三〇頁　第九卷第三一五・三二一・三八〇・六〇三號

小倉健作

幼名は百合熊、後乾(健)作、字は士健、鯤堂又は劍溪と號す。天保三年藩醫松島瑞蟠の三男として生る。松島瑞益及び小田村伊之助の弟なり。小倉尙藏の養子となりしが、後出でて松田姓を名乘り名を謙三と改む。松陰とは早くより相識れるものの如く、嘉永四年江戸に遊學し、安積艮齋の門に入り、松陰とも相往復し、翌年末松陰亡命の一件に盡力して、遂に藩譴を蒙るに至る。安政元年松陰下田踏海前後も爲めに周旋せり。安政四年松陰は小倉を松下村塾の師たらしめんとせしことあるも果さず。三月江戸にありて亡命す。後四方を漫遊し文を賣り自活すれども、酒癖ありて終に大成せず。明治以後東京に在りて毛利氏の史料編輯事業に從ふ。明治二十四年一月十四日歿す、享年六十一。

第五卷三二八頁　第八卷三〇・三九・一一七―一二二號　第十一卷一四〇・二七三頁

小田村伊之助（楫取素彥）附壽

名は哲、諱は希哲（ひさよし）、字は士毅、通稱を久米次郎又は內藏次郎といひ、小田村氏の養嗣となるに及び伊之助と改め、後に文助・素太郎といひ、慶應三年九月楫取素彥（かとりもとひこ）と改む。號は耕堂・彝堂・晩稼・棋山・不如歸耕堂等あり。文政十二年三月十五日萩魚棚沖町藩醫松島瑞蟠の次男として生る。松島瑞益（剛藏）の弟にして、小倉健作の兄なり。小田村家の養子となれるは天保十一年にして、その家は世々儒官なり。弘化元年明倫館に入り、同四年十九歲にして司典助役兼助講たり。二十二歲大番役として江戸藩邸に勤め、安積艮齋・佐藤一齋に教を受く。松陰は嘉永四年江戸に遊學して小田村と相識るに至り、後同六年松陰の妹壽（ひさ）が小田村に嫁ぐや、兩人の關係更に密接となり、爾後公私ともに骨肉も及ばざるものあるに至れり。松陰曾て小田村に感謝して曰く、「吾れ曾て三たび罪を獲（亡命・入海・再獄）、君皆其の間に周旋す、吾れ再び野山獄に繫がるるに及びて君力を致す最も多し……」と。概ねこの類なり。安政二年四月小田村は明倫館舍長書記兼講師見習となりて令名あり。翌三年二月相模出衞を命ぜられ、同四年四月歸國、明倫館都講役兼助講となる。この頃より松陰の教育事業は漸く盛んになり、翌五年十一月松下塾閉鎖まで、小田村は直接關係なきも、松陰の信賴篤く、始めはその計畫に參與し、又時々過訪して間接の援助を與へ塾生とも相識る

に至る。而して松陰の激論を拘制しつつ相敬愛せるところは二人の交の特色なり。松陰投獄後塾生指導の任に膺り、國事逼るや又塾政を顧ること能はざりしも、明治以後杉民治と共に一門の中心となりて松陰の顯彰に盡力せしこと多大なり。萬延元年山口講習堂及び三田尻越氏塾に教へ、文久元年以後專ら藩主に扈從して江戸・京都・防長の間を東奔西走す。元治元年十二月、藩の恭順派のために野山獄に投ぜられ、翌慶應元年二月出獄。五月には藩命により當時太宰府滯在中の五卿を訪ひ、四境戰爭の時は、廣島へ出張の幕軍總督への正使宍戸備後介(山縣半藏)に副使たり。慶應三年冬長藩兵上京の命を受くるや諸隊參謀として出征し、公卿諸藩の間に周旋し、遂に伏見鳥羽の戰に於て江戸幕府の死命を制するに至らしめたり。維新後一旦歸國して自藩に出仕、五年出でて足柄縣參事となり、累進して郡馬縣令となり、その後元老院議官・高等法院陪席裁判官・貴族院議員・宮中顧問官等に歴任し、又貞宮多喜子内親王御養育主任を命ぜられしことあり。これより先き明治二十年男爵を授けらる。大正元年八月十四日歿す、享年八十四。特旨を以て正二位勳一等に敘せらる。妻壽よく家を守り、二兒を教養して夫をして後顧の憂なからしめ、夫の入獄時又は四境戰爭時の如きは烈婦として令名を馳せたり。惜しいかな晩年健康勝れず、明治十四年遂に夫

に先だちて歿す、年四十三。後妹美和入りて嫁す。

第四卷一〇五頁　第五卷三二八・三四二・三六五頁及び戊午文稿嚴囚紀事・投獄紀事・同附錄　第六卷六七・一〇一・一〇五・一三七頁他多數　第七卷三二九頁　第八・九卷關係書簡多數　第十一卷一七九・一八七・一九〇・一九一・一九三・二一五頁

尾寺新之丞

名は信、長藩士なり。明倫館に入りて學び、嘉永六年五月松陰の山鹿流兵學に入門したれども、最も密接なる交涉を持つに至りしは安政四年の後半以來なり。村塾にあること約一年、「尾寺は毅然たる武士にして、亦能く書を讀む、然れども肯へて記誦詞章の學を爲さず。性朴魯の如くして、遠きを慮り氣振ふ」とは松陰の評なり。同五年八月江戶に遊學し、翌年東送せられたる松陰のために奔走周旋し、刑死後飯田・桂・伊藤等と遺骸埋葬に盡力す。翌萬延元年幕府の海軍所に入り蒸氣科を修め、歸國後唐船方（からふねがた）となり、後慶應元年奇兵隊士となりて國事に活動す。維新後伊勢神宮に奉仕し、更に內務省に轉ず。歿年不詳。

第四卷三五五頁　第五卷二三八頁　第六卷四三三頁　第七卷三二九頁　第九卷第三四七・五八七號

以下數通　第十一卷四二〇・四三五頁

音三郎

父は禎介といふ、安政四年十七歳の八月、吉田榮太郎の教導により、松陰より教を受くるに至りし無賴の三少年の一人にして、翌年十二月二十六日松陰投獄の時途中にて告別せること知らるれども、その後の消息不明なり。村塾油帳にある大野音三郎はこの生ならん。

第四卷三三〇・三四四頁　第九卷第四二一號

小野爲八

後名を正朝と改む、長藩御雇醫山根文季の子、後小野氏を冒す。天保十五年五月五日松陰の山鹿流兵學に入門し、安政五年松下村塾に學ぶ。自筆履歴書によれば間部要撃策に加入すと云ふ。維新前奇兵隊・整武隊等に入り王事に奔走す。明治十年山口縣雇となり、明治二十二年より神道黑住教に入門し教導職に當る。明治四十年八月二十日呉市に歿す、享年八十九。從五位を贈らる。

第五卷二六〇頁　第九卷第三七七號

小幡彦七

後名を高政と改む、絣山と號す、長藩士なり。少時文武を講習し、壯年より藩務に就き、安政・文久の頃は大阪・江戸・京都等の留守居役となり、命を受けて國事に勤勞す。慶應二年表番頭となり、四境戰爭には中隊長として出陣し安藝方面に奮戰す。翌年郡奉行に擧げられ、維新後も藩内の政務を擔當し、四年九月東京に徵されて少議官に任ぜられ、次いで宇都宮・小倉の縣參事、六年十一月小倉縣令に任ぜらる。九年三月職を辭して萩に歸臥し、產業殊に夏蜜柑の栽培を奬勵し、今日の名聲を得しむるの基礎を置けり。明治二十三年六月有栖川宮熾仁親王萩に過り給ひし時、小幡の橙園に台臨あらせらる。小幡はまた百十國立銀行の頭取となれり。三十九年七月二十七日歿す、享年九十。晚年特旨を以て正四位に敍せらる。

松陰刑死の申渡しを受くる席上に長藩より陪席せるはこの人なり。

第十一卷三七七頁　第十二卷一五二頁

カ（クワ）

香川甫田

名は政記、通稱惣右衛門、亘田の號あり。傳記不詳なれども、「未忍焚稿」（第一卷）「未焚稿」（第二卷）によれば、松陰が十七八歲頃兵學に就きて教を受け、嘉永四年遊學中共に江戸に在り、互に往復す。

・第一卷一四六頁　第八卷第一九號　第九卷第四三三號

勝野保三郎

通稱また保之助とも云ふ。旗本の士阿部十次郎の賓客贈從四位勝野豊作の子にして、名は初め正光後正滿。父は水戸藩の士と交り、尊皇攘夷の心厚く、遂に子正滿を從へ京都に潛入して梁川・梅田・賴等と交り、安政五年八月水戸への密勅降下まで活動せるため、幕吏の探索嚴しく、水戸邸の大野謙介の内に潛伏す。玆に於て保三郎は兄森之助と共に投獄、父の所在を栲問せられたるも祕して言はず。遂に森之助は三宅島に流され、保三郎は六年

十月十六日出獄せり。松陰はこの頃江戸獄にあり、保三郎と始めは書信を以て交り、後五日間同居す。因みに豊作は潛伏中安政六年十月五十一歳を以て、兄は文久三年三宅島より歸りて、共に病死せり。水戸家豊作の忠義を追賞し、保三郎をその藩の士籍に列す。

第七卷三二八頁　第九卷第五九六・六一九號

桂小五郎（木戸孝允）

名は別に貫治・準一郎・新堀松輔、號は松菊・木圭・廣寒・猫堂・老梅書屋・竿鈴（干令）、長藩士なり。天保四年六月二十六日、萩呉服町江戸屋横丁木戸昌景の長男として生れ、天保十一年桂九郎兵衛の養子となる、家祿九十石なり。十歳岡本棲雲に學び、後明倫館に入り文武の事に勵む。嘉永二年十七歳の十月松陰の兵學門下となり、爾來松陰に兄事す。嘉永元年母、同四年父を喪ふ。嘉永五年九月劍客齋藤新太郎に從ひ江戸に遊學し、新太郎の父彌九郎に師事し、幾くもなくその塾の舍長となる。安政元年三月相州警衛の任に赴く。この間松陰も亦江戸に在りて互に往復す。翌年四月歸國、間もなく東上、六月浦賀に至り造船術を研究し、次いで江戸に入り、劍道を練磨して名聲大いに擧る。松陰とは常に聯絡し

て竹島策（鬱陵島開拓の件）の如きは大いに幕府と折衝せり。安政五年八月大檢使となり、江戸番手を命ぜらる。十二月歸國し松陰を野山獄に訪ふ。翌年正月松陰の激論禍を招かんことを憂へ、塾生との往復を絶たしむ。十月江戸着、松陰刑死後遺骸を回向院に埋葬す。桂はこの時江戸毛利藩邸の學館有備館用掛となり、大いに風紀の振肅につとめ、後同藩の久坂・高杉等をはじめ、水戸・薩摩の志士等と交り時事を議す。文久二年六月京都に入り奉勅攘夷の事に奔走、その後江戸・京都の間を往復、文久三年車駕賀茂社行幸の時は藩世子の供奉に從ひ、九月歸國の途につくまで京都にありて大いに活動す。十月佐賀に使す。元治元年四月上京大いに活躍す、同七月長藩禁門の變に敗るるや但馬に走り、種々畫策せしも果さず。慶應元年五月中旬山口に歸り、爾後重要なる政務を鞅掌し、十二月京攝の形勢視察を名として上京、翌慶應二年正月歸山し、複雜多難の事務を處置して謬らず。十一月汽船丙寅丸にて鹿兒島に赴く。同三年三月藩命にて太宰府にある公卿三條實美等に謁す。七月更に藩命にて長崎に赴き形勢を偵察し九月歸る。これより薩藩士等と相連絡し、三條公等と共に時務につき畫策す。明治元年正月入京し召命を以て徵士となり、總裁局顧問となる。二月外國事務掛兼任となり、版籍奉還の事に最も盡力す。明治二年參與に、同四年六月參

議に任じ、制度調査委員の任命ありて、西郷隆盛と共にこれが議長となる。十月特命全權副使として歐米各國差遣の宣旨を拜し、十一月出發翌年七月下旬歸朝、次いで文部卿・內務卿・宮內省出仕に歷任す。八年三月參議に任ぜられ、宮內省の事務を兼任す。九年三月參議を辭し、內閣顧問に任ぜらる。十年四月二十三日病勢進み、五月十九日天皇畏くもその蓐室に親臨あらせられ勅語を賜ふ。五月二十六日歿す、享年四十五。二十八日正二位を贈られ、三十四年更に從一位を贈らる。

第四卷三八・四〇・三六四頁　第五卷三四三・四四九頁　第六卷八七・一二〇頁　第八卷第一九六號　第九卷第三三五・三三六・三五三・四一八・四一九・四二一・六〇三號　第十卷三九九頁　第十一卷二八九・四一八・四二八頁

楫取（かとり）素彦　小田村伊之助を見よ

金子重（しげ）之助　（重輔）

天保二年長門阿武郡澁木村（今の紫福村）に生る。幼時父茂左衛門萩に出でて染物業を營むに及び、

重之助は他家を繼ぎ、久芳(くば)內記組下の足輕となる。後酒色の失あり、悔悟して大いに爲すところあらんとして、二十三歳の嘉永六年江戶に出でて毛利藩邸の胥徒となる。國に在りし時は白井小助の所に學問のため出入し、江戶に出でては恰も白井が鳥山新三郎の塾に入りしため、彼れ亦その塾に出入し、肥後藩士永鳥三平等志士と接近し、松陰とも交るに至る。當時金子は藩籍を脫して澁木松太郎といひ、鳥山新三郎の塾に松陰と同寓し、その敎育を受く。安政元年三月松陰下田踏海の擧は實にこの金子と共に企てられたり。不幸にして事敗れ、獄に繫がれて後發病し、同九月下旬江戶より萩に送られ、翌安政二年正月十一日岩倉獄に於て病死す、享年二十五。明治四十四年正五位を贈らる。

第一卷三九〇頁　第二卷寃魂慰草　第三卷三七三頁　第四卷九・三四頁　第六卷二〇七頁　第七卷五九・七二・一一一頁　第八卷第一二五・二〇八號　第十卷囘顧錄・同附錄　第十一卷二九三頁

河北義次郎

名は俊弼、天保十四年四月萩に生る。安政五年十六歳四月頃松陰の門に入りて同年十一月末まで在り。維新前後の經歷明かならざるも、明治五年英國公使館御用掛となり、次いで

大藏省に入り、後大藏少丞に任ぜらる。十年西南の役に從軍して陸軍少佐、翌年廣島衛戍司令官となる。二十一年領事として桑港に、二十三年公使館書記官として京城に在勤を命ぜらる。後韓國の辨理公使に昇任し、從四位に敍せられしも、この年京城にて歿す、享年四十八。

第七卷二三〇頁　第十一卷二三四・四二二頁

河内紀令

長藩の老臣堅田家の家老にして祿九十五石を食む。安政五年八月、その邑周防戸田の青年二十六名と共に松下村塾に赴き、銃陣の練習を請ひたる主動者にして、事終りて後も塾に宿泊して九月末まで勉學せり。その十一月松陰等の間部老中要撃策にも血盟せる一人なるが如し。この策未遂に終る。元治元年隱居を命ぜらる。明治四年一月十一日歿す。

第九卷第三五三・三七四・三九四・三九五號　第十一卷一六九頁

河野數馬

名は通順、字は子忠又は子谷、號は松齋、俳號は花逸、三田尻の士族なるものの如し。俳諧を善くす。安政元年十月松陰野山獄に投ぜられし時、已に在獄八年、四十三歳なりしが、松陰の獄中教化事業に最も早く協力したる一人なり。松陰は翌年十二月出獄後も、彼れと文通し寫本など依賴せしことあり。後小田村伊之助と共に彼れの免獄に盡力し、同三年十月放免せられたるも、親類の反對に逢ひて萩海上見島に流され、慶應元年免されて歸る。その後のことは明かならず。

第二卷獄中俳諧・寃魂慰草　第八卷第一八五・一九三・一九八・二一四・二四六・二四九號　第十一卷七三頁

觀界

周防熊毛郡鹽田村字佐田林宗兵衞の次男、幼にして同村正讃寺の新發意となり、寺主觀宥につき佛典を學ぶ。二十七歳の安政五年松下村塾に寓して松陰の教を受く。後文久三年九月鄉里の正蓮寺に入り、翌年同寺十三世の住持となる。大正十四年八月二十五日歿す、享年八十四。

キ

來島又兵衛

名は政久、幼名は光次郎といふ、長藩士なり。幼より武を好み特に劍技馬術に秀づ。嘉永六年米艦浦賀に來るやペリーの驕傲を聞きて憤懣に堪へず、これより大いに尊攘の志を發す。安政二年大檢使役となり、六年所帶方頭人に轉ず。文久三年五月馬關に於ける外艦砲擊戰には總督國司信濃に參謀たり、同年六月上京し、八月朝議一變して歸藩し、三田尻に遊擊隊を編制し、次いで起れる諸隊に總督たり。後に森鬼太郎と變名して密かに上京して形勢を偵察す。元治元年藩主雪寃運動に急先鋒となり、遂に遊擊隊を率ゐて上京す、七月十九日禁門の變には奮戰したれども衆寡敵せずして斃る、享年四十八。明治二十四年正四位を贈らる。

松陰の直接に交はれる時期は短かりしが如きも、大いに來島の正議と膽力とを尊敬し、上書などに於て推擧これ努めたり。來島亦松陰を尊敬し、よくその門下生等と事を謀れり。

第五卷四四九頁　第九卷第三七五・五一八・六〇三號

岸御園（みその）

通稱は彌平次（治）、長藩三田尻の胥徒なり。國學を楊井松雄に學びてその造詣深く、又歌人なり。松陰の語に「御園皇道を尊び外夷を憂ふ、吾が輩の先鞭たり、其の讀書に耽るや最も抄寫に勤む」と、又「未だ一面を知らざれども、毎々玄關迄來り書を借り去り、又珍籍奇書を貸し示す。余、無面識の一心交を得たるを喜ぶ」といへり。安政四年三月頃より交り、十一月頃は塾に出入して諸友とも交るに至る。安政五年九月歿す。

第四卷三四七・三五七・三七二・三八五頁　第七卷二八・七頁　第八卷第二六九・二七七・二七八・二八〇・二九一號　第十一卷八一・一二七頁

岸田多門

安政四年十四歲にして松陰の幽室に教を乞へる一人なり。同年十一月松下村塾成るや、冷泉清稚（後雅二郎）と共に最初の寄宿生となる。村塾禁煙問題に關係ある少年なり。同五年十一月

迄在塾せるも、その後の經歷不明なり。

第四卷三三八・三八六頁　第十一卷二三五・四二一頁

北山安世

佐久間象山の甥にして、松代藩士。嘉永六年江戸遊學中より松陰と相交れり。安政二年正月藩の表番醫となりしも、その後安政四年長崎に蘭學研究のため赴き、歸途同六年四月萩に過り、密かに獄中の松陰を訪ひて何事か策謀せしも遂に果さず。後文久元年正月長藩練兵場を設くるや、招聘せられて騎兵書を講じ又和蘭の兵書を飜譯したることあり。後歸國後發狂して一時座敷牢に入れられ漸く恢復せしも、明治三年八月再び發して母を殺し、自らも九月病死せり。

第六卷二五七・二六五・二六六・二七五頁　第八卷第一七七號　第九卷第五三一・五四一・五四七—五四九號

木梨(きなし)平之進

名は信又は進一。安政五年六月頃松下村塾に寄食して專ら勉學せる青年なれども、前後の經歷明かならず。

第九卷三二九號　第十一卷四二一頁

木原愼齋　附松桂

愼齋名は籍之、字は君茅、愼齋又は桑宅と號す、晩年の別號は撚白老人なり。安藝藩醫松桂の子なり。安藝の儒者坂井虎山の門に入り、刻苦勉勵、古道を以て自ら任ず。初め父の業を繼がんとせしが、後儒者となり藩の教職に任ず。明治十四年八月二十五日神戸に客死す、享年六十八。

松陰は愼齋の父松桂が至孝の人（「母を尋ぬる記」あり、幼時生別せる母を求むること多年、遂にその墓を發見す）なるを欽慕し、「三餘讀書、七生滅賊」なる大字の揮毫を懇望して得、居常幽室の壁に揭げ居たり。安政五年正月門人松浦松洞をしてその肖像を寫さしめたり。松桂は翌年四月十日歿せり、享年八十三。これらの事より愼齋とも自然相識るに至り、松陰は自らの文を送りて添削を乞へることもあり。

第四卷三二八頁　第五卷九三頁　第八卷第二三三・二八八號　第九卷第二九四・三二九號

木村軍太郎

下總佐倉藩の人。佐久間象山門下。夙に蘭學を修め、兵書を飜譯し航海術に精し、和親通商論者なり。安政元年三月松陰が金子重之助と共に米艦を追ひて下田に至りし時、木村も亦同地に在り、數夜同宿して時務を論じたることあり。明治初年歿すといふ。

第十卷四三二・四三三頁

肝付七之丞

名は兼武、字は毅卿、海門と號す。明治維新前後大伴姓を名のり、名を千早・隼人又は遊叟と變じたる事あり。文政六年鹿兒島に生れ、天文學を以て薩藩に仕ふ、並びに兵學に通ず。年二十六始めて江戸に出で、儒を大橋訥菴及び藤森弘菴に學ぶ、頗る令名あり。嘉永三年東北蝦夷及び佐渡地方を歷遊し、北方の事情に通ず。松陰は嘉永四年江戸に於て屢〻會してその說を聞き、東北旅行に資益するところ多かりき。この行十二月十四日松陰先づ發し、翌十五日宮部・江帾・鳥山の三士後を追ふ。肝付送りて泉岳寺に至り慷慨禁ぜず、

刀を抜き地を斫り以て語り衆を驚かすと。以てその一斑を知るに足る。松陰は青森に至り、松前に航せずして歸るを恨み、肝付の笑を免かれずと云へり。爾來松陰とは文通を見ず。肝付は當時江戶の劍客齋藤新太郎とも親交ありしが如し。後一時幕府に仕へたる事あり。明治維新後東京府・開拓使・山形縣廳並びに同師範學校等に歷任し、明治二十年五月官を退き、同年十二月二十三日歿す、享年六十五。晚年文章を以て世に著はれ、東京市四谷新宿にある水道碑記及び向島にある殲蒙古仇碑記の撰文は彼れの撰するところなり。又東北風談の著あり。

第八卷第四九・五三・六二號　第十卷一七八頁

許道

安政四年九月頃松陰門下に在りしも、前後の經歷不明なり。

第四卷三四五頁

ク

久坂玄瑞　附文

幼名は秀三郎、名は誠・通武、後に義助、時には義質とも書けり。字は玄瑞又は實甫、秋湖・江月齋はその號、松野三平及び河野三平は一時の變名なり。天保十一年萩平安古八軒屋に生る。父は藩醫良廸、玄瑞はその次男。幼時吉松淳三の私塾に學び、次いで明倫館に入り、後醫學所に入り蘭學を學ぶ。十四歳にして母を、翌年兄玄機と父とを併せ喪ひ、家督を相續して、家祿二十五石を給せらる。玄機の友中村道太郎・僧月性等は特に玄瑞を指導誘掖して、遂に松陰の門に入らしむ。これより先き安政三年三月、眼病治療の爲め筑前に赴き、次いで九州諸國を遊歴し、肥後に至りて宮部鼎藏に會し、松陰の英名を聞き、歸來連りに文通を始む。これまた交を結ぶ一面の動機なり。然れども幽室に於て親しく教を受くるに至りしは、翌年のことなるべし。安政四年十二月、玄瑞は年十八にして松陰の妹文(十五歳)と結婚し、杉家に同居し、久保淸太郎・富永有隣と共に松陰の教育事業を助け、自らも亦大いに勉學せり。高杉晉作と松門の聯璧なりと稱せらる。「實甫の才は縱横無礙なり、……高からざるに非ず、且つ切直人に逼り、度量亦窄し。然れども自ら人に愛せらるるは、潔烈の操之れを行るに美才を以てし、且つ頑質なきが故なり」とは松陰の評なり。

安政五年正月江戸遊學の許可を得、二月萩を發して京都に入り、一旦江戸に下りしも、再び上京し、主として松下村塾出身者と畫策奔走し、大原三位・梁川星巖・梅田雲濱等と交る。九月又江戸に下り蘭學醫術の研究をなす。その間最も松陰の身上を憂慮す。松陰はこの年の暮再び入獄、玄瑞は安政六年二月歸國、藩の西洋學所官費生となる。五月松陰東送せらる、この前後恩師のため百方苦慮奔走せり。翌萬延元年二月、在萩の門人等と松陰の墓碑を營み、松陰の遺志を繼承せんため塾舍に會して互に切磋す。四月英學修業のため江戸に派遣、蕃書取調所内堀達之助に入門、七月頃小塚原の松陰墓碑を改修す。文久元年公武合體に反對し、和宮降嫁を沮止せんとして成らず。十月歸國、十二月一日松下村塾生と「一燈錢申合」をなし、翌二年三月迄屢〻村塾に會し、又坂本龍馬・吉村寅太郎等の來萩せるに周旋す。四月入京し、佐世・久保・中谷・楢崎等と長井雅樂公武周旋彈劾書を藩主に上る。この頃薩藩の士と密謀す。六月長井雅樂要擊を策して成らず、後藩主に上書すること再度に及ぶ。十月松門志士に主となり松陰慰靈祭を京都蹴上(けあげ)に行ふ。翌十一月高杉等と攘夷血盟書を作り、十二月英國公使館を燒く。それより水戸に遊び、信州に佐久間象山を訪ひ、京都に入り、世子・益田彈正、その他諸藩の志士と公卿を動かし、賀茂社行幸の

事を議し、攘夷卽行の氣運を釀成するに與つて最も力あり。文久三年四月同志と共に下關に赴き、公卿中山忠光を奉じて光明寺黨を組織す。これ後に高杉の總督たりし奇兵隊の前身なり。五月十日攘夷期限の日を以て下關に米船を砲撃す。六月京都に入り、眞木和泉・宮部鼎藏・木戸孝允・山田亦介等と男山八幡宮行幸攘夷親征の事に奔走したるも、八月十八日朝議一變し長藩苦境に陷る。玄瑞は政務役に擧げられ京都駐在仰付けられ、以後の處置を考究す。九月一日山口に歸り、元治元年正月、老臣井原主計に隨ひ入京せんとしたるも許されず、伏見にとどまり、家老國司信濃・遊擊隊長來島又兵衞の武力入京を沮止して山口に歸り、協議討論容易に決せず。六月愈〻進發と決し、益田・福原・國司の三家老兵を率ゐて上り、京都附近に屯す。久坂・來島又兵衞・眞木和泉・寺島忠三郎・入江九一等軍議に與る。七月十九日所謂禁門の變となり、長軍は會津・桑名その他親衞の兵と衝突して利あらず、多くの死傷者を出す。玄瑞等は鷹司邸に在りて奮戰せしも、銃丸に中りて再び起つ能はずと知るや、寺島と共に自刃す、享年二十五。遺骸は京都靈山に葬り、後遺髮を萩の杉氏墓域に埋む。江月齋遺稿あり。明治二十四年正四位を贈らる。

妻文、後に美和と改む。夫玄瑞東奔西走殆ど寧日なく、席暖るの日なかりしに、よく家を

守りて後顧の憂なからしめ、子なきを以て小田村(楫取)の一子を養ふ。玄瑞の死後專らこの子を携へて久坂家の復興に力めしが、この子故ありて楫取家を嗣ぎ、文また後に亡姉壽の後を襲ひて楫取素彦に嫁す。大正十年歿す、享年七十九。

第四卷一四一・一五一・一五九・三八二・三八九頁　第五卷一〇八・一七〇・二一一・四四三頁　第六卷一二四・一五六・一六〇頁　第七卷二〇六・二七一・三二九・三九四頁　第八卷第二二三號　第九卷第三〇二・三一四・三二九・三三〇・三三四・四八四・五一九・五三八・五八五・五九二・五九七・六〇三號　第十一卷一三三・一三四・一四七・一九六・一九八・二一九・二三八・四三八頁

日下部(くさかべ)伊三次(いさうじ)

名は信政、薩摩藩士なり。嘗て罪をその藩に獲て水戸に客遊す。齊昭その人となりを奇として祿せんとす、固辭して聽かず。乃ちこれを薩侯に報じて復籍せしむ。安政五年京都に於て公卿三條實萬(さねつむ)に親しみ、遂に水戸への密勅降下の事に及び、周旋甚だ力め、八月鵜飼幸吉と共に勅書を奉じて江戸の水藩邸に入るに至る。事幕府の知る所となり、捕へられて

江戸に送られ傳馬町の獄に繫がる。嚴酷なる訊問にも默して答へず、却つて幕吏を切諫す。安政五年十二月十七日病死、享年四十五。明治二十四年正四位を贈らる。
松陰は生前相識らざりしも、安政六年江戸獄に送られて、同囚より彼れの人物逸事を聞き、「留魂錄」中にも彼れのことに言及せり。

第七卷三二一頁　第九卷第五九六號

草場佩川

名は韡、字は棣芳、磋助と稱す、佩川・玉女山樵はその號なり、晩年には宜齋と號す。肥前多久の人、佐賀藩儒。天明七年正月七日生る。二歲の時父を喪ひ、二十三歲にして江戸に出で、古賀精里に學ぶ。文政・弘化の間よく藩の文教に盡す。安政二年幕府召せども老且つ病を以て辭す。その後內城の講筵に侍し、世子に授讀をもなし、慶應三年八月病を發し、十月二十九日歿す、享年八十一。
松陰は友人山縣半藏の紹介により、嘉永四年十二月西遊途上訪問し、詩書の贈答をなせり。

第十卷二一〇・二一九頁

口羽（くちば）徳輔（祐）

名は親之・通琦、又は貞順、字は希魏（琦）、號を憂庵・龜山・枇杷山人（又は杷山）・梅核と云ふ。長藩寄組の士元寔の子。十四歳明倫館に入り、十六歳病みて家居し、二十二歳（安政二年）、藩命により江戸に遊學し、羽倉簡堂に從學、その重厚にして才氣あるを推賞せらる。後昌平黌に入り、旁ら安積艮齋・藤森大雅の門にも遊ぶ。後歸國して家督を繼ぎ、安政五年八月藩の寺社奉行となり、六年八月十一日宿痾の肺患を以て歿す、享年二十六。松陰は安政四年十月より文通を始め、意氣投合し、今世比類稀なる人物と稱揚せり。

第四卷三六一・三七五頁　第五卷二二二・四二二頁　第八卷第二一一號　第九卷第三二九・三三一・三五三・六一〇・六一二・六二二號　第十一卷一八八頁

口羽壽次郎

名は良純、通稱は後に覺藏と改む、長藩士なり。嘉永元年正月松陰の兵學門下となり、爾後松陰に師事して、斷續ありしも、同五年まで漢籍を學ぶ。維新後戸長などつとめて松本

村に終れり。

第十卷三三二頁以下　第十一卷四一六頁

久保清太郎　附五郎左衞門

名は久清、清太郎は通稱、後松太郎といひ、明治二年斷三と改む、淞東はその號なり。五郎左衞門久成の長男、天保三年閏十一月八日萩城下松本村に生る。十三歲家督を相續す、家祿四十九石五斗。十一歲の頃より玉木文之進の松下村塾に入り勉學す。松陰兄弟とはこの塾に於て同學なり。嘉永元年松陰の兵學門下となり、その後松陰他出がちなりしも、歸鄕中は必ず來りて教を受けたり。安政二年二十四歲にして江戸に赴き、藩邸の大番手として在勤二年餘、その間古賀茶溪・羽倉簡堂・東條英庵・鹽谷宕陰に教を受け、長原武・鳥山新三郎・櫻任藏等松陰の舊友と交り、松陰のためにも種々便を圖れり。五郎左衞門も松陰が幽室にある頃屢〻訪れ、日を定めて對讀し、大いに奬勵につとめ、他日の大成を期待せり。清太郎は安政四年四月二十九日歸國、松陰と協力して邑學振興に盡し、富永有隣の出獄に盡力して松本村に迎へ、三人の協同によりて、遂に松陰主持の松下村塾を獨立せし

め、自らも塾生の指導に膺り、安政五年五六月頃塾の極盛期を見るに至れり。安政五年七月、再び藩務に就く。その頃より時事の切迫と共に松下村塾も大原西下策・間部老中要撃策などを議するに至りしが、淸太郎も亦この事に與る。「外愚內明、溫良にして而も鐵心石腸」と松陰の評せるが如く、彼れは花々しき活動はなさざりしも、最も松陰の尊敬し信賴せる一人なりき。松陰處刑後も藩吏として執務す。文久二年二月頃より時事に活動せんと決意し、四月浦靱負に從ひて久坂・中谷等と共に兵庫に赴く。後京都に上り、長井雅樂の公武周旋論彈劾の上書に署名、五月江戶に下り、再び京都に引きかへし、九月末萩に歸り、舊松下村塾生の讀書を指導す。文久三年三月九日明倫館檢使役、六月明倫館出勤、次いで同月三田尻講習堂出勤、更に政事堂出勤、九月二十五日船木の代官となり、元治・慶應の國事多端の時も民政に勤めて功あり。慶應元年二月吉田代官を兼ね、同年末上關代官に轉じ、翌年十二月筑前伊崎の代官を兼ぬ。明治元年六月專任伊崎代官、七月筑前企救郡の代官兼任、十月山口藩會計主事に轉ず。明治三年山口藩權大參事、六年參事、その後名東縣卽ち德島縣に轉任したるも年月不明、八年度會縣(三重縣)權令、九年七月二十日退職して東京に移り、十一年十月二日歿す、享年四十八。生前從五位に敍せらる。

五郎左衛門、又は五郎右衛門とも云ふ、名は久成、文化元年生る。十二歳にして家督を繼ぎ、翌年父五郎左衛門久但歿す。弘化元年四十一歳にして家督を嗣子清太郎に讓り、致仕して悠々自適し、村童を聚めて教ふ、久保塾といふ。後玉木の松下村塾名を襲用し塾勢頗る振ひ、以て安政四年に及び松陰の主持に委す。「性篤孝にして先王の道を喜び」とは松陰の養父大助の評にして、「外叔先生邑の子弟を會し、これを教ふるに人倫の道、書數の法を以てす」、「最も意を女教に留む」とは松陰の見るところなり。外叔とは松陰の養母久滿が家格の關係にて名義上久保家の養女となり入嫁せしを以てなり。（本篇吉田久滿參照）萬延二年二月七日歿す、享年五十八。

第三卷二五五・三〇三頁　第四卷一七・一七八・二〇七・三〇七・三八五・三九四頁　第六卷八七・一二六・四三三頁　第七卷三二九頁　第八卷第三八・六〇・一八六・二二一・二二七・二五六號　第九卷安政六年正月より三月頃迄の書簡・第五八五・五九二・五九七・六〇三號　第十卷三三二頁以下・三四三・三四五頁　第十一卷八五頁以下・二一三・三八六・四一六頁

國司仙吉

長藩士、安政四年十二歳の二月松陰の兵學門下となり、次いで松下村塾に學ぶに至る。十一月頃は少年組の俊秀として認めらる。幕末維新當時はなほ弱冠なりしを以て特記すべき功勞なかりしも、後明治四年木更津縣權參事、同六年秋田縣權令たりしことあり。在官中正五位に敍せらる。歿年未詳。

第四卷三八六頁　第十一卷五三頁以下・一九七・二三三・四二〇頁

國友半右衞門

名は重昌、後に昌、號は古照軒、通稱は後鐵叟と改む。肥後藩士にして食祿百石。嘉永六年江戸に於て松陰と相知り屢〻往復して親交あり。松陰は「國友文を好む、有志の士なり」と人に紹介せり。後熊本に歸る。松陰また西下して熊本に赴くや交を溫む。安政四年國友江戸に下りて鹽谷宕陰に師事し、學成りて後成山公子(護美)の近侍となり、維新前後國事に奔走して功あり。晩年隱栖して書を讀み徒に授けて樂しみとす。明治十七年十月十五日歿す、享年六十二。

第八卷第七八號　第十卷四一一頁

來原良藏

名は盛功、初名盛吉、長藩士なり。文政十二年十二月二日長門國阿武郡福井上村福原某の家に生れ、出でて來原氏を襲ぐ、食祿七十石、馬廻なり。萩松本又は土原に居住し、幼より明倫館に學び、文武を兼修す。嘉永四年江戸に役し、十二月松陰亡命の事に坐して翌年譴責歸國せしめらる。嘉永六年命により再び東上し、江戸及び相州を往復して警衛の任に膺る。安政二年一時萩に歸り又江戸に赴き、密用方祐筆となり、同三年歸國、同四年相模警衛、同五年二月萩に歸り、三月昨年警衛中過誤ありとして逼塞仰付けられ、四月免され、八月祐筆となる。爾後山田亦介と首唱して藩の兵制改革に貢獻し、十月長崎遊學、文久二年長崎に在りて蘭人より銃陣の直傳習を受け、時事切迫するや京都江戸に奔走周旋す。この頃公武合體說破れて長藩の首唱者長井雅樂自刃を命ぜらる。來原亦從來この說を持して奔走せるを以て藩論一變により責を感じ、遂に八月暴發攘夷の先鋒たるべく横濱の外人を斬らんとして脫走したるも、世子の懇諭あり泣謝して退き、その夜屠腹して終る。八月二十九日なり。遺骸は芝青松寺に埋めたるも、文久三年正月高杉等の手に依り、若林村(今世

（田谷區若林町）の松陰墓地に改葬せらる。享年三十四。明治二十四年從四位を贈らる。
松陰は中村道太郎及び來原を以て第一の知己なりといへり。嘉永四年末東北亡命一件、安政元年三月下田踏海一件前後など殊に友情を盡して周旋せり。伊藤博文の師にして、又博文を松陰門下たらしめたるもこの人なり。

第四卷三四・六七・八九・一一五頁　第五卷一一六・三〇八・三一四・三一九以下・四四九頁　第六卷八七・一九〇頁　第七卷二四八・三五一頁　第八卷第四二・五五・一〇七・一八七・一九四・二二六・二三八・二四四號　第九卷第三四〇・三四四・三四五・三五二・三五三・三五六・三九一—三九四・六〇三號　第十卷一八九頁　第十一卷二七一・二八三頁

桑原幾太郎

名は信毅、通稱は初め治兵衞、後政次郎、水戸藩士にして長沼流兵家、藤田東湖の甥なり。矢倉奉行たりしことあり、山陵調査に盡力す。文久元年十月歿す、享年六十二。贈正五位。
松陰は嘉永五年正月水戸滯在中訪問せり。

第三卷三五六頁　第八卷第五五號　第十卷二一六頁

郡司覺之進

長藩士なり。嘉永三年六月砲術研究のため長崎に在り、松陰鎭西遊學のとき長崎にて會ひ、歸途共に熊本に遊ばんことを約せしも果さず。嘉永六年江戸に遊學し、松陰と交る。佐久間象山に從學し、專心砲術を研究せり。後藩校明倫館に於て砲術教官たりしことあり。

第八卷第四・五・八一・一〇三號　第十卷三一・八三頁

ケ

月性

字は知圓、號は淸狂、周防遠崎妙圓寺住職なり。文化十四年生る。幼より頴悟にして學を好む。年十五志を立てて郷關を出で詩及び佛道の修業をなし、江戸・京畿・上野・北越に遊び、天下の名士と交ること十七年、詩名大いに揚る。然れども詩人を以て自ら居らず、異教の害を慮りて「佛法護國論」を著はし、又法話中に海防の急務なる所以を說き、大いに尊皇攘夷の論をなせり。人皆大いに感激し海防僧の名漸く顯はる。安政三年春本願寺法

主時務を問へるとき數千言を作りて呈し、遂に徵されて東山別院に在り。一日梅田雲濱と紀伊の海防を論じ、自ら同藩當局に說かんとて破衲單身往いて國事を議す。その頃幕府北海道開拓の事あり、本願寺に布教僧の派遣を命ぜし時、月性その撰に膺りしも果さず。同四年秋頃歸國、十二月母の喪に遭ふ。翌年再び本願寺より徵さる、未だ赴かざるに、五月暴かに病み遂に起たず、享年四十二。明治二十四年正四位を贈らる。
松陰とは安政二年三月より書簡の往復を始め、詩文の批評を交換し、大いに時事を論じたり。或は松陰の希望により金子重之助のために弔詩を全國各地の知友に求め、或は安政五年春松下村塾徒と藩府との對立を調停するなど、松陰の爲めに謀れり。なほ松陰及び松下村塾生常用の二十字詰二十行の罫紙版木はこの人の贈れるものなり。松陰その死を悼み、追慕して止まず、刑死に先立ち「佛法護國論」「淸狂吟稿」等出版の事を門人に遺囑せり。

第三卷三七二・四七九頁　第四卷二二・三〇・三二・四五・一五五・一九四頁　第五卷一一八頁以下三篇　第六卷二〇九頁　第七卷七五・一二一頁　第八卷第一八一・一九九・二〇〇・二二四・二三〇・二三三・二五八・二六三・二八八號　第九卷第二九四・二九七・二九九・三〇三・三三四・四七〇・六二二・六二六號　第十一卷一九五頁

コ

溝三郎

萩松本商家の子なり。安政四年、松陰の門人吉田榮太郎が、村邑の無行者として連れ來り、松陰に託せし三生中の一人なり。松陰よくこれを導き懇切を極む、名を與へて溝三郎と稱し、その說を作りて勵す。後明かならず。

第四卷三三四・三四〇・三四四頁

古賀謹一郎

名は增、字は如川、謹堂又は茶溪と號す。文化十三年江戶に生る、精里の孫、侗庵の子なり。家世々儒家なれば、早くよりその敎育を受け、天保七年より幕府に仕へ、弘化三年には儒者見習となる。この頃洋學に志す。嘉永六年筒井・川路の二使に隨ひて長崎に赴き露使プチャーチンを見る。翌年同使浦賀に來れる時も亦出でて會議を助く。安政二年正月西洋學事を掌り洋學所を督す。文久二年一橋門外に洋學校の成れるは彼れの功最も多し。同

年昌平黌學事に轉じ、元治元年大阪町奉行を命ぜられたるも病を以て赴かず。慶應二年監察に轉じ筑後守に任ぜられ、四年正月その職を免ぜらる。明治三年朝廷より徵されたるも辭し、十七年十月三十一日歿す、享年六十九。

松陰は嘉永四年江戸遊學中、その門を敲きて疑を質せることあり。

第八卷第二〇號　第十卷一七二頁以下

興膳昌藏（こうぜん）

長府藩醫なり。松陰とは直接に關係なきも、當時竹島（朝鮮の鬱陵島）に住者なきを以て、これを開拓して我が領有とすべきを論じたるを贊して（松陰の文獻に「竹島策」とあるはこれなり）、安政五年二月書を江戸にありし桂小五郎に寄せ、幕府の許可を得べく奔走せしめたりしも、結局果されずして終る。興膳は文久三年六月、外國船に石炭を密賣する松本壽庵等を援けたる廉を以て尊攘派の松尾甲之進等に暗殺せらる。

第九卷第三〇四號

兒玉初之進　附千代（芳）

通稱後兵衛門と改む、名は祐之、長藩士兒玉太兵衛寛備の子なり、祿五十三石を食む。世世萩松本に住み、松陰の實家杉氏とは姻戚關係にあり。且つ松陰の母瀧は家格の關係にて、名義上兒玉太兵衛の養女として杉氏に嫁す、加ふるに松陰の妹千代また初之進に嫁し重緣となれり。初之進は恐らく幼時玉木文之進又は久保五郎左衛門に學び、長じて文學及び兵學を松陰に學びしならん。嘉永四年松陰と同時に江戶に在りて藩邸の勤務に從事中、特に松陰と相親しむ。松陰東北旅行のため亡命するや、藩府初之進をして探らしむ、不明を以て答ふ。丙辰日記十一月四日の條に、「兒玉兵衛門來り、去る二日羽賀臺銃陣の事を說く」とあり。爾後此の人の事松陰の文書に見ゆること稀にして、却つて妻千代と松陰との文信繁きを見る。維新前後國事に奔走し、明治八年三月八日歿す、享年五十五。

妻千代、後名を芳と改む。松陰の妹中最年長者たるの故を以て、妹等の代表となりてよく兄の敎訓に應へ、又兄の在獄中はその憂苦を慰め、物品を贈遺する等の事を自らし、往復の文書最も多し。またよく家庭を治めて長壽を保ち、晩年は兄松陰の精神顯彰に心を用ひたり。大正十三年歿す、享年九十三。

第八卷第一三八・一四四・一五八・二〇二號　第九卷第五四三・五七〇・五八六・六二一號　第十一卷一八五頁　第十二卷一五四頁以下

小林虎三郎

字は炳文、號を雙松と稱し、長岡藩士小林誠齋の子、天保元年に生る。早くより名聲あり、同藩の河井繼之助と並稱せらる。嘉永四年頃江戸に來り佐久間象山の門下となる。松陰も同年江戸に下り、この小林の取次にて象山に謁し、爾後互に切磋の友となり、象門の二虎と稱せらるるに至る。安政元年象山は松陰の踏海に連坐して投獄せられ、後信州に蟄居を命ぜらるるや、小林師の說を以て藩主に入說し、却つて藩譴を蒙り、歸國謹愼を命ぜられたり。その後の經歷不明なれども、明治二年藩の大參事、四年文部省の中博士に任ぜられたるも病の故を以て辭し、十年八月二十四日歿す、享年五十。

第一卷三三七頁　第四卷六三頁

小林民部

名は良典、京都の人、家は世々鷹司家の諸大夫なり。安政の初め正四位下に叙し、民部權大輔に任じ、筑後守を兼ぬ。安政の頃より國事漸く多端となりしが、民部は王政復古の志を懷き、靑蓮院宮及び近衞・三條等公卿の門に伺候し、又日下部伊三次・橋本左內等と尊攘の事を議せり。殊にその頃鷹司太閤政通が佐幕的態度を持したるに切諫したる功勞は沒すべからず。安政五年九月水戶密勅一件にて捕へられ、次いで江戶に送られ、榊原邸に幽せられ、翌年八月二十七日遠島の刑に處せられ傳馬町の獄に移されしが、未だ配所に至らずして十一月十九日牢死す、享年五十二。文久三年高杉・伊藤等が松陰の遺骨を改葬するに際し、民部の遺骨も亦ともに小塚原より現世田谷區若林町に移して松陰と塋域を同じくせり。明治二十四年正四位を贈らる。

松陰は安政六年傳馬町の獄に於て一時小林と同居し、房を異にしたる後も屢〻文通せり。

第七卷三二七頁　第九卷第六〇一・六〇二・六〇三・六一二・六一八號　第十一卷四三八頁

駒井政五郎

名は忠仲、長藩士なり。安政四年九月松陰の兵學門下となり、十一月頃も松下村塾に在り

しこと知らる。文久三年六月萩城海寇防備大砲掛となる、後元治元年八幡隊の隊長たり。後御楯隊に轉じ、慶應元年その隊長となり、四境戰爭に幕軍と藝州口に戰ふ。維新後福山・松山・北海道に轉戰して功あり、監軍に擧げられたるも、明治二年四月二十三日北海道にて二股金山の壘を攻め、力戰して遂に死す、享年二十九。明治三十五年正五位を贈らる。

第四卷三八四頁　第十一卷四二〇頁

権介(ごんすけ)

野山獄の卒なり。安政元年十月松陰江戸より護送せらるる時衞卒中にあり、その後獄卒となり、松陰を待つに士の禮を以てし、囚人富永有隣に書を學ぶ。安政四年松陰等が富永の免獄運動をなすや、彼れ亦周旋奔走大いに努め、その十一月烈婦登波(とは)再び萩を訪ふや、自宅に宿らしめたり。

第四卷三六八頁

サ

齋藤榮藏（境二郎）

名は建直、字は子（士）彥、號を泉峰又は溫軒といひ、天保七年八月生る。長藩士貞順の次男なり。吉日錄に松陰が庶子といへるは嫡男に非ざるの謂なり。後境與三兵衛の養子となる。嘉永三年三月松陰の兵學門下となり、安政三年六月頃より詩文の添削を乞ひ、四年十二月頃は松下村塾に於て學ぶ。安政五年七月江戶に遊び、一旦歸國して萬延元年再び赴き鹽谷宕陰に從學す。文久元年歸國後撰ばれて長府藩世子毛利元敏の近侍となり書を授く。慶應元年十一月宗藩尊攘事蹟編輯局を設くるやその局員となる。明治五年島根縣典事を拜し、累進して十一年八月同縣令となり令名あり、正五位に敍せらる。十六年職を辭し、國に歸りて晚年を送る。松下村塾保存の必要を痛感し、百方盡力して遂に保存會の成立を見るに至る。三十三年二月九日歿す、享年六十五。

第四卷一三七・三九四頁　第七卷三九三頁　第九卷第三三四號　第十一卷一三四・四一九頁

齋藤新太郎

江戶の劍客篤信齋齋藤彌九郎（贈從四位）の長男なり、後父の名を繼ぎて彌九郎と改む。嘉永年間

長藩の劍術指南のため再度萩に來りしことあり。又長州よりは桂小五郎・高杉晋作・品川彌二郎・井上勝・山尾庸三等多くの士江戸の齋藤塾に派遣せられたり。新太郎は嘉永三年萩に來れる時、松陰の兵學門下となり、松陰は四年江戸遊學中新太郎父子と交り、翌年東北遊の際は水戸の永井政介を初め、沿道知名の士の紹介を受けたり。五年松陰亡命の待罪中、新太郎亦藩より劍術教授の依託をうけて萩に來り、書問を往復す。後文久二年より江戸毛利藩邸の有備館に劍術指南たり。文久三年より幕府に仕ふ。維新後歸農し、明治二十一年歿す、享年六十。

第二卷一四〇頁　第八卷第五八・六一・六三號　第十卷一七八・三八〇頁　第十一卷四一九頁

齋藤拙堂

名は正謙、字は有終、通稱は德藏、拙堂又は鐵研と號し、致仕後拙翁といふ。寛政九年江戸の津藩邸に生る。昌平黌に學び二十四歳津藩の學職となり更に講官に任ぜらる。世子に侍讀たること十數年、屢〻江戸に從駕し天下の名士と交る。弘化元年督學となり、大いに人材の育成に盡力す。曾て將軍家定に召されたるも辭す。これより藩主祿三百石を給す。

拙堂文話・同續文話・經話・詩話・士道要論・海外異傳等多くの著述あり。慶應元年七月十五日歿す、享年六十九。

松陰は嘉永六年五月、森田節齋の紹介を以て訪問す。

第八卷第七二號　第十卷三七二頁

齋藤貞甫

幼名彥四郎、後市郎兵衞と改め、更に禎三・恒德と改む、字は貞甫、號は養浩・茗里等あり。天保元年六月萩城外松本村石川權之助三男として生れ、九年齋藤恒久の養子となる。玉木文之進の門に入り、又山縣太華・中村牛莊等に學ぶ。松陰とは玉木塾に於て同學たりしが、十五歲の時、貞甫は明倫館に於て松陰の兵學門下となれり。その後直接に教を受けたることはなきも、常に尊敬し書問を通ぜるものの如し。安政二年四月江戶に遊學し、鹽谷宕陰の門に入る。安政六年御藏元順番檢使、文久二年大阪檢使役、元治元年には禁門の變に出陣、その後大島郡代官たりしことあるも、慶應三年明倫館助教となり、維新後は教育界に活動し、明治四十三年十一月歿す、享年七十九。

第七卷八一頁　第八卷第二〇九號　第十一卷四一五頁

坂本鼎齋

坂本天山の子、通稱は鉉之助、諱は俊貞、字は叔幹、鼎藏はその號。大阪城代下の吏員なり。和流砲術に精しく「暴母迦農説評題」の著者なり。天保八年大鹽の亂に功ありて賞を受け、旗本格に列せらる。松陰は嘉永六年二月訪問し、その學力及び西洋砲術に對する取捨の態度に感服せり。當時鼎齋は五十餘歳なり。萬延元年歿す、享年七十。大阪大倫寺に葬る。

第八卷第六六・八六號　第十一卷三五四頁

佐久間象山

名は啓又は大星、字は子明、通稱は啓之助、後修理と改む、故鄕の山象山をその號とす。文化八年二月十一日信州松代の藩士一學の嫡男として生る。幼にして穎悟神童の名あり、藩老鎌原桐山に就きて經書を學び、天保四年二十三歳の冬、江戸に遊學し佐藤一齋の門に

入る。七年歸藩して經書を講ぜしも、十年二月再び江戸に出で、六月お玉ケ池に私塾を營み、當時已に經學者として名あり、梁川星巖と交りしはこの年の十一月よりなり。十三年藩主幕府の海防係となるや象山その顧問に擧げられ、江川坦庵に西洋砲術を學ぶ。弘化元年三十四歳にして蘭學に志し、刻苦勉學して原書を讀み、特に自然科學方面に着眼し、後兵書に移り、遂に自ら新式大砲を鑄るに至る。嘉永三年深川の藩邸に、翌年木挽町の私塾に蘭學砲術を以て教ふるや名聲次第に高く、その入門者の多きこと府下第一なりしと言ふ。嘉永四年江戸遊學中の松陰は、その五月二十四日初めて深川の邸舍を訪ひ、七月二十日束脩の禮を行ひしが、その人物識見手腕に推服したるは、寧ろ嘉永六年第二回遊學の時なるべし。同年九月長崎より露艦に乘らんとして江戸を出發し事意の如くならずして、翌安政元年三月下田踏海の擧に出でたるが如き、象山の暗示に從へるものなり。而も下田の擧敗るるや、象山亦連坐し、同四月六日江戸傳馬町の獄に繫がれ、九月十八日松陰等と共に判決申渡しを受け、松代に蟄居の身となれり。松陰は累を象山に及ぼしたるを悔い謀る所ありしも成らず、可惜人材を埋めしむるに至る。蟄居九年、文久二年十二月二十九日漸く免さる。元治元年幕府の徵命に應じて京都に出で、徳川慶喜その他當路者に進言し畫策する

所ありしも、尊皇攘夷の志士の憤激を買ひ、年の七月十一日三條木屋町通りに於て刺殺さる、享年五十四。明治二十二年正四位を贈らる。

第一卷幽囚錄　第三卷八三・三六四頁　第四卷六三・一三五・三六四頁　第六卷二七一頁　第七卷一七・二三・八七・九三頁　第八卷第二〇・四二・七八・八九・一三七・一五一・一七一號　第九卷第三五九・三六〇號　第十卷一七三・一七四・一七六・三八六・三九九頁及び回顧錄・同附錄

作間忠三郎（寺島忠三郎）

名は昌昭、字は子大、刀山又は甃不休齋と號す。天保十四年長藩士寺島太治郎の次男として生る。郷里は周防玖珂郡高水村なり。安政五年十六歲の八月頃松下村塾に入る。松陰は「作間朴訥頗る沈毅の質あり」と評し、「俗論中に在りて顧つて能く自ら拔く、篤く信ずと謂ふべし。亦些の頑骨あり、愛すべし」とも言へり。五年十一月間部老中要擊策に加盟し、又松陰の罪名問題に奔走して家囚となりし一人なり。松陰處刑後明倫館に入り、又屢〻久坂等と松下村塾に集會して講讀を共にす。文久元年末の一燈錢申合に加はる。文久二年春久坂等の上京に從ふため亡命し、十月京都に於ける松陰慰靈祭には祭主たり。この頃東

奔西走寧日なく、長井雅樂要擊事件、横濱の外國公使館燒拂事件（第一回未遂）に參加し、後京都學習院に入り王事に周旋す。この頃寺島姓を名乘り、牛敷春三郎と變名せり。當時在京の藩主には兵書紀效新書を講ぜしこともあり。文久三年三月賀茂社、四月石淸水行幸の事ありしも、攘夷期限決定に至らず、同門の久坂玄瑞、肥後の轟木武兵衞と上書して攘夷期限を請ふ。次いでその期限を五月十日と決定せらるるや、長藩士續々馬關に下る、忠三郎は一時京都にとどまりて計ることあり。然るに八月十八日朝議一變して歸國し、翌年禁門の變となるや軍中にあり、七月十九日鷹司邸に於て久坂玄瑞等と共に自刃す、享年二十二。明治二十四年正四位を贈らる。

第五卷三二五頁・戊午文稿嚴囚紀事・投獄紀事・同附錄　第六卷一二五・一八八頁　第七卷三一四頁　第九卷五六六・五七六・六一二號　第十一卷二一六・二三〇・三二八・四二一頁

櫻任藏（甚）

名は一雄、後眞金、字は飛卿、月波山人と號す、初め相良六郎・村越芳太郎と言ふ。家は常陸國眞壁郡にあり、世々醫なりしも、十六歲志を立てて藤田東湖の門に入り、天保年中

江戸の水藩邸黑鍬頭たりしも、貧窮甚しく、幕府の微職に就く。弘化元年水藩主烈公譴を蒙れる時奔走周旋至らざるなし。米艦浦賀に來りてより尊攘說を採り、松陰・西鄕吉之助・長岡監物等と交る。安政二年江戸大地震の時烈公饋る所の米百五十苞を私せず、窮民に施與し、又施療の資とせしは當時の美談たり。この頃より水戸藩七人口の祿を給す。五年條約違勅調印事件前後大いに奔走し、薩摩の有馬新七と京都に活躍す。六年七月六日病に罹り急死す、享年四十八。明治二十四年從四位を贈らる。松陰は嘉永六年江戸遊學以來交る。

第四卷八九・一〇〇頁　第九卷第三三一號

佐々木梅三郎

名は正次、佐々木四郎兵衞の三男卽ち謙藏の弟なり。天保十一年に生る。後に名を嘉春と改め、小川家に養はる。安政二年末松陰が幽室に於て父兄親戚に孟子の講義をなせる時以來の門人にして、安政五年にも松下村塾にあり。その後國事に活動せるものの如きも詳細は明かならず。明治二十一年頃北海道に移住し、八十歲許りにて世を終るといふ。

第三卷三七五頁　第五卷一一二頁　第十一卷三七以下・八五以下・一〇六・四二一頁

佐々木龜之助

後祥助と改む、佐々木四郎兵衛の嫡子なり。天保六年萩松本に生る。松陰と姻戚關係あるにあらざるも、家屋隣接せるを以て幼少より相知る。嘉永元年正月久保淸太郎・口羽壽次郎と共に松陰の兵學門下となり、爾來安政五年まで機會あるごとに松陰の教を受けたる者にして、文久三年義勇隊、元治元年南園隊を組織して國事に盡せり。明治二十一年頃北海道に移住し、大正三年歿す、享年八十。

第五卷一一三頁　第九卷第三三一號　第十一卷三五以下・八五以下・一〇五以下・四一六頁

佐々木謙藏

佐々木四郎兵衛の次男即ち龜之助の弟なり。天保九年に生る。後名を謐と改め、渡邊肥後之助の養子となる。安政三年以來松陰の門下となり、準銃撃劍等の方面に於て塾生を誘掖せり。文久・元治の頃國事に奔走せることは知らるれども、その後不明なり。

第五卷一一二頁　第十一卷五八・八九頁

佐々木小次郎

後卓之助と改む、松陰の叔父佐々木孫左衞門の子なり。天保十四年四月松陰の兵學門下となり、嘉永三年玉木文之進に、翌年は平田新右衞門に從學し、その後機會あるごとに松陰より教を受けたるも、安政頃よりは文獻中にその名見えず。明治初年頃德島縣廳に在勤せし事あり。後隱退して明治四十一年歿す、享年七十九。

第八卷第一五號　第十卷三三二頁以下　第十一卷四一五頁

佐々淳二郎（高原淳二郎）

文政十二年四月四日肥後藩士の家に生る。宮部鼎藏の門人なり。嘉永六年米艦浦賀に來るや同志と謀議する所あり、同年十一月松陰熊本を訪ふや、宮部・横井その他同藩の青年と共に時事を談ず。翌年江戸に赴き松陰下田踏海の計畫を贊す。文久二年同志と勤皇を以て藩論を統一するに功勞あり、三月御親兵として入京、元治元年禁門の變以來藩論一變し、獄中に空しく歲月を費す。明治時代となり徵されて宮內省・農商務省に出仕せり。三十五

年七月二十九日歿す、年七十四。

第一巻三七六頁　第四卷四七頁　第七卷六六・三八一頁　第十卷四一一以下・四一八・四二二頁

佐世八十郎（前原一誠）

名は一誠、字は子明、通稱は八十郎、慶應元年彦太郎と改め、次いで前原姓を冒す。米原八十槌は一時の變名、梅窓・默宇・弊休齋・栫東・太虛洞等はその號。天保五年三月二十日萩土原（ひちはら）馬場丁に生る、藩士彥七の長男なり。天保十年厚狹郡船木の目出（今の小野田町）に父と共に移り住み、翌年幡生周作に學び、十三歲萩に出で、岡本棲雲次いで福原冬嶺に從學し、嘉永四年冬十八歲にして目出に歸り、騎足を舒ぶること能はざるを卹ちしも、安政四年二月萩に出で、その十月松陰の門に入る。松陰は彼れを「勇あり、智あり、誠實人に過ぐ」と許し、その才識は久坂・高杉に及ばざるも、「其の人物の完全なる、二子も亦八十に及ばざること遠し……父母に事へて極めて孝」と評せり。翌年十一月間部老中要擊策には加盟したるが如し。次いで松陰罪名問題に奔走して家囚を命ぜられたる一人なり。翌年二月二十五日選ばれて長崎に遊學の藩命を受け、五月まで滯在、八月藩の西洋學所に入り、明

年三月まで在學。この頃より翌文久元年十月頃まで病む。十月練兵場に入り、同舍長に拔擢、十二月一日松下村塾生の「一燈錢申合」に加はる。この頃より國事に奔走をはじめ、文久二年二月の長井雅樂要撃策に加はり、四月浦靱負に從ひて久保清太郎等と兵庫に出衛、久坂・久保・中谷・楢崎等と共に長井雅樂の公武周旋彈劾の上書をなす。八月藩命あり江戸に下る。翌年京都に上り、五月歸國、六月再び入京、八月十八日朝議一變後、三條實美以下七卿三田尻に下るや、その御用掛を命ぜらる。元治元年八月四日四箇國聯合艦隊來襲の時、決戰を期して講和尙早論を唱へたるも納れられず、次いで征長の議起るや恭順派に反對して高杉晉作・山縣狂介等と共に圖り、遂によく藩論を統一し、慶應元年藩內の統一强化に奔走し、第二回征長の軍を迎ふる準備に盡力す。愈〻四境戰爭始まるや軍議輸送の要務に列り、小倉藩との折衝にあたる。慶應三年十二月海軍頭取を命ぜらる。明治元年六月干城隊副總督として北越に出征、七月北越軍參謀となり、同地方平定後も新潟府知事西園寺公望を補佐し、殊に民政人心安定に盡し明治二年に及ぶ。二月從五位に敍し越後府判事、七月參議に任じ從四位に敍せらる。十二月兵部大輔となり大いに陸海軍制の確立に盡力せるも議合はず、三年九月病の故を以て辭し歸國す。この前後より前原は病臥する事も

多かりしが、新政府の施政方針に就きても往々にして不滿あり。長藩内の士族中にも不平分子あり、全國各地にも新政府に快からぬ者あり、西郷隆盛・江藤新平等と共に彼れは當時の注意人物たり。その後木戸・井上・伊藤・品川等舊友の勸告と斡旋にもかかはらず、遂に新政府の急激なる西洋模倣的改革に慊らず、闕下に忠奏せんことを名として、明治九年十月二十六日奥平謙輔等と兵を萩に擧げ、事敗れて石見の國に逃れ、十一月六日松江の獄に投ぜられ、十二月三日萩に於て斬に處せらる、享年四十三。この亂を發するや父彥七は自刃し、弟山田頴太郎・佐世一清亦事を共にして斬らる。遺骸は弘法寺に埋む。明治二十二年賊名を追赦せられ、大正五年從四位を贈らる。

第四卷三七九・三八一頁　第五卷三三四頁・戊午文稿巖囚紀事・投獄紀事　第六卷七五・一二四・一四五・一六二・二三〇・二六七・二六八頁　第七卷二五二・三九六・四一一頁　第八卷第三八二・三八六・四一一・四七七・五三四・五八五號　第十一卷三二八頁

シ

宍戸璣（ししど）　山縣半藏を見よ

宍戸九郎兵衛

名は眞澂、通稱は後に左馬之介と改む、號は橘廂、歌人としては鳰浮巣翁と號す。長藩馬廻士。伴信友に就きて國學を修め、藩の典故に精し。安政三年京都の長藩邸に都合人となり、老練よく少壯の輕擧を戒めたり。「尊王の志最も堅し」と松陰は評せり。安政五年御世帶方となり、元治元年大阪の藩邸留守居に轉じ、禁門の變に先だち、來島又兵衛・久坂玄瑞等の憤激上京を鎭撫せよとの命を受けたるも、遂に及ばず。長藩兵七月十九日京師に戰ふの日、九郎兵衛は天王山に敵を待ちしも來らず、恨を殘して國に歸り罪を待つ。時に藩政恭順派の手にあり、野山獄に投ぜられ、十一月十二日斬らる、享年六十一。野山十一烈士の一人なり。明治二十四年正四位を贈らる。

松陰はこの人と特に親交ありしにはあらざるも、「涙松集」の跋を書ける人なればここに擧ぐ。

第五卷第三一一・四二三・四四九頁　第七卷解題五頁

宍道恒太（しぢ）

後恒樹と改む、敬所と號す。長藩士宍道直記の嫡子なり。嘉永四年松陰と同じく江戸に遊學して藩邸に在り、松陰の亡命を沮止せず朋友の道を誤りたる廉を以て逼塞に處せらる。後嘉永六年十一月松陰の兵學門下となる。その後のこと明かならざれども後年詩を以て名あり。明治二年東京若林松陰墓地に於ける慰靈祭に列す。

第八卷第七三・七八號　第十一卷二七四頁

品川彌二郎

名は日孜、字は思父、橋本八郎は一時の變名。天保十四年閏九月二十九日、萩松本村字川端に生る、足輕彌市右衛門（後功勞により一代侍雇に擧げらる）の嫡子。幼にして佐々木古信に就きて學ぶ。安政四年十五歳にして松陰の門に入る。人物敦厚、少年中最も松陰に囑望せられ、又鍛錬を加へられたる一人なり。「事に臨みて驚かず、少年中希覯の男子なり、吾れ屢〻之れを試む」、「彌治は人物を以て勝る」とは松陰の評なり。翌年十一月間部要撃策に加盟し、松陰投獄にあたりては罪名問題に奔走して家囚を命ぜらる。松陰・入江兄弟入獄後も誠意をつくし

てその間に奔走慰藉す。松陰處刑後久坂等と切磋怠らず。文久元年六月頃江戸にあり、翌年歸國し久坂の指揮に從ひて志士間の聯絡に任じ、同年十一月の攘夷血盟に加はり、外國公使館燒打の一人なり。同三年正月松陰の遺骨改葬に際しては、病氣の爲め出席不能なりしも、その前後周旋最も力めたり。同月、先年吉田松陰に從學し尊攘の正義を辨知し志行嘉すべきを以て士班に列せらる。元治元年七月禁門の變には二十二歳にして有吉熊次郎と共に八幡隊の隊長として入京せるも、戰利あらずして歸國、後木戸孝允等に從ひ京都に潛入して薩長聯合の事に奔走し、四境戰爭には御楯隊の參謀として從軍、慶應三年には薩長を中心として討幕運動に進み、品川も薩藩と緊密なる聯絡にあたりて遂によく維新の大業をなすに至れり。明治三年八月歐洲に派遣、同六年迄英國に滯在、十二月ドイツに渡り公使館事務に關係し、翌年六月ドイツ公使代理を命ぜらる。明治八年十月歸朝、翌年四月權大史兼内務大丞に任ぜられてより内務農商務の要職にあり、明治十七年子爵を授けらる。明治十八年十月ドイツ公使、同二十一年樞密顧問官、十二月宮中顧問官、同二十二年御料局長官兼任の際命により松陰及び母瀧子の事を皇后陛下に言上す。同二十四年六月内務大臣に任ぜられ、翌年三月迄在任、同三十二年樞密顧問官となり、翌年二月二十六日歿す、

享年五十八。正二位勳一等に敍し、旭日大綬章を賜ふ。遺骨は京都靈山の墓地に葬る。品川は產業組合設立の功勞者として知られ、居常松陰の精神を普及するを以て己が任となし、遺著の刊行に盡力し、嘗て松陰が入江九一に遺託して果さざりし尊攘堂を明治二十年京都高倉に建て、忠臣義士の遺墨遺品を蒐集し每年慰靈祭典を行ふ。この尊攘堂は明治三十三年十月品川の遺志により京都帝國大學に獻納せらる。

第四卷三八六頁　第五卷二四八・三二九・三三一頁・戊午文稿嚴囚紀事・投獄紀事　第六卷一二五・二〇三・二一五・二六五・二七五頁　第九卷第三一六號外東行前の書簡多數・五八五・六一二號　第十一卷一八六・二三九・三三〇頁　第十二卷二四一頁

嘯虎　宥長を見よ

白井小助

名は素行、號を飯山といふ、長藩の重臣浦靱負の家臣並衞の嫡男。文政九年萩に生れ、後周防の熊毛郡宇佐木（今の平生町）に移る。萩に在りし頃金子重之助に教へたることあり。嘉永六

年江戸に在り、佐久間象山に砲術、安積艮齋・鳥山新三郎に文學、齋藤新太郎（後の彌九郎）に劍術を學び、松陰・宮部鼎藏等と親交あり。翌年松陰下田踏海に失敗し下獄するや、宮部と謀りて金品を獄中に贈り、爲めに謹愼を命ぜらる。安政二年四月頃は郷里に在り、その八月再び洋學を志して江戸に赴く。その後松陰は安政五年十月、大原三位西下策に白井の上京を促さんとせるも果さずして終る。松陰の歿後は高杉晉作等と共に國事に奔走し、文久二年末横濱の外國公使館燒打にも加はり、元治元年八月四箇國聯合艦隊來襲のときは奇兵隊參謀として馬關に出陣し右眼を失ふ。應慶二年世良修藏等と義勇兵を募り周防石城（いはき）山に屯集して第二奇兵隊と稱す。四境戰爭には大島及び藝州口に奮戰す。維新後越後口に出陣して功勞あり。白井はこれより官途に就き得る身を故山に歸り、私塾を營んで郷黨の子弟に教ふ、狷介不羈、奇行を以て知らる。明治三十三年前功を錄して從五位を賜ふ。三十五年六月十九日歿す、享年七十七。

第四卷二八・六一・八九頁　第八卷第八七・八九・一一〇號　第九卷第三七六號　第十卷四一八・四二一頁　第十一卷二九二以下・四三八頁

ス

杉梅太郎　本卷杉民治傳を見よ

杉瀧　六卷太夫人實成院行狀を見よ

杉敏三郎

百合之助の三男、松陰の弟、弘化二年十月六日松本の護國山麓團子巖樹々亭に生る。生れながらの聾啞にして、顏面に痘痕あり、面貌松陰に酷似すと云ふ。性頗敏にして、居處進退常人と異ることなく、禮儀應接却つて人の及ばざるところすらあり。幼にして外叔久保五郎左衞門に字を學び、寫字摸書頗る妙なり。又讀書を好み、意通ずる能はざるも父兄が書を讀めば常にその側に在り。松陰は嘉永三年十二月西遊中熊本に立寄りし際、深夜淸正公に詣でて、この弟のものいはれかしと敬虔なる祈禱を捧げたり。敏三郎又性溫厚にして在世中三十年間未だ喜怒を人に加へざりしといふ。杉氏の風に從ひ敬神崇祖の念厚く、常

に祭祀供奠のことは自らこれを行ひ潔白清淨を旨とせり。自ら聾啞常人にあらざることを悟りてより以來は他家に出入することなく、常に靜座して縫糊の業をなし、祖靈祭奠の事をなす。明治九年二月一日、卒然疾んで歿す、享年三十二。

第五卷三〇四頁　第十卷五八・九四・一一六頁

杉百合之助　本卷杉恬齋先生傳を見よ

杉山松介

名は律義、號を寒翠又は寒緑といふ、萩の人、輕卒の家に生る。初め土屋蕭海に從學し、後安政五年松下村塾に入る。同七月藩命を帶びて伊藤・山縣等と共に京都に情況偵察のため出張し、十一月松陰の間部要擊策にも加はる。文久二年上京し、久坂等と王事に奔走す。この年五月久留米に使し、眞木和泉等の幽囚を釋かしむ。三年正月、松陰に從學し尊攘の正義を辨知し志行嘉すべきを以て士班に列せらる。同五月攘夷の勅下り、有志多く馬關に下る時、杉山は寺島忠三郎と京に留まる。元治元年六月京都三條の旅宿池田屋にて密議中

新撰組の襲ふ所となり、宮部鼎藏・吉田稔麿等と共に防ぎしも及ばず、重傷を負ひて邸に歸り、遂に死す、享年二十七。明治二十四年從四位を贈らる。

第五卷二二一頁　第九卷第三四四・三五三號

周布政之助（麻田公輔）

名は兼翼、字は公輔、麻田と號す、後麻田公輔といふ。家世々長藩馬廻士、食祿六十八石餘なり。早く父を喪ふ。藩校明倫館に學ぶこと數年、二十六歲検使となり、累進して江戸方右筆・手元役・用所役等となり、少壯藩吏中の第一人たり。安政五年八月内勅降下するや藩主の奉答を持して上京す。元來周布は進歩派に屬し、松陰等とも親しく議又よく合ひ、安政五年は藩政大いに更張せしが、井伊大老の違勅事件、内勅降下の頃より次第に松陰等と疎隔するに至り、遂に同年十一月全く正面衝突をなし、松陰は嚴囚を命ぜられ、翌月投獄せらるるに至る。翌年十月周布は江戸にあり、松陰刑死後公金を支出して遺骸埋葬のことを助けたり。文久二年藩主京都に在り、周布は召されて謀議に參し、爾來京都江戸の間に往來して尊攘の事を策す。文久三年攘夷の令下るや藩に歸り、檄を傳へて五月馬關に外

艦を砲撃せしむ。八月朝議一變して長兵の京都護衛を解き藩主父子の入朝を止めらる。當時周布は表番頭にして、政務役・藏元役を兼ね居たれば、この間の處置を謬れりとの非難囂々たり。乃ち變に應じて策するところあらんとして大阪に出でしも、勢已に如何ともすべからず。遂に責を負ひて自決せんとす、藩主使を派して懇諭召還す。翌元治元年七月禁門の變起りて戰利あらず、加ふるに又、當時馬關には四箇國聯合艦隊の來襲するあり、長藩は空前の難境に陷れり。周布は清水親知に副ひて岩國藩主吉川經幹に遣はされ、善後策を講ず。然れども藩內に黨論沸騰し、恭順派次第に勢を得、周布の意見行はれず、而も確固たる方針未だ立たず、前途甚だ危惧すべきものあり。周布乃ちその茲に至れる責を痛感し、絶食數日の後自刃して終る、同年九月二十六日なり。享年四十二。明治二十四年正四位を贈らる。

第五卷一二四・一三四・一四七・一八四・二六八・二九八・三〇六・三二八頁・戊午文稿巖内紀事
第六卷一〇三頁　第七卷二三二頁　第九卷第三〇七・三一〇・三六四・三八五・四二五號　第十一卷四二八頁

セ

清狂　月性を見よ

關鐵之助

名は遠、字は士任、水戸藩士にして、茅根伊豫之介・鮎澤伊太夫等と藩學の同窓なり。嘉永六年米艦來るや、私かに浦賀に至り事情を探りて有司に示し意見を陳ぶ。その後郡吏となり歩士に進む。安政五年藩主齊昭幽閉せられ、又内勅降下の事ありしを聞き、蝦夷に渡らんとする途上より歸國し、名を三好貫之助と變じ、矢野長九郎(弓削三之允と變名)と共に北陸・山陽・山陰の諸道を巡り、列藩の要路又は俊傑を敲き、勤皇の大義を鼓吹す。安政六年井伊大老暗殺の計を立て、一時藩邸に禁錮せられしが、萬延元年三月三日佐野竹之助等と櫻田門外に大老を斃せり。後諸國に潛伏し、文久元年越後にて捕へられ、翌年五月十一日斬に處せらる、享年三十九。明治二十四年從四位を贈らる。

松陰は安政六年正月獄中にて、三好貫之助・弓削三之允の萩に來れるを聞き、塾生をして

謀らしめたるも意の如くならずして終る。

第九卷第四三一・四三三・四三六號

瀬能吉次郎　附百合熊

名は正路、文化四年萩松本に生る、長藩士にして佐々木四郎兵衛の兄に當り、松陰の父執なり。松陰の生家新道の杉邸は原と瀬能の邸なりしが、瀬能氏椎原(しいばら)に移轉するに及びて、嘉永六年これを借り、明治以後買受けしものなり。十九歳の時江戸に赴き國學を學び、後和歌に志す。二十四歳小納戸手子となり、後に大納戸に勤め、大檢使格遠近附に進む。晩年明倫館教授を兼ね、明治三年五月二十七日歿す、享年六十四。

松陰は江戸遊學中又は杉家幽閉中その好意を受くること多く、特に藏書を借讀したること少なからず。因に兵學門下にして松下村塾にも在學せし瀬能百合熊(名は正章)はこの人の子なり。

第四卷二六二頁　第八卷第一六七號　第十卷三八〇頁　第十一卷七七以下、一九二・二三六・四二一頁

世良利貞

初め孫槌と稱す、長藩士にして膳部職なり。近藤芳樹門下にして國學國史に精し。嘉永五年夏松陰亡命の罪により歸國を命ぜられて歸る時、當時麻布邸より同じく歸國途上の世良と大阪港より同舟す。安政年間に至り、世良は岸御園を通じて松陰と文通す。「頗る國史國語に通じ、且つ其の人物塵外に卓立し、野ならず怪ならず、眞に有爲の人」と松陰は評せり。維新後教部中錄に任ぜられ、明治六年教典編纂掛を命ぜられ、十月長門一宮住吉神社宮司となる。十一年三月十七日歿す、享年六十三。

第八卷第六一・二五一・二八〇號

千住代之助

名は健任、西亭又は西翁と號す。文化十三年生る、佐賀藩士。天保八年肥後に遊學し歸國の後藩校指南となり、元治元年御側頭兼目附となり、藩主の薨ずるやその墓側に閑居す。在職三十二年藩主の信任最も厚く、又能く樞機に參して貢獻する所尠からず。閑叟公年譜及び言行錄の著あり。明治十一年歿す、享年六十四。

松陰は嘉永三年西遊の途中佐賀に於てこの人と會し詩の往復あり。

第十卷九六・一一〇頁

ソ

相馬九方

通稱一郎、名は肇、字は元基、讃岐に生る。學成りて後岸和田の教習館に教授たり。松陰は嘉永六年二月下旬森田節齋に從ひて岸和田に赴き、數日往來して劇談す。

第十卷三六〇頁以下　第九卷第三一八頁

タ

大樂（だいらく）源太郎

名は弘毅、西山と號す、長藩士粟屋某（一本には兒玉若狹とあり）の家臣なり。僧月性の感化を受けて大いに悟る所あり、爾來勉學最も勤む。松陰晩年の文獻中に彼れの名見ゆるも直接の門下には非ず。後高杉・久坂等と交り、文久元年末の「一燈錢申合」にも參加せり。これより先き、

安政年間京都に出で梅田雲濱・賴三樹三郎等と交り、賴の紹介にて水戸に遊び、同藩の志士と結ぶ。文久三年京都に在りて尊攘運動に熱中し、事に依りて同志に疎んぜられて歸國し、周防大道村に西山書屋なる私塾を開き子弟に敎ふ。元帥寺內正毅はその門より出づ。明治二年藩內士族の不平分子脫隊騷動のことあり、大樂その盟主たり。事敗れて久留米藩に潛伏、四年三月筑後川畔に於て同藩人に誘殺さる、享年四十。

第六卷一六五頁　第九卷第四五〇號

高島四郎太夫　附淺五郎

名は茂敦、字は子厚又は舜臣、秋帆と號す、家世々長崎の町年寄なり。四郎太夫は長じて長崎會所調役頭取を命ぜらる。海防の急務なるを感じ、私財を以て大砲を輸入し譯士を延きて洋文兵書を講究す。天保十二年幕府これを聞き、江戶に召して德丸原に洋式敎練火技を試演せしむ。江川・下曾根等の砲術家はこの後その門に學びしなり。翌年十月讒に遇ひて投獄せられ久しく釋けず、嘉永六年六月米艦來るや再び幕府に召され、大いに建策する所あり。幕府の講武所砲術師範役・武具奉行格に進み、祿二百石を給せらる。慶應二年正

月十四日病歿す、享年六十九。明治二十六年正四位を贈らる。
淺五郎は四郎太夫の子にして名は茂武、晴城と號す、幼より父に從ひ西洋砲術を學ぶ。元治元年三月二十九日京都に歿す、享年四十四。
松陰が嘉永三年十一月、長崎に滯在中數〻訪問したるはこの淺五郎にして、必ずや四郎太夫のことを聞き、又その研究の成果をも詳かに問ひしものと思はる。

第十卷八三頁以下

高須爲之進　附瀧之允

松陰の從兄。爲之進の父又左衞門盛之の妻は松陰の父百合之助の姉なり。天保十三年九月松陰の兵學門下となれるも、病弱にして終生娶らず、意を世事に絶ち退居して人に教ふ。松陰は妹等に諭して、「從兄弟中の長者」なれば敬すべしと言へり。
因に安政三年四月松陰の兵學門下となり、幽室に於て教を受けたる高須瀧之允はこの爲之進の緣者なるべし。幕末には精鋭隊に屬して國事に働きしが、慶應二年八月十二日石見濱田にて分捕品輸送船に乘組の際溺死す。

第三巻三七五頁　第十一巻二九・八五以下・一八九・四一四・四二〇頁

高須久

安政元年十月松陰が野山獄に入りたる時の同囚にして獄中唯一の女囚なり、當時三十七歳在獄二年なりき。藩士高須某の妻なりしが、寡居後素行上に罪ありて投獄せらる。松陰はこの女性をも獄中教化運動に導き入れたり。往復の和歌數首あり。

第二巻賞月雅艸・獄中俳諧・冤魂慰草　第四巻一一三頁　第七巻三九二頁

高杉晉作

名は春風、字は暢夫、通稱は晉作、後に東一・和助・谷梅之助・谷潛藏と稱したることあり、東行（とうぎやう）・西海一狂生・東洋一狂生・楠樹等はその號。天保十年八月二十日萩菊屋横町に生る、藩士小忠太の長男、家祿百五十石、世々毛利氏に仕ふ。幼時吉松淳三の私塾に學び、次いで明倫館に入る。安政四年十九歳夏秋の間松下村塾に入門、居ること約一年、松陰の特別なる注意と好敵手久坂玄瑞との切磋により、俊邁なる天資を磨き出し、玄瑞と共に松

下村塾の雙璧と呼ばるるに至る。松陰は高杉を「識見氣魄他人及ぶなく、人の駕馭を受けざる高等の人物なり」として敬愛し、大いに囑望せり。安政五年七月二十日東遊の途に上り、八月大橋順藏の塾に學び、十一月昌平黌に入る。翌年六月松陰江戸に檻送せられ、傳馬町の獄に入るに及び、よく諸事に周旋し又教を受けたり。萬延元年十二月十日明倫館舍長より都講に進み、翌文久元年世子小姓役にあげられ、文久二年幕使に從ひて上海に渡る。滯在二箇月、七月長崎に歸りて江戸に下り、世子に公武合體周旋策の放棄、富國强兵策を忠諫して亡命、十一月久坂玄瑞その他松陰門下及び志を同じくする者二十五名と攘夷血盟書を作り、終に十二月攘夷促進の目的を以て御殿山英國公使館を燒く。文久三年正月松門及び知友等と松陰・賴三樹三郎の遺骨を若林村に改葬す。三月入京して感ずる所あり、剃髮して東行と號し、歸國して松本村に閑居す。然るに長藩は同年五月十日より下關通峽の外國艦船を砲擊し、攘夷の先鞭をつけたり。六月高杉任されて馬關總奉行手元役となり、次いで政務座役に上る。この頃入江九一等と奇兵隊を編成し、遂にその總監を兼ねしめらる。當時長藩の攘夷卽行論は京都を動かし、天皇の大和行幸攘夷親征の事まで決し居たりしが、八月十八日朝議にはかに一變して毛利藩は堺町御門の警衛を罷められ、三條實美以

下の七卿長州に下るに至る。これにより遊擊隊總督來島又兵衞は入京して藩主の寃を雪がんとの强硬論者なりしが、高杉はこれが沮止のために使して激論遂に自ら亡命して、大阪に待機畫策中の久坂玄瑞・入江九一等と面會し、事を共にせんと謀りしも、會〻世子特に近侍岡部繁之助及び山縣甲之進を遣はし招還せしむ、久坂等亦これを勸誘す。因つて遂に國に歸る。使命を果さず亡命せるの罪により野山獄に投ぜらる、元治元年三月末なり。その年七月禁門の變となり、八月には昨年の砲擊に報ゆべく、英佛蘭米四箇國の聯合艦隊馬關に來襲し、長藩未曾有の難に陷り、何れも戰ひて利あらず。高杉は再び起用せられて下關に於ける講和談判の正使となり、屈辱的ならぬ條約を結べり。當時幕府は征長の軍を起したるも、長藩にては恭順派勢力を得、遂に三家老を自刃せしめ、主なる藩吏を斬つて恭順の意を表し、一旦は事終結せり。高杉はこれより先き形勢非なるを見て、筑前に亡命し、有志の士を糾合せんと企てしも、未だ成らざるに長州の恭順を聞き憤懣に堪へず、急遽歸國して兵を擧げ、慶應元年二月末までに恭順派を斃して藩論統一をなしたり。ここに於て伊藤春輔(博文)と歐洲に遊ばんとして成らず、身邊危きを以て讃岐の日柳(くさなぎ)燕石の家に潛伏し、後長州に歸りて、桂小五郎・伊藤春輔・井上聞多等と力を協せ、土佐の坂本龍馬・中岡愼

太郎等の周旋により、薩長聯合を實現し、幕府の第二回征長軍を迎へ撃つの準備をなし、翌慶應二年六・七・八月の戰に於て連戰連勝するに至る。この時高杉は小倉口方面の總指揮官なりしも、事實上、全軍の指揮者なりき。同年八月頃より肺結核に罹り、下關にて療養せるも遂に起たず、慶應三年四月十四日歿す、享年二十九。遺骸は長門厚狹郡吉田村に葬り、遺髪を萩の松陰墓地に近く埋む。明治二十四年正四位を贈らる。

第四卷三三九・三四五・三九四・三九七頁　第五卷一一三・一四九・一六五・二一〇・二一一頁
第六卷一二三・四三三頁　第七卷三二九頁　第九卷第三三四・三九八・四八五・五八五・五八七號以下十數通　第十一卷四三一・四三八頁以下

高橋藤之進

貫之助、一貫はその號ならん。野山獄司福川犀之助の弟にして、安政二年七月より獄中の松陰の教を乞ひ、その出獄後も隨時指導を受けたるが如し。後その紹介を以て土屋蕭海の門に入る。安政五年八月松陰の紹介狀を持ちて岩國の二宮小太郎に學び月餘にして歸る。後同六年松陰再び獄に投ぜらるるや、また教を受けたり。後遊擊隊の書記兼參謀となりし

も、慶應元年歿す、享年二十。

第六卷九四頁　第八卷第一八八號　第九卷第三四五・三四六・三六五號　第十一卷一八頁以下・一七九頁

瀧彌太郎

長藩士なり、安政五年十六歳にして松下村塾に入りし由「松下村塾零話」（第十二卷）に見ゆ。その八月馬島春海と須佐に遊べること松陰の書簡にあり。（因に文久元年久坂玄瑞等の「一燈錢申合」に參加せる瀧鴻二郎厚孝はその弟か）彌太郎は幕末の國事に奔走し、文久二年十一月高杉・久坂等の攘夷血盟に加はり、文久三年九月より、河上彌一と共に高杉晉作の後を承けて奇兵隊に總督たり。維新後岡山地方裁判所長として令名あり、生前從五位に敍せらる。

第六卷第四三六・四八五號　第十二卷一九五頁

竹下琢磨

後の名は有節、通稱藥郎、周防都濃郡戸田（現湯野村。戸田村も現に存す。當時は二村を戸田と呼びしか）の人にして、世々藩の重臣堅田氏の家臣なり。安政五年八月、村の壯士二十六名と松下村塾に赴き、銃陣を演習す。竹下は事了りて後、河内紀令と共に留まること十數日、松陰の教を受けて歸れり。文久三年七卿長州に下るや戸田邑山田氏に宿泊せるとき、その接待役たり。慶應三年長崎に西洋兵術を學ぶため派遣せられしもその後の事不詳。

第五卷二四四頁　第十一卷一六七頁

武富圯南

通稱文之助、名は定保、號を圯南・密菴・碧梧樓・款翁等と云ふ。佐賀藩士。初め中村嘉田に就きて學び、後江戸に赴き古賀侗庵の門に入る。歸國後弘道館教授となり、諸生を教導すること二十五年の長きに及び、文運大いに興隆するに至る。又詩文書畫共に巧なり。廢藩後居を東京に移す。明治八年歿す、享年六十八。

松陰は嘉永三年九州旅行の際、兩度圯南を佐賀に訪ふ、詩文の往復あり。

第十卷九六・一二一頁

武弘太兵衞

長藩士なり。安政元年九月、松陰金子重之助と共に江戸より萩に護送せらるる時、その主任役となれる者にして、前後の經歷不明なり。舊全集第十卷にその護送日記を收載す。

谷三山

名は操、字は子正、又は存誠、幼名市三、通稱新助、後昌平と改む、三山・淡庵・淡齋・繹齋・相在室等の號あり。享和二年大和八木の商家に生る。幼より多病にして、十數歲の頃より聾となり、獨學すること十餘年、普く漢籍を渉獵せり。文政十二年二十八歲の時、兄に伴はれて京都に出で、猪飼敬所を得て大いに教へらるる所あり、爾來互に文通をつづけたり。敬所亦彼れの博學純正なるに推服せり。森田節齋も三山に兄事せり。その家塾を興讓館と言ひ、來り學ぶ者多し。弘化元年藩主より篤學の故を以て名字帶刀を許さる。嘉永二年四十八歲、明を失ひしも諄々として敎へて倦まず、慶應三年十二月十一日歿す、享年六十六。その學風は經學を先きにし詩文を後にす、專ら道義を說きて氣節を激勵し、忠

孝節義の準繩に據らしめんとせり。幕末國事の紛亂に際しては專ら尊攘の大義を唱へ、士氣を鼓舞せり、されど平生溫和にして大言壯語人を驚かす如きことなし。著述に有松居札記・淡庵管窺・龍聽漫筆・淡庵隨筆等あり。

松陰は森田節齋に紹介せられて嘉永六年四月と五月に訪問し、啓發せらるる處多かりしものの如く、後年屢〻門人等に三山を推賞せり。

第五卷一七四頁　第八卷第七〇・七一・二二二號　第十卷三六五頁以下

田原玄周

長藩々醫にして蘭學者なり。安政二年九月藩の西洋學所創設せらるるや、その師範役たり。同年十二月西洋原書頭取役を命ぜられ、五年その學制規則を定む、六年遠洋航海說を上りたることあり。松陰はこの人より蘭學の初步を授けられたりといふ。

第十一卷一二四頁

田原莊四郎

長藩の輕卒。安政五年冬、松陰の命を受けて野村和作と共に上京し、在京中の伊藤傳之輔と協力して、大原三位西下策に奔走せしが、將に成らんとするに及んで藩邸に密告す。又翌年二月野村和作伏見要駕策を以て萩を脫走するや、藩命により追捕の程に上る。松陰門下にはあらず、「莊四郎は臆病者にて嫉妬の氣之れあり候故、大事の談は必ず御用捨賴み奉り候」と、大原宛書簡にも松陰は評せる程なるに、何故大事を託せるや知るべからず。

第六卷一五〇頁　第九卷四一六・四二三號

玉木彥介

名は正弘、字は毅甫、松陰の叔父玉木文之進の嫡子なり。幼より父及び松陰に從ひて學ぶ。松陰の「士規七則」はこの從弟のために書かれたるものなり。安政二年父に從ひ相模の戍に赴き江戶に遊ぶ。翌年歸國後は松陰の幽室に起居を共にして學ぶ。その後も松陰は常に彥介のよき指導者なりき。文久二年小田村伊之助に從ひ京都・江戶に赴く。三年世子定廣に近侍す。元治元年長崎に赴き、十一月歸國して御楯隊に入る。この歲正議の士多く京都に戰死し、又獄中に斬らる。彥介小郡(をごほり)海禪寺に潛伏せしが、慶應元年高杉晉作・山縣狂介

等の藩論統一運動起るやこれに加はり、その正月十六日美禰郡繪堂に恭順派と戰ふ。重傷を負ひ海禪寺に還りて歿す、同月二十日なり。享年二十五。明治三十五年正五位を贈らる。

第一卷七四頁　第三卷二九七頁　第四卷八・一八・一九・二四三頁　第八卷第二五號　第十卷三三二頁以下　第十一卷三〇・三二以下・八五以下・一〇六以下・二〇四・二二〇・四二一頁

チ

近澤啓藏

濱田藩士、嘉永六年の春江戸に遊學し、松陰とは六月佐久間象山の塾にて相識り、爾來深交を結べり。安政二年十月二十四日江戸に客死す。

第七卷一四〇頁　第八卷第七六・七八・一七七號　第十卷三八六頁

竹院

本卷竹院和尚傳を見よ

ツ

土屋蕭海（つちや） 附恭平

名は根、字は松如、通稱は矢之助、松陰の書けるものに土谷彌之助ともあり。萩の人、寄組佐世氏の臣孝包の長子なり。十七歳にして廣島の坂井虎山に從學し、居ること三年、業大いに進む。嘉永四年江戸に出で鳥山新三郎の家に寓し、羽倉簡堂・鹽谷宕陰・藤森弘庵等に學び、且つ肥後その他の藩士と交り、文章識見益〻進む。同年松陰も亦江戸に在り、遂に相交るに至る。安政元年松陰下田踏海の擧に敗れ、獄に投ぜらるるや、諸友と謀り最も好意を示す。その年の九月父を失ひて歸國、喪に服し、爾來家居して徒に授く。長藩少壯中文章第一の評あり。藩主士分の待遇を與ふ。松陰は後に藩に蟄居し、遂に松下村塾を開くに至りしが、土屋は時々幽室を訪れ、松陰亦屢〻その文章の添削批評を乞へり。幽室文稿の如き土屋蕭海の評多し。安政六年五月松陰江戸に檻送の命下るや、土屋は藩に拒絶せんことを請ひしも聽かれず、辛うじて護卒中に片野十郎なる者を加ふることを得たり。これ土屋の門人にして松陰の爲めに途上の諸事を周旋せりと云ふ。文久元年明倫館助教となる。翌年より土佐・薩摩の藩士に應接して事を議し、又出でて京都に入り、熊本に使す。又西鄕吉之助と馬關に密議す。文久三年重臣國司親相に隨ひて久留米に使し、筑豐の諸藩

に遊說して正議を勸む。歸國後手廻組に編せられ、世子の侍讀に進む。元治元年長藩未曾有の難局に際しては、土屋恰も病床に在りしも上書數次に及び、有司葬に就きて來り問ふことさへありしといふ。その九月十日病革りて歿す、享年三十六。明治二十四年正五位を贈らる。

恭平（又は恭助）はその弟にして、嘉永四年蕭海と共に江戶に出で、後安政二年にも江戶に遊學せり。安政四年松陰の門下たりしも、その後のこと未詳。

第四卷四九・五六・六五・七〇頁　第六卷八七頁　第八卷第四二・一一四・一一五・二六八號　第九卷第二九七・三八七號　第十一卷六二・八二・八九・九一・一三五・一九六・二〇七頁

妻木彌次郎　附壽之進

名は忠順、字は士保又は子方、別に壽樾の通稱あり。長藩士妻木忠朝の子、文政八年萩小畑に生る。祿百石を受く。その祖先は松陰の祖先と通家なり。天保十一年松陰の兵學に入門す、爾來山鹿流兵學に最も熱心なる一人にして、松陰の不在中及び師範を免ぜられたる後と雖も、明倫館の敎場を維持し得たるは專ら妻木等の力なり。松陰深くその熱意に感謝

し且つ賞して曰く、「一念ここに至る毎に赧然自ら愧ち、以て足下の固守に服せざるなし」と。安政五年松陰の家學教授許可は妻木等の請願によるものなり。一時家塾を開きたることありしも、文久の頃風雲急なるや、起つて馬關戰爭に從事し、事平ぎて歸る。後病を得、文久三年七月十四日歿す、享年三十九。

壽之進は彌次郎の長子にして、名は忠篤、字は君甫、通稱を後猲介に改む。弘化三年に生る。安政三年十一歳より松陰に學び、同四年兵學門下となる。後明倫館に學び、慶應の頃その都講となる。維新後官途に就き、岡山縣書記官に進み、從五位に敍せらる。明治二十三年九月二十六日歿す、享年四十五。

第二卷四三頁　第四卷二六・二八九・三八六頁　第七卷三八一・三九六頁　第八卷第四九・五〇・二一七・二一八號　第十一卷一〇六・三二四・四〇四・四一四・四二一頁

テ

鄭幹輔

幼名大助、後幹輔と改む、字は素敬、號を敏齋といふ。長崎の歸化唐人にして、天保元年

十九歳唐小通事末席となり、累進して嘉永四年大通事たり。萬延元年七月二十日歿す、享年五十。松陰は嘉永四年長崎滯在中屢〻訪れて益を受けたること少なからず。

第十卷八六以下・一二二頁

提山（松本鼎）

天保十年四月周防三田尻の農家に生れ、幼にして佛門に入る。初め萩城下松本の東光寺に在り、霖龍和尙の敎を受け、後その下寺なる同邑の通心寺に在り。安政四年末か翌年早く松下村塾に通學す。六月松陰より久坂玄瑞宛の書簡に「提山坊主大いに進む」とあるはこの靑年なり。この頃藩より京都の情勢偵察のために出張を命ぜられたることあり。同年末松陰投獄の別筵に列し、翌日松陰の輿中に糖薑一袋を贐せること「投獄紀事」に見ゆ。その後還俗して松本鼎と稱し、文久頃京攝の間に奔走し、元治元年禁門の變に傷きしも辛うじて逃れ、慶應二年の四境戰爭には藝州口に戰ふ。明治元年軍監として追討總督に從ひ各地に轉戰して功あり。後熊本・和歌山に縣令となり、一時堺市に隱栖せるも、再び出でて元老院議官・貴族院議員となる。功により男爵を授けらる。明治四十年歿す、享年六十九。

第五卷三五九頁　第六卷二九〇頁　第七卷二二七頁　第九卷第三二九號　第十一卷六六・一六八・二二九頁

ト

土井幾之助

名は恪又は有恪、字は士恭、號は松徑、後聱牙と改む。文化十四年十二月二十八日津に生る。十歳の二月父を、翌年兄を喪ひ、文政十一年十二歳にして家祿百九十石を嗣ぐ。川村竹坡・石川竹厓・齋藤拙堂等に學ぶ。天保八年二十一歳にして藩校の助教となり、十年講官に陞る。維新後政府徵せども、疾と稱して就かず、なほ藩に仕ふ。督學參與に移り、二年九月督學に進む。明治十三年六月十一日歿す、享年六十四。

松陰は嘉永四年の遊學中幾之助も江戸に在りしを以て屢〻訪問し、嘉永六年十二月には津に訪ひしことあり。後安政四年僧月性によりて野山獄文稿の批評を請ひ、又金子重之助の弔詩を乞ひてこれを得たり。

第二卷一三六・三八九頁　第八卷第七二・一〇〇號

富樫文周

安藝國山縣郡加計の醫家に生る。坂井虎山・僧月性等の門に遊び、安政五年三月松下村塾に來り松陰の教を受く。これ他藩人にして來り學べる唯一人なり。「專精書を讀むも、未だ甚しくは心を時事に留めず」と松陰は評せり。八月長崎に向ふ。その後郷里に歸り醫を業として終る。

第五卷二四一頁　第九卷第三一七・三二九・三四九號　第十一卷一六〇―一六九頁

時山直八

名は養直、白水山人・漂流坊海月・海月坊・梅南等と號す、玉江三平は晩年從軍中の變名。天保九年長藩士の家に生る。幼より文武の業を修め、嘉永三年藩校明倫館に入學し、松陰の兵學門下となり、安政五年二十一歳の三月頃松下村塾に入り、六月よりは時々宿泊して勉强するに至る。「中々の奇男子なり、愛すべし」と松陰は言へり。七月京都に使し、翌年江戶に至り藤森弘庵・安井息軒に師事す。萬延元年歸國後松陰の墓を營むことに與り、

その後久坂等と行動を共にし、京攝の間に往來す。文久二年京都に於て長藩邸の銀子方役を命ぜられ、尋いで諸藩應接掛となる。元治元年歸國、浪士取締役を命ぜらる。この年奇兵隊に入り、その參謀となり馬關の聯合艦隊襲撃の戰に加はる。明治元年奇兵隊を率ゐて入京し、更に北越に赴き諸處に轉戰し、五月十三日越後朝日山の戰に死す、享年三十一。明治三十一年正四位を贈らる。

第五卷三二四頁　第九卷第三二九・三五三號

轟木武兵衛（照幡烈之助）

名は寛胤、文政元年肥後藩士轟木彥太郎の子として生る、一時照幡烈之助と自稱したることあるも、晩年轟木游冥と稱す。嘉永六年藩命を受けて江戶に赴く途上京都に詣り禁垣の頹潰を望み、勤皇の志愈〻鞏固を加へしといふ。安政三年九月國に歸り、有志の士と時務策を謀る。文久二年土屋蕭海の熊本に使するや周旋最も力む。又出羽の淸川八郎來りて尊攘の實行を說き、同藩の同志宮部鼎藏京都に偵察し、薩摩に赴き有馬新七等と伏見義擧の約をなして歸るや、轟木等も加はりて藩主に上書し、遂に京都護衛の兵を遣はすに至らし

む。轟木亦この衞中に在り、京都に於て久坂玄瑞・寺島忠三郎・眞木和泉等と謀る。翌年二月一旦歸藩、五月親兵として五十餘人と共に入京す。八月朝議一變して七卿長門に下るや、轟木等は一時滯京せるも、十一月下旬歸途に就き、途上捕縛せられて藩獄に繫がる。明治維新後免されて、集議判官に任じ、從五位に敍せらる。三年正月彈正大忠に轉じたるも間もなく退き、六年五月八日病歿す。（贈位諸賢傳・十六志士略傳には八日とあり、肥後先哲偉蹟には四日とある）享年五十六。明治三十五年正四位を贈らる。

松陰は嘉永六年江戶遊學中轟木と相識るに至り、後安政五年十月伊藤利助（博文）をこの人の許に遣はして熊本藩の興起を促したることあり。

第五卷二六一頁　第八卷第一七七號

登波

長門國大津郡向津具（むかつく）上村川尻の山王社宮番幸吉の妻なり。文政四年冬夫幸吉の妹のことより、舅・弟・妹を殺害し、幸吉を傷けたる備後の枯木龍之進なる者あり、登波永らく夫の病を看護し居たりしが、後文政八年二十七歲の春復仇の旅に上り、普く海內を探索するこ

と十七年、遂に龍之進その頃豐前の英彦山に在るを知り、仇を報ぜんとせるに、藩これを止めて逮捕の吏を遣はす。龍之進捕へられて後自殺す。藩その首を豐浦郡瀧部村に梟す、天保三年三月なり。安政三年藩主その孝義を表彰し、翌年平民に齒す、登波時に六十歳なり。松陰この事歷に感じ「討賊始末」(第四巻)なる一書を作り、又松浦松洞をしてその肖像を畫かしむ。四年九月中旬登波夫幸吉の墓を索めて石見に赴く途上萩に過るや、松陰杉家にこれを止宿せしめたり。

第四卷三二三・三四七・三六八頁及び討賊始末　第八卷第二九〇號　第十一卷一四一頁

富永有隣

名は德、後に悳彥、字は有隣、(和歌の作者としては有ちかといへり)通稱は彌兵衞、號を履齋・陶峰又は蘇芳といふ。文政四年五月十四日周防吉敷郡陶村に生る、家世々毛利氏に仕へ御膳部役たり。有隣は明倫館に學び山縣太華に師事し、十三歲の時藩主の前に大學を講じて嘉賞せらる。已にして藩に出仕し小姓役たり。性狷介倔强にして親戚吏僚の誣陷する所となり、嘉永五年三十二歲の時見島に流され、翌年野山獄に繫がる。安政元年十月松陰亦ここに囚はれ、相得

て互に切磋し、遂に獄風改善に協力するに至る。後同四年七月松陰等の奔走效を奏して獄を免され、遂に松下村塾の賓師となり、松陰の教授を助く。然るに五年末松陰投獄のことあり、翌年正月頃村塾を脱去するに至る。萬延・文久の頃は周防秋穗開定院に定基塾を興して教へたることあり。慶應二年四境戰爭起るや銳武隊を率ゐて石州口次いで藝州口に出陣し軍功ありしも、明治二年兵制改革に異見を抱き、大樂源太郎等と所謂脫退騷動の巨魁となる。事敗れて諸國を流浪し、土佐に入りて大石圓等の庇護を受けたり。この間私かに教を請ふものあり。明治十年捕へられて東京石川島監獄に繫がる。十七年特に赦されて出獄す。獄中囚徒に教へ、又大學述義・非韭問對・孫子秕說等の著あり。明治十八年周防熊毛郡城南村なる妹とみの婚家末岡氏に寓し、著述の旁ら子弟に教ふ。中庸義解・兵要錄口義・談孫痴囈等成る。明治三十三年病みて歿す、享年八十。國木田獨步も晩年の有隣を訪れたることあり、小說「富岡先生」の主人公はこの人なるべしといふ。

第二卷三二五頁以下　第四卷一二・五二・三〇五・三〇七・三一二・三一八・三二六・三四五・三八五頁　第五卷一五〇頁　第七卷一一六・一六六・一七一・一九二・四二〇頁　第八卷第一四八・一九二・一九三・二四五・二五六號　第九卷三二〇・四三四・五六八號　第十一卷一九以下・七四・

二六七頁以下　第十二卷一七八・一九三頁

豐田彥次郎

名は亮、字は天功、彥次郎と稱し、松岡と號す、水戶の人信卿の子。幼にして奇穎、藤田幽谷の門に寓し、東湖と相切劘し、靑山佩弦齋と交る。後烈公の拔擢に會ひ、彰考館編修となる。烈公の幕譴に遇ふや書を閣老に呈し却つて罪を獲て禁錮せらる、五年にして釋かれ、又四年にして烈公の寃始めて霽る。彥次郞再び編修に補せられ總裁となる。元治元年正月二十一日病歿す、享年六十。明治三十五年從四位を贈らる。

松陰は嘉永四年十二月、水戶滯在中數囘訪問したることあり、後安政二年野山獄より家に囚せらるるに就きては豐田の密かなる周旋盡力を受けたり。

舊全集第五卷第二六四號　第十卷二一六頁以下

鳥山新三郞

名は正淸又は景淸、字は子幹と云ひ、義所・確齋・冢峰・蒼龍軒・關以東生はその號なり。

松陰等よりは獨眼龍と綽名されたるものの如し。安房の農家宇山孫兵衞の子なるも、表面は旗本溝口十郎家來と稱す、蓋し血緣關係あるによる。幼にして志を立て江戶の東條一堂に從學し、兵を加藤瑞園に學ぶ。嘉永元年三十歲頃江戶鍛冶橋外桶町河岸に私塾を營む。嘉永四年松陰江戶に遊學し、この人の許にて來原良藏・井上壯太郞・土屋蕭海・同恭平・中村百合藏等の長藩士、羽後の人村上寛齋、肥後藩士宮部鼎藏・松田重助・永鳥三平・佐佐淳二郞・薩藩士肝付七之丞及び南部藩士江幡五郞等と屢〻會し劇談高論せり。嘉永六年第二回江戶遊學の時はこの家を寓居と定め、金子重之助も後に來り投ずるに至る。安政元年三月松陰・重之助踏海の擧敗れて獄に繫がるるや、屢〻金品を贈り、自らも亦連坐して溝口氏の邸舍に幽せられ、押込の罰を受け、五十餘日にして赦さる。安政三年七月二十九日病歿す、享年三十八。松陰は別後も書信を往復したるが、その訃を聞きて哭詩を作り、又江幡五郞をして碑銘を草せしめ、同志と建碑のことを議せり。明治四十五年從五位を贈らる。

第七卷一六四頁　第八卷第四二・一一一・一七七・二四一・二四四・二五三號　第十卷二〇一・三一六・三二二頁以下・三八〇・三九九・四一八・四二二頁

ナ

長井雅樂（うた）

名は時庸、通稱は隼人ともいふ、長藩士なり。松陰とは嘉永頃より相識の間柄にして、房相漫遊日記はこの人に貸して紛失したりと云ふ。長井はその後世子の近侍となり令名あり、安政五年十月直目附となる。松陰は間部要撃策以後長井と意見合はず、六年五月松陰東送の幕命を携へ歸りしを以て、松陰及び門人等長井の謀るところに非ざるやを疑ふ。翌年記錄所役を兼ぬ、概ね世子に隨從して國事に周旋す。文久元年より公武合體・航海遠略策を主張して時局打開の根本方針となし、これを以て藩主毛利敬親に說き、遂に命を受けて自ら公武周旋の事に當るに至る。これ毛利藩が時局に對して積極的行動を採るに至れる發端なり。乃ち同年五月京都に上りて建白書を出し、六月江戶に下り閣老に說き、八月京都に復命し、歸國して藩主に報ず。ここに於て同月藩主は長井を從へて江戶に下り、十二月彼れをして建議書を久世閣老に呈せしむ。翌年正月幕府は長井を中老格に列し公武の周旋を依賴す、因つて三月上京し滯在殆ど一箇月に及ぶ。然れども尊攘派の志士は長井を以て佞

幕の巨魁となし、その公武合體論に反對するもの漸く多きを加ふ。長藩に在りては松陰門下恐く彼れに反對し、京攝にあつて列藩の有志と謀るところあり、又藩論を動かして長井を支持せざるに至らしむ。長井はかくて京都の說得し難きを感じ、四月下旬江戶に下りしが、六月職を免じて歸國せしめらる。六月下旬その歸途を近江に要して刺さんとせるは久坂・福原・寺島・野村・伊藤利助等なり。翌三年二月六日自刃を命ぜらる、享年四十五。

第五卷戊午文稿厳囚紀事　第八卷第二五・二九・三九・九四號　第九卷第五七七號　第十一卷一四八・一七七頁

永井政介　附芳之助

水戶藩士、松陰は嘉永四年十二月宮部鼎藏・江帾五郞と水戶に遊ぶや、江戶の劍客齋藤新太郞の紹介によりて政介を訪ひ、遂に翌年正月二十日まで約一箇月その家に寓したり。政介は劍客にして文政七年英船員常陸海岸に上陸するや、當時韮山に在り、馳せて藤田幽谷の所に至り夷人を斬らん事を謀る、果さずして止みたりと云ふ。松陰は特にこの事を東北遊日記に載せたり。烈公の時に拔擢せられて郡奉行となり、松陰等訪問の時は野に在りた

り。

松陰の滯在當時十九歳なりしその子芳之助道正又は順正は、松陰等のために諸方を案內し、また互に時事を談ぜり。後に彰考館に出仕して國史編纂に與り、元治元年那珂港の郷校にありて近鄕の民に尊攘說を鼓吹す。この年同藩に內亂あり、松平賴德同港に屯するに及び、別に兵を募らんとして奔走中捕へられ、年の十月十七日斬らる、享年三十二。

第七卷七八頁　第八卷第八〇・八一號　第十卷一九六頁以下

中川立菴

名は爲救、新潟の人なり。世々醫を業とす。然れども立菴は慷慨義を好み、區々たる刀圭を以て屑しとせず、毎に勤皇の志士と交る。故に志士の當地に至るもの必ず立菴の家に客となり、款待至らざるなし。薩藩の肝付七之丞・仙藩の氏家晉の如きその例なり。嘉永五年、松陰が宮部鼎藏と共に新潟に至るや、またこの家に客となり、淹留數日、優遇を受け甚だ喜ぶ。立菴の長子東菴に與ふる詩に曰く、「口レ才曰レ氣學爲レ基、曰レ博曰レ精勤爲レ資。……」と。

明治戊辰の役、立菴自ら起つ能はざるを嘆じ、乃ち二子一孫をして官軍に從はしむと云ふ。明治十四年十一月歿す、享年七十五。

第十卷二四三頁以下

中谷正亮　附忠兵衞・茂十郎

長藩士、父は通稱忠兵衞又は市左衞門、名を章貞といふ、藩の循吏として恪勤精勵の名あり。嘉永二年藩校明倫館擴張工事の監督たり。四年藩主の駕に從ひて江戸に赴きし時、松陰その食客たり。松陰常にその精勵に感じ尊敬せり。安政三年七月病を以て歿す。正亮（松三郎、後松陰名を實之、字を賓卿と命ず、三十三岳外史・鐵顏と號す）は幼にして福原冬嶺に學び、更に明倫館に入る。嘉永四年松陰等と江戸に遊學を命ぜられ、始めて互に相識るに至る、歸國後も明倫館に在り居寮生たり。安政三年秋より時々松陰を囚室に訪ひて徹宵激談討論せること珍しからず、遂に兄事といはんより寧ろ師事するに至る。尾寺・高杉・久坂等を松下村塾に誘ひたるは正亮なり。安政五年三月九州に遊び、次いで六月京都に入り、久坂玄瑞と共に活躍し、九月江戸に下る。當時江戸には桂・尾寺・高杉・半井・入江・吉田榮太郎・松浦・久坂等松門の志士あり、

大いに時事を論ず。翌年二月歸國後山口に在り、松陰刑死後は同門の士と行動を共にし、文久元年末の「一燈錢申合」に加盟し、二年三月兵庫出衞の軍に從ひて京攝の間に活躍し、薩藩の有馬新七等の義擧にも參加を約し居たり。但しこれは伏見寺田屋の變となりて未遂に終る。その秋藩命により江戶に赴きしが急に發病し、臥床二日にして遂に起たず、閏八月八日歿す、享年三十二。その墓は東京松陰神社塋域にあり、明治四十四年從四位を贈らる。

茂十郎は正亮の甥にして安政五年松下村塾に在學し、塾舍增築の際大いに働きし一人なり。

第四卷一四八・二一八・二三〇・三四五・三四九・三九四頁　第五卷一一一・一三二・一六五・一六六頁　第六卷八八・四三二頁　第七卷二二三・二三五・三二九・三九三頁　第八卷第一一・三六號　第九卷第二九七・三〇一・三〇七・三一二・三二六・三二九・六〇三號　第十卷一二七・一七六頁　第十一卷六四・七九・八八・一〇八・一三二・一三四・一六七以下・四二〇頁

永鳥三平

名は秀實、號は歸山、肥後藩士贈正四位松村大成の弟なり。夙に文武を兼修し皇室の衰微

を歎き、大いに爲すところあらんとして兄と謀り、遂に嘉永六年九州・山陽・近畿の諸國を歷遊し、江戶に至りて鳥山新三郎の家に寓す。佐久間象山の門に入り、宮部鼎藏その他の同藩人及び吉田松陰等長藩人と交り大いに時務を論ず、松陰の踏海失敗前後大いに助援す。安政の始め頃より將軍繼嗣問題にも着眼し、遂に水戶の安島（あじま）帶刀等をして一橋慶喜を推すに至らしむ。その後時事に活動せしも意の如くならず、鬱悶を酒に遣りしことあり、後國に歸りて嚴譴を蒙る。文久三年京都守護の隊員に選ばれしが、未だ出發せざるに朝議一變して事止む。その後久しく病み、慶應元年八月二十八日歿す、享年四十二。明治三十一年從四位を贈らる。

第五卷二六二頁　第七卷六六頁　第八卷第八四號　第十卷三九九・四一八・四二一頁以下

長原武（たけき）

字は止戈、大垣藩士竹中圖書の家來にして文政六年不破郡岩手村に生る。嘉永四年松陰江戶遊學の時、山鹿素水の塾に於て相識る。同年十一月出版の素水著練兵說略には、松陰・宮部鼎藏と共にその序文を書きしを以ても知らるるが如く、三人は素水門下の俊秀にして

互に往來切磋せり。嘉永六年松陰第二回江戶遊學の時もなほ江戶に在りて交る。その後松陰門下の江戶に遊學する者、多く松陰の紹介によりて交を結べり。慶應四年七月七日歿す、享年四十六。

第八卷第二八・一七七・二八五號　第九卷第三〇五・三五七號　第十卷三八五頁

中村牛莊　附百合藏・勘助

名は任、字は文淵、通稱は伊助、牛莊又は止止庵はその號、長藩士なり。山田時文に就きて學び、寛政十二年明倫館に入る。文化十四年選ばれて儒員に列す。初め徂徠學を修めしが、後程朱を主とす。天保の初め明倫館の講官、尋いで藩主齊元・敬親二代の侍讀となり、駕に從ひて江戶に往復すること數度、嘉永五年明倫館學頭となり、元治元年致仕す。明治三年四月十八日歿す、享年八十七。松陰は嘉永四年江戶遊學中この人と隣舍に在りて指導を受け、又同藩の士と共に中庸の講義を聞く。「齒德並びに隆く…人を待つに城府を設けず、後進の少年を視るに親子弟の如き者」と松陰は評せり。安政四年十月秋良敦之助に伴はれて松陰を幽室に慰問せることあり、その後時々過訪して奬勵せるものの如し。

百合藏は牛莊の長男なり、名は弼、字は士恭、浩堂と號す。明倫館に學び、後松陰等と同じく嘉永四年四月江戸に遊學し、安積艮齋に學び、鳥山新三郎・宮部鼎藏等と交る。松陰は百合藏を「邸中にて第一等の益友」と言へり。惜しむらくは滯在四箇月にして歸國す。その後の學歴明かならざるも、元治元年山口の明倫館に文學教授たり。慶應三年萩の明倫館學頭座取計となり、同年明倫館を文學寮と改稱したる後、二等教授、中教授の資格を以て教ふ。明治八年頃萩の小學校訓導となり、晩年毛利家編輯掛となる。明治二十八年十二月五日歿す、享年七十三。松陰の生家杉氏第七代の主相次郎(昭和十四年十一月四日歿、八十四)はこの人の子なり。又嘉永四年同じく江戸に遊學せる中村勘助はその弟にして、名は鼎、松陰と同年生れにして、後中村宇兵衛の養子となり、萩に私塾を營めり。明治十九年歿す、享年五十七。

第二卷一二六頁　第四卷三五六頁　第七卷三七五頁　第八卷一二・一五・二五・三六號　第十一卷七九頁　第十二卷一八六頁

中村道太郎 (九郎)

名は清旭、通稱は喜八郎、後道太郎、遂に九郎と改む、白水山人と號す。長藩士、祿四十

七石餘なり。馬廻並より馬廻に進む。文武を明倫館に學びしが、幼より神道を崇び天朝を重んず。松陰の兵學門下となれるは嘉永二年二十二歳の正月なり。その後來原良藏と共に松陰の最も親しき益友となり、常に往復せり。嘉永六年浦賀に出衞し、松陰等と大いに國事を策せり。安政五年二月藩命を帶びて上京し、梁川星巖・梅田雲濱・賴三樹三郎と交りつつ事情を探る。後密用方右筆となり、更に江戶方右筆に進む。元治元年七月禁門の變には國司信濃に從ひしが、事敗れて歸國し、十月恭順派のために野山獄に投ぜられ、十一月十二日斬に處せらる、享年三十八。野山十一烈士の一人なり。明治二十四年正四位を贈らる。

第二卷一二四頁　第四卷一七一・一八一頁　第五卷戊午文稿投獄紀事・四三一・四五一・四五二頁
第六卷八七頁　第九卷第三八八・六〇三號　第十一卷四一七頁

中村理三郎

安政四年十三歳の秋、松下村塾に入りたる者にして、從來成績芳しからざりしも、その後勤勉力學して群童中に頭角を顯はすに至る。松陰は同藩士片山與七の養子に推薦せしこと

あるも、その後の事詳かならず。

第五卷一二八頁　第九卷第三四四號　第十一卷一六七以下・四二一頁

半井春軒（なからゐ）

長藩士粟屋某の子なり、出でて半井家を嗣ぐ、代々醫を業とす。幼時より林百非の家に同居す、蓋し親戚關係あればなり。後百非の女を娶る。松陰は少年の頃林家に寓して勉學せし事ありしを以て、自然春軒とも親交ありしなるべし。安政五年春軒上京して久坂等と策動し、以後引續き久坂と親交ありし事明かなり。久坂の九仞日記・江月齋日乘には屢〻その名見ゆ。當時恐らくは藩校好生堂の醫學生なりしならん。文久三年馬關戰爭の時は好生堂より出でて軍醫として野戰病院に勤務す。明治以後海軍軍醫となりしことは知らるれどもその後の事は明かならず。陸軍軍醫半井英輔はその子なり。

第五卷四四二頁　第九卷第三一七・三一八・三七四號　第十一卷一三四頁

ニ

西田直養

字は浩然、通稱は庄三郎、篠舎と號す。小倉藩士高橋元義の第四子、出でて同藩士西田直享の養嗣となる。初め儒學を石川彥岳・大田錦城・服部南郭等に學び、後和歌を秋山光彪に學ぶ。嘗て支藩篠崎氏の傅たり、又京都・大阪の藩邸留守居ともなる。廣く諸藩の士と交り、遂に獨學して國學者となる。本居大平の門なりと傳ふるは誤りなり。金石年表・篠舎漫筆・直養漫筆・神璽考・補史備考等著述少なからず。松陰はその著書を讀みてその人を敬慕し、安政四年十月松浦松洞を遣はしてその肖像を寫さしむ。元治元年八月四箇國聯合艦隊馬關に來れる際、小倉藩の傍觀して爲すなきを憤りて絕食死を求むといふ。慶應元年三月十八日歿す、享年七十三。

第四卷三七四・三八五頁　第八卷第二七七・二七八・二八七號

日命

元會津藩士にして小姓役を勤めたることあり、後出家して法華宗を修めたるも朱子學にも通じたり。安政元年松陰江戶獄に投ぜられし時、已に在りて牢名主添役たり。松陰が夷將

の首を携へ來らざりしを詰りし奇僧はこの人なり。互に論議して徑を得たり。後遠島に處せられたれども、その後の消息不明なり。

第三卷一五〇頁　第八卷第一四二號　第九卷第六二六號

又

沼崎吉五郎

福島藩士能勢久米次郎の家臣なりしも、殺人の嫌疑者として江戸傳馬町の獄に在り、松陰が安政六年七月第二囘目入獄の頃は牢名主たり。松陰は沼崎より尊敬せられ、請はるるままに孫子・孟子などの講義をなせることもあり。十月二十七日の刑死前、松陰は留魂錄・諸友に語ぐる書などを託し、又後事を囑せり。飯田正伯・尾寺新之丞等の門人が松陰の遺骸請受のことに奔走せる時も獄中より周旋せるものの如し。その後三宅島に流され、明治七年頃東京に歸れるものらしく、楫取素彥（松陰の妹婿、小田村伊之助）と面談せることあり。明治九年野村靖（元の和作）に留魂錄・諸友に語ぐる書等を手交す。野村靖は明治二十四年に至りてこれを松下村塾に納めたり。かくて眞蹟留魂錄は遂に今日に傳へられたり。その後の沼崎は必ずしも

善良ならざる生涯を以て終れりといふ。

第七卷解題七頁　第九卷第五九六・六〇八・六二三號　第十一卷四三〇・四三三頁

野口直之允

肥後藩士なり。嘉永六年十二月宮部鼎藏と共に萩に松陰を訪ひ、滯在數日、相携へて江戸に赴く。蓋しこれより先き、同年十一月初旬、野口は他の同藩士と共に、長崎よりの歸途立寄れる松陰と面談し、何事か重大なる決意を以て三人江戸に下ることとなりしなり。江戸に於て諸藩の志士と交りしことは想像せらるるも、翌年三月松陰下田踏海の敗ありて獄に投ぜられ、野口の消息亦絕ゆ。

第八卷第一〇〇號　第十卷四一一・四一三・四一八頁

野村和作

後の子爵野村靖、通稱和作、後靖之助といひ、字は子共又は芳共、號を欲庵又は香夢庵主

といふ。父は嘉傳次と云ひ長州藩の輕卒なり。天保十三年八月萩土原に生る、入江杉藏の弟なり。安政三年十五歳にして父を喪ふ。翌十六歳の冬松陰の門に入り、特に名を知らる程のこともなかりしが、剛强發逸なるその性格は危地を履むに大膽なるにより、安政五年末松陰の大原西下策に密使となりて京都に奔走したるも果さずして家囚となる。次いで翌年二月二十四日兄に代りて單身伏見要駕策に赴き、事成らずして翌月二十三日岩倉獄に投ぜらる。これより先き、兄も事に連れるを以て入獄を命ぜらる。ここに於て松陰と書簡を往復し、死生の工夫に心膽を錬り大いに勉學す。萬延元年閏三月兄と共に放免せらる。その後京武の間を往來して國事に奔走し、文久二年長井雅樂要擊策に加はりしが事成らず、同十一月土屋蕭海と共に熊本に使す、同十二月江戸に歸りて同志と共に御殿山英舘を燒く。翌年正月攘夷血盟書に署名す。同月(追懷錄は正月、防長回天史には七月)吉田松陰に從學し尊攘の正義を辨知し、志行嘉すべきを以て士班に列せしめらる。五月馬關に赴き夷船を砲擊す。その後久坂と共に上京し、周旋に力めたるも形勢意の如くならず、遂に元治元年禁門の變となり、兄入江杉藏これに死す。爾來藩內內訌戰に又四境戰爭に、屢〻御楯隊を率ゐて各地に轉戰す。明治元年には藩政に參與し、二年三年には脫隊騷動を鎭靜して功あり、四年宮內大丞となり、

次いで外務大書記、同年末岩倉大使一行に隨ひて歐米諸國に出張し、六年歸朝。その後神奈川縣令、驛遞總監、遞信次官に歷任し、明治二十年子爵を授けらる。二十四年駐佛特命全權公使兼葡萄牙・西班牙駐劄公使、二十七年內務大臣、二十九年遞信大臣となり、三十三年樞密顧問官ともなりたり。四十年富美宮・泰宮兩內親王御養育掛長仰付けられ、四十二年一月歿す、享年六十八。生前特旨を以て正二位勳一等に敍せらる。遺言に依り遺骨を世田谷松陰神社の塋域に埋葬す。

第六卷己未文稿中多數　第九卷第三六七・三六八・四一六・四二三・五一七・五二九・五三〇・五三二・五三七・五三九・五四四・五四六・五五三―五五五・六一二號　第十一卷一八三・一九五・二二六・二三七・三二七・三三一・三三二・三八四頁

ハ

橋本左內

名は綱紀、字は伯綱、號を景岳又は藜園或は櫻花晴輝樓といふ。家は世々越前福井藩の醫なり、天保五年生る。十六歲笈を負ひて京攝の間に遊び、緒方洪庵の門に入りて醫を學ぶ。

安政元年江戸の坪井信良及び杉田成卿に從學、翌年藩主松平慶永に擢でられて醫員の籍を削り御書院番に列し、重ねて江戸に遊學を命ぜらる。三年歸國して藩の學務を司り、文武二道を興す。四年二十四歲にして藩校學監心得となり、別に洋書習學所を設く。安政五年會〻將軍繼嗣の問題起り、又條約勅許の事決せず、藩主左內を股肱として江戸・京都に奔走し、當時列藩を代表する志士中の一異彩たり。その一橋慶喜を繼嗣とするの論は朝幕列藩に多くの共鳴者あり、左內勞して效ありしも、井伊直弼大老に任ぜられて全く水泡に歸し、剩へ同年十月捕はれて親戚預けとなり、翌六年十月江戸獄に繫がれ、十月七日死刑に處せらる、享年二十六。明治二十四年正四位を贈らる。

松陰は江戸獄中にて左內の人物を聞き、一面識なきを惜しめり。然れども左內より松陰に贈れる詩あれば、獄中互に或は書信の往復をなせしやも知るべからず。

第七卷三二九頁　第九卷第六二二號

長谷川宗右衞門　附速水

初の名は秀芳、後に秀驥と改む、字は邦傑、號を峻阜といふ、高松藩士なり、享和三年生

る。幼にして林元碩・堤閑林の門に學び、旁ら武技を修む。弱冠四方に遊び天下の士と交る。文政九年封を移すのことに端を發し、藩主松平頼恕と世子頼胤の間に紛紜を生ずるや、決死忠諫、奔走周旋よく事を理め、その後弘化元年水戸藩のことに就き藩主頼胤關係し、齊昭幽閉せらるるのこと起るや、忠諫至らざるなかりしも聽かれず、安政四年高松に屏居を命ぜらる。五年條約勅許のことに關し時事切迫するに至るや、亡命して京都に入り、舊知梁川・梅田・頼・僧忍向等と天下の事を謀り、信濃に入り江戸に赴く。日下部伊三次・勝野豐作等と議して水戸に行かんとす。會〻日下部捕へられ勝野纔かに免かる。宗右衞門は單身水戸に入りて潛伏す。この頃幕府及び藩の搜索嚴しく、遂に京都に上り大阪に出でて藩邸に自首す。その子速水亦捕へられ、父子前後して江戸傳馬町の獄に送られ、十月無期幽囚の申渡しあり、高松の獄に繫がる。文久二年十一月朝命により免さる。その後江戸又は水戸に於て水戸・高松兩藩の積怨を釋くに力を致し、元治元年漸く好を復することを得たり。その後幕府の長州征伐、大政奉還等に聯關して俗論に抗しつつ藩の正議を維持するに努め、投獄の厄を受く、明治二年また免さる。三年九月二日病に罹り、再び起つ能はざるを感じ、宮闕を拜して死せんことを願ひ、病を推して上船し、舞子濱に碇泊中二十五

日歿す、享年六十八。明治三十一年正四位を贈らる。

その次男速水、名は秀雄、天保五年生る。十五歳にして世子に近侍たり。はやくより父宗右衛門の忠諫容れられざるを見て、水戸藩その他特に薩藩の有志と交りこれを助けんとす。安政五年屏居中の父亡命するや、速水亦高松に屏居せしめらる。然れども亡命の父を助けて國事に盡さんとする心已まず、遂にまた亡命して江戸に入り水戸に潛伏し、八月父に代りて罪に坐せんとて自首す。然るに父も亦自首し、共に江戸に送られ、傳馬町の獄に繫がる。十月高松の獄に移され、萬延元年八月九日血を嘔きて歿す。享年二十五。明治三十六年正五位を贈らる。

松陰は安政六年江戸獄に於て、護吏林立の間に宗右衛門と見え、「寧ろ玉となりて碎くるとも、瓦となりて全かるなかれ」と獨語するものの如く敎へられ、又詩を贈らる。速水とは二箇月餘同居中、爲めに親しく薫陶せりと云ふ。

第七卷三二八頁　第九卷第五九八・五九九・六〇〇・六〇二・六〇三・六一八・六二〇・六二三號

林藤橘

名は道一、別名庄（莊）林道一と云ふ、紫海と號す、筑前の隱士。拳法の達人にして畫を善くす。安政二年萩に來り、屢〻松陰の兄を通じて獄中の松陰を慰問し、又子路の像を畫きて贈る。松陰亦爲めに贈る詩あり。秋良敦之助及び月性と友とし善く、阿月に在りて拳法を指南せる事あり。又松陰の讀書中同人の著書漂流記あり。

第四卷四三・四六・七一頁　第七卷一三〇頁

林眞人　附壽之進

名は靖宗又は靖、字は不遊又は愚公、百非と號す、別に大平山人・如是・百是・三寶道人等の號あり、長松齋は書齋の雅號ならん。長藩士なり。周防三田尻莊原養安の次男、寛政八年生る。藩士林氏を襲ぎて萩に移る。松陰の養祖父他三郎及び石津新右衞門に就き山鹿流兵學の奥義を究め、文學は吉武節齋を師とし、後獨學して精を究め、藩學の都講に准ぜらる。畫は矢野箬山に學び、工夫研究を重ねて長州南畫の巨擘たり。その他詩・書・茶・篆刻・禪學等通ぜざる所なし。弘化四年家督を長子壽之進に讓りて脫俗枯禪の餘生を娯しむ。嘉永四年十二月二十七日歿す、享年五十六。

松陰は幼にして吉田氏を継ぎたるを以て、林等は後見人となり、明倫館兵學場の教授を代理し、又松陰の教育にも力を致せり。殊に弘化三年には松陰を自宅に寓せしめて指導し、弘化四年大星目錄の免許を、嘉永四年正月三重極祕傳を返傳す。

その子壽之進、名は有聲、松陰の兵學門下なり。嘉永四年江戸遊學中松陰と交り、その東北遊のため亡命するの非を責む。彼れは又歌人として知らる。

第一卷一三三・一七三頁　第四卷一九〇頁　第八卷第一九・五六號　第十卷二二・七頁　第十一卷四〇三・四一四頁

葉山佐內　附野內

名は高行、號を鎧軒といふ、平戸藩の家老職なり。十七歲江戸に出で、佐藤一齋の門に入り、後藩主の傅となる。安政二年著はせる「儲保軌鑑」は藩主世子に獻じたるものなるが、一齋これを推賞す。萬延元年駕に從ひて江戸に赴き執政の要職に擢でらる。元治元年四月二十一日歿す、享年六十餘。

その嫡子野內、名は高尙。嘉永二年小納戸頭として世子に隨ひて江戸に在り、安政二年世

子の近侍頭となり、文久以來藩主の命を受けて國事に周旋し、慶應四年には側用人にして旗假支配の要職に在り、明治二年同藩の權大參事たり。四年四月辭して舊藩主の家令心得となり、七年隱退す。

松陰は師林百非が友人伊藤靜齋より佐內の人となりを聞きて從學せんことを希望勸告せるにより、遂に嘉永三年平戸に遊學し、特に多くこの人の家を訪ひて、書を借り、又教を受く、最もその人物に推服せり。この後も書信の往復を續けたり。翌年江戸に於て、佐內の紹介により、その子野內に會ひ詩文を以て交れり。

第一卷一八六・一八八頁　第二卷一〇四・一四六頁　第四卷二四三頁　第八卷第六・二一・二六號
第十卷三四以下・一〇〇・一〇三・一〇五頁　第十一卷二四九頁以下

原田太郎

安政五年松下村塾に在りし門人にして、四月には須佐育英館に派遣せられたる塾生の一人なれども、經歷不明なり。

第五卷一一二頁　第六卷一二六頁　第七卷二四〇頁　第九卷第三一五號

ヒ

平島武次郎

備中の志士にして梅田雲濱の門人なり。安政六年正月、大高又次郎と共に萩に來りて義擧のことを謀らんとせるも、藩府寧ろ敬遠して去らしむ。松陰門下の入江・野村等密かに謀るところあり、伏見要駕策ここに胚胎す。その傳未だ明かならず。

第五卷四四八頁　第六卷九三・二二三頁　第九卷第四四六・四五〇・四五三號

平田新右衞門

名は淳、字は子厚、涪溪と號す、長藩士平田與兵衞の長子なり。明倫館に入り、山縣太華に從學して秀才の譽あり、經子百家に通ず。後に安積艮齋そのよく書を解するを見て、推すに當今の學士中第一を以てすといふ。藩主齊廣の近侍たり。嘉永三年明倫館學頭座御用取計を命ぜられ、後願に依り職を解かれて單に教諭となり、五年まで在職、後退きて帷を自宅に垂れて教ふ。當時藩學は朱子學に轉じたるも、自らは最も徂徠學を喜ぶ。明治十二

年五月七日歿す、享年八十四。

松陰は少年の頃この人より漢文學に就きて教を受けたり。

第二卷二六頁　第五卷四五〇頁　第十一卷一三七頁

弘忠貞

通稱勝之助、號を東明といふ。嘉永六年米艦浦賀に來るや藩命によりて警衞の任に赴く、後諸國を遊歴して劍技を修む。安政五年の初め松下村塾に入りしものの如く、八月兵學門下ともなれり。文久元年兵庫出衞の軍に加はり、翌年より京都に於て尊攘のことに奔走す。文久三年五月馬關に於ける外艦砲擊の際は久坂玄瑞等と共に京都より下る。八月朝議一變後は兵庫に隱れて探偵す。翌元治元年四月京都に入り、七月禁門の變となるや力戰せしも及ばず、鷹司邸にて屠腹す、享年二十八。明治二十四年正五位を贈らる。

第五卷一一二頁　第十一卷四二二頁

フ

深栖多門

字は幹、名は守衛又は信貞ともいひしことあり、長藩士なり。天保十三年松陰等と共に玉木の松下村塾に學ぶ。（本巻玉木正韞先生傳參照）弘化二年三月松陰の兵學門下となり、嘉永元年中明倫館にて松陰の教場にも出でたり。嘉永二年明倫館都講となる。松陰よりも年長にして、嘉永三年頃松陰の文を添削したるもの存す。四年江戸遊學中も交りたれども、その後の交渉なかりしが如し。幕末の國事に勤め、御親兵第一中隊司令たり。明治元年越後に轉戰し、九月五日傷きて死す。大正四年從五位を贈らる。

第八巻第一九・三六號　第十一巻・四一五頁

福川犀之助

名は縞、字は守約、萩野山獄の司獄なり、安政元年十月松陰江戸より野山獄に送らるるや、その言行を視て、その人格を崇敬し、翌年遂に弟高橋藤之進と共に弟子の禮を執るに至る。松陰が獄中に在りて讀書著述教育の事に力を專らにし得たるは、この司獄が隱約の間に示せる好意によること少なしとせず。松陰は後安政五年末再び獄に入り、翌年五月東送の命

あり、犀之助獨斷を以て、出發の前夜卽ち五月二十四日實家杉氏に歸らしめ、家族門人等に告別せしむ。後この事を以て萬延元年十月遠慮申附けらる。

第四卷五五・八五・九〇頁　第八卷第一五九號　第九卷第四二九號　第十一卷一七以下・八一・二一〇・三八七頁

福原淸介

名は公亮、號を周峰といふ、長藩士なり。松陰明倫館在職中の兵學門下にて、嘉永四年三月目錄傳授を受く。その後は松陰と友人關係を結べるが如し。次いで郡司千左衞門に砲術を學ぶ。後水軍の先鋒隊に編入せられ、海防の事に從ふ。安政三年四月相模に出戍し、且つ幕士下曾根金三郞に就き砲術を修む、同年また藩命により長崎にて蘭人ヘルスに就き兵術の傳習を受く。五年八月山田亦介と共に京都に上り、姉小路侍從の邸に出入し、又梁川星巖等とも交り、國事を論ず。萬延元年萩にて洋船製造、火藥大砲製造の事あるや、これを監督し、文久二年英人より汽船を、翌年帆船を購入するの衝に當る。同年馬關に於て外艦砲擊の際は右帆船に乘りて活動せり。その後も藩の海軍の事を司りしが、維新後實業界

に入りて失敗し、神官となりて屢〻轉じ、和泉國大島神社宮司を以て終る。歿年未詳。

第四卷三一四頁　第五卷二一八・二二一・三一三頁　第九卷第三〇四・三四四號　第十一卷四〇四頁

福原又四郎

後通稱又市に改む、名は利實、字は去華、長藩士なり。松陰の友來原良藏の甥にして、松陰の門に入りしは安政五年なり。「福原は外優柔に似て而も智を以て之れを足す、……其の頑固自ら是とする處は、子楫(岡部)及ばざるなり」と松陰は評せり。間部老中要撃策に加はり、又松陰再投獄のとき罪名問題によりて家囚となれる一人なり。松陰東送後は久坂玄瑞等の指導を受け、文久元年末の「一燈錢申合」にも參加せり。これより先き、藩命に依り萬延元年海軍所運用科に入り、その後暫く動靜明かならざるも、文久三年三月賀茂社行幸の警衞員中に加へられたり。長井雅樂と親類なるを以て雅樂切腹の時介錯せり。明治年間に生存せるも歿年その他未詳。

第五卷三二一頁以下　第六卷一二五・一八八・二三二頁　第九卷第三二六・六一二號　第十一卷一

八二・三二八・四二一頁

藤井藍田

名は德、字は伯恭、幼名は平三郎といひ、後に卯右衞門又は平左衞門と改む、梅軒・藍田・獨鶴巣はその號なり。大阪の商家綿屋某の子なれども、十五歳田能村竹田に就きて畫を學び、次いで書を八木巽處に、詩を廣瀨淡窓に學ぶ。後家を嫡男に讓り文人墨客義人烈士と交り、又諸方を遊歷す。安政六年萩に來り、土屋蕭海を通じて松陰に詩を贈り、又五月東送前にも扇面にゑがきて贈る。松陰は詩を以てその厚意を謝し、且つその一を入江杉藏に贈り、他の一を自ら携へて江戸に下れり。藍田はその後も長州に來り滯在三年、桂小五郎等とは親交ありしといふ。慶應元年五月大阪の自邸に在り、壬生の浪士に縛せられ獄に繫がれしが、閏五月十二日歿せり、享年五十。大正三年正五位を贈らる。

第六卷一五九頁　第七卷二八四頁　第九卷第六二〇號　第十一卷一八〇・二〇七頁

藤川於菟馬 (岡村閑翁)

通稱於菟馬又は定二（松陰は禎二と書す）、名は正尹、字は子文、閑堂と號し、大和郡山の儒官冬齋の子なり。後柳生藩の岡村氏を冒し、通稱鼎三、名は達、字は仲章と改め、晩年閑翁と號し、別に士章・友月と稱す。森田節齋の門人なり。明治維新の際柳生藩權大參事となり、後官を退きて育英に從事し、大正八年歿す、享年九十三。

松陰は嘉永六年五月四日、節齋の紹介により郡山に於て會談せり。

第十卷三六九頁

藤澤東畡

名は輔、字は元發、昌藏と稱す、讚岐安原の人。中山城山に從ひて徂徠學を受く。後大阪に出でて私塾を營む。尼崎藩の賓師たり。元治元年將軍家茂に謁す。同年十二月十六日歿す、享年七十一。

松陰は嘉永六年四月、森田節齋に紹介せられて訪問す。

第十卷三六三頁

藤野荒次郎

名は義利、長藩士なり。安政四年九月松陰の兵學門下となり、その後も松下村塾に在りしものの如く、翌年十二月松陰の投獄別筵にも侍せり。後久坂玄瑞の指導を受けたれども、その後の履歴明かならず。

第十一卷一九二・二三四・四二一頁

船越清藏

名は守愚、豐浦山樵と號す、長門國淸末の人、陽明學者なり。壯年落魄して近江大津に客居し、寺子屋師匠として口を糊す。嘉永六年外交問題起りてより諸公卿に出入し、密かに皇室の中興を圖る。常に天朝又は毛利氏のために死するを以て已が死所なりと言へり。小國剛藏・中谷正亮・久坂玄瑞等京都に行きその人を見て松陰に推賞せり。安政五年九月その著「道化狂畫考」「井蛙錄」を松陰讀みて大いに感じ、これを家老益田彈正に贈り、藩より扶持を給せらるべき旨建言す。六年正月淸藏萩に來り、松陰及び門人等と事を謀らんとせしも實現するに至らずして終る。文久二年春京都に移り、久坂玄瑞・入江九一等の倚

賴する所となる。同年秋萩に歸り、頓に病みて繪堂村に客死す、享年六十餘。明治二十四年從四位を贈らる。

第五卷二四六・二四七・四三六頁　第九卷第四六三・四六九號

ホ

堀達之助

長崎人、阿蘭陀通詞中山作三郎の五男、文政六年生る。幼にして譯司堀政信に養はる。家學を承け蘭語に通達し、江戸に出で米艦渡來の際通譯の任に當り功あり。安政元年下田在勤中、外人の交易願書の處置獨斷に失したる廉により江戸獄に投ぜられ、在囚五年に及ぶ。時恰も松陰と獄を同じくすること前後二回、互に文通あり、且つ好意を寄せたり。後出で蕃書調所の教授となる。萬延元年久坂玄瑞この人に教を受く。文久の頃英語辭典を著はす。明治維新の後開拓使大主典に任ぜられ、五年辭して長崎に歸臥す。二十五年大阪に移り、二十七年歿す、享年七十一。

第九卷第五九六・六〇一・六一七・六二〇・六二三號

堀江克之助（芳）

號を無名といふ、久保善助は一時の變名なり。水戸藩の郷士。幼より學を修め武を練る。後藤田東湖・武田耕雲齋その他の門に出入して知遇を受く。嘉永六年以來諸方に奔走す。安政四年米國總領事ハリス江戸城に於て將軍に謁すべき由を傳聞し、蓮田東藏・信田仁十郎と謀り、途にこれを要撃せんとす。藩府これを探知し追跡捕縛す。後に幕府に自首し、十二月傳馬町の獄に繋がる。蓮田・信田は翌年正月・五月それ〴〵獄中に病死す。松陰は六年七月より十月まで同獄に在り、堀江とは殊に親交あり、往復文書最も多し。後赦されて江戸に在り、文久元年高輪東禪寺襲擊に加はり、又捕へられて江戸獄に投ぜられ、次いで水戸獄に移され、維新の初め特赦の恩命に接し、出でて水戸に閑居す。明治四年二月歿す、享年六十二。明治四十四年從五位を贈らる。

第七卷三二五頁以下　第九卷第五九七號以下多數

マ

前田孫右衛門

名は利濟、字は致遠、陸山と號す、長藩士なり。祿百七十三石餘を食む。嘉永元年武具方頭人となり、後數職を經て安政三年當職手元役となり郡奉行を兼ぬ。萬延元年用談役に轉じ、直目付となり、文久三年用談役に復す。藩主の信頼特に篤く獻替する所亦多し。元治元年禁門の變及び四國聯合艦隊の馬關來襲あり、共に長藩利あらず、前田等要職に在りしを以て忌まれ、恭順派のため野山獄に投ぜられ、その十二月十八日斬らる、享年四十七。野山十一烈士の一人なり。明治二十四年正四位を贈らる。

松陰は常に前田の理解と同情とを得、激論抗議と雖もよく採るべきは容るるの雅量に推服し、我が邦の樂正子なりと評せしことあり。安政五年の間部老中要擊策を是認したるは藩府首腦中この人ありしのみなり。松陰投獄の前後大いに居中周旋し、その歿後高杉・久坂等松下塾徒と交り、文久元年末の「一燈錢申合」に參加せるを以てしても、松陰及びその門下との關係を想像するに足らん。

第五卷一八九・二五六・四四九頁　第六卷一九〇・二四三頁　第九卷第三三七・三三八・三八五・四一〇・四一六・六〇三號　第十一卷二〇八頁

孫助

周防國都濃郡富岡村字小畑（松陰は富田と云ふ）の農夫なり、文政六年生る。後萩に出で、安政六年三十七歳の時（松陰は三十六歳と記す）野山獄獄卒たり。松陰入獄の際は好遇他囚と異り、寒疾に罹りし時の如き特に心を用ひたりと云ふ。「目に一丁字なし、而も吾れを視ること他囚と異り、頗る吾が黨の事に感ずる者に似たり……」とは松陰の評なり。然れども瑣事を以て人と爭ふの癖あり、爲めに同衆の恨を受く。松陰これが爲めに庇護せし事あり。孫助この年萩松本村輕卒白石文右衞門の養子となる。孫助の自記に、同年五月松陰の命により京都に使せし事ありと云へり。晩年また故郷に歸り佐古姓を冒す。明治三十六年八十一歳なりし事は知らるれどもその後のこと詳かならず。

第六卷五六・六五・七五・二三五頁　第九卷第四四一・四五七・四六八・四八三・四九八・五一〇・五一四號

正木退藏

長州藩士正木某の三男、幼時佐伯家を冒せし事あり。弘化三年生れ、安政五年十三歳にし

て松陰に師事す。元治元年藩世子の小姓役として機密の事に與り、正義派と策應す。慶應元年恭順黨排擊の運動に加はり、所謂三笠屋會議員に名を列す。維新前後國事に奔走す。明治四年英國留學、同七年歸朝後工業教育に從事し、同九年再び英國出張、同十一二年頃(藤澤利喜太郎博士は十一年と云ひ、ウイング教授は十二年と云ふ)文豪スティヴンソンに會し、先師松陰の事跡を述ぶ。ス氏の著「吉田寅次郎」卽ちこれなり。明治十四年歸朝後東京職工學校長に任ぜられ、後外務省に奉職し、明治二十四年ハワイ總領事となり、二十六年官界を退き、二十九年歿す、享年五十一。生前正五位に敍せらる。

第十二卷二〇九頁

增野(ましの)德民

名は乾、字は德民又は無咎、周防山代(やましろ)(今の玖珂郡本鄕村)の醫家に生る。德民の幼少時は知るに由なきも、安政三年十五歲の十月一日笈を負ひて松陰の幽居たる杉氏に寓し松陰に師事す。吉田榮太郎・松浦松洞と共に三無生の一人にして松下村塾の造立に協力し、常に專精讀書し、家業を繼がんとす。時々歸省せることあれども、松陰に師事する事最も久しき一人なり。

その緻密にして精勵なる性格を愛せらる。松陰入獄後は藩醫岡田以伯に學びつつ、松陰の命を受けて、品川彌二郎等と奔走したり。萬延元年頃は主として久坂玄瑞の指導を受けて國事に活動せるも、惜しむらくは文久二年三月五日捕へられて山代に送還、父の嚴に禁ずるありて遂に出づる能はず。維新後は山間の一醫師として世に立ちしも、常に恩師同門に背けるを思ひて娛しまず。明治十年五月二十日歿す、享年三十六。

第四卷三三五・三三八頁　第六卷一〇六・一二五・一九三頁　第七卷一六六・一七三・一八八・一九二頁　第九卷第三八三・四三六號以下・六一二號　第十一卷四一以下・八七以下・一〇五以下・一五九・一六七以下・二〇二・二二七頁

馬島春海

號は北溟、十六七歲の時、松陰門下となりし由「松下村塾零話」中に見ゆ。これは安政四年末ならん。翌年九月瀧彌太郎と須佐に赴けること知らる。文久の頃まで國事に奔走せしが、同三年より萩に歸り晚成堂なる漢學塾を營み、明治四年迄敎へたり。後東京に出で明治三十八年十一月歿す、享年六十六。

第九卷第三六二號　第十一卷五三頁　第十二卷一九五頁

馬島甫仙

名は光昭又は光豐、通稱は誠一郞、樗櫟・櫻山と號す。家世々醫なり。安政四年十四歲の時松下村塾に入り、稚心未だ去らざるも書を讀むこと極めて敏、「塾中第一流」の少年として深く松陰に愛せらる。五年十二月松陰再び獄に入るに及び、甫仙を以て塾の後繼者たらしめんと欲す。松陰歿後も久坂等と交り、文久元年の「一燈錢申合」に參加し、國事に奔走し、文久三年馬關の外艦砲擊にも加はる。又高杉の下にて奇兵隊の書記役たりしことあり、慶應元年より松陰の遺命を思ひて松下村塾に敎へ、旁ら松陰の遺稿整理に當る。明治三年朝廷勤皇殉難者の事蹟報告を命ぜらるるや、山口藩廳は甫仙にも資料蒐集を依囑せり。この年同門の兵部大丞山田顯義に伴はれて大阪に出で、翌年東京に移る。この年十二月一日熱病に罹り狂を發して死す、享年二十八。萩椎原松陰の墓地近くに葬る。

第四卷三七七・三九二頁　第六卷六五頁　第十一卷一九三・二三二頁

益田彈正

幼名は幾三郎、安政元年以後彈正、文久以後右衞門介と改む、名は初め兼施、後親施、翠山と號す。天保四年長門萩に生る。その領邑は須佐にあり、毛利氏の家老にして祿一萬二千六十餘石を食む。人となり豁達にして英氣あり。明倫館に學び、嘉永二年十七歳の六月松陰の兵學門下となる。嘉永六年外國との事起りし頃より、國相又は行相として藩政の樞機にあり、藩主敬親を輔佐して功あり。文久以後國事多端にして又寧日なし。三年藩主の建白書を携へて上京し、大和行幸攘夷御親征の事に與る、不幸にして八月朝議一變し三條實美等七卿と共に國に歸る。元治元年七月禁門の變には自ら兵を率ゐて上京し、戰利あらず歸邑し、後恭順派のため德山に幽せられ、遂に十一月十二日福原越後・國司信濃の二家老と共に切腹を命ぜらる、享年三十二。明治二十四年正四位を贈らる。

松陰は兵學師範なりし關係もあり、屢〻時務に對して忌憚なき意見を贈りしが、彈正よくこれを容れ、過激事を誤らんとする時も庇護同情の立場に居れり。長藩勤皇運動の中樞にこの人あり、松陰の意見はすべてこの人に通ぜられたりしこと誠に注目すべき關係なり。

第五卷一六六・一七八・二五五頁及び意見書類　第八卷第一〇四號　第九卷第三二八・三四一・三

五四・三五五・三六〇・三六一・三七〇—三七四・六〇三號　第十一卷四一九頁

松浦松洞

名は溫古、字は知新、後無窮と改む、通稱を龜太郎といふ、松洞はその號なり。天保八年萩郊外松本の魚商の家に生る。後藩士根來主馬の家臣となる。幼にして繪事に秀で神童の稱あり、磵西涯に從ひて四條派の繪を學び、後京都の小田海僊に師事す。安政三年末松陰を幽室に訪ひて詩を問ひ、爾來その教を受け、又次々に來れる俊英と交り、遂に尊皇愛國の人となり、繪も亦忠孝節義の人を訪ひてこれを描き、後世風教のためにせんとするに至る。烈婦登波・僧月性・秋良敦之助・木原松桂・西田直養・伊藤靜齋・竹院等を寫せること松陰の文中に見ゆ。松洞はまた增野德民・吉田榮太郎と共に松陰の主持する松下村塾に基礎を置ける功勞者なり。「才あり氣あり、一奇男子なり、無逸(吉田榮太郎)の識見に及ばざれども、而も實用は之れに勝るに似たり」と松陰は評せり。安政五年京都に上り、後江戸に入りて芳野金陵の塾に學び、旁ら時勢を松陰に牒報す。九月幕吏に從ひアメリカに遊ばんとして成らず、六年二月歸國。五月松陰東送の命下るや、門人等その肖像を松洞に描かしめ、

松陰の自賛を請ひたるもの今なほ存す。松陰殉難後も塾徒と交り、文久元年末の「一燈錢申合」にも加はれり。翌年春同志と共に上京し、尊攘のことに奔走す。會〻長井雅樂京都に在り、公武合體論を以て公卿に說かんとす、松洞その論を軟弱にして幕府のためにするものとなし、遂に之れを刺さんと謀る。或る人これを諫止せしを以て果さざりしも憂憤に堪へず、この年四月十三日粟田山に入りて自刄す、享年二十六。蓋し粟田宮法親王の正義を欽慕し、宮の旗下に參じて死を馬前に致すの意を寓するならんといふ。松洞の死は松門最初の殉難なり、同志を鼓舞する所尠しとせず。明治四十四年正五位を贈らる。

第四卷二九〇・三四〇・三八五頁　第五卷一二二・四四〇頁　第六卷一二五・一四一頁　第八卷第二八七號　第九卷第三〇九・三三一・四九五號　第十一卷一一二・一七九・一八一・一八三・一九一・一九九・二二二頁

松浦竹四郎（武四郎）

名は弘、字は子重、號は北海・憂北生・柳田・柳湖・雲津・雲川・馬角齋・多氣志樓等あり。文政元年伊勢に生る。十三歲平松樂齋に學び、十六歲江戸に出で暫くにして歸り、十

七歲天下遊歷の志を立て鄉を出で、二十六歲長崎に在り、二十八歲東蝦夷、翌年西蝦夷及び樺太を探り、三十歲佐渡を一周して歸り、嘉永元年海防策を著はす。これより海防に關し有志と交る。嘉永二年三度蝦夷を探り、蝦夷に關する著書極めて多し。後蝦夷に關し幕吏となる。明治元年箱館府判事、同二年蝦夷開拓の吏員となり、同三年四度北海道に至る。同二十一年二月七日從五位に敍せられ、十一日歿す、享年七十一。

松陰は「此の人足跡天下に遍く、殊に北蝦夷の事至つて精しく、近藤拾藏以來の一人に御座候」と、大阪の砲家坂本鼎齋に紹介せり。蓋し松陰は安政元年江戶に於て相識れるなり。

第八卷第八六・一〇二・一七七號

松岡良哉

名は經平、周防平生（ひらを）の醫家に生る。嘗て上國に遊學せしとき、紀伊に赴き本居大平の門に入り國學を受けたることあり、又和歌を善くす。醫業成りて萩に出で開業す、晚年には長藩の藩醫となれり。時事に慷慨するところあり、安政三年頃より時々松陰を訪ひてその說を叩けり。明治十九年十月二日歿す、享年八十七。

松島瑞益

通稱は剛藏、初め瑞益といふ、名は久誠、字は有文、韓峯と號す。世々長藩に醫を以て仕へ、祿三十九石餘を給せらる。天保二年父瑞蟠狂を發して癈す、瑞益家督を繼ぐ。松陰の妹婿小田村伊之助及び小倉健作の兄なり。江戸に遊學し坪井信道に從學すること四年、業成りて國に歸り世子の侍醫に擧げられて再び江戸に役す。當時外交の事迫るに藩主の側近に佞人多きを慨歎し、酒席に於てこれを洩し遂に職を褫はるるに至る。ここに於て再び志を立てて長崎に赴き蘭人に航海術を學ぶ、居ること三年、歸國して洋學所創立を請ふ。藩主これを聽きて遂に一局を設け、松島（この時醫稱を除かれ剛藏と改む）をしてその長たらしむ。安政四年藩主西洋式小船を作り、丙辰丸と名づく。松島をしてその運轉を習はしむ。萬延元年彼れよく外洋に航して江戸に入る。爾來生徒を激勵してその業を攻究せしむ。文久元年二月海軍所新設に當り松島又これに與る。三年攘夷の令下るや、諸艦を率ゐて馬關に於ける外國船砲擊の事に從ひ、遂に負傷す。翌年禁門の變、四國聯合艦隊來襲あり、共に利あらず、黨議

起りて恭順派のために野山獄に投ぜられ、十二月十九日斬らる、享年四十。野山十一烈士の一人なり。明治二十四年正四位を贈らる。

松陰とは最も早き時代より友人として交り、その歿後門下生と提携し、文久二年十月の京都に於ける松陰慰靈祭に列し、十一月高杉・久坂等と攘夷血盟をもなせり。

第五卷一七六・三四七頁　第九卷第三六一號　第十一卷一〇六頁

松田重助

名は範義、肥後藩の人、少くして宮部鼎藏の門に入る。十七歳の頃藩の小吏となりしも、志は常に天下の大事に在り。嘉永六年江戸に赴き、宮部・永鳥・轟木等と時事を議す。松陰も當時江戸に在り交る。「同志中の一傑なり……君子人にして密謀の出來る人なり」と評せり。松田が佐久間象山の門に入りしは松陰の紹介に依るなり。翌年三月松陰下田踏海の策を議したる席にも列せり。安政二年江戸を去り、東海東山の國々を巡歴して京都に入り梅田雲濱と交る。後近畿を巡り、安政三年一旦熊本に歸り又上京し、四年二月江戸に下り、長藩の桂小五郎等と水戸・長州・肥後藩の合從を謀りしも機未だ熟せず、五年志士捕

縛の事起るや巧みに踪跡を晦し、時には變裝して京都に潛入せるも捕へられず、一時波多野右馬之介又は田村介之進と稱し、河内の富田林に家塾を營みしこともあり。萬延・文久の頃紀伊・肥後・薩摩・長門に赴き頻りに國事に奔走す。元治元年六月京都池田屋にて宮部鼎藏・吉田稔麿等と密議中新撰組に襲はれて死す、享年三十五。明治二十四年從四位を贈らる。

第九卷第一七七號

松村文祥

長藩老臣浦靱負の家臣か、家は世々醫にして阿月に住し、儒を兼ぬ。秋良敦之助の甥、宰輔の兄、赤根武人の叔父なり。玉木文之進主持の松下村塾出身にして、松陰と同學なり。弘化三年安藝に赴き醫術を學ぶ。後嘉永六年頃は江戸にありて劍を齋藤彌九郎の門に學べり。その後のこと不明なり。

第一卷一一七頁　第二卷一九一頁　第十卷三八〇頁

ミ

三島中洲

名は毅、字は遠叔、通稱は貞一郎、相南と號す、備中中島村に生る。八歳にして孤、十四歳山田方谷に從學す。二十三歳より齋藤拙堂に學び、二十八歳江戸に出で翌年昌平黌に入り、佐藤一齋・安積艮齋に學ぶ。三十歳松山藩に仕へ、藩校有終館に教へ、後學頭に進む。戊辰の變に當り藩主朝譴を蒙りし時奔走大いに力め、藩封を保たしむ。これより子弟の教養に半生を終へんとて虎口溪舍を設く。明治五年四十三歳、朝廷の徵によりて上京し、翌年新治裁判所長となる。十年官を罷め、二松學舍を興し、漢學を教授す。次いで東京高師、東京帝大にも教授す。二十九年三月、東宮御用掛を命ぜられ、また東宮侍講に任ぜらる。大正四年職を辭し、宮中顧問官に補せらる。八年五月十二日歿す、享年九十。著述甚だ多し。

松陰は嘉永六年五月伊勢に齋藤拙堂を訪ひたる時、その門人として三島も座にあり。その後安政元年三月上旬橫濱にて會せしも一禮して別るといふ。後松陰の曾孫吉田庫三はこの

人の二松學舍に學べり。

第十巻三七二頁

南龜五郎

名は貞吉、長藩士なり。安政五年久坂玄瑞の紹介にて松下村塾に來りしことあれども、その後明倫館にて勉學し、松陰より直接教育を受けたることは極めて短時日なるべし。松陰歿後吉松塾にありて久坂玄瑞に指導せられ、松下塾徒と交り、文久元年末の「一燈錢申合」にも參加せり。一時長藩の密偵となりて長崎に在りし由なれども、その他不明なり。

第九巻第三二九號

宮部鼎藏　附春藏

名は増實、號を田城又は尖庵といふ、肥後國益城郡田城村の人なり。家は世々醫なりしも、鼎藏はその業を欲せず、伯父増美に就き山鹿流兵學を受け、遂にその養子となる。後藩士の就きて教を乞ふ者多く、嘉永の頃より横井小楠と共に靑年志士の領袖たり。又その孝を

以て藩より賞せられたることあり。松陰は嘉永四年十二月九州遊歴の途に宮部を訪ひ、刎來刎頸の交を結ぶ。嘉永四年江戸遊學のとき兩人共に山鹿素水の門に在り。「宮部鼎藏は毅然たる武士なり。僕常に以て及ばずと爲し、毎々往來して資益あるを覺ゆ」といふ。房相漫遊、東北遊を共にし、嘉永六年十月松陰は長崎への往復途上熊本に立寄り、宮部等同志十數人に會見し、大いに時事を議し、遂に宮部は野口直之允を伴ひて萩に松陰を訪ひ、十一月相携へて京都に上り、相前後して江戸に赴けり。翌年正月ペリー再び來るや、宮部は松陰と共にこれを斬らんと謀りしが、その益なくして害を生ぜんことを慮りて止め、遂にその三月松陰下田踏海の事あり。この前後宮部の懇篤至らざるなし。當時宮部は又藩老米田是容(長岡監物)に時務策を獻じ、大いにその感賞を得たるも、藩吏爲すある能はず、遂に國に歸りて又世と交らず。文久二年十一月長州の土屋蕭海先づ來り、尋いで十二月出羽の清川八郎來りて時事の切迫を說くや、再び起ちて京都に上り、長藩邸に寓して公卿列藩の志士の間に活躍し、程なく西下して薩摩に赴き有馬新七等と議し、歸藩して意見封事を上る。藩主その弟長岡護美をして禁闕警衞の下心にて兵を率ゐて上らしむ、宮部その中に在り。明年二月一旦歸國せるに、京都より御親兵を徵せらる、宮部又入京し、諸國より應徵の兵

の總督となる。攘夷親征の擧まさに行はれんとして八月朝議一變し、七卿長州に下るや、宮部亦隨ひて三田尻に赴く。翌元治元年長藩主の雪寃に盡力せんため、密かに京都に上り吉田稔麿等と池田屋に密議中、新撰組に襲はれて自刃す、六月五日の夜なり。享年四十五。明治二十四年正四位を贈らる。

鼎藏の弟春藏始めは大助と云ふ、名は增正。文久三年國を去りて長藩に赴き國事に奔走し、翌元治元年禁門の變にも長藩に加はりしが戰利あらず、眞木和泉等と共に天王山に登り自刃す、享年二十六。明治三十五年正五位を贈らる。

第二卷一二五頁　第三卷四三八頁　第四卷四七・一〇四頁　第七卷三四三頁　第八卷第二三・二八・四二・一一一號　第九卷第三〇〇・三一二號　第十卷九四以下・一七三以下・東北遊日記・四一一以下・四一七・四二一頁以下

宮本尙一郎

名は元球、字は仲笏、茶村又水雲と號す、常陸國行方郡潮來に生る。壯時江戸に到り山本北山に學び、歸鄕の後里正となり鄕士に列せらる。弘化元年藩主齊昭幕譴を蒙るや、領內

の義民を募り馳せて江戸に至り寃を訴ふ、爲めに藩獄に投ぜらる。在囚三年、赦されて後専ら著述を事とす。松陰が嘉永五年正月、水戸附近を歴遊して湖來に至り、宮本家に一泊したるはこの頃なり。松陰は庄一郎と記せり。常陸史料三十五巻・關城繹史等成るや、藩主これを嘉して賞を賜ふ。文久二年六月二十五日歿す、享年七十。明治四十年正五位を贈らる。

第十卷二一二頁

ム

三好貫之助　關鐵之助を見よ

村田清風

通稱は初め龜之助、次いで新左衞門・四郎左衞門、後織部と改む、名は順之・將之、後に清風、字は穆夫、號に東陽・梅堂・松齋・靜翁・炎々翁等あり。天明三年四月二十六日長門三隅村澤江(さはえ)に生る。世々長州藩に仕ふ。文化五年二十六歳にして藩主齊房の近侍となり

てより安政二年迄殆ど五十年間、五代の藩主に歷仕して次第に要職に進み治績最も顯著なり。財政民政兵制學制に於ける改革施設枚擧に遑あらず、殊に藩主敬親との間に於ける水魚の關係はよく藩に先んじて庶政を更張し、士氣を作興し、以て將來に備ふることを得たり。清風は長藩近代の大政治家にして、改革進歩派の領袖として後進崇敬の的たり。松陰も青年時代に清風に見えたることあり、深くその人物に敬服す。清風亦松陰に囑望し鼓舞激勵したり。安政二年五月二十六日歿す、享年七十三。明治二十四年正四位を贈らる。

第四卷四九頁　第七卷一三六頁　第八卷第八・一八五號　第十一卷一四八頁

村田巳三郎

後に氏壽と云ひ、字は子愼、戇堂と號す、文政四年生る。越前藩士食祿四百五十石を受く。安政元年米艦再來の際は江戶に在りて大久保一翁・藤田東湖・長岡監物等と共に奔走周旋す、松陰と交りしはこの時なるべし。第八卷第一〇四號松陰より村田宛の書簡はよく當時の關係を說明す。安政四年橫井小楠招聘の爲め肥後に使す。文久二年藩主幕府の政事總裁たるを以て從ひてこれを輔く。元治元年禁門の變に防戰して傷つく。慶應三年王政復古に

盡す。明治維新には會津征討軍參軍たり、明治二年福井藩參政・大參事、岐阜縣權令・內務大丞兼警保頭に歷任し、後官を辭して家に在り。明治三十一年八月特旨を以て從四位に敍せられ、翌年五月八日歿す、享年七十九。

第八卷第九八・一〇四號

モ

毛利敬親

幼名は猷之進・敎明、後に敬親と改む、天保八年將軍家慶の偏諱を賜はり慶親と改め、元治元年敬親に復す、諡して忠正公といふ。文政二年二月十日毛利藩主齊元の第一子として江戶麻布邸に生る。四年五月萩に移る。天保八年十九歲の四月藩主齊廣の後を嗣ぐ、從四位下に敍し、侍從に任じ、大膳大夫を兼ぬ。時に藩主の喪相繼ぎ、天災これに加はり士民窮乏す。敬親躬を以て簡素節儉の範を示し、大いに庶政の更張を企つ。天保十二年江戶藩邸に有備館を設けて、更番祇役する藩士の文武敎育所とす。十四年村田清風の議を用ひて城東羽賀臺に大操練を行ひてこれを檢閱し、士氣の作興と武備の充實を期す。弘化三年四

月治績顯著なりとして將軍鞍鐙を賞與す。嘉永二年規模壯大なる新明倫館成る。嘉永六年米艦浦賀に來るや、幕命を受けて三浦半島を警備す。安政三年山田亦介に命じて洋型船丙辰丸を建造せしむ。五年相州警衛を止めて兵庫警備に任ず。この年八月密勅を拜す。これより益〻皇室のために力を致し、文久三年三四月の賀茂社・石清水行幸の如き皆その奏請する所なり。五月金一萬兩を朝廷に獻ず。又同月馬關に於て外艦砲擊をなし天下の攘夷に率先し、次いで大和行幸攘夷御親征のことあらんとして朝議一變し、八月十八日長藩の堺町門警衛を罷め、敬親父子の入京を禁じ、三條實美以下七卿西下して長州に假寓す。翌元治元年長藩士、藩主父子の寃を訴へんため入京を請へども許されず、遂に君側の奸を除かんとて七月十九日禁門の變となり、戰敗れて諸軍歸國す。而も幕府は朝命により長州征伐の軍令を發せり。八月四日には馬關に來襲せる英佛蘭米の軍艦十八隻と戰ひ、又利あらず、遂に和を講ず、まことに未曾有の難局なり。ここに於て藩內恭順派の迫るところとなり、三家老に自刃を命じ、重臣數名を斬りて罪を朝廷及び幕府に謝す。然れども事甚だ卑屈に出づとして高杉晋作等は慶應元年正月兵を擧げ、恭順派を一掃して藩論を統一す。幕府再び長州征伐を命ずるに及びて、長藩は四境に幕軍を受けたれども連戰皆捷つことを得たり。

三年正月朝廷大喪を以て兵を解かしめ、敬親先年褫はれたる官位を復せらる。明治二年正月薩摩・土佐藩主と共に藩籍を奉還し、四年三月二十八日病みて薨ず、享年五十三。四月從一位に敍せらる、明治三十四年正一位を贈らる。大正九年敬親を祀れる野田神社を別格官幣社に列せらる。

松陰は十一歳にしてこの藩主の前に兵書を講じ、爾來屢〻進講を命ぜらる。嘉永四年正月には山鹿流兵學の奥義を傳授し恩賞を受く。同年十二月東北遊のため亡命するや、藩主は國の寶を失へりと歎き、後松陰の諸國遊歴を願出でしむ。又安政五年家老益田彈正に命じて特に松陰の言論を壓迫せざらしむ。かくして松陰の生涯は、一面よりすればこの藩主の知遇に感激し、長藩をして勤皇の第一藩たらしむべく常に論究し、率直に建白し、又その事に膺る人物を養成し、以て知遇に對へんとせるに終始すともいふべし。

第一卷武教全書講章・上書三卷・將及私言　第二卷一〇頁　第五卷戊午文稿狂夫之言・急務四條・意見書類　第六卷二九四頁　第九卷第四八五號　第十一卷四〇四頁以下

默霖

幼名釆女(うねめ)、僧名は覺了又は鶴梁、號には默霖・史狂・王民・梅(楳)溪(谿)・雪溪(谿)・雪卿などあり、慶應二年還俗後は宇都宮姓を冒し、名を雄綱、字を絢夫(文雄)、通稱を眞名介といへり。文政七年十月安藝長濱に生る。彼れは私生子として母の手に育てられしが、具さに世路の艱難を嘗めつつ僧侶としての修行をなし、後諸國を遍歷し十八歲にして聾となり、二十二歲の時本願寺の僧籍に入る。これより先き十七歲の時菊を詠じて天家の號となし、皇室の衰微を嘆き、勤皇の志を立て、後天下の名儒志士を求めて四十餘國に三千餘人を訪ふと自ら言へり。嘉永四五年頃より已に討幕論を懷きしも容易に人に語らず、漢詩に巧なる奇僧を以て目せらる。安政五年七月頃一度捕はれ、その著述七十餘卷を焚かれたるも、方外の故を以て免され、その後長州藩士と活動を共にし京都に潛入したることあり、慶應二年三月長藩の儒籍に列す。四月廣島にて捕へられ投獄、明治二年免されて大阪府貫屬となり、功勞により終身三人扶持を賜ふ。六年二月湊川神社權宮司、同四月男山八幡宮禰宜に轉じ、間もなく罷む。十年頃長濱に歸り、大藏經和譯の願を發し約十年を費して百數十卷を脫稿せり。二十年頃より吳市の澤原家に引取られ諸方を遍歷し、晩年には全く同家に在り。三十年九月十五日歿す、享年七十四。大正五年從五位を贈らる。

松陰は安政二年九月野山獄にある時、萩を訪れたる默霖と文通をはじめ、翌年八月は幽室にありて激烈なる論爭の書簡を交換したり。松陰の文稿中には默霖が批評を加へたるもの少なからず、思想的にも啓發を受け終身畏敬の情を寄せたりしも終に面會したることなし。

第四卷七二・八一・一六六・一六九頁　第六卷二一〇頁　第八卷第二〇六・二三四—二三九號　第九卷第六二六號

森鐵之助

名は紳、又縝、大和國高市郡越智の人、本姓米田氏。幼より學を好み、儒を以て世に立たんとせしも父母許さず、十七八歲の頃亡命して大阪に至り、篠崎小竹の門に入り、數年にして鄕に歸り、母の姓をつぐ。次いで谷三山の門に入り講筵に列すること二十餘年なりき。「字義訓詁に明なること京阪には敵手なからん」と三山はいへり。嘉永の末大和國田井莊に寓し子弟に敎ふ。慶應の初め、河內狹山侯に仕へ、優遇せられて士班に列す。明治六年七月歿す、享年六十一。

松陰は嘉永六年四月、谷三山の紹介によりて田井莊の家を訪ひ、滯在數日孫子の訓詁を論

じたり。

第十卷三六六頁

森田節齋

名は益、字は謙藏、號は節齋・五城愚庵・山外節翁等あり、文化八年冬大和八木の醫師文庵の子として生る。十一歳にして父を喪ふ。文政八年八月より京師にて猪飼敬所・頼山陽に從學すること四年、文政十二年九月江戸に遊び、昌平黌に入りて在學すること三年、天保四年より備中淺口郡上成村に在り、同九年四月母の歿する前後歸國せるも概ねここに在り、枕流塾を開きて教ふ。弘化元年居を京都三條街にうつし教授す。仁和寺法親王屢〻顧臨を賜ひ、文酒の交を辱くし、居ること六年、遂に諸侯の徵聘に應ぜざりしといふ。嘉永六年頃は大和五條にあり、安政二年には備中の倉敷に赴き、半歳の後備後國沼隈郡藤江村に移り、山路機谷の好意により推敲塾を起し、居ること五年、萬延元年姫路に行きしも再び藤江村に歸り、文久元年三月倉敷に轉じ、廣江又兵衞の學舍にて教授すること四年、慶應元年大和に歸り、次いで紀伊に隱れ、那賀郡荒見村の門下北氏に寓す。明治元年痢を病

み、その七月二十六日歿す、享年五十八。彼れは直接時事には活動せざりしも、その文章を以て正氣を鼓舞し、又藩主老臣に建白して時務を論ぜり。著述に桑梓景賢錄・竹窓夏課及び餘稿・節齋文稿等あり。明治四十一年從四位を贈らる。

松陰は江帾五郎との關係より嘉永六年二月節齋を訪ひ同年四月まで從學し、大いに漢文學につき啓發をうけ、一時はこの方面に於て世に立たんかとまで迷ひし程なり。この年十二月京都に於て見えし時は節齋を志士としては疎豪無策なりと評せしも、爾後時々文通ありしが如し。

第八卷第六七・九八・九九號　第九卷第三二〇號　第十卷三二二・三五七頁以下　第十二卷一九七頁

森田忠助　附豐吉

長門國阿武郡黑川村（今福川村）の豪農にて、その先は鄕士なりしも後農となる、代々庄屋を勤め苗字帶刀を許さる。忠助名は應信、通稱また長右衞門と云ふ、文化三年生る。德地（とくぢ）の富永家より入りて森田氏を繼ぐ。その配は森田伊右衞門賴寛（文政六年歿す）の長女にして、賴寛の第四

女は卽ち松陰の養母久滿なり。忠助農事に精しく且つ氣概あり、松陰の幼より敬慕せしところにして往復特に繁く、晩年に至る迄變ることなかりき。屛居中も夜中竊かに訪れし事ありと云ふ。松陰の遺墨の外、松陰十一歳の頃讀みしといふ屛風の詩及び忠助との密話の室等今尙ほ存す。武教全書講錄中松陰が貴穀賤金說を以て「老農森田忠助に質」し、その說により「豁然として穀値下落の害を悟れり」とあるはこの人の事なり。慶應二年公卿澤宣嘉大井村蟄居中御內用掛申付けらる。同年九月二十一日歿す、享年六十一。

豐吉は忠助の子なり、天保九年生る。名は賴信、通稱を後に猪助と改む。松陰と相親しく、吉日錄に櫨樹栽培に就きての問答を記せり。明治以後村政及び郡政に與りて功多し。大正三年歿す、享年七十七。

第四卷二五三・二八三頁　第八卷第二二五號　第十一卷一二六頁

守永彌右衞門

長藩士、荻野流砲術家にして、弘化三年十七歳の時松陰はこの人に從學せり。守永も亦嘉永二年松陰の兵學門下たりしも深交あるに非ず。松陰後に佐久間象山に西洋砲術を學びて

より、守永の固陋を長藩のために惜しむに至れり。慶應の頃荻野隊總督たりしことあるも、經歷詳かならず。

第二卷一九三頁　第八卷第八九號　第十一卷三九三・四一六頁

ヤ

安田孫太郎

名は直方、安政五年十二月松陰野山獄に投ぜらるる時、獄まで見送れる門人中にこの名見え、又松陰東行送別の詩あれば、門人たること疑なけれども、その他知らるるところなし。

第五卷三五九頁　第十一卷二三七頁

安富惣輔

名は常一、字は君儀、長門吉田の出身なり。安政五年末松陰野山獄に投ぜらるるや常一亦先だちて在り。乃ち司獄福川犀之助の弟なる高橋藤之進と共に松陰より教を受けたり。二月末大島に流されたるも、松陰と謀り野村和作の伏見要駕策に使したるを追はんとして果

さず。その後の經歷不明なり。維新後實業界に入りしといふ。

第六卷五八・一一五以下・二七三頁　第九卷第四五五・五〇五・五三〇號

安元杜預藏

名は遜、字は俏言、猶龍と號す、大和郡山の士、森田節齋の門人なり。嘉永六年冬郡山侯沿海の警備を命ぜらるるや、翌年正月命を受けて發し、江戸に赴きて病に罹る、一旦癒えたるも復た病み、同年六月歿す、享年二十七。

松陰は嘉永六年五月、節齋の紹介によりて訪問せり。

第八卷第七二號　第九卷第三二〇號

梁川星巖

名は孟緯、字は公圖又は無象、初めの名は卯、字は俏兎、新十郎と稱す、星巖はその號、又天谷・百峯・老龍庵の號あり。美濃安八郡曾根村の人、幼より學に就く。十五歲の時江戸に出で、古賀精里・山本北山に學ぶ、幾くもなく鄕に歸る。二十二歲再び江戸に出で、

北山の門に入る。後ち妻紅蘭と共に四方を遊歴すること二十年、天保五年神田柳原の北隅お玉ヶ池附近に玉池吟社を興し詩名天下に鳴る。弘化二年京の東北鴨川の上に鴨沂小隱を建つ。星巖もと慷慨の志あり。安政五年の秋、閣老間部詮勝幕命を奉じて京都に上り、勤皇攘夷の士を彈壓せんとするの風評あり、星巖慷慨し漢詩二十五首を作り時弊を譏る。已にして病に罹り、この年九月遂に歿す、享年七十。歿後三日尊攘諸家捕へられ、妻紅蘭も亦捕へらる。後赦されて明治十二年三月歿す。星巖は明治二十四年正四位を贈らる。松陰は嘉永六年十月、同十二月京都に於て星巖に面會し、後安政五年五六月の頃對策・愚論・續愚論等を贈りしに、星巖はこれを孝明天皇乙夜の覽に供せり。

第五卷二六七頁　第八卷第九七・九八號　第九卷第三二三・三二六・三二七・三三九・三六五號
第十卷四〇五頁

矢野長九郎　（弓削三之允）

水戸藩士、幼より武術を好む。年十八にして徒士目附となる。藩主德川齊昭幕譴を蒙るや、その雪寃に盡力す。安政三年矢倉奉行、五年水戸に密勅降下の際、同志と共に列藩遊說の

途に上る。乃ち姓名を弓削三之允と變じ、關鐵之助と共に山陽の諸藩を訪ひ、萩に來りしはその十二月二十九日なり。然るに藩府恐れてこれを忌避す。松陰これを聞き門弟をして策せしめたれども及ばず、遂に要領を得ずして翌年正月七日去る。後九州に赴き三閏月にして東に歸る。爾來勅旨遵奉の議を主張し、櫻田・坂下の義擧を助け、文久二年夏勅使大原重德の東下に方り、幕政改革藩論一致の爲めまさに爲すあらんとして奔走中、病に罹りて歿す、享年三十九。大正四年正五位を贈らる。

第九卷第四三一・四三三・四三六號

山鹿素水

名は高補、通稱は八郎左衞門、素水はその號なり。津輕の人にして平戶の山鹿家と共に山鹿流兵學の宗家なり。江戶に出でて家學を敎ぶ。松陰は嘉永四年江戶遊學中從學せり。その著「練兵說略」には宮部鼎藏・長原武と共に松陰の序文もあり。松陰當時素水を評して「學術なしと雖も、才性人に過ぎ、能く家學を講究す」といへるも、後嘉永六年に至りてはその人を卑なりと見るに至れり。

第二卷一二五・一二九頁　第八卷第二〇・四六・八七號　第十卷一七三頁以下

山鹿萬介

幼名藤五郎、名は高紹、巖泉と號す。文政二年平戸に生る、藩士平馬（名は義都）の五男なり。少にして山鹿の宗家に入りて嗣となり、家學を以て藩に仕ふ、家老格なり。安政三年十月四日歿す、享年三十八。

松陰は嘉永三年九月平戸に遊學し、葉山佐內及び萬介の門に入りて修學せり。

第八卷第三・七號　第十卷三六頁以下　第十一卷三九七頁

山縣小輔

後の公爵山縣有朋、幼名辰之助、次いで小助・小輔・有朋と改む、千束・狂介は通稱なり、素狂・含雪・芽城・椿山莊主等の號あり。萩に生る。父は三郎といひ藩の輕卒なり。早くより文武に志し大いに努力す。安政五年十九歳の七月、藩命により松下村塾徒杉山松介・伊藤利助・同傳之助・岡千吉等と京都の情況偵察に赴く。京都に於て久坂玄瑞に識られ、

その紹介によりて九月歸國後松下村塾に入る。不幸にして松陰再び投獄せられ、師事すること久しからず。山縣はその後國事に奔走せるも、その名を知らるるに至りしは、慶應元年高杉晉作の奇兵隊に軍監となり、遂に藩論統一の偉業を成就せしめたる頃よりなり。維新の際越後口に出征して參謀たり。次いで歐洲を視察し歸朝後陸軍中將に任ぜられ、尋いで陸軍卿となり、爾來我が國軍政の首班として國事の衝に當る。二十七八年戰役には第一軍司令官、三十七八年戰役には參謀總長たり。或は樞密院に議長たり、或は内閣の一員となり、又その首班たり。明治大正時代を通じて重臣の一人なりしこと遍く人の知る所なり。明治十七年華族に列せられ伯爵、二十八年侯爵、四十年公爵を授けらる。大正十一年二月一日歿す、享年八十五。國葬を賜ふ。

第五卷二二一頁　第六卷一二六頁　第九卷第三六四號

山縣太華

名は禎、字は文祥、通稱は半七、もと周防吉敷郡天華村に生れ、後山縣氏を繼ぐ。初め筑前の龜井道載に徂徠學を受け、後江戶に赴き林家に入りて宋學に轉ず。これより先き文化

七年明倫館學頭助役、九年側儒、學頭兼勤を命ぜらる。十四年世子齊廣に句讀す、文政七年側儒專任に復す。天保六年正月學頭となり、嘉永二年新明倫館落成し規模學制大いに整ふ、太華の功最も多きに居る。翌年十二月學頭を免ぜらる。四年藩命により四書集註の訓點を改む。五年隱居し、慶應二年八月歿す、享年八十六。その著國史纂論は有名なり。松陰は嘗て兵學師範として太華の下に明倫館に教へたり。安政二年「講孟餘話」の批評を乞ひ、その國體論全く相容れざるを明かに知るに至る。

第三卷講孟餘話附錄評語　第四卷七五頁　第八卷第二六號　第十一卷一二八・一三七頁

山縣半藏（宍戸璣）

萩郊外松本村の安田直溫の第三子、幼名を辰之助、名を子誠といひ、松陰等とともに玉木文之進の塾に學ぶ。後嘉永元年山縣太華の養子となり、通稱を半藏、名を衡、字を世璣と改む、號を潮坪といふ。天保十四年松陰の兵學門下たり、二十歲頃までは松陰と親しく交りしが如きも、その後養父の國體論を奉ずるを以て、松陰はその人物の優れたるを認めながらも、交友關係は疎遠となれり。嘉永六年幕吏に隨ひて樺太・蝦夷を巡視す。安政以來

四方の志士と交り、國事に奔走し、尋いで世子の侍講となる。慶應元年幕府の長州問罪使廣島に來るや、宍戸備後介と改名し、中老格として差遣を命ぜられ、廣島に於て陳情辯疏大いに努む。然れども幕吏のため一時拘幽せられ、後放還せらる。功に依り別に祿を給し、遂に宍戸氏を稱す。維新後山口藩權大參事に任ぜられ、刑部少輔・司法少輔・同大輔を經て駐清特命全權公使となる。明治二十年子爵を授けられ、貴族院議員に勅選せらる。三十四月十月一日歿す、享年七十四。從二位を贈らる。

第一卷一八九頁　第四卷七八頁　第五卷三一六頁　第八卷第六一・八九・二一五號　第九卷第三八〇號　第十一卷一三一以下・四一五頁

山田市之允

名は初め顯孝、後に顯義、號を空齋・養浩齋・不抜・韓峯山人等といふ、長藩士顯行の子なり。幼より和漢の書を好み、安政五年十五歳にして松下村塾に入る。年尚ほ少く且つ從學久しからざりしも、後年松陰を追慕すること他の門生に讓らず、文久元年末の「一燈錢申合」に參加し、翌年の攘夷血盟にも加はり、勤皇の大義を唱へ京攝の間に奔走す。文久

三年冬歸國して狙擊隊を結成し、自らその長となる。元治元年再び東上し、七月禁門の變に加はり、九月馬關の聯合艦隊來襲に出陣す。慶應元年高杉晉作等の正議に與し御楯隊司令として活動し、四境戰爭にも奮戰す、後整武隊總督たり。戊辰の役には副參謀又は參謀として各地に轉戰し、陸海軍參謀となり五稜郭を攻む。明治二年兵部大丞に任じ、三年大阪に兵學校を設けてこれに教へ、四年陸軍少將に任ず。幾くもなく岩倉大使一行に加はりて歐米各國に歷遊、七年司法大輔を兼ぬ。十年西南の役に官軍を率ゐ用兵神の如しと稱せらる、功により中將に進み勳一等を賜ふ。十二年參議兼工部卿、十六年司法卿となり諸種の法典を制定す。正二位に敍せられ、十七年伯爵を授けらる。二十三年貴族院議員に勅選せられ、翌年病を以て辭す、後樞密顧問官に任ぜらる。二十五年十一月歿す、享年四十九。

第七卷二三一頁　第十一卷四二二頁

山田宇右衞門

名は賴毅、號を治心氣齋又は星山といふ。長藩士なり、食祿百石。文化十年周防國上關に生る、實は藩士增野茂左衞門の三男なり。文化十四年入りて山田家を嗣ぐ。吉田大助門下

の高足にして、松陰の幼少時は後見人として教へ、且つ亦家學の代理教授をもなせり。松陰の教育には最も力を竭して將來の方向を與ふ。松陰亦その人物識見に敬服し、終世その上に駕出すること能はずといへり。安政元年二月浦賀戍衛總奉行の手元役、二年三月長崎薩摩に使す、後周防德地の代官たり。文久元年五月英國軍艦馬關に碇泊するや山田亦介と共に出張す。二年參政に擧げられ、八月學習院用掛として上京し、勤皇の事に鞅掌す、已にして歸國しまた參政となる。三年奥阿武の代官、慶應元年正月表番頭格に進み兵學校教授となり、二月參政に復し教授を兼ぬ。當時恭順派失政の後を受けて大いに藩政を改革し、兵備を擴張して幕兵の來攻を待つ。翌年四境戰爭に大勝を得たるは山田の功多きに居る。五月撫育方用掛を兼ね、三年六月民政方改正掛となり、十一月十一日歿す、享年五十五。明治三十一年正四位を贈らる。

第一卷一六二頁　第三卷四九六頁　第四卷一五〇・三八五頁　第八卷第三八・四九・六二號　第十一卷一一八頁

山田亦介

幼名は卯七郎、名は初め實之・憲之、後に公章と改む、愛山又は含章齋・杞國迂叟等と號す。長藩士食祿百四十二石。村田清風の甥なり。文武に通じ、特に長沼流兵學の奥義を究む。天保七年藩主齊廣の近侍となり、十年密用方祐筆となり海寇手當方を兼ぬ。その後弘化・嘉永の間海防の事に盡力して功あり。嘉永五年古賀侗庵の「海防臆測」を得、その深謀遠識に服してこれを活刷し同志に頒つ。事忌諱に觸れ、七月二十五日屛居を命ぜられ、祿の半ばを削りて子鶴太郎に家督を繼がしむ。安政五年七月再び起用せられ、造艦鑄砲の事を管し、爾後長藩の兵制改革にあたり、來原良藏等と西洋式を參酌して新編制をなす。萬延元年洋式砲礦を鑄、軍艦(庚申丸)の建造を督す。文久年間に至りては京都・江戸に奔走して王事に盡し、或は學習院に出仕し、或は火輪船壬戌丸を購求してその奉行となり、或は遠近差引方頭人兼祐筆となり更に手當方頭人をも兼ぬ。元治元年禁門の變後恭順派の爲めに家に幽せられ尋いで投獄、十二月十九日斬に處せらる、享年五十六。野山十一烈士の一人なり。明治二十四年正四位を贈らる。

山田は松陰の養父大助の盟友にして、松陰は十六歲の時長沼流兵學をこの人によりて兼修し、又世界の大勢に着眼すべきことを教へられたり。

第五巻二一六頁　第九巻三四四號　第十一巻三九二頁

山根孝仲

萩にて眼科醫を業とせる山根文季の從子にして、安政五年中松下村塾にありしも、その後の經歴明かならず。後萩にて眼科醫として知らる。故代議士山根正次の父なり。

第五巻二六〇頁　第十二巻三七二頁

山根武次郎

安政五年八月松陰の兵學門下となりしも、その後明倫館にて學ぶ。時々松下村塾にても教を受けたりしが、深き關係はなかりしものの如し。

第七巻二三四頁　第九巻第三二九・三九五號　第十一巻一六〇以下・四二一頁

山本多右衞門

名は義著(よしあきら)、大垣藩士なり。文政六年生る。家世〻山鹿流兵學師範を職とす。幼にして父に

學び長じて江戸の山鹿素水に從學す。嘉永六年五月、松陰東下の途次大垣に訪ひ、談話少時にして去る。蓋し長原武の友人にして、松陰このとき初會にあらざらん。爾後多右衛門も亦江戸に來りて主として西洋兵學を修む。この間交際の情を審かにする能はざるも、安政二年松陰の外弟久保淸太郎江戸に役するにあたり、「大垣生山本某多右衛門も亦山鹿氏の學を修むる者、蓋し志士なり、鳥山確齋に御尋ね成さるべく候」と紹介せるを見れば、相當相識の間にして、所謂鳥山の梁山泊以來の同志なるが如し。多右衛門後佐竹姓を冒す。明治戊辰の役大垣藩東山道の先鋒を命ぜらるるや、率先軍に從ひ、四方に轉戰して功ありしも、遂にその九月會津若松城攻撃の際、激戰奮鬪敵彈に中りて歿す、享年四十六。

第八卷　第一七七號　第十卷三七四頁

ユ

弓削三之允　矢野長九郎を見よ

宥長

幼名澁木虎吉、文政二年越後國西蒲原郡粟生津村の農家に生る。幼にして僧となり叔父宥善の後を繼ぎ、宥長と改名し嘯虎と號す。眞言宗に屬す。後住職問題に就き奸僧の陷るるところとなり、殺人罪の嫌疑を以て江戸獄に在ること十數年、この間松陰を始め、佐久間象山・日下部伊三次・僧信海・藤森弘菴等の志士大いに好意を受けたり。安政六年九月免されて獄を出で愛宕下圓福寺に預けられ、後武州熊谷一乘院の華藏院住職となる。明治初年藥師神社の神官となり、名を中村政長と改む。晩年兼ねて寺子屋を開き村童に教ふ。明治二十四年歿す、享年七十三。

第九卷第五九六・六〇四・六〇五・六〇七號

ヨ

横井小楠

名は時存、字は子操、通稱平四郎、號は小楠或は沼山、文化六年八月十三日熊本に生る。幼より文武に勵み、天保八年二十九歳の時擢んでられて藩學學舍の長となる。越えて二年江戸に入り昌平黌に學ぶ、翌年歸りて學を講ず。經義を講明し、格物致知の訓を啓き、大

いに道義の學を唱へ、事專ら實用に適するをつとむ。嘉永四年四十三歳にして中國畿内を經て北陸に遊び、京師にて諸名士と交る。安政元年兄時明病みて去りしかば、嗣子を助けて祿百五十石を嗣ぐ。この年富國論を著はす。翌年越前侯に聘せられたり。文久二年越前侯幕府總裁職となるや、又聘せられて江戸に赴き幕政に與り、翌年國に歸る。明治元年三月徵士の命を奉じ京師に赴きて制度局判事に任じ、從四位に敍せられ、參與職を拜す。明治二年一月五日、朝廷よりの歸途暗殺せらる、享年六十一。

松陰は嘉永六年十月第二回熊本旅行に際し面談す。これより先き嘉永四年八月頃宮部鼎藏の紹介にて、小楠萩に遊びし時は松陰の不在中なりしも、實家杉氏を訪へり。

第八卷第二二・三四・九四號　第九卷第三〇〇・三一二號　第十卷四一一頁以下

横山重五郎

名は潔晴、後に通稱を幾太と改む、號を郁道又は孤松と云ふ。天保十二年に生る。長藩士、代々食祿八十二石、萩郊外上野に住む。安政四年十七歳のとき松陰の門に入り、後には同志を松本村の上野なる自宅に集めて勉學す。松陰これを一敵國なりと言ひて喜べり。後江

戸に出で安井息軒に學び、歸國後は主に藩校明倫館の教授に從事す。維新前大津郡代官となり、明治初年に福井縣學務課長兼中學校長たりしことあり。後山口縣に歸り、大津郡郡長たりしこと前後合せて十八年に及べり。功により從六位に敍せらる。明治三十九年歿す、享年六十六。

第四卷三八六頁　第九卷第三二四號　第十一卷四二一頁　第十二卷一八六・二〇三頁

吉田榮太郎

名は秀實、字は無逸、後に稔麿（年譜・年九）といふ、松里久輔・同勇・松村小介・關口敬之介は一時の變名、號は風萍軒、足輕淸内の長男にして、吉田姓を自稱す。天保十二年正月二十日生る。久保五郎左衞門の松下村塾に入り勉學、嘉永六年十三歳にして江戸に下り、藩邸の小者として仕へ、萩と江戸とに往復すること數度、家計のために志を伸ばすこと能はざるを恨みつつ、私かに文武の業に勉めたり。安政三年十六歳の十一月二十五日、初めて幽室の松陰に教を乞ふ。翌年九月江戸に下りて記錄所の胥徒となるまで、增野德民・松浦松洞等と協力して松陰の塾を盛ならしむるに與つて力あり。松陰もまた彼れを愛し大いに囑

望するところあり、識見と才智ある俊英にして高杉・久坂・入江と併せて松下村塾の四天王と稱せらる。同五年十一月頃歸國せるに、當時塾に於ては間部老中要撃の計畫あり、彼れもその血盟に加はる。松陰投獄の命下るや、他の七生と共にその罪名論に奔走して家囚となる。この事ありて以來彼れは松陰はじめ同門弟とも交を絶ちて沈默し、一時松陰さへその心死を疑ひしほどなり。松陰の刑死を聞きて、心喪に服すること百日なれども遂に出でず。松陰刑死の月胥徒となり、翌萬延元年兵庫警衞の御番手として出張、その十月亡命して江戸に出で、旗本の士妻木田宮の使用人となり、次第に重用せらるるに至る。蓋し心中深く期するところありしならん。然るに時勢の變に伴ひ江戸に在るの要なしと認め、文久二年七月京都に上り藩の世子に見え罪を乞ふ。世子罪せずして歸參を許す。その十月十七日京都に於ける松陰慰靈祭には松門の烈士と共に參列、これより彼れの活動始まる。十一月肥後に使し、翌三年正月攘夷血盟に加はり、二月江戸に使し、四月攘夷期限を五月十日と定めらるるや、久坂玄瑞等と共に馬關に歸り、急用を以て野村和作と京都に派遣せられ、七月五日には吉田松陰に從學し尊攘の正義を辨知し心得宜しきを以て士分に準じ名字を許さる。時に馬關の攘夷一件より幕府と長藩との關係圓滑ならず、吉田はこの間江戸・

京都・山口に往復して、縦横の奇才を揮ふを得たり。これ蓋し前年幕臣の使用人たりし效果なり。元治元年六月五日京都三條の旅館池田屋に於て長藩及び諸藩の志士と密議中、新撰組浪士に襲はれ、奮戰せしも重傷を負ひ、長藩邸の門まで歸り來りて自刃す、享年二十四。明治二十四年從四位を贈らる。

第五卷二九七・三〇〇・三三八・三四〇・三四五・三八三頁　第五卷一七七・三一九・三二四・三四七以下・四四二頁　第六卷一二三・一四七・一五四頁　第七卷一六六・一七三・一七四・一八八・一九二・二四五頁　第八卷第二八一・二八四―二八六號　第九卷第五八五・六一二號　第十一卷四八以下・九一以下・一〇五以下・三三〇頁

吉田久滿（里）

吉田大助賢良の妻卽ち松陰の養母なり。長門國阿武郡黑川村（今福川村）の豪農森田伊右衛門賴寛の第四女にして、松陰の書（丁巳幽室文稿吉田氏略敍）に森田賴久女とあるは誤りなり。賴久は久滿の祖父に當る。久滿家格の關係にて姻戚久保五郎左衛門久成の養女として天保三年大助に嫁す。爾後名を里と改めたるが如し。天保六年夫大助（二十九歲）の歿するや、節を守りて森田家に寄寓

す。松陰の書に黒川北堂とあるはこの人なり。その後屢〻松陰及び杉家を訪ひ爲めに盡すところ多し。殊に松陰入獄中は憂慮盡力一方ならず、例へば松陰より久滿宛の書に、「けつこうの品御惠み遣はされ、人やの寒さ相しのぎ御禮申し盡し難く存じ上げ候」とあるが如きこれなり。松陰の歿するや墓參を缺かさず、法事を自家に營み供養に力めたり。明治五年十一月二十八日(太陽暦)歿す、享年五十九か六十。

第四卷二八三頁　第八卷第一五・一八・一九・二二・一二七・一三一・一四一・一五九・一六一・二〇四・二二五號　第九卷第六二一號　第十二卷杉恬齋先生傳

吉田大助　杉恬齋先生傳を見よ

吉村善作

名は行昭、字は明卿、號は五明庵・花廼舎・顯龍などあり。安政元年松陰野山獄に繋がれし時の同囚にして、當時四十七歲、在獄五年なり。嘗て寺子屋の師匠たりしことあり。俳諧を善くするを以て、遂に松陰の獄中教化運動に斯の道を以て協力するに至る。後松陰は

富永有隣と共に松下村塾の師たらしめんとの意ありしも果さず。安政三年十月免獄、藍島に流さる。その後の消息明かならず。

第二卷賞月雅草・獄中俳諧・寃魂慰草　第四卷七八・一二五頁　第七卷三九五頁　第八卷第一九二・二四六號　第十一卷七三頁

ラ

羅森

支那廣東の人にしてペリーの坐乘艦に通詞たり。松陰夙にその名を知れるを以て、下田踏海のときウヰリアムスに彼れと面會せんことを乞ひしも聽かれず、遂に會はず。松陰は彼れの著續日本日記(廻瀾貫珍中に收めらる)を讀み感慨深きものの如く、讀後の跋文あり、己未文稿に載す。

第六卷二九三頁　第十卷回顧錄三月七日の條・三月二十七夜記

レ

冷泉雅二郎（天野御民）

名は清稚、號は本清、長藩士にして歌人なる冷泉古風の子なり。天保十二年萩土原（ひぢはら）に生る。明治二年天野家に養子となり重次郎と稱せしことあり。林百非の甥なり。安政四年十七歳にして松下村塾に入り、十一月頃は岸田多門と塾に寓せり。松陰殉難後一時その存在明かならざるも、文久三年京都に在りて王事に奔走し、その四月久坂玄瑞等と共に攘夷のため馬關に下りしことは確かなり。後奇兵隊に入り器械方會計方たり、慶應元年春は御楯隊に在り、四境戰爭に從軍す。明治維新後司法官となる。晩年山口に退隱す。明治三十六年歿す、享年六十三。松下村塾零話（本卷に收む）・三十一豪傑列傳・防長正氣集・創業鑑・回顧集等の著あり。

第四卷三八一・三八六頁　第十一卷六五・二〇〇・二三九頁　第十二卷一七八・一八七頁

ワ

和田小傳次　附片野十郎

名は唯之、長藩の輕卒なり。松陰の父杉百合之助組に屬す。安政六年五月松陰東送の時撰

ばれて護送人中に加はり、懇切を盡す。また松陰の感化を受けたることも多かるべし。その後國事に奔走中、文久三年十月河上正義等と澤宣嘉を擁し、但馬生野に義擧を企て、戰備計畫中幕府の追討に會ひ、事遂に敗れ自刃す、享年二十九。明治二十一年從五位を贈らる。

片野十郎は當時十郎左衞門と云ひし人なるべし。同じく長藩の輕卒にして土谷蕭海の門人なり。松陰東送の際、杉百合之助組に屬し、護送の員に加はり、小傳次と共に松陰を好遇し、その感化を受けし事多し。後山縣等と共に國事に盡し維新後陸軍大佐となる。涙松集・縛吾集は松陰輿中に口占せるをこの二人書記せしものなりと云ふ。

第十一卷三四八頁

解　題

○宋元明鑑紀奉使抄は松陰二十七歳の安政三年に宋元資治通鑑・明朝紀事本末の二書より、朝命を受けて外朝に使し外交の任にあたつた人々の事蹟を抄録して批評を加へたものである。當時日本の國情が米露その他各國との外交問題を中心にいちじるしく紛糾し、幕府も使節を外國に遣はさんとするの議があつた際のこととて、獨立國家日本を恥かしめると否とは一に使臣の態度に關るものとの見地から著はされたもの故、勿論使臣の模範とすべき事蹟を主として拔萃してあるが、又逆に國家の體面を傷けた使臣の醜態をも載せて戒めとし、幷せて使臣たるべき資格を論じてある。殊に使臣の任務が單に外交問題の交渉討議のみでなく、敵情審索の必要あることまでを實例をとつて示してあることは、松陰の當時の持論であり、且つ下田踏海の理由もこれに他ならぬものであつたが故に、特に外國に行く使節に自分の達成出來なかつたこの目的を實現させようと欲したためである。このことは使臣派遣の目的が國體を屈してまで和せねばならぬもので絶對にないし、從つて將來一戰の場合に役立たしめるために當然要求せられることで、固より松陰の卓見である。

この書の最後に明の壬午殉難・甲申殉難の二篇の事に觸れて、その抄錄を卷尾に加へたい旨を記してあるが、如何なる理由によるものか、その目的は達成されなかつたらしい。

本書の自筆原本は傳はつてゐない。但し萩市松陰神社藏本のうちに高杉晉作筆の「春風雜錄」なるものがあり、その第四册に本書の寫本があるので、これを原本とし、「慶應四年晩春刻成」と奥附のある松下村塾藏版本を參考とした。尙ほ「春風雜錄」の帙裏には「高杉晉作の雜錄にして、奉使抄中には、先生自筆の正誤數箇所あり、奉使抄の原本不明に付き、此の本を以て手抄に次ぐものとす」と記してある。

原本は勿論漢文であるが、今回書流しに改めるに際しては、更に原典二書の他に宋史紀事本末等を參考にして、原本の甚しい誤りは訂し、又頭註によつて說明した個所もある。

○外蕃通略は幕臣近藤守重が幕府の外交文書を纂輯して一書とした「外蕃通書」より、各國との交涉の事實及び、その書式を拔萃してこれに批評を加へたもので、安政四年三月の著、原漢文である。前書に於て奉使の態度を批判したに對し、本書に於ては幕府外交文書の書式が日本國體の尊嚴を冒瀆せることを痛論して人臣外交の罪を指摘し、德川氏の潛踰と卑屈とを罵つて我が國外交の正道を明示してある。當時外交交涉が頻繁に行はれるとともに書信往復の數も非常に增加して行く情勢にあつたが故に、書式をとほして國家の體面を傷けんこと

を最もおそれた松陰の憂國の至情の迸るところ、直接に外交の任に當る幕府の罪を難詰して罪の身家に及ばんことを顧みない態度を併せ見るべきである。

　これより先き對馬の學者雨森芳洲が新井白石に書を贈つて、将軍が朝鮮への復書に日本國王と自稱するの非を論難したことがある。松陰は本書を著はして後にその事を知り、三箇月後即ち安政四年閏五月に、芳洲の國王稱號に關する書簡を寫しとつた。そして先輩が既に自分の言はんと欲するところを言ひ盡して居ると考へ、その意味を跋文に述べ、且つ芳洲の書簡原文を自著の後に附錄とした。但し論旨の透徹せることもとより芳洲も松陰に及ばぬところがある。本全集に於てはこの附錄は省略した。但し附錄に跋した松陰の文があるが、それは已にこの時代の文稿丁巳幽室文稿第四巻所載中に「雨森芳洲先生の國王稱號論跋」として收められてあるから、就いて見られたい。

　本書の自筆本は二種あり、共に萩市松陰神社に藏せられてある。一は草稿本、一は成稿淨書本、何れも表紙は澁引厚紙で、用紙は本文と跋文が常用の四百字詰半紙原稿紙である。本全集は成稿淨書本を原本とし、欄外にある山田宇右衛門の短評及び本文の同批點は省略した。本書の本文は明治二十七年吉田庫三によつて公刊せられたが、他に出版者も年代も分らぬ同內容の和裝木活版がある。幕末或は明治初年代かと思はれるが、內容の性質上匿名出版とし

たとも考へられる。なほ本書は寫本として廣く幕末志士に愛讀せられたものであることを附言しておく。

○雜纂・補遺のうち雜纂は松陰の自記で書簡にもあらず、詩歌文集にも入れがたいもの、多くは覺書と見られる程度のものを集め、年代順に排列した。補遺は本全集該當卷に洩れたもの即ち書簡三通と詩文拾遺に入るべき性質のもの一通である。

○關係雜纂はその大部分は舊全集第十卷に網羅せられてあり、本全集には全部これを割愛する豫定であつたが、そのうち特に重要なもの、即ち主として、松陰刑死當時の狀態を窺知し得るもの、家庭人としての松陰を想望し得る肉親の追憶談、村塾指導者としての松陰の姿を知るに足る門下生の談話著述の三つに限つて、一纏めにして載せた。そのうちの個々に關して解題を要するものは、その都度頭註として記して置いたから、ここには說明を省略する。

○杉恬齋先生傳以下の五篇は、夫々松陰と最も密接な關係のあつた實父杉百合之助・實母杉瀧子・叔父玉木文之進・伯父竹院和尙・實兄杉民治梅太郎の略傳にして、始めの三篇は曾孫吉田庫三編「松陰先生遺著」に載せられたもので、「太夫人實成院行狀」が杉民治編、他の二篇は吉田庫三の編である。但し本文以外の附錄は舊全集に收めるとき委員の手によつて補加せられたものである。後の伯父・兄の二つの傳は委員廣瀨豐が作製して舊全集に收めたもの

をその儘今回使用した。

○關係人物略傳は同じく舊全集編纂のとき委員玖村敏雄が作製したもので、今回委員廣瀨豐執筆のものをも若干加へた。本文初めに凡例を附したから、說明は省略する。

以上本卷には抄錄ではあるが重要な著述と見られる二篇の他に雜纂・關係人物傳を收めたが、宋元明鑑紀奉使抄・外蕃通略の漢文を國文書流しに改めること、その他の頭註等は總べて委員玖村敏雄・西川平吉が擔當した。

（岡山製本）

昭和十五年四月二十日印刷
昭和十五年四月二十五日發行

吉田松陰全集第十二卷

編纂者　山口縣教育會
右代表者　齋藤彦一

東京市神田區一ツ橋二丁目三番地
發行者　岩波茂雄

東京市神田區錦町三丁目十一番地
印刷者　白井赫太郎

東京市神田區錦町三丁目十一番地
印刷所　精興社

發行所　東京市神田區一ツ橋二丁目三番地
岩波書店

電話二一八七・一八八八番
九段(33)〜二一八九・一八八〇番
振替口座東京七四四一六番